

釜石市地域防災計画

釜石市防災会議

用語凡例

1 略 語

市 本 部	釜石市災害対策本部
消 防 本 部	釜石大槌地区行政事務組合消防本部
県 本 部	岩手県災害対策本部
県 支 部	岩手県災害対策本部釜石地方支部
市 計 画	釜石市地域防災計画
県 計 画	岩手県地域防災計画
市 本 部 長	釜石市災害対策本部長
消 防 長	釜石大槌地区行政事務組合消防本部消防長
消 防 署 長	釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署長
県 本 部 長	岩手県災害対策本部長
防 災 機 関	指定行政機関及び指定地方行政機関の長、県知事、市町村長、釜石大槌地区行政事務組合消防本部、その他地方公共団体の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
消 防 機 関	釜石大槌地区行政事務組合消防本部又は釜石市消防団
消 防 署	釜石大槌地区行政事務組合釜石消防署
消 防 隊	消防器具を装備した釜石大槌地区行政事務組合職員又は釜石市消防団の一隊
消 防 職 員	釜石大槌地区行政事務組合消防職員

2 読 替

災害対策本部が設置されていない場合の用語の読み替え

市 本 部 長	釜石市長
県 本 部 長	岩手県知事
市 副 本 部 長	釜石市副市長
市 副 本 部 長	釜石市教育長
県 支 部 長	岩手県釜石地方振興局長
本部運営部長	釜石市市民生活部長
総 務 部 長	釜石市総務企画部長
産 業 部 長	釜石市産業振興部長
建 設 部 長	釜石市建設部長
保健福祉部長	釜石市保健福祉部長
水 道 部 長	釜石市水道事業所長
文教対策部長	釜石市教育委員会教育次長

各班長、班員等についても、上記の例に準じて読み替えるものとする。

用語の統一上から災害対策基本法、災害救助法、その他法令上知事又は市長等の権限とされている事項についても、県本部長、市本部長等として計画している。

目 次

第1章 総 則

第 1 節	目 的	1
第 2 節	市民の責務	1
第 3 節	他の計画及び他の法令に基づく計画との関係	1
第 4 節	釜石市防災会議	2
第 5 節	防災機関の責務及び業務の大綱	4
第 6 節	釜石市の概況	6
第 7 節	防災対策の推進方向	8

第2章 災害予防計画

第 1 節	防災知識普及計画	9
第 2 節	自主防災組織等育成計画	10
第 3 節	防災訓練計画	11
第 4 節	気象業務整備計画	13
第 5 節	避難対策計画	14
第 6 節	防災施設等整備計画	17
第 7 節	建築物等安全確保計画	18
第 8 節	交通施設安全確保計画	20
第 9 節	ライフライン施設等安全確保計画	21
第10節	危険物施設等安全確保計画	26
第11節	水害予防計画	27
第12節	津波・高潮災害予防計画	28
第13節	土砂災害予防計画	29
第14節	火災予防計画	31
第15節	林野火災予防計画	34
第16節	農業災害予防計画	36
第17節	海上災害予防計画	37
第18節	ボランティア育成計画	38
第19節	企業等防災対策計画	40

第3章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	41
第 2 節	気象予警報等の伝達計画	50
第 3 節	通信情報計画	65
第 4 節	情報の収集・伝達計画	70
第 5 節	広報広聴計画	75
第 6 節	交通確保・輸送計画	79
第 7 節	津波・浸水対策計画	85
第 8 節	消防活動計画	87
第 9 節	水防活動計画	99
第10節	相互応援協力計画	100

第1 1 節	自衛隊災害派遣要請計画	104
第1 2 節	ボランティア活動計画	109
第1 3 節	災害救助法の適用計画	111
第1 4 節	避難・救出計画	116
第1 5 節	医療・保健計画	124
第1 6 節	生活必需品供給計画	129
第1 7 節	食料供給計画	134
第1 8 節	給水計画	139
第1 9 節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	142
第2 0 節	防疫計画	145
第2 1 節	廃棄物処理・障害物除去計画	148
第2 2 節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	153
第2 3 節	応急対策要員確保計画	155
第2 4 節	文教対策計画	158
第2 5 節	農畜産物応急対策計画	163
第2 6 節	公共土木施設応急対策計画	165
第2 7 節	ライフライン施設応急対策計画	168
第2 8 節	危険物施設等応急対策計画	172
第2 9 節	海上災害応急対策計画	176
第3 0 節	林野火災応急対策計画	179
第3 1 節	防災ヘリコプター活動計画	184

第4章 災害復旧計画

第 1 節	公共施設等の災害復旧計画	186
第 2 節	生活の安定確保計画	189
第 3 節	復興計画の作成	195

震災対策編	(釜石市地震防災対策推進計画)	201
風水害対策編	(釜石市水防計画)	281

資料編

※ 資料編については、釜石市ホームページ (<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>) をご確認ください。(平成22年4月掲載予定)

[釜石市ホームページトップ ⇒ 生活便利帳 ⇒ 防災・災害 ⇒ 釜石市地域防災計画]

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、釜石市の地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、釜石市防災会議が作成する計画で、関係地方行政機関、関係地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等がそれぞれ全機能を発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

第 2 節 市民の責務

市民は、法令又はこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努めるものとする。

第 3 節 他の計画及び他の法令に基づく計画との関係

第 1 岩手県地域防災計画との関係

この計画は、岩手県地域防災計画と整合性を有するものとする。

第 2 他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域に係る防災対策として総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画に矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

第4節 釜石市防災会議

第1 所掌事務

釜石市防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 釜石市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 釜石市水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 釜石市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する。
- (4) 釜石市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

[資料編1-4-1釜石市防災会議条例]

第2 組 織

釜石市防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

職 名	区 分	防 災 機 関
会 長		釜石市長
委 員	指定地方行政機関	海上保安庁第二管区海上保安本部釜石海上保安部
〃	〃	厚生労働省岩手労働局釜石労働基準監督署
〃	〃	国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所釜石維持出張所
〃	〃	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所
〃	岩手県知事部局職員	釜石地方振興局
〃	〃	釜石地方振興局土木部
〃	〃	釜石保健所
〃	岩手県警察本部警察官	釜石警察署
〃	釜石大槌地区行政事務組合消防職員	消防本部
〃	市長部局内の職員	副市長
〃	〃	総務企画部
〃	〃	市民生活部
〃	〃	保健福祉部
〃	〃	産業振興部
〃	〃	建設部
〃	〃	水道事業所
〃	教育長	釜石市教育委員会
〃	消防団長	釜石市消防団
〃	指定公共機関	東日本電信電話株式会社岩手支店
〃	〃	東日本旅客鉄道株式会社釜石線営業所
〃	〃	東北電力株式会社釜石営業所
〃	〃	日本通運株式会社釜石支店
〃	指定地方公共機関	社団法人釜石医師会
〃	〃	釜石瓦斯株式会社
〃	〃	岩手県交通株式会社釜石営業所
〃	〃	三陸鉄道株式会社南リアス線運行本部

第3 防災会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに、開催日時、場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第5節 防災機関の責務及び業務の大綱

第1 市

○ 責 務

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する。

○ 業務の大綱

- (1) 市防災会議、災害対策本部、災害警戒本部の設置・運営に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災知識の普及及び教育に関すること。
- (5) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (6) 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害応急対策の実施に関すること。
- (8) 被災施設の復旧、被災地域の復興に関すること。

第2 消防本部

○ 責 務

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防活動を実施する場合は、市消防団と連携してこれに当たり、その活動については、市計画及び消防本部の定める消防活動計画等による。

○ 業務の大綱

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 救急及び救助活動に関すること。
- (3) 災害予防対策の実施協力に関すること。
- (4) 災害応急対策の実施協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関の責務及び業務の大綱は、県計画第1章第4節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによるものとする。

第4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関、指定地方公共機関の責務及び業務の大綱は、県計画第1章第4節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによるものとする。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

○ 責 務

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

○ 業務の大綱

団 体 名	業 務 の 大 綱
市内漁業協同組合 花巻農業協同組合 釜石地方森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関すること。 (2) 農林水産関係の県・市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 (3) 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっ旋に関すること。 (4) 被災農林漁家に対する資材の確保及びあっ旋に関すること。
釜石商工会議所	(1) 災害時における物価安定についての協力に関すること。 (2) 物資の確保についての協力に関すること。
(社)釜石医師会 釜石歯科医師会 一般病院・医院	(1) 負傷者等の収容保護及び医療救護についての協力に関すること。 (2) 入院患者等の避難体制の確保に関すること。
岩手県オイルターミナル㈱	災害時における石油等備蓄施設の防災対策に関すること。
危険物関係施設	災害時における危険物の保安措置に関すること。
一般運送業者	災害時における緊急輸送に関すること。

第6節 釜石市の概況

第1 位 置

本市は、岩手県沿岸のやや南部、陸中海岸国立公園のほぼ中央に位置し、北は大槌町、西は遠野市及び住田町、南は大船渡市と境を接し、東西29.6km、南北31.8kmの広がりを持つ。

第2 面積及び土地利用

本市の面積は441.42km²で、地域別の面積及び土地利用区分は次のとおりとなっている。

○ 地域面積 (単位：km²)

釜石地区	45.82
甲子地区	119.93
鶴住居地区	65.61
栗橋地区	128.81
唐丹地区	81.18
計	441.35

資料：2005年世界農林業センサス

○ 地目別土地面積 (単位：上段、km²・下段、%)

田	畑	宅地	山林・原野	牧場	雑種地	その他	計
7.06		7.08	253.08	16.09	4.54	153.54	441.39
(1.60)		(1.60)	(57.34)	(3.65)	(1.03)	(34.79)	(100.0)

資料：釜石市統計書（平成19年版）

第3 地 勢

市域の大部分は、北上山系の分水嶺から分かれた支脈によって占められており、その面積は市の総面積の約87%に達している。

これらの支脈は、更に海岸に向い、次第に低く伸びて半島となり、その内側に 槌、両石、釜石、唐丹の各湾が形成されている。

西部には標高800～1,300m級の石仏山、権現山、大峰山、愛染山、五葉山などが峰を連ね、これらに源を発する甲子川、鶴住居川、片岸川及び熊野川の4河川は、それぞれ小河川を集めながら山あいを縫うように東流し、各湾に注いでいる。

河川流域と河口付近には、わずかな平坦地が展開し、市街地と集落を形成している。

第4 地 質

地質は、堆積岩であり古生界の石炭系一部と二累系が大部分で形成されているが、角類が多く砂地である。

第5 気 候

海洋の影響と地理的条件から、四季を通じて一般に温暖であり、年間平均気温は11℃前後で2～3月が最も低く、8月が最も高い。

年間降雨量は1,600～2,000mm程度で、梅雨期と台風期に多く、降雪は1月～2月にかけて山間部で多く見られるが、平地では極めて少ない。

夏は、やませの影響を強く受け、冷夏となることがある。

第6 災害記録

(1) 過去の主な災害

本市の明治以前からの主な災害の記録は、資料編1-6-1災害記録のとおりである。

[資料編1-6-1災害記録]

(2) 今後想定される災害

本市の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生を想定することができる。

ア 津波・高潮等による災害

イ 地震による災害

ウ 大雨・台風等による災害

エ 林野火災

オ 不発弾による災害

第7節 防災対策の推進方向

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を守ることは市の基本的責務であり、関係機関の協力を得て、あらゆる手段や方法を用いてその万全を期さねばならない。

したがって、次の点に重点を置いて防災対策の推進を図るものとする。

第1 情報連絡体制の整備

非常時においては、正確な情報を迅速に伝達することが最も重要である。

当市は、市部を横断する一本の道路沿いに多くの集落が派生しているほか、当該道路へ連する沢沿いの集落も、う回路のない山間部が多く、非常時に情報伝達が不能に陥りやすい地域を多く抱えている。

したがって、情報連絡体制の整備を当市防災対策の最重点課題に掲げ、年次計画でその充実を図っていくものとする。

○ 防災行政無線の整備

(1) 同報系無線

同じ情報を同時に伝達する意味で最も効果的な伝達手段であり、難聴地域の解消に向けて整備を進めるものとする。

(2) 移動系無線

本庁と出先機関、庁舎間及び庁舎と車両との連絡強化のため、年次計画により整備を進めるものとする。

また、林野火災等における現場と本部との連絡手段増強のため、携帯型無線機の整備充実を図るものとする。

○ 庁内、関係機関との情報連絡体制の強化

(1) 庁内の体制強化のため、災害時の連絡系統を確立し、これの周知を図るものとする。また、各部班においても、詳細な系統図を作成しておくものとする。

(2) 前記(1)で定めた系統図に基づいて、定期的に情報連絡（非常招集を含む）訓練を実施するものとする。

(3) 市と関係機関との情報連絡体制を確立し、定期的に訓練を実施して有事に備えるものとする。

第2 防災意識の啓発

当市の宿命的な災害である津波による被害を最小限に食い止めるため、また、その他の災害を未然に防止し、発生時に的確な行動をとることができるよう、市民の防災意識の向上を図るものとする。

詳細については、第2章第1節「防災知識普及計画」及び第2節「自主防災組織等育成計画」によるものとする。

第3 防災施設の整備

災害による被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、防災施設の整備を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及び防災機関（以下、本節中「防災機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、地域において、災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

- 防災機関等は、その所掌する防災業務に関する事項について、防災知識普及計画を作成し、その積極的な実施を図る。

2 職員に対する防災教育

- 防災機関等は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。

- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 防災対策関連法令
- イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
- ウ 災害に関する基礎知識
- エ 災害を防止するための技術
- オ 住民に対する防災知識の普及方法
- カ 災害時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

- 防災機関等は、次の方法等を利用して、住民に対する防災知識の普及に努める。

- ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
- イ インターネット、広報誌の活用
- ウ 起震車等による災害の擬似体験
- エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- オ 防災関係資料の作成、配布
- カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
- キ 自主防災活動に対する指導

- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。

- ア 地域防災計画及び各防災機関の防災体制の概要
- イ 平常時における心得
- ウ 災害時における心得、避難誘導
- エ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
- オ 災害危険箇所に関する知識
- カ 過去における主な災害事例
- キ 災害に関する基礎知識

4 児童、生徒等に対する教育

- 市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対し、災害時における避難等に関する知識の普及を図る。

第2節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

- 1 市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進する。

第2 自主防災組織等の育成

1 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成

- 市は、町内会、自治会等の既存の地域コミュニティを中心として、防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

[資料編 2-2-1 自主防災組織の現況]

- 市は、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める。
- 市は、自主防災組織の結成及び自主防災活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するため、必要な指導、援助を行う。

(2) 自主防災組織の活動

- 市は、自主防災組織が効果的な防災活動を行えるよう、あらかじめ、自主防災組織が実施する業務を定め、平常時及び災害時に分担する任務を、班編成等により明確にする。

ア 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 消火訓練、避難訓練その他防災訓練の実施
- ③ 情報の収集、伝達体制の確立
- ④ 家庭及び地域の火気使用設備、器具等の点検
- ⑤ 防災用資機材等の備蓄及び管理

イ 災害時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集
- ② 住民に対する避難勧告等の伝達、確認
- ③ 避難誘導
- ④ 出火防止及び初期消火
- ⑤ 救出、救護活動の実施及び協力
- ⑥ 炊出し及び救援物資等の配分に対する協力
- ⑦ 市災害対策本部への被害状況の連絡

第3 消防団の活性化

- 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を担う消防団の活性化を推進し、その育成を図るため、地域住民の理解、支援、協力及び参加を得ながら、次の事業等を積極的に推進する。

ア 「消防団活性化計画」の策定

イ 消防団の施設・設備の充実強化

ウ 消防団員の教育訓練の充実強化

エ 表彰制度の充実等による処遇改善

オ 消防団総合整備事業等の活用

カ 競技会、行事等の開催

キ 青年層・女性層の消防団員の参加促進

ク 地域防災及び消防団活動に関する広報活動及び企業等への協力要請

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して、毎年度、計画的に実施する。

- (1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養
- (2) 防災機関相互の協力体制の確立
- (3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚

第2 実施要領

1 実施方法

- 市は、災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施主体となり、広く関係防災機関に広く参加を呼びかけ、防災訓練を実施するとともに訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努める。
- 訓練は、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、毎年1回以上実施する。
- 訓練は、図上訓練又は実地訓練により実施し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な内容とするよう努める。
 - ア 図上訓練は、机上の図面や通信手段を用い、各々の対策要員が災害発生時の活動要領を確認、検証するため実施する。
 - イ 実地訓練は、防災用資機材を用い、各々の対策要員が関係機関と連携のもと、実地に防災活動に習熟するため実施する。
- 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。

ア 通信情報連絡訓練	オ 消防訓練	ケ 医療救護訓練
イ 職員非常招集訓練	カ 津波訓練	コ 施設復旧訓練
ウ 自衛隊災害派遣要請訓練	キ 水防訓練	サ 交通規制訓練
エ 避難訓練	ク 救出・救助訓練	

2 実施に当たって留意すべき事項

訓練の企画、実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 主要防災機関の参加

防災機関の緊密な協力体制を確立するため、市内の主要防災機関の参加を得て各種訓練を実施すること。

特に、災害時における自衛隊との連携強化を図るため、自衛隊の参加を得て、自衛隊災害派遣要請訓練及び災害派遣時に行う救援活動に係る各種の訓練を実施する。

イ 地域住民等の参加促進

地域住民等に対する防災知識の普及啓発、防災意識の高揚を図るため、また、自主防災組織の結成及び育成を図るため、地域住民等の積極的な参加を得て各種の訓練を実施する。

ウ 広域的な訓練の実施

近隣の消防機関をはじめとする防災機関に広く参加を呼びかけ、広域応援要請訓練及びこれに基づく各種の訓練を実施する。

エ 教育機関等における訓練の実施

児童・生徒に対する防災教育の観点から、幼稚園、保育所、小中学校、高等学校等の参加を得て各種の訓練を実施する。

オ 災害時要援護者を対象とした訓練の実施

医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、災害時要援護者を対象とした訓練を実施する。

カ 地域の実情を踏まえた災害想定

訓練の実施に当たっては、当市のおかれている地勢的な条件や津波等の過去の災害履歴等を考慮し、より実地的な災害想定を行う。

キ 各種訓練の有機的な連携

有事の際の実地的な対応を想定し、関係機関が合同しての訓練、あるいは各訓練が有機的に連携した訓練を実施する。

ク 訓練災害対策本部の設置

訓練災害対策本部を設置し、当該本部が中心となって通信情報連絡訓練、職員非常招集訓練等を実施する。

ケ 所有資機材等の活用

訓練の実施に当たっては、自己の所有する専用車両、資機材を有効に活用する。

第4節 気象業務整備計画

第1 基本方針

災害による被害の防止・軽減を図るため、観測体制の整備等により気象予警報等の防災情報の質的向上を図るとともに、適時・適切な伝達体制の整備を図る。

第2 観測体制の整備等

○ 市及び防災機関は、観測体制の整備充実及び観測、研究成果の防災対策への活用を図るため、それぞれが設置している観測施設のデータの相互利用を進めるなど、協力・連携体制の強化に努める。

(1) 気象官署

盛岡地方気象台

(2) 地域気象観測システム（アメダス）

施設名	設置機関	備考
地域気象観測所	気象庁	降水量、気温、風（風向・風速）、日照

(3) 地震観測施設

施設名	設置機関
計測震度計	気象庁
強震計（全国強震ネットワークシステム）	独立行政法人防災科学技術研究所
高感度地震観測施設	独立行政法人防災科学技術研究所
地殻変動連続観測施設（GPS連続観測システム）	国土地理院

(4) 津波観測施設

施設名	設置機関
海面監視システム	釜石市
津波観測システム	東京大学地震研究所

第3 伝達体制の整備

盛岡地方気象台は、県、市、報道機関等を通じて、気象予警報等の防災情報を市民に適時、適切に提供するため、伝達体制の整備を図る。

第4 防災知識の普及等

- 盛岡地方気象台は、防災関係者及び市民向け講習会等を実施し、気象業務に関する知識の普及を図るとともに、気象庁の果たす役割について周知を図る。
- 盛岡地方気象台は、市等が主催する防災訓練に積極的に参加し、災害発生時における防災機関との連携を強化する。
- 盛岡地方気象台は、情報伝達を円滑に行うために防災気象情報（警報・予報等）に関する打合せを開催し、情報内容等の理解の促進を図る。
- 盛岡地方気象台は防災機関等と連携し、緊急地震速報の特徴や限界、利用の心得などの周知広報に努める。

第5節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、火災、水害等の災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

- 市は、避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）として指定する施設の管理者その他関係機関等と調整し、次の事項を内容とした避難計画を作成する。

ア 避難準備情報（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等に対して早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）、避難勧告、避難指示の基準及び伝達方法	
イ 避難場所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口	
ウ 避難場所等への経路及び誘導方法	
エ 避難場所等の管理	<ol style="list-style-type: none"> ① 管理責任者 ② 職員の動員体制 ③ 災害対策本部及び各避難場所等との連絡手段 ④ 食料、生活必需品等の物資の調達方法 ⑤ 電気、ガス、水道等が損壊した場合の復旧方法 ⑥ 医療機関との連携方法 ⑦ 避難収容中の秩序維持 ⑧ 避難者に対する災害情報の伝達 ⑨ 避難者に対する応急対策の実施状況の周知徹底 ⑩ 避難者に対する各種相談業務 ⑪ 自主避難者に対する各避難所の随時開放体制
オ 避難者に対する救援、救護措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 給水 ② 給食 ③ 暖房 ④ 負傷者に対する応急救護 ⑤ 生活必需品の支給 ⑥ その他必要な措置
カ 災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に対する救援措置	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報の伝達 ② 避難の誘導及び避難の確認 ③ 避難所等における配慮 ④ 平常時からの関係機関による災害時要援護者情報の収集・共有 ⑤ 避難支援プラン（全体計画、個別計画）の策定
キ 避難場所等の整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 収容施設 ② 給食施設 ③ 給水施設 ④ 情報伝達施設
ク 住民に対する広報	

ケ 避難訓練

[資料編 3-14-1 火災・地震災害の避難場所]

[資料編 3-14-2 風水害等の避難場所]

[資料編 3-14-3 津波災害の避難場所]

[資料編 3-14-4 拠点避難所]

[資料編 3-14-5 避難者収容施設]

- 避難計画作成にあたっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護サービス事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者情報の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど、避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図る。
- 管理者は、市、消防機関、警察機関等と密接な連携を図るとともに、避難訓練の実施等により、避難体制の確立に万全を期する。
- 学校においては、児童、生徒を集団的に避難させる場合の避難場所、避難経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- 病院においては、患者を他の医療機関等に集団的に避難させる場合に備えて、移送可能施設の把握、移送方法、入院患者に対する保健、衛生の実施方法等を定める。
- 観光施設等の不特定多数の者が集まる場所においては、来訪者に対する避難勧告等の周知方法、避難させる場合の避難場所、経路、誘導方法等を定める。

第3 避難場所等の整備等

1 避難場所等の整備

- 市は、次の事項に留意し、施設の管理者の同意を得て、地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定する。

避難場所	<p>ア 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、広場、その他の公共空地であること。</p> <p>イ 崖崩れ、津波、浸水等の危険のない場所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない場所であること。</p> <p>ウ 避難者が安全に到達できる避難路と連結されている場所であること。</p> <p>エ 避難者1人当りの必要面積をおおむね2平方メートル以上とし、対象避難地区すべての住民（昼間人口を考慮する）を収容できるような場所であること。</p> <p>オ 避難する際に、できるだけ主要道路、鉄道、河川等を横断しなくてすむ場所であること。</p> <p>カ 水害に対する緊急避難場所は、小河川、沢、堰等を渡らない場所で、かつ、滞水により孤立するおそれのない場所であること。</p>
避難所 (収容施設)	<p>ア 災害に対し安全な場所にあり、また、建物にあっては、災害に強いものであること。</p> <p>イ 避難者が、速やかに避難できる場所にあること。</p> <p>ウ 給水、給食施設を有し、又は容易に給水、給食を確保できるものであること。</p>

	<p>エ 暖房施設・器具を有し、又は容易に暖房器具を確保できるものであること。</p> <p>オ 避難生活の長期化に配慮し、公的住宅、民間アパートなどの確保も考慮すること。</p>
--	--

2 避難道路

- 市は、次の事項に留意し、地域の実情に応じ、地区ごとに避難道路を選定する。

<p>ア 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。</p> <p>イ 通行不能となった場合の代替経路の確保が可能な道路であること。</p> <p>ウ 津波、浸水等の危険のない道路であること。</p> <p>エ 避難路は、原則として相互に交差しないこと。</p>

3 避難場所等の環境整備

- 市は、次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図る。

<p>ア 避難勧告等を迅速に住民に伝達する手段の確保</p> <p>イ 避難場所等及び周辺道路への案内標識、誘導標識、誘導灯、誘導ロープ、照明設備等の設置</p> <p>ウ 避難場所等での給水活動を行うためのポンプ、浄水器等必要な資機材の整備</p> <p>エ 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な施設等の整備</p> <p>オ 毛布及び暖房器具、暖房施設等の整備</p> <p>カ 高齢者、障がい者等の災害弱者に配慮した環境の整備</p> <p>キ 避難の長期化に応じたプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備</p>
--

第4 避難に関する広報

- 市は、住民が的確な避難行動ができるよう、平常時から、避難場所、過去の浸水区域等を示した防災マップ、パンフレット等の活用、講習会、避難防災訓練の実施など、あらゆる機会を利用して、避難に関する広報活動を行い、住民に対する周知徹底を図る。

避難場所等に関する事項	<p>ア 避難場所等の名称、所在地</p> <p>イ 避難場所等への経路</p>
避難行動に関する事項	<p>ア 平常時における避難の心得</p> <p>イ 避難勧告等の伝達方法</p> <p>ウ 避難の方法</p> <p>エ 避難後の心得</p>
災害に関する事項	<p>ア 災害に関する基礎知識</p> <p>イ 過去の災害の状況</p>

第5 避難訓練の実施

- 市は、住民の意識の高揚を図るとともに、災害時に的確な避難行動をとることができるよう、定期的に、防災訓練の一環として、又は単独で、避難訓練を実施する。
- 訓練の実施にあたっては、居住者及び滞在者を含めた避難対象地区のすべての住民が参加できるよう配慮する。

第6節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

災害時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、災害時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 防災施設等の機能強化

- 市は、防災施設等の整備を進め、次に掲げる機能の強化を図る。
 - ア 災害応急対策活動における中枢機能
 - イ 市庁舎等の被災時におけるサブ機能
 - ウ 災害時の防災ヘリポート機能
 - エ 市民に対する防災知識の普及、教育及び訓練機能
 - オ 人員、物資等の輸送、集積機能
 - カ 災害対策用資機材の備蓄機能
 - キ 被災住民の避難・収容機能
 - ク 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

[資料編 3-6-5 ヘリポートの現状]

[資料編 3-6-6 ヘリコプター発着可能地点]

第3 公共施設等の整備

- 市は、避難路、避難地（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる小中学校等の公共施設の不燃化等に努める。
- 防災機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての不燃化等に努める。

第4 通信施設の整備

1 市防災行政無線

- 同報系無線においては、国の補助制度等の活用により、屋外拡声器、戸別受信機等の増設など、その機能強化により、難聴地域の解消に努める。
- 移動系無線においては、中継施設等を整備し、市内の通信連絡確保に努める。
- 市防災行政無線、その他の通信施設に係る非常電源設備の整備等に努める。

2 その他の通信施設

- 防災機関は、津波、気象予警報の伝達、災害情報収集等のため、機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。
- 防災機関は、災害時における円滑な情報収集・連絡を実施するため、専用通信施設、コンピュータ等に係る非常電源設備の整備を図るとともに、通信手段の複線化に努める。

第5 消防施設の整備

- 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利等、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。

第6 防災資機材等の整備

- 市は、大規模な災害において、市等が行う災害応急対策活動に要する、次の資機材を消防本部とともに整備し、定期的に点検整備を行い、必要な補充を行う。
 - (1) 水防用資機材 (2) 空中消火用資機材 (3) 林野火災消火用資機材 (4) 特殊災害用資機材
- 市は、大規模な災害における災害対策本部又は現地災害対策本部の機能を果たすために必要な資機材を整備する。

第7節 建築物等安全確保計画

第1 基本方針

- 1 都市災害を防止し、被害を最小限に食い止めるため、建築物の不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。
- 2 文化的遺産であり、歴史上・学術上又は芸術上価値の高い文化財を災害から守り、後世に伝えるために、文化財保護思想の普及徹底を図るとともに、防災施設の整備等を計画的に進める。

第2 建築物の不燃化

- 1 準防火地域の管理
 - 市街地の建築物の状況等を考慮し、準防火地域の適切な管理に努める。
- 2 公営住宅の防災管理
 - 公営住宅等の公的住宅の適切な維持管理に努め、住宅団地の防災強化を図る。
 - 周辺地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペース等の適切な配置を考慮した団地造りを推進する。
- 3 民間住宅の不燃化促進
 - 市街地における住宅の不燃化等、防災面での行政指導を強化し、民間住宅の不燃化を積極的に推進する。

第3 防災空間の確保

- 1 緑の基本計画
 - 都市における良好な生活環境の形成と都市防災に資する効果を考慮し、都市公園の整備や緑地保全地域の決定等総合的な施策を体系的に位置付けるため、緑の基本計画を策定し、緑地の配置計画に従って、都市公園及び緑地を整備する。
- 2 都市公園の整備
 - 都市における大規模火災に対する安全を確保するため、防災空間としての都市機能設備をもった都市公園の整備を推進する。

第4 市街地再開発事業等による都市整備

- 1 市街地再開発事業
 - 市街地内の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るべき地域においては、防災機能を一層充実させるため、市街地再開発事業を推進する。
- 2 がけ地近接等危険住宅移転事業
 - がけ崩れ等による災害の発生のおそれがある地区において、市及び関係住民と協力して、がけ地近接等危険住宅移転事業を推進する。
- 3 土地区画整理事業
 - 市街地内の公共施設の整備とともに宅地の利用増進を図るべき地域においては、道路、公園、緑地を確保し、防災機能の充実を図るため、土地区画整理事業を推進する。

第5 建築物の安全確保

- 建築物に係る防災意識の高揚を図るため、日常業務における防災指導を実施するほか、毎年、上期と下期に、建築物防災週間を設け、各種防災啓蒙活動を実施するとともに、建築物防災相談所を設置し、市民に対する情報提供を行う。
- 地震、台風、火災等に対する建築物の構造及び防火上の安全を確保するため、関係者に対する指導を行う。

- 学校、病院、庁舎等の主要建築物については、大規模災害発生時における避難及び救助活動の拠点建築物として位置付け、その機能を確保するよう指導する。

第6 宅地の安全確保

- 宅地造成に伴う災害及び洪水、高潮、出水等による災害の防止を図るため、宅地造成等規制区域の適切な指定を行い、安全確保の指導に努める。

第7 防火対策の推進

- 消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図るため、防火管理者の選任、消防計画の作成、消火・通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び維持管理など、防火管理業務の充実を図るよう指導する。
- 消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。
- 事業場、住家、その他の防火対象物から火災の発生と被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう積極的に指導する。

第8 文化財の災害予防対策

1 文化財保護思想の普及

- 文化財に対する防火思想及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）、文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災施設等の整備

- 文化財の所有者又は管理者は、災害から文化財を守るため、必要な防災施設等の整備を図るとともに、定期的な保守点検を実施する。

建 造 物	○ 指定建造物は木造が多く、火災等の災害から守ることは、文化財保護事業の中でも重要な課題であり、立地条件に応じて、自動火災報知設備、避雷針、ドレンチャー、貯水池、消火栓等の設置を進める。
美術工芸品、考古資料及び有形民俗文化財	○ 指定文化財については、搬出不可能な文化財や文化財群に対して、耐火耐震構造の収蔵庫の設置を進めるとともに、搬出が容易な文化財も含めて、自動火災報知設備、給水設備等を整備する。
史跡、名勝、天然記念物	○ 埋蔵文化財については、出土遺物の収蔵施設を整備するなど保存の措置を進める。 ○ 史跡、名勝、天然記念物の性質等に応じ、所在地域の予防計画と併せて、災害予防措置を講じる。

3 文化財防災組織の編成、訓練等

- 文化財の所有者又は管理者は、防災に関する責任体制を確立し、常に防災診断を行うとともに、所有者、管理者、檀家、地域住民等による自衛消防隊等の防災組織を編成し、防災活動に必要な訓練を行う。
- 災害時における文化財の搬出に万全を期するため、災害の種別、規模等を想定し、文化財ごとに、搬出計画をたてる。

ア 文化財の性質、保全の知識を有する搬出責任者を定める。

イ 文化財の避難場所を定める。

ウ 搬出用具を準備する。

第8節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

災害による道路施設及び港湾施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

- 災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を進める。
 - ア 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

2 橋梁の整備

- 災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。
 - ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
 - ウ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 トンネルの整備

- 災害時におけるトンネルの交通機能を確保するため、所管トンネルの安全点検を実施し、老朽箇所の補修などに努める。

4 障害物除去用資機材の整備

- 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の障害物除去用資機材を配備している業者と協定等の締結を促進し、障害物除去業務に備えるものとする。

第3 港湾施設

- 災害時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、多目的に利用可能なオープンスペースの確保など、防災拠点の強化を図る。

第9節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

災害による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設・設備、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

○ 電気事業者は、災害による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、災害に応じた設備、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の整備

(1) 水害対策

発電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の災害及び被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に基づき、防水壁、排水ポンプ及び通信設備の設置、機器のかさ上げ、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。 ○ 特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所の点検、整備を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア ダム、取水口の諸設備、調整池及び貯水池の上・下流護岸 イ 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係 ウ 護岸、水制工、山留壁、水位計
送電設備	架空電線路	○ 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、擁壁強化等を実施する。
	地中電線路	○ ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備		○ 浸冠水のおそれのある箇所は、建物床面や野外機器のかさ上げ、出入口の角落し対策等を行う。

(2) 風害対策

各設備共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮する。 ○ 既設設備の弱体箇所については、補強等により対処する。
-------	---

(3) 雪害対策

水力発電・変電設備	○ 雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄塔にオフセット及び耐雪構造を採用し、がいし装置の耐張型化又は必要な箇所の電線に難着雪化を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配電線の太線化、緑まわし線の支持がいしの増加、耐雪支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等を行う。 ○ 降雪期前に、樹木の伐採を行う。

(4) 雷害対策

送電設備	<ul style="list-style-type: none">○ 架空地線の設置、防路装置の取付け、接地抵抗の低減を行う。○ 電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。○ 気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替により、災害の防止又は拡大防止に努める。
変電設備	<ul style="list-style-type: none">○ 避雷器を設置するとともに、必要に応じ、耐雷しゃへいを行う。○ 重要系統の保護継電装置を強化する。
配電設備	<ul style="list-style-type: none">○ 襲雷頻度の高い地域においては、避雷器及び架空地線を取付け、対処する。

2 電気工作物の予防点検等

- 電気工作物を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行う。
- 自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。
- 一般公衆に対し、電気安全東北委員会岩手電気協議会等と協力して、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性についてのPRに努める。

3 災害対策用資機材の確保等

- 各設備ごとの必要最小限の資機材の種類、数量を定め、次の事項に重点を置き、その整備を進める。
 - ア 所要資機材計画
 - イ 輸送計画（車両、船艇、ヘリコプター等）
 - ウ 保管施設の整備
 - エ 資機材及び輸送の調達
 - オ 資機材輸送の調査確認

4 ヘリコプターの活用

- 災害が発生した場合に備え、航空会社との出動協力及び連絡体制について整備する。
- 災害時においては、最寄りの技術センターが、ヘリコプターの基地（常設1箇所、臨時3箇所）の整備状況を点検するとともに、着陸準備を早急に完了して、その旨を災害対策本部に報告する。

第3 ガス施設

- ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設の整備

(1) 都市ガス施設

製造施設	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、中間圧、低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化を行う。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	○ 火気との距離を確保するとともに、雪害等を考慮して設定する。
容器	○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
安全器具	○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

2 災害対策用資機材の確保等

- 災害時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

- 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。
 - ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
 - イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、災害による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の整備

- 浄水施設等は、被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
- 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。
- 既設管は、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市及び水道事業者等は、災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、災害による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の整備等を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩擦等の危険な箇所の補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。

(1) 設備の整備

- 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- | | |
|---|--|
| ア | 豪雨、洪水等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。 |
| イ | 暴風又は豪雪のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐風又は耐雪構造化を行う。 |
| ウ | 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。 |
| ○ | 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。 |

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。 |
| イ | 主要な中継交換機を、分散配置する。 |
| ウ | 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。 |
| エ | 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。 |

(2) 重要通信の確保

- 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。

(3) 災害対策用機器及び車両の配備

- 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- | | | | |
|---|----------------------|---|-------------------------|
| ア | 孤立防止用衛星通信方式 (ku-1ch) | エ | 移動電源車及び可搬型発電機 |
| イ | 可搬型衛星地球局 | オ | 応急ケーブル |
| ウ | 可搬型無線機 | カ | 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等） |

(4) 災害対策用資機材の確保等

- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。

(5) 電気通信設備の点検調査

- 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。

2 放送施設

- 放送局は、災害時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。

(1) 設備の整備

- 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の防火防災対策を実施する。
- 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- 建物、構築物、放送設備等の防災性について、定期的に自主点検を実施する。

(2) 放送継続体制の整備

- 災害により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。

(3) 防災資機材の整備

- 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第10節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防本部と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 消防本部は、県の指導助言を受け、許可及び立入検査等を実施し、災害防止に努める。
- 消防本部は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- | |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査 |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導 |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防本部は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防本部は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 消防本部は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は河川等への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進する。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第11節 水害予防計画

第1 基本方針

- 1 洪水等による水害を予防するため、河川改修事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 河川改修事業

- 本市の河川は、甲子川、鵜住居川等、河川数は、二級河川 11 河川、準用河川 26 河川となっている。
- 県及び市の事業として、河川改修、治水施設整備等の事業を進めるとともに、緊急度が高く、防災効果の大きい河川の改修を実施する。

第3 水害発生予想箇所の調査、把握

- 台風、集中豪雨等により水害が予想される箇所を調査し、状況の把握に努める。

第4 施設の管理

- 洪水防ぎょ又は内水排除等のために河川法指定河川に設置された水門、ひ門及びひ管については、施設ごとの責任者を定めるなど、有事に即応した適切な措置が講じられるよう、管理体制を整備する。

[資料編 2-11-1 樋管・水門箇所一覧表]

第5 浸水想定区域の周知

- 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。
- 市は、地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第12節 津波・高潮災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波・高潮等による災害を予防するため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業の計画的な実施を促進する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。

第2 津波、高潮災害予防事業

- 津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域の海岸延長は、13,394mとなっている。
[資料編 2-12-1 海岸保全区域指定延長調]
- 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。
[資料編 2-12-2 津波高潮災害予防施設設置状況調]
- 社会資本整備重点計画では、重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組みとして「津波、高潮、波浪、海岸浸食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減」「人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全回復」を柱とした事業の展開を図る。

第3 津波浸水予想区域

- 明治三陸津波、昭和三陸津波、想定宮城県沖連動地震を基に予想される釜石市の遡上高、津波到達時間、浸水予測範囲は次のとおりである。
[資料編 2-12-3 津波浸水予測図]
- 市は、市計画において、津波予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定める。
- 市は、地域防災計画に定めた津波予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

第4 海岸堤防施設の管理

- 津波、高潮等による災害を防ぐため設置された海岸等の水門及び門扉の管理区分は、次のとおりである。
[資料編 2-12-4 水門・門扉一覧表]
- 当市の水門及び門扉の管理要領は、次のとおりである。
管理者（管理を委託された者）は、同要領の定めるところに従い、水門等の閉鎖をしなければならない。

[資料編 2-12-5 釜石市海岸堤防水門等管理要領]

第 13 節 土砂災害予防計画

第 1 基本方針

集中豪雨等による土砂災害を防止するため、土砂災害が発生するおそれのある区域について、その周知、警戒避難、体制の整備を図るとともに、著しく土砂災害が発生するおそれがある区域については、一定の開発行為制限や、住宅移転を促進するなど土砂災害防止対策を推進する。

第 2 土地崩壊災害発生危険箇所の状況

○ 本市における土地崩壊災害発生危険箇所の現況は次のとおりである。

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所は、[資料編 2-13-1] のとおりである。
- (2) 土石流危険渓流は、[資料編 2-13-2] のとおりである。
- (3) 山地災害危険箇所は、[資料編 2-13-3] のとおりである。

第 3 災害予防事業の目標

○ 土地崩壊による災害の予防として、現地調査に基づき危険な箇所については、防災効果等を勘案して対策事業を推進する。

- (1) 砂防ダム設置一覧表は、[資料編 2-13-4] のとおりである。
- (2) 治山堰堤設置一覧表は、[資料編 2-13-5] のとおりである。

第 4 予防対策

- 市は、危険箇所に関する情報を地域住民に提供し、適切な土地利用及び日頃の防災活動、降雨時の対応等について周知を図る。
- 市は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市地域防災計画に、当該計画区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報及び土砂災害警戒情報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。
- 豪雨及び地震等により地すべり又は山崩れの発生が予想される箇所を調査し、現況の把握に努める。
- 警戒避難の措置を的確に行うため、降雨観測資料の収集に努めるものとする。
- 住民への気象予警報（大雨、強風）の周知徹底を図るとともに、土地崩壊危険箇所の巡回を行い、災害の未然防止に努めるものとする。

第 5 土砂災害警戒情報の発表

1 目的及び発表機関

○ 大雨による土砂災害の発生する恐れが高まった時に、市町村長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

2 発表・解除基準

(1) 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて 5km メッシュごとの監視基準（土砂災害発生避難基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、そのメッシュを含む市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 解除基準

解除基準は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるものとする。なお、解除においても大雨警報発表中に行う。

3 情報の伝達体制

- 県は、災害対策基本法第 51 条（情報の収集及び伝達）及び第 55 条（県知事の通知等）により、市その他関係者に伝達する。
- 気象台は、気象業務法第 15 条により大雨警報を県に伝達することが義務付けられている。土

砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達し、伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

- 伝達先及び系統図については、第3章第2節別図2に示すとおりである。

4 土砂災害警戒情報の利用

- (1) 市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況、県の補足情報（土砂災害警戒情報システムの危険度を示す指標）等も合わせて総合的に判断する。
- (2) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (3) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

5 避難勧告等のための情報提供

- 県は補足情報として、危険度を表示した地図情報や危険度の時間変化を知らせる参考情報を総合防災情報ネットワークで提供するとともに、県民には県ホームページで提供する。

（土砂災害警戒情報の補足情報）

危険度	表示	状況及び行動の目安
避難準備検討要	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難準備の検討が必要な状況)
避難勧告検討要	橙	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超える恐れがある場合。 (避難勧告の検討が必要な状況)
避難指示検討要	赤	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 (避難指示の検討が必要な状況)

※ 県が総合防災情報ネットワークで提供している警戒避難判定参考情報（危険度を1kmメッシュごとに色分した地図情報）の凡例

- 危険箇所についての災害防止措置については、国や県の計画と並行して緊急度の高い箇所から年次計画をもって事業を推進するものとする。

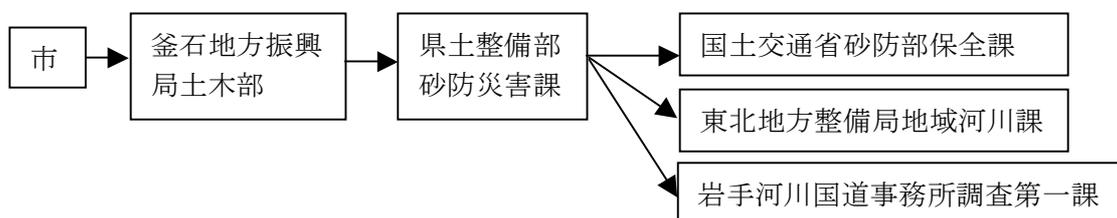
第6 警戒体制

- 住民に対する広報は、市職員、消防職員及び消防団員により広報車、消防自動車等を利用して実施する。
- 住民に対する避難の勧告、指示は、上記により実施するもののほか、すべての広報媒体の活用により実施する。
- 気象警報の収受は、第3章第2節「気象予警報等の伝達計画」による。
- 避難場所及び避難誘導は、第3章第14節の「避難・救出計画」による。

第7 土砂災害発生時における情報収集及び報告系統

- 市は、地すべり、土石流、がけ崩れ、雪崩が発生した際には被害状況の早期把握に努め、災害報告様式により報告系統のとおり報告する。

[土砂災害発生時における報告系統]



第14節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市及び消防本部は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市及び消防本部は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 災害時要援護者に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

- 市は、火災時において、消防機関の活動とともに、地域住民が自主的に初期消火活動等を行えるよう、防火防災訓練の実施や民間防火組織の育成に努める。
 - (1) 防火防災訓練の実施
 - 防災機関の訓練と併せ、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火等に関する知識、技術の普及を図る。
 - (2) 民間防火組織の育成
 - 家庭防火思想の普及徹底及び地域内の自主防火体制の確立を図るため、女性を対象とした防火クラブや消防協力隊等の組織づくりの推進及び育成に努める。

3 予防査察の強化

- 消防本部は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により、定期的を実施する。

- 火災発生時において人命に危険があると認められる防火対象物及び公共施設等については、定期査察のほかに、随時、特別査察を行う。

4 防火対象物の防火体制の推進

- 消防本部は、多数の者が出入りする防火対象物について、次の事項を指導し、当該対象物の防火体制の推進を図る。
 - ア 防火管理者の選任
 - イ 消防計画の作成
 - ウ 消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施
 - エ 消防用設備等の点検整備
 - オ 火気の使用又は取扱方法
 - カ 消防用設備等の完全設置

5 危険物等の保安確保指導

(1) 石油類

- 消防本部は、危険物による災害を未然に防止するため、必要に応じて危険物施設への立入検査を実施し、当該施設の位置、構造及び設備その他管理状況が法令に定める技術上の基準に適合し、安全管理されているかを査察指導する。
- 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保有を励行させ、災害発生の防止に努める。
- 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう、自主保安体制の確立を図る。

(2) 化学薬品

- 市は、化学工場、病院、学校等が保有している化学薬品について、転倒落下の衝撃、他の薬品との混合に伴う発火発熱を防止するため、適切な貯蔵、保管場所の不燃化等について指導する。

第3 消防力の充実強化

- 市及び消防本部は、大火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

- 消火活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等の際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。
- 「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に基づき地域の実情に即した適切な消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

(2) 消防水利の確保

- 消火栓、防火水槽の整備、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

第15節 林野火災予防計画

第1 基本方針

森林の保全と地域の安全を守るため、林野火災の予防体制を整備するとともに、林野火災予防思想の普及、徹底を図る。

第2 林野火災防止対策の推進

1 林野火災の防止体制

釜石地区山火事防止対策推進協議会において、各関係機関及び団体との連絡調整を行い、地域の実情に即した林野火災防止対策の推進を図る。

2 林野火災予防思想の普及、徹底

○ 山火事防止運動月間を中心に、次に掲げる事項を重点的に、予防運動を実施する。

ア 枯れ葉等のある危険な場所でのたき火の禁止	エ 車からのたばこの投げ捨て禁止
イ 強風時及び乾燥時のたき火、火入れの禁止	オ 火入れの許可遵守
ウ たき火、たばこの完全消火	カ 子供の火あそびの禁止

○ ハイカー等の一般入山者、森林所有者、林内及び森林周辺での作業従事者、地域住民及び小・中学生等に対して、次により広報活動等を実施する。

ア 横断幕、ポスター等の掲示
イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、パンフレット等による林野火災防止広報
ウ 広報車などによる巡回広報
エ 子供会行事等を通じた防火指導

3 予防及び初期消火体制の整備

○ ジェットシューター、軽可搬ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関及び団体が常備する。

[資料編 2-15-1 林野火災防除機器]

○ 防火帯等を設置する。

4 組織の強化

○ 地域の実状に即した予防対策を行うため、初期消火を中心とした消防訓練等を実施するなど林業関係者、消防関係者等の緊密な連携を図る。

○ 地域住民、森林所有者等による林野火災予防組織の育成に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう指導する。

5 関係機関別の実施事項

機 関	実 施 事 項
市	ア 林野火災防止に関する打合せ会の開催 イ 県の広報活動に対する協力，市広報活動及び防火思想の周知徹底 ウ 林野火災予防組織の育成強化 エ 火災警報等の迅速な伝達及びたき火，喫煙等の規制措置の周知徹底 オ 火災警報発令時の巡視強化 カ 初期消火資機材の整備 キ 火入れに関する条例の住民への周知徹底
消 防 機 関	ア 火災警報等の警報伝達及び巡視警戒 イ たき火及び火入れの把握と現場監督者等の指導
盛岡地方气象台	強風注意報・乾燥注意報等気象情報の迅速な伝達と周知徹底

三陸中部森林 管 理 署	<p>ア 強風注意報・乾燥注意報発令時のたき火，喫煙等に対する出火防止 広報資材の配備</p> <p>イ 職員によるパトロールの実施</p> <p>ウ 防火線，防火林及び防火用施設の設置並びに資機材の整備</p> <p>エ 林野火災発生時の応急対策のための組織体制の整備</p>
林業団体等	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 強風注意報・乾燥注意報発令時における出火防止の周知徹底</p> <p>ウ 林内作業員等に対する林野火災防止に関する趣旨の周知徹底</p> <p>エ 一般入山者に対する防火思想の普及啓発</p> <p>オ 林内作業中の喫煙，たき火等の完全消火の励行</p> <p>カ 作業小屋の厳正な火気管理及び消火器具の設置</p> <p>キ 作業小屋周辺の防火帯の設置</p> <p>ク 火災警報等の情報をキャッチするための携帯ラジオの携行</p>
農業関係機関	<p>ア 火入れの許可・指示事項の遵守</p> <p>イ 火災警報発令時における火気厳禁の周知徹底</p> <p>ウ 広報車等を利用した，農家に対する防災意識の啓発</p>
その他の機関等	<p>ア 関係職員等に対する防火思想の普及啓発</p> <p>イ 林野火災防止対策における関係機関及び団体への協力</p>

第16節 農業災害予防計画

第1 基本方針

農作物及び畜産物の気象災害を最小限に防止するため、気象の長期予報及び警報の迅速な伝達を図るとともに、作付当初からの安定技術の普及を進める。

第2 予防対策

○ 気象災害を最小限に防止することに重点を置き、次の対策を実施する。

冷害防止対策	ア 耐冷性品種の育成普及 イ 地域の気象条件に合ったきめ細かな品種配置、作期策定の適正化 ウ 育苗技術、適正水管理等の指導徹底 エ 長期予報の伝達の徹底
凍霜害防止対策	ア 注意報の早期伝達 イ 樹園地における燃料の燃焼、散水の準備と励行 ウ 野菜のビニール栽培における保温資材等の被覆の励行
水・雨害防止対策	ア 水稲の品質向上のための乾燥施設の利用 イ 長雨、過湿により発生しやすい黄化萎縮病、白葉枯病、疫病等の防除及び家畜の伝染病の予防
干害防止対策	ア 水源（ダム、水利施設）の確保 イ 常襲地帯における井戸、揚水機等の整備 ウ 畑地かんがい施設（スプリンクラー等）の整備
風害防止対策	ア 防風網の設置 イ 耕土の風食防止のための等高線栽培、ベルト栽培等の実施 ウ 樹園地における枝折れ防止（支柱の準備等） エ 落果防止のための薬剤散布
雪害防止対策	ア 麦等の雪ぐされ防除のための薬剤散布（積雪前） イ 消雪の促進 ウ 牛乳、飼料等の輸送路の確保 エ 樹園地の枝折れ防止（支柱、樹上除雪、埋雪枝の引き起し等） オ 牧草の雪害防止のための秋まき牧草の適期播種の励行 カ 施設園芸等ハウスの倒伏防止のための除雪の励行
病虫害発生予察	ア 県病虫害防除所からの病虫害発生予察情報の早期伝達

○ 突発的な異常気象に対しては、その種類に応じた臨機の措置がとれるよう防止対策を講じる。

- ア 生鮮食品の輸送力の確保
- イ 異常気象を媒体とする病虫害の発生に備えた防除施設及び設備の整備
- ウ 災害常襲地帯への安定技術の普及
- エ 被害程度に応じた代作、種苗確保及び対応技術の指導
- オ 家畜の飼料確保、栄養保持及び家畜伝染病の発生防止

第17節 海上災害予防計画

第1 基本方針

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 船舶の安全指導等

- 釜石海上保安部は、船舶に対し、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について、指導監督を行う。
- 釜石海上保安部は、津波、高潮等に関する警報等の通知を受けたとき又は航路障害物の発生、航路標識の異常など船舶航行の安全に重大な影響を及ぼす事態を知ったときは、船舶に対し、放送、通報、巡視船艇の巡回等による周知を図る。

第3 防除体制の強化

- 釜石海上保安部及び関係機関は、船舶又は油槽所の事故による石油等危険物の流出及び拡大を防止するため、釜石港流出油災害対策協議会等を通じて、相互連携を図りながら、防除体制の整備強化を図る。

ア 情報連絡体制の整備
イ 資機材の整備、保有状況の定期的な情報交換
ウ 防災訓練の実施

[資料編 2-17-1 釜石港流出油災害対策協議会会則]

第4 施設、設備及び資機材の整備

- 各防災関係機関、船舶関係者及び油槽所等の石油危険物の取扱者は、大量に流出した石油等の災害予防及び拡大防止に必要な施設、設備及び資機材の整備を図る。

区 分	使用施設、設備及び資機材
流出した石油等の拡散防止	オイルフェンス、応急資材、オイルフェンス展張船、作業船 等
流出した石油等の回収及び処理	油回収船、回収装置、処理施設、油（化学）処理剤、油吸着剤、バージ舟 等
流出した石油等からの火災の発生防止	化学消防艇、化学消防車、化学消火剤、消火器具 等
流出した石油等による災害の拡大防止	ガス探知器 等

[資料編 2-17-2 流出油等に対する防災資機材の備蓄状況]

第18節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアの受入体制の整備
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	ボランティア活動の普及啓発
釜石市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の普及啓発 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成
その他のボランティア団体（職域、職能等）等	ボランティア活動に係る日赤地区等、市社協との連絡調整

[市本部の担当]

部	班	担当業務
保健福祉部	避難所運営対策班	1 ボランティア活動に係る連絡調整 2 ボランティアの活動状況の把握
文教対策部	社会教育班	社会教育関係団体への協力要請

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成
 - 市部長は、日赤地区、市社協と連携し、ボランティア活動について広報等により、普及啓発を行う。
 - 市社協は、ボランティアの入門講座、ボランティアのリーダー及びコーディネーターの養成講座など養成研修を行う。
この場合において、日赤地区、市社協は、ボランティアが円滑かつ効果的に活動が行われるよう、市と連携し、小地域ごとに複数の者が受講するように努める。
 - 市本部長は、研修修了者に対し、適宜、次の情報の提供を行う。

- ア 地域事情に関すること
- イ 要援護者の状況
- ウ 要援護者に対する配慮（心構え）
- エ 避難所の状況
- オ 行政機関、関係団体等との連絡調整の方法等

- 2 ボランティアの登録
 - 日赤地区や市社協は、あらかじめ、災害時においてボランティア活動に参加する意思を持つ個人及び団体の登録を行う。
 - ボランティアの登録は、経験、専門知識、技術の有無及び活動地域等の別に行う。

3 ボランティアの受入体制の整備

- 市本部長は、想定する被災状況に応じ、次の事項をあらかじめ定め、ボランティアの受入体制を整備する。

- | | |
|---|-------------------|
| ア | ボランティアの受入担当課 |
| イ | ボランティアに提供する情報 |
| ウ | ボランティアに提供する装備、資機材 |
| エ | ボランティアの宿泊する施設 |
| オ | ボランティアの活動拠点 |
| カ | ボランティアとの連絡調整の方法 |
| キ | その他必要な事項 |

4 関係団体等の協議

- 市本部長は、あらかじめ、次の団体等と災害時における防災活動への協力方法等について協議する。

- | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|-----|---|---------|
| ア | 青年団 | イ | 婦人会 | ウ | 町内会 | エ | 自主防災組織等 |
|---|-----|---|-----|---|-----|---|---------|

[資料編 2-18-1 市内ボランティア協力団体]

5 ボランティア等に対する補償制度

- 災害応急対策活動に従事し、そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における補償としては、各種団体が行う「ボランティア保険（災害特約付）」制度への加入について配慮する。

第19節 企業等防災対策計画

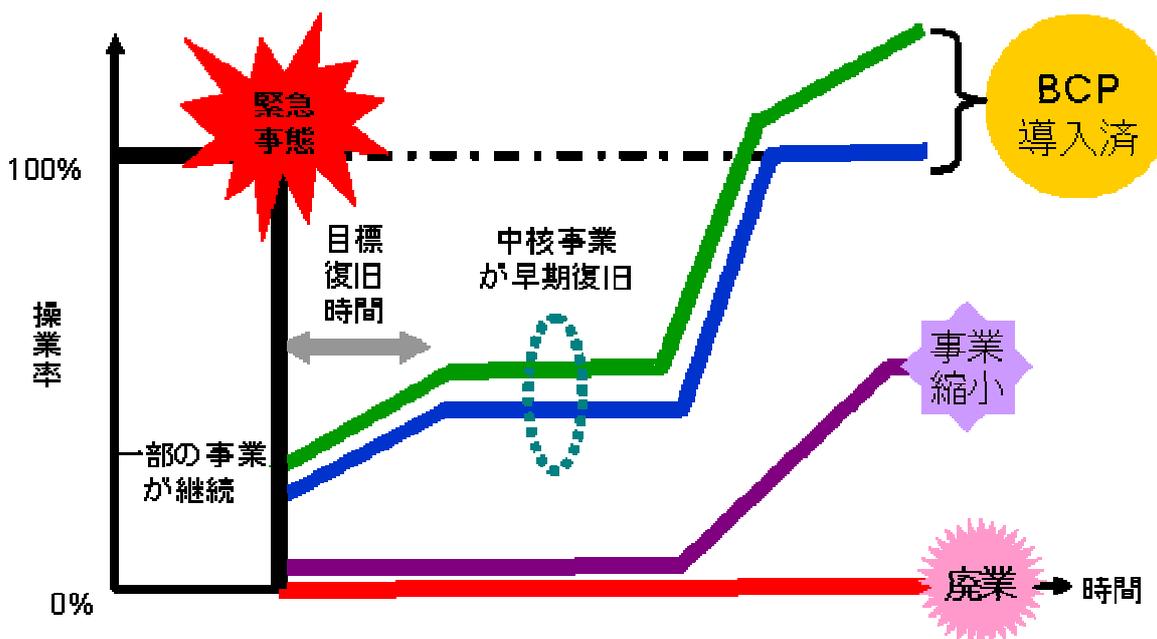
第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係機関は、企業等の防災力向上の促進に努める。

第2 事業継続計画の策定

- 企業等は、各企業等において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）^(※)を策定するように努める。
 - 市及び関係機関は、各企業等における事業継続計画(BCP)の策定に資する情報提供等を進める。
- ※ 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

[企業の事業復旧に対するBCP導入効果のイメージ]



第3 企業等の防災活動の推進

- 企業等は、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害の復旧計画策定、各計画の点検・見直しの実施等防災活動の推進に努める。
- 市は、地域コミュニティの一員である企業の防災力向上を促進するため、次の事項に取り組む。
 - ア 企業等の職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上を促進する。
 - イ 地域の防災訓練等への積極的参加を企業等に呼びかけ、防災に関する情報提供やアドバイスを行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、防災機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。

第2 市の活動体制

当市地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、釜石市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は釜石市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

- 災害警戒本部は、釜石市災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。

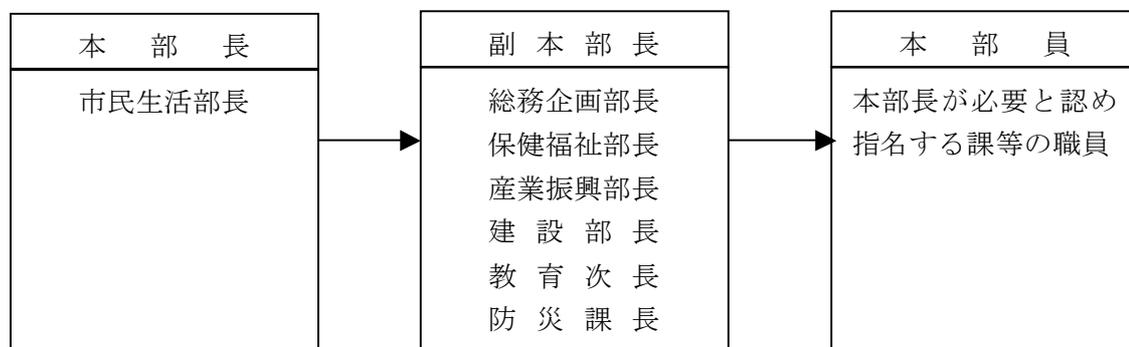
[資料編 3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領]

(1) 設置基準

- ア 気象警報（海上に対する濃霧警報、風警報を除く。）、高潮警報、波浪警報、洪水警報又は津波注意報が発表された場合
- イ 市内に震度4の地震が発生した場合
- ウ 長雨等による地面現象災害が多数発生するおそれがある場合において、市民生活部長が必要と認めるとき。
- エ 大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合において、市民生活部長が必要と認めるとき。

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 気象予警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関との連絡調整
 - イ 気象情報、潮位変化等の情報及び河川の水位情報の収集
 - ウ 気象等に関する状況及び被害発生状況の把握

- エ 警戒、巡視活動の状況把握
- オ 応急措置の実施
- カ その他の情報収集

(4) 関係各課の防災活動

- 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
産業振興部	水産農林課	1 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 2 農業施設被害情報の収集
	水産農林課	1 潮位変化情報の収集 2 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 3 港湾漁業施設被害情報の収集
建設部	建設課	1 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 2 所管施設被害情報の収集

(5) 廃止基準等

- 災害警戒本部は、気象警報等が解除された場合等において、市民生活部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
- 市本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定及び釜石市災害対策本部条例に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

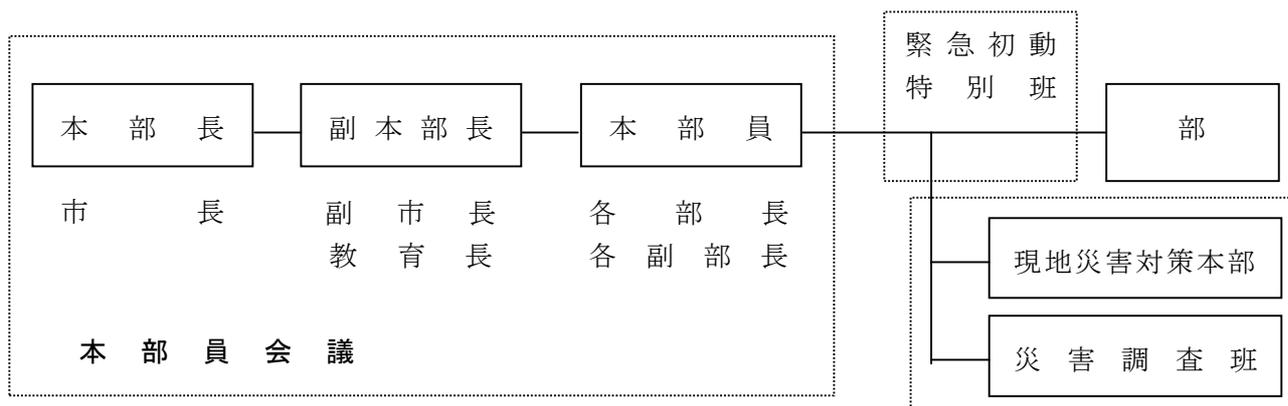
[資料編 3-1-2 釜石市災害対策本部条例]

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警 戒 配 備	気象警報（海上に対する濃霧警報、風警報を除く。）、高潮警報、波浪警報、洪水警報、県管理河川水防警報又は津波注意報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合
1 号 非 常 配 備	(1) 相当規模の災害が発生した場合 (2) 津波警報（津波）が発表された場合 (3) 震度 5 弱及び震度 5 強の地震が発生した場合
2 号 非 常 配 備	(1) 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 (2) 津波警報（大津波）が発表された場合 (3) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合

(2) 組織

- 災害対策本部の組織は、次のとおりである。



ア 本部員会議

- 本部員会議は、市本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策を円滑かつ的確に推進する。
- 本部員会議は、災害応急対策の総合的方針を決定するとともに、各部において実施する災害応急対策の連絡、調整を行う。

イ 部

- 部の組織は別表1のとおりである。
- 部は、本部員会議の決定した方針に基づき、災害応急対策の実施に当たる。
- 各部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

ウ 現地災害対策本部

- 現地災害対策本部は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、本部長が必要と認めるときに設置し、災害情報の収集、地域の消防団、自主防災組織及び町内会等との連絡調整を行う。
- 現地災害対策本部長は、本部長が指名し、その他の職員は、市民生活部長が指名する。

エ 災害調査班

- 調査班は、本部長が必要と認めるときに設置し、災害現地における被害状況を調査の上、本部長に報告する。
- 班長は、本部長が指名し、班員は、市民生活部長が関係部長と協議の上、指名する。

(3) 分掌事務

- 災害対策本部の分掌事務は、釜石市災害対策本部規程のとおりである。

[資料編 3-1-3 釜石市災害対策本部規程]

ただし、災害の形態、経過日時等の状況変化により本部員会議で調整する。

- 各部は、所管する次の事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

区 分		活 動 項 目
災 害 発	1 事前の情報収集、 連絡調整	(1) 気象及び潮位変化等の状況把握及び分析 (2) 気象予警報等の迅速な伝達 (3) 釜石地方振興局、その他防災機関との連絡、配備体制及び予防対策の事前打合せ及び警戒体制の強化

生前	2 災害対策用資機材の点検整備	(1) 災害対策用物資及び機材の点検整備 (2) 医薬品及び医療資機材の点検整備 (3) 防疫薬剤及び防疫用資機材の点検整備
	3 避難誘導対策	避難勧告、指示及び避難誘導の準備
	4 活動体制の整備	本部員となる部局長による対策会議の設置
	5 活動体制の徹底	(1) 本部の配備体制及び職員の配備指令の徹底 (2) 報道機関に対する本部設置の発表 (3) 防災機関に対する本部設置の通知 (4) 災害応急対策用車両等の確保 (5) 各部等の配備状況の把握 (6) 各部に対する被害速報の収集報告の指令（人的及び住家被害情報の優先）
	災害発生後	1 情報連絡活動
2 本部員会議の開催		(1) 災害の規模及び動向の把握 (2) 災害情報及び現地報告等に基づく災害応急対策の検討 (3) 自衛隊災害派遣要請 (4) 災害救助法の適用 (5) 災害応急対策の調整 (6) 配備体制の変更 (7) 現地災害対策本部及び調査班の設置 (8) 本部長指令の通知
3 災害広報		(1) 災害情報及び災害応急対策の発表 (2) 災害写真、災害ビデオ等の撮影、災害情報等の広報資料の収集
4 避難対策		(1) 避難勧告、指示及び避難誘導、放送要請 (2) 避難状況の把握 (3) 避難所の設置、運営 (4) 避難者の救出救護 (5) 交通規制の実施
5 自衛隊災害派遣要請		(1) 孤立地帯の状況把握及び救援 (2) 被災者の捜索、救助 (3) 給食給水活動
6 県及び他の市町村に対する応援要請		(1) 被災者の捜索、救助要請 (2) 食料、生活必需品及び災害応急対策用資機材の調達及びあっせん要請 (3) 災害応急対策活動要員の派遣要請

7 災害救助法適用対策	(1) 被害状況の把握 (2) 災害救助法の適用基準該当の有無の判定 (3) 救助の種類判定 (4) 災害救助実施計画の策定 (5) 災害救助法に基づく救助の実施
8 ボランティア活動対策	(1) ボランティア活動のニーズの把握 (2) ボランティアの受付・登録 (3) ボランティア活動の調整 (4) ボランティアの受入体制の整備
9 現地災害対策本部の 設置並びに調査班の設置	(1) 編成指示 (2) 編 成 (3) 派 遣
10 機動力及び輸送力の 確保	(1) 災害応急対策用車両等の確保 (2) 道路、橋りょう等の被害状況の把握 (3) 道路上の障害物の除去 (4) 道路交通の確保 (5) 港湾施設等の被害状況の把握 (6) 海上輸送の確保
11 医療・保健対策	(1) 応急医療・保健活動の実施 (2) 医薬品、医療用資機材の調達あつせん
12 食料等の応急対策	米、食料等の調達
13 生活必需品の応急対策	被服、寝具その他の生活必需品の調達
14 給水対策	(1) 水源の確保及び給水の実施 (2) 応急給水用資機材の確保
15 防疫対策	(1) 防疫活動の実施 (2) 食品衛生活動の実施 (3) 防疫用資機材の調達あつせん
16 文教対策	(1) 応急教育の実施 (2) 小中学校等施設の応急対策の実施
17 農林水産応急対策	(1) 農林水産被害の把握 (2) 病虫害防除の実施 (3) 家畜防疫の実施
18 土木応急対策	(1) 土木関係被害の把握 (2) 道路交通応急対策の実施 (3) 下水道応急対策の実施 (4) 直営工事応急対策の実施 (5) 浸水対策の実施 (6) 地すべり等危険地域における被害防止対策の徹底
19 国、県等への陳情 要望対策	(1) 国、県等への要望書及び陳情書の提出 (2) 災害に対する国、県等の動向把握及びその対策

20 被災者見舞対策	(1) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）見舞のための職員派遣 (2) 被災者（死亡、行方不明及び全壊家屋）への見舞金等の措置
21 被災者に対する生活確保対策	(1) 物価の値上がり防止対策 (2) 被災者の住宅対策 (3) 世帯更生資金対策 (4) 農林水産復旧対策 (5) 租税及び学校授業料等の減免並びに奨学金の貸与 (6) 商工業復旧対策 (7) 土木公共施設関係復旧対策 (8) 見舞金及び義援金品の受入れ及び配付

(4) 廃止基準

- 災害対策本部は、次の場合に廃止する。
 - ア 市本部長が、市の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき。
 - イ 市本部長が、おおむね災害応急対策が終了したと認めるとき。

3 緊急初動特別班

- 市本部長は、夜間、休日等の勤務時間外における災害発生時において、災害対策本部の活動体制が整うまでの間の初動体制を確立するため、緊急初動特別班を設置する。
- 緊急初動特別班員は、毎年度、市民生活部長が指名する。
- 緊急初動特別班は、市民生活部長直属の組織とし、市本部の活動体制が整うまでの初動組織として活動し、次の各班で構成する。

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 各種会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 国、県及び防災機関等との連絡調整
対 策 班	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 災害応急対策の実施に係る防災機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡 (3) 自衛隊の災害派遣要請及びその受入れ、調整 (4) 各部の実施する災害応急対策の調整 (5) 市民からの要請の処理
情 報 班	(1) 市における被害状況、災害応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、住民の動向等の情報収集・伝達
広 報 班	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報

- 緊急初動特別班員は、市本部から配備指令があった場合又は災害対策本部 1 号非常配備体制に係る設置基準に該当する事態が発生したと認識した場合は、直ちに市本部に参集し、担当業務を遂行する。
- 市民生活部長は、市本部の体制が整い、緊急初動特別班が所期の目的を達したと認める場合

は、これを解散し、所属先に身分を移管する。

4 災害対策本部等の設置及び廃止通知

- 市本部長は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置・廃止した場合、直ちに次の関係機関に通知し、連絡体制を密にする。

[通知先の機関及び通知方法]

名 称	通知方法 (電話連絡)	住 所
釜石地方振興局企画総務部 (平成22年4月1日以降は、沿岸広域振興局経営企画部)	25-2717	新町 6-50
消防本部	22-2525	大渡町 1-6-12
釜石警察署	22-0110	嬉石町 2-5-1
釜石海上保安部	22-3820	魚河岸 1-2
東北電力(株)釜石営業所	24-2867	大町 1-1-7
東日本電信電話(株)岩手支店	019-625-4960	盛岡市中央通 1-2-2
東日本旅客鉄道(株)釜石線営業所	22-1781	鈴子町 22-5
三陸鉄道(株)南リアス線運行本部	0192-27-9669	大船渡市盛町馬場 4-4
三陸国道事務所釜石維持出張所	26-5014	大字平田第3地割 61-72
釜石港湾事務所	22-9111	港町 2-7-27
釜石瓦斯(株)	22-3535	鈴子町 147-5
岩手県交通(株)釜石営業所	25-2527	野田町 2-20-2

第3 職員の動員配備体制

1 配備体制

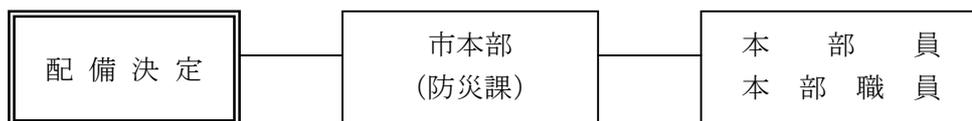
- 災害警戒本部及び災害対策本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制	体 制	
災害警戒本部	防災課、水産農林課、建設課等	
災害 対策 本部	警戒配備	上記の他、本部で別に定める職員
	1号非常配備	本部各部各班主査以上職員、緊急初動特別班員、本部で別に定める職員
	2号非常配備	全職員

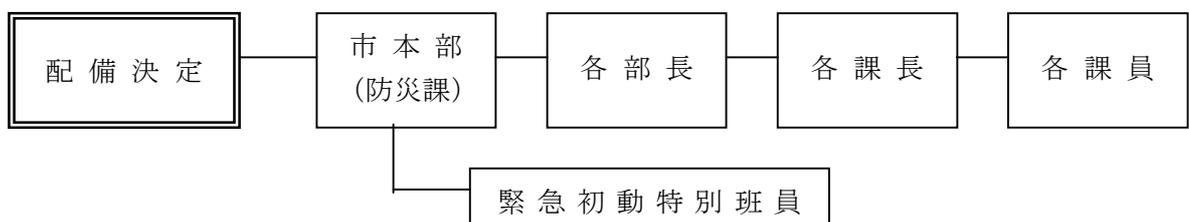
2 動員の系統

- 動員は、次の系統によって通知する。

(1) 災害警戒本部



(2) 災害対策本部



3 動員の方法

- 配備指令の伝達は、次の方法で行う。

区分	伝達方法
勤務時間内	電話等
勤務時間外	防災行政無線、携帯電話、電話等

- 各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

ア 配備指令の系統及び順位
イ 職員ごとの参集方法及び所要時間
ウ 所属公所に参集できない場合の参集先
エ その他必要な事項

4 自主参集

- 各配備体制の対象となる職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、配備基準に該当する災害の発生を覚知したとき、又は気象警報等が発表されたときは、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集する。

5 所属公所に参集できない場合の対応

- 職員は、夜間、休日等の勤務時間外において災害が発生し、交通機関の途絶、火災等により所属公所に参集できない場合は、所属長に連絡の上、原則として、最寄りの市庁舎、市各地区生活応援センター及び中妻出張所に参集する。
- 参集した職員の役割分担等の行動指針については、別に定める。

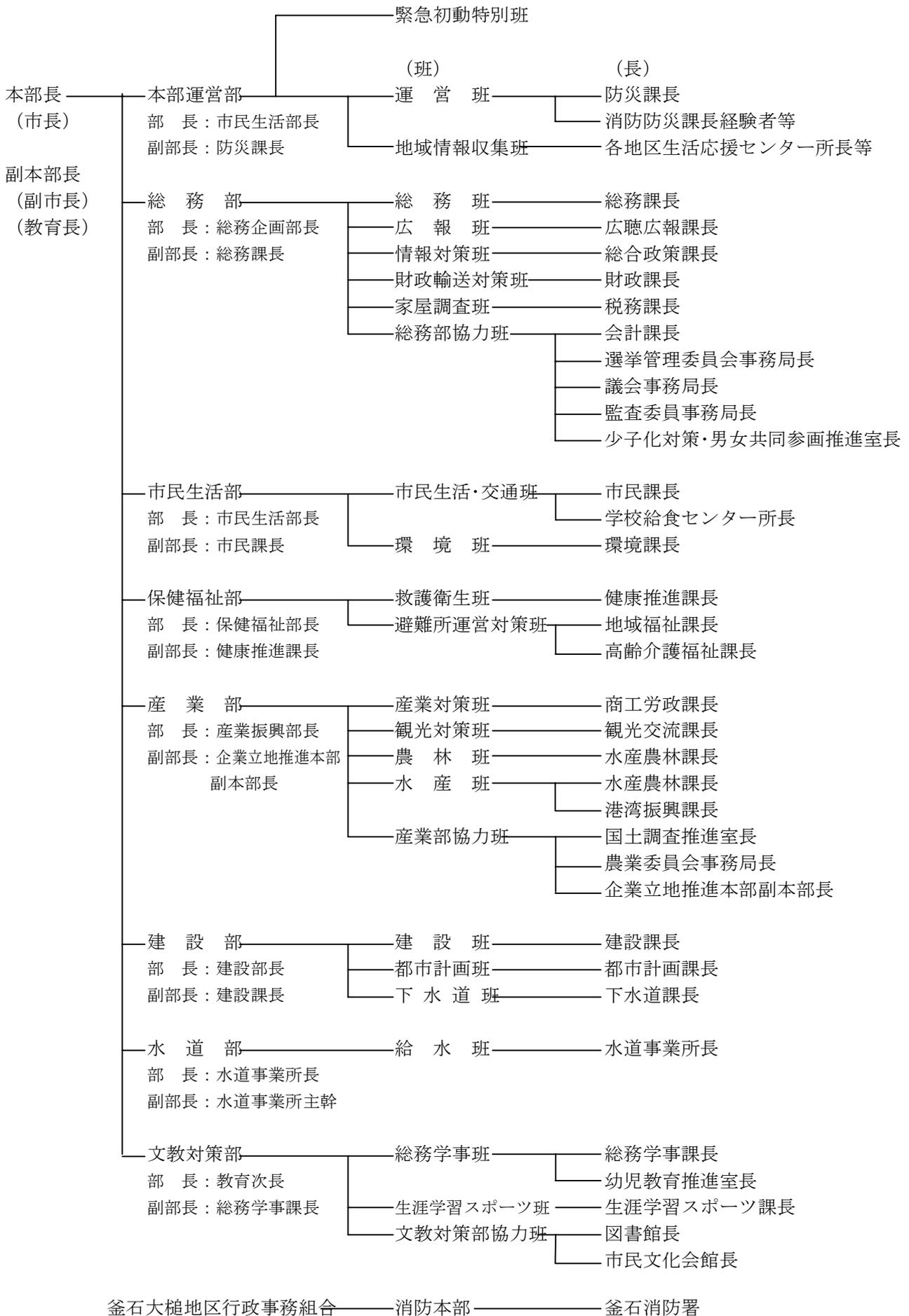
第4 防災機関の活動体制

- 防災機関は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画の定めるところにより、その所管する災害応急対策を実施する。
- 防災機関は、所管する災害応急対策を実施するため、必要な組織を整備する。
- 災害応急対策の実施に当たっては、県、市との連携を図る。

第5 その他

- 災害対策本部を設置した場合、庁舎入口に災害対策本部の表示看板を掲げる。
- 本部員及び本部車両を明示するために腕章及び車旗を交付する。

別表 1 釜石市災害対策本部組織図



第2節 気象予警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 気象の予報、警報等（以下、本節中「気象予警報等」という。）及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
市 本 部 長	気象予警報等の周知
消 防 本 部	1 気象予警報等の周知 2 火災警報の発表
県 本 部 長	気象予警報等の市等に対する伝達
釜 石 海 上 保 安 部	気象予警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)岩手支店	気象予警報等の市町村に対する伝達
三陸ブロードネット(株)	気象予警報等の放送

[市本部の担当]

部	班	担当内容
本部運営部	運 営 班	1 気象予警報等の周知及び伝達 2 消防本部との連絡調整

第3 実施要領

1 気象予警報等の種類及び伝達

(1) 気象予警報等の種類

気象予警報等の種類及びその内容は、次のとおりである

（気象業務法に基づくもの）

ア 情報の種類

種 類	内 容	
気象に関する情報	気象情報	気象等の予報に関係のある台風やその他の異常気象について、注意報・警報の発表に先立って知らせたり、注意報・警報の発表時に現象の状況について解説するなど、防災の効果をあげるために注意報、警報と組み合わせて発表する。
	記録的短時間大雨情報	警報発表時に数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨（1時間に100mm以上）を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表する。
	土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、岩手県と盛岡地方気象台が共同で発表する。
地震に関する情報	震度速報※	震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を速報する。
	震源に関する情報	震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を発表する。
	震源・震度に関する情報	震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上の地域、市町村名を発表する。

	各地の震度に関する情報	震度以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測地点名を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波の到達時刻と予想される津波の高さ、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向、振幅、最大の高さとその出現時刻）を発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表する。

注) ※ 震度速報は、盛岡地方気象台から直接の伝達はない。

イ 注意報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が10m/s以上と予想される場合
	強風注意報	強風によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が10m/s以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が30mm以上、ただし総雨量50mm以上の場合 ○ 3時間雨量が50mm以上の場合 ○ 土壌雨量指数 ^{*1} が76以上の場合
	大雪注意報	大雪によって被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平野部で15cm以上、山沿いで20cm以上と予想される場合
高潮注意報		台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要があり、次の条件に該当する場合 ○ 潮位が東京湾平均海面（T P）上0.9m以上と予想される場合
波浪注意報		風浪、うねり等によって災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 有義波高が3m以上と予想される場合
洪水注意報		洪水によって災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が30mm以上、ただし総雨量50mm以上の場合 ○ 3時間雨量が70mm以上の場合 ○ 流域雨量指数 ^{*2} がそれぞれの河川で次の値以上の場合 甲子川=11 鶉住居川=9 熊野川=6
気象注意報	濃霧注意報	濃霧のため交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想され次の条件に該当する場合 ○ 濃霧のため視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ○ 最小湿度35%以下で実効湿度60%以下と予想される場合

気 象 注 意 報	霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 早霜、晩霜期に最低気温がおおむね2℃以下になると予想される場合	
	低温注意報	夏期	低温により農作物等に著しい被害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最高、最低、平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合
		冬期	低温により水道凍結等大きな障害が予想され、次の条件に該当する場合 ○ 最低気温が沿岸で-8℃以下になると予想される場合
	着雪注意報	着雪により通信線、送電線、樹木等に被害がおこると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 大雪注意報の条件下で、気温が-2℃より高いと予想される場合	
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上になると予想される場合 ○ 積雪が50cm以上あり、日平均気温5℃以上の日が継続すると予想される場合	
	融雪注意報	融雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合	
	地面現象注意報 ^{※3}	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害がおこるおそれがあると予想される場合	
浸水注意報 ^{※3}	浸水によって災害がおこるおそれがあると予想される場合		

注) ※1 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※2 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。

※ 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

ウ 警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準	
気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害があると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 平均風速が20m/s以上と予測される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害があると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 雪を伴い、平均風速が20m/s以上と予測される場合
	大雨警報	大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が平坦地で50mm以上、平坦地以外で60mm以上の場合 ○ 土壌雨量指数 ^{※1} が109以上の場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 12時間の降雪の深さが、平野部で30cm以上、山沿いで50cm以上と予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 潮位が東京湾平均海面（TP）上1.3m以上と予想される場合	

波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 有義波高が6m以上と予想される場合
洪水警報	洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の条件に該当する場合 ○ 1時間雨量が平坦地で50mm以上、平坦地以外で60mm以上の場合 ○ 流域雨量指数 ^{※2} がそれぞれの河川で次の値以上の場合 甲子川=21 鶉住居川=16 熊野川=10
地面現象警報 ※	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合
浸水警報 ※	浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合

注) ※1 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※2 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※3 地面現象警報及び浸水警報は、その注意事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。

※ 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

エ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

オ 津波に関する警報・注意報・予報の種類と内容

(ア) 種類

a 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。

b 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。

c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波 予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) ※1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる

前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

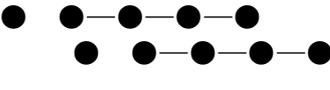
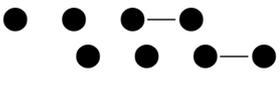
※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(消防法に基づくもの)

種類	通 報 基 準
火災気象通報	気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合 イ 最小湿度40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合 ロ 最小湿度35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合 ハ 平均風速が10m/s以上と予想される場合 （降雨、降雪中は通報しないこともある。）
火災警報	火災気象通報が通知され、当市地域の気象状況が火災の発生、又は拡大のおそれがあると認められる場合

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余 韻 防 止 付 サイレン信号	そ の 他 の 信 号
	火災警報 信号	火災警報 発令信号	 (1点と4点との斑打)	約30秒 ^ ●— ●— v 約6秒
火災警報 解除信号		 (1点2個と4点との斑打)	約10秒 約1分 ^ ^ ●— ●— v 約3秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下

(水防法に基づくもの)

種 類	内 容
甲子川水防警報	洪水によって災害が起こるおそれがあるとき水防を行う必要がある旨を警告して行うもの
鵜住居川水防警報	

(水防法及び気象業務法に基づくもの)

ア 一般河川等の水防活動の利用に適合する予報及び警報

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報に同じ。
水防活動用気象警報	大雨警報に同じ。
水防活動用高潮注意報	高潮注意報に同じ。
水防活動用高潮警報	高潮警報に同じ。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報に同じ。

(2) 伝達系統

気象予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

気象予警報等の区分	発表機関	伝達系統
気象、高潮、波浪、洪水について の予報及び警報並びに火災気象通 報	盛岡地方気象台	気象予警報等伝達系統図 (別図1)のとおり。 土砂災害警戒情報伝達系統図 (別図2)のとおり。
津波についての予報・注意報・警 報	気象庁 仙台管区気象台	津波予報・注意報・警報伝達系 統図(別図3)のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁 仙台管区気象台 盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達 系統図(別図4)のとおり。
甲子川・鵜住居川水防警報	釜石地方振興局土木 部	甲子川・鵜住居川水防警報伝達 系統図(別図5)のとおり
火災警報	消防本部	気象予警報等伝達系統図 (別図1)のとおり

(3) 伝達機関等の責務

- 気象予警報等の発表機関及び伝達機関は、気象予警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制等の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、気象予警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 気象予警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 気象予警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、気象予警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(4) 市の措置

- 市長は、気象予警報を受領した場合及び火災気象通報を受領し、火災警報を発令する場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市町村長は、あらかじめ、通知先の機関及び通知方法を定める。
- 気象予警報等の受領・伝達責任者は、次により関係各課等に通知する。

区 分	受領・伝達責任者	通 知 先	通 知 方 法
勤務時間内	防災課長	別表1のとおり	電話、携帯電話等
勤務時間外	当直守衛	別表2のとおり	電話、携帯電話等

- 気象予警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県釜石地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な気象情報の把握に努める。
- 市長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する気象予警報等の伝達手段の確保に努める。
- 火災警報の発令及び気象予警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ C A T V	カ サイレン及び警鐘	

○ 市の所有する広報車（スピーカー付車両）は、次のとおりである。

[資料編3-2-1スピーカー付車輛]

○ 市内の有線放送施設は、次のとおりである。

[資料編3-2-2有線放送施設一覧表]

(5) 県の措置

○ 気象予警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知又は通報を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
気象予警報、津波注意報・警報、火山に関する予警報、地震・火山及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 広域振興局副局長及び地方振興局長及び広域振興局総合支局長 (3) 所管事務の執行上、気象予警報等を必要とする課長
火災気象通報		(1) 市町村長（消防に関する事務を処理する一部事務組合に加入している市町村の長を除く。） (2) 消防に関する事務を処理する一部事務組合の管理者
津波注意報・警報	警 察 本 部 地 域 課 警 備 課	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長
県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報	河 川 課	所管事務の執行上、県管理河川水防警報、県管理河川避難判断水位情報を必要とする課長

(6) 防災機関の措置

ア 東日本電信電話(株)岩手支店

警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 釜石海上保安部

警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

ウ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ・ケーブル放送においては字幕・スーパー等により放送する。

エ その他の防災機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

(1) 異常現象発見者の通報義務

○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

○ 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報するとともに(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

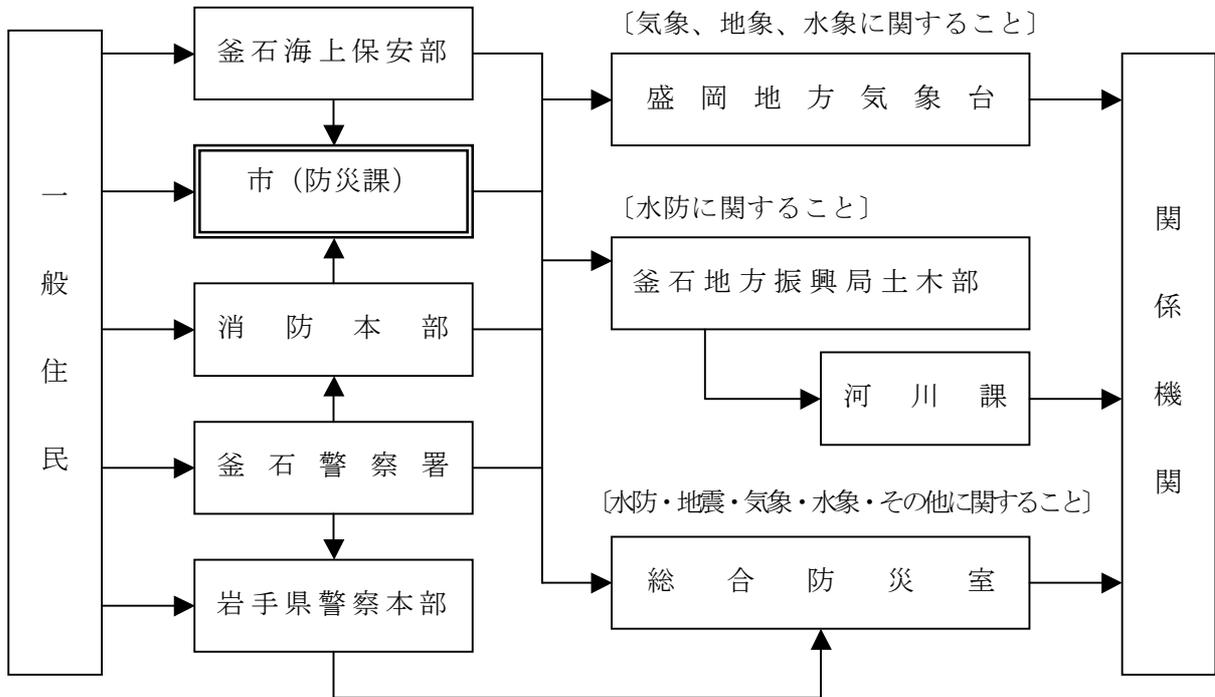
(2) 市長の通報先

○ 通報を受けた市長は、次の区分により担当機関の長に通報する。

種 類	担 当 機 関	通報を要する異常現象の内容
水防に関するもの	釜石地方振興局土木部 県総合防災室	県の管理に属する河川に係るもの

気象、地象、水象に関するもの	盛岡地方気象台、 県総合防災室	気象、地象、水象に係るすべてのもの
その他に関するもの	県総合防災室	国又は県の予防等の措置が必要と認められるその他の現象

(異常現象の通報、伝達経路)

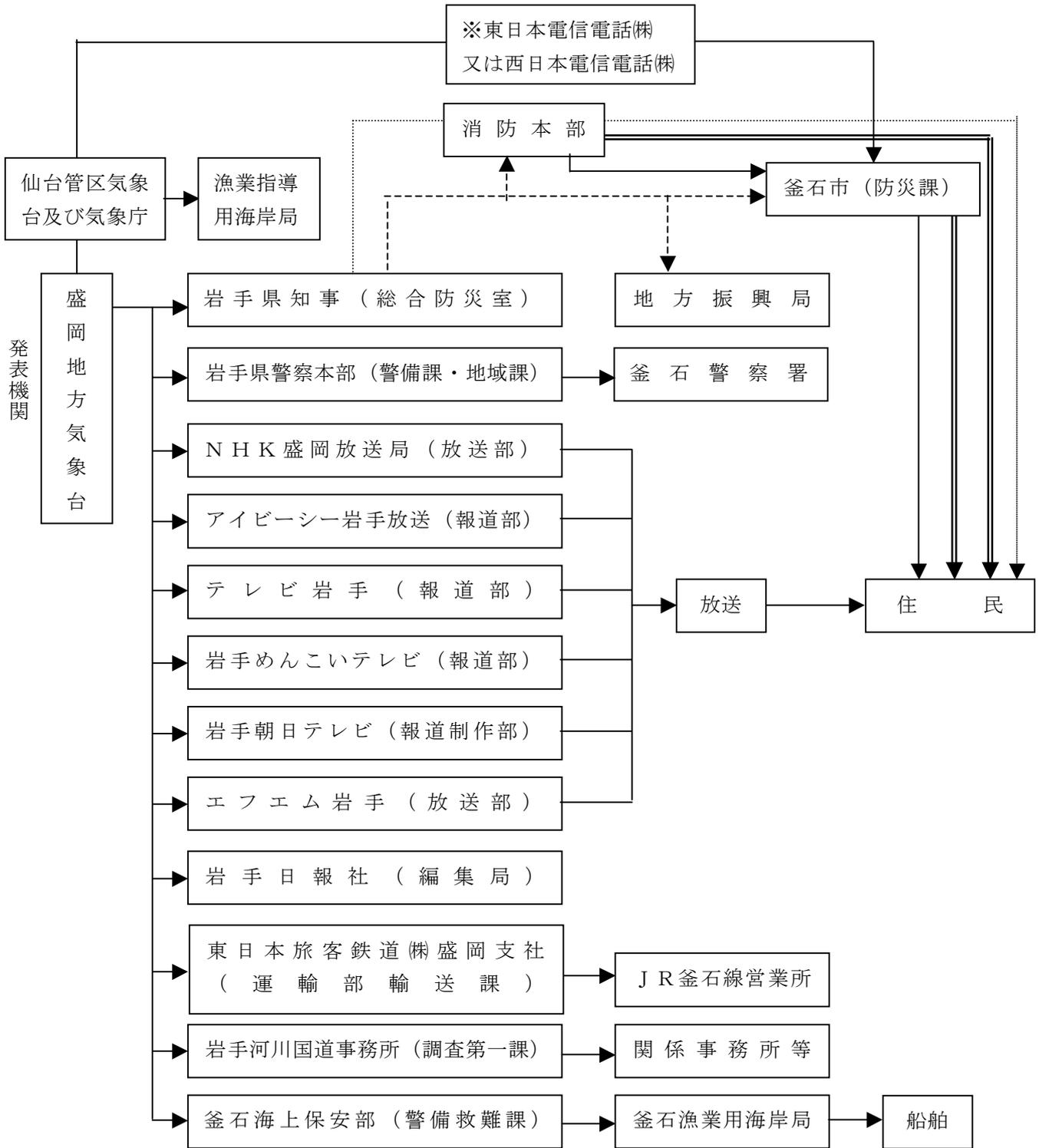


(3) 異常現象の種類

○ 通報を要する気象、地象、水象に関する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

区 分	異常現象の内容	
水防に関する事項	堤防の異常	
気象に関する事項	竜巻、強い降雹、強い突風等で著しく異常な気象現象	
地象に関する事項	地震関係	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
	土砂害関係	1 溪流 流水内での転石、流木の発生、流水の急激な濁り、土臭いにおい、地鳴り 2 がけ崩れ 小石の落下、亀裂の発生、湧水の異常（量の増加、濁り等）、斜面のはらみだし、地鳴り
水象に関する事項	潮位の異常な変動	
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象	

別図1 気象予警報等伝達系統図



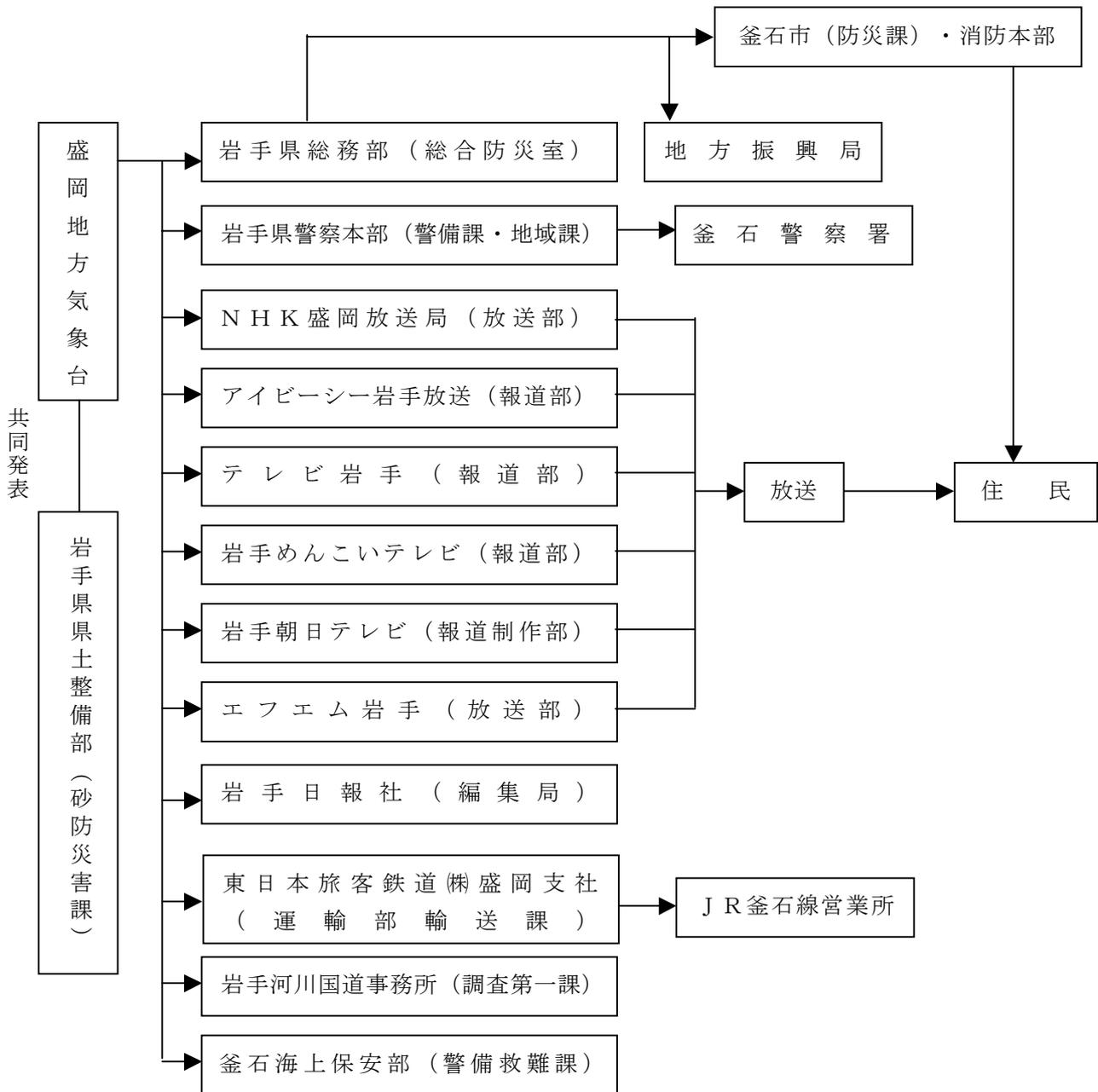
- 1 ※は警報発表及び解除のみ
- 2 火災警報は、市町村長等が知事から伝達された火災気象通報又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに発する。
- 3 気象予報としての注意報については、内容により発表機

関及び伝達機関においてこの系統図に示す報道機関のうち必要と認める機関にのみ通知する。

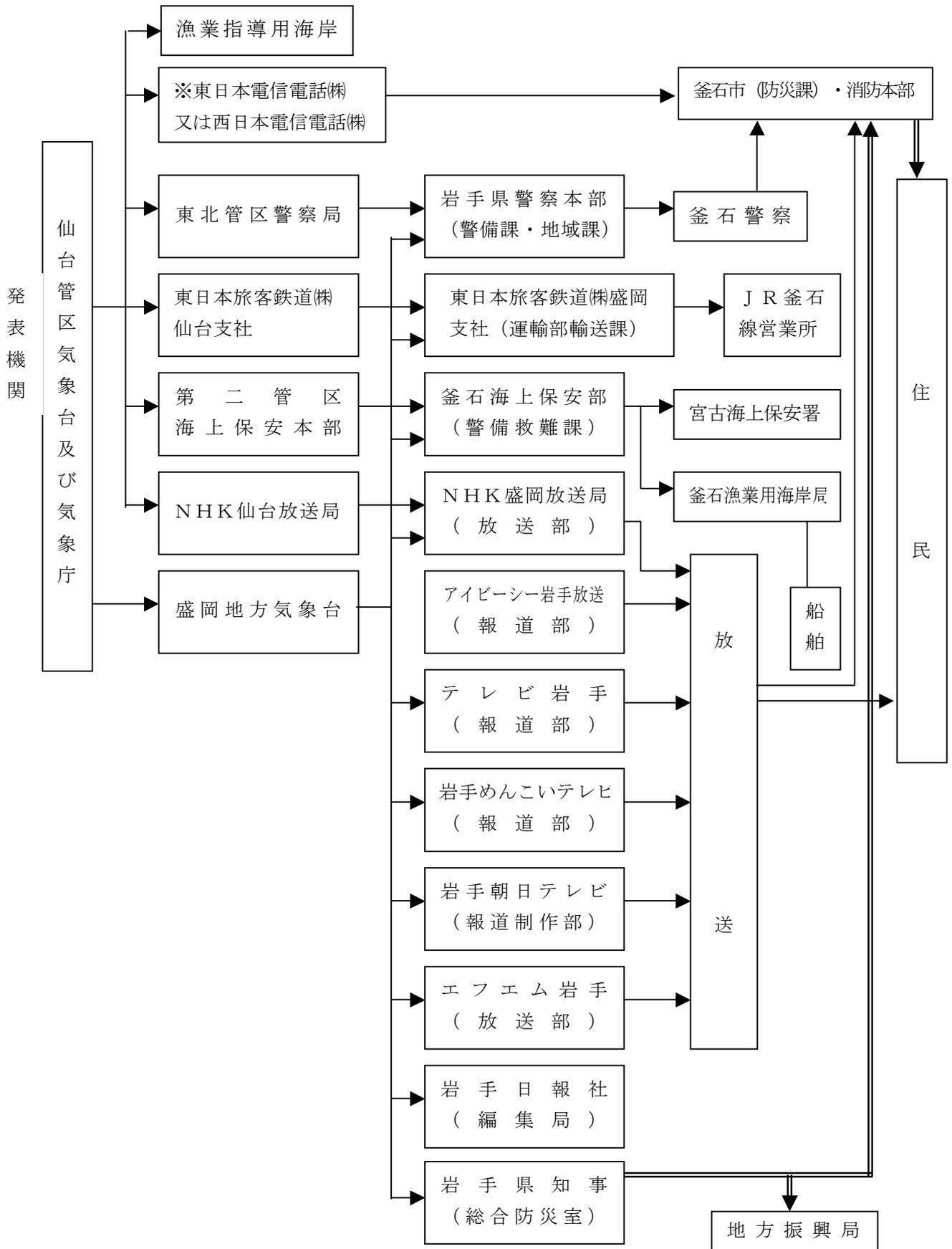
- 4 通報伝達の順位は、予測される災害に対する直接の防災機関への伝達系統を優先するものとする。

- 5 線は、火災気象通報通知・伝達
- 6 ===== 線は、火災警報伝達・通知・伝達系統
- 7 - - - - - 線は、総合防災情報ネットワーク・防災行政無線

別図2 土砂災害警戒情報伝達系統図

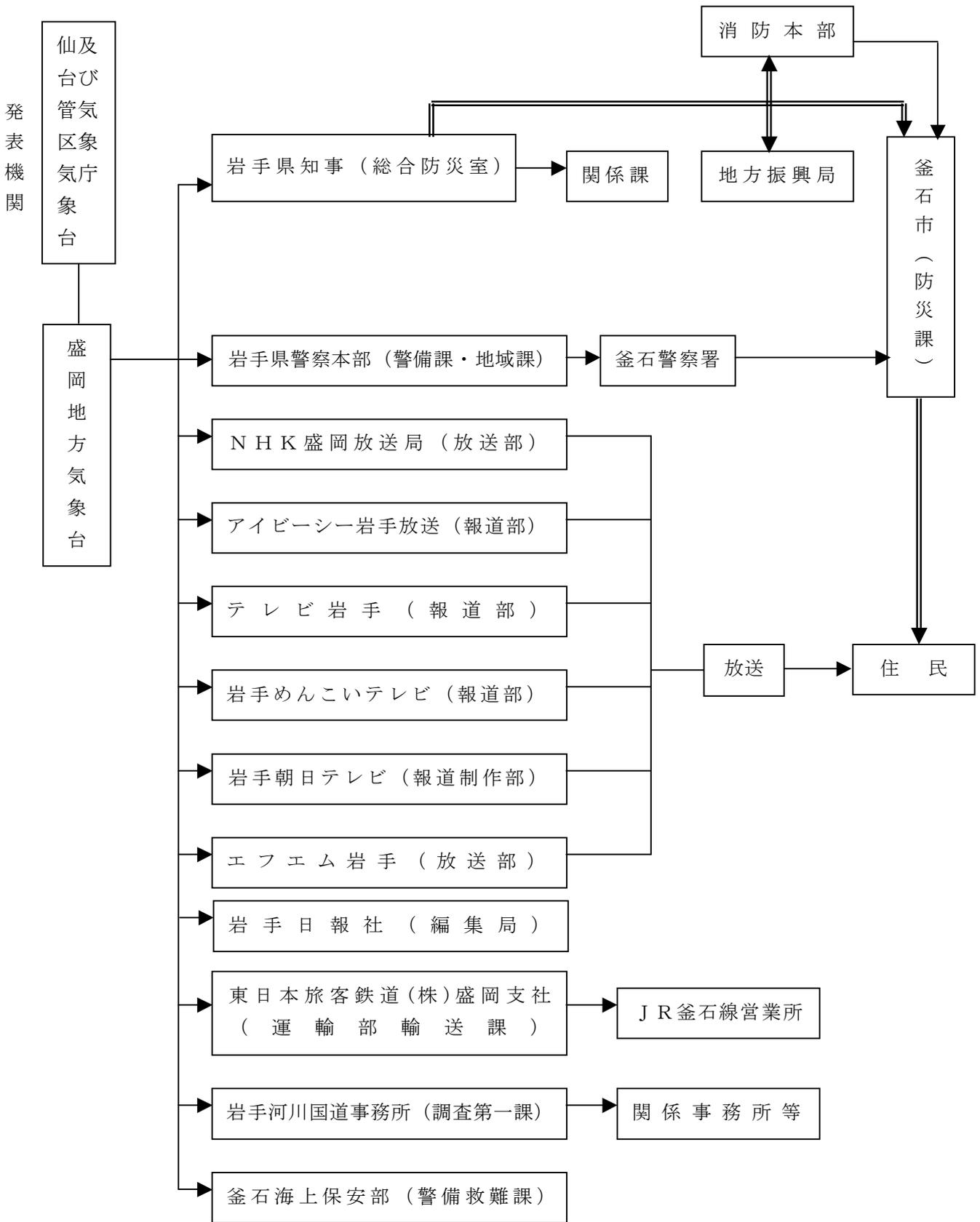


別図3 津波予報・注意報・警報伝達系統図



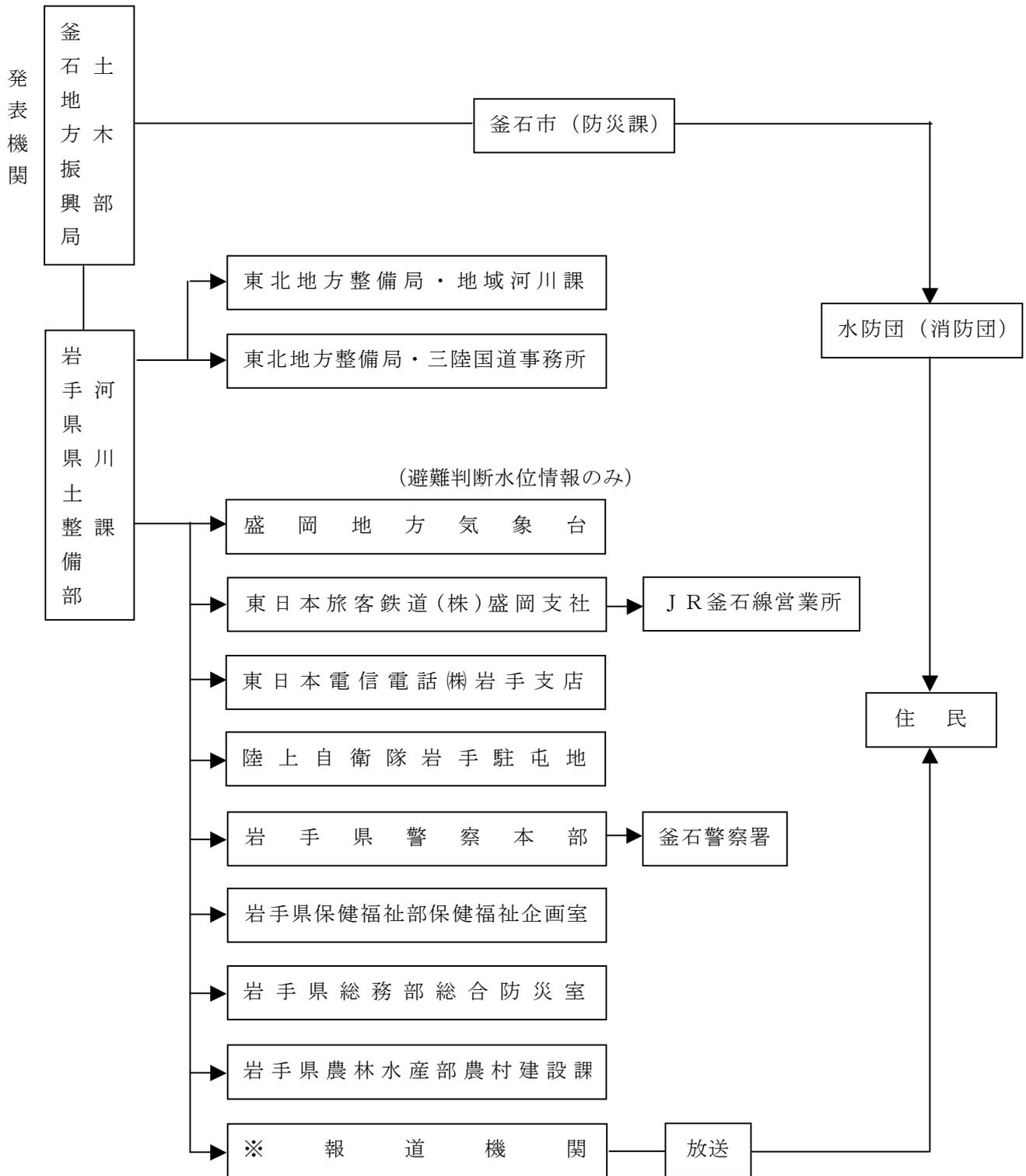
- (注) 1 ※ は、警報発表及び警報解除のみ
 2 二重線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線

別図4 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) 1 〰〰〰 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

別図5 甲子川、鵜住居川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、アイビーシー岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

別表1 気象予警報等通知計画（勤務時間）

区分		通知受領者		総務課長	財政課長	市民課長	水産農林課長	建設課長	各課・所・局長	
		気象情報	地震津波情報							
津波・気象予警報通知	気象情報									
	地震津波情報									
	気象注意報	風雪注意報							○	
		強風注意報							○	
		乾燥注意報								
		なだれ注意報						○	○	
		大雪注意報	○	○	○	○	○	○		
		融雪注意報						○		
		濃霧注意報						○		
		霜注意報						○		
		雷注意報						○		
	大雨注意報	○	○	○	○	○	○	○		
	洪水注意報	○	○	○	○	○	○	○		
	津波注意報	○	○	○	○	○	○	○		
	高潮注意報							○		
	波浪注意報									
	気象警報	暴風警報	○	○	○	○	○	○	○	
		暴風雪警報	○	○	○	○	○	○	○	
		大雨警報	○	○	○	○	○	○	○	
		大雪警報	○	○	○	○	○	○	○	
洪水警報	○	○	○	○	○	○	○			
津波警報	○	○	○	○	○	○	○	○		
高潮警報	○	○	○	○	○	○	○			
波浪警報						○				
火災警報	○	○	○	○	○	○	○	○		

別表2 気象予警報等通知計画（勤務時間外）

区分		通知受領者		総務課長	財政課長	市民課長	水産農林課長	建設課長	各課・所・局長	
津波・気象予警報通知	気象情報		○							
	地震津波情報									
	気象注意報	風雪注意報								
		強風注意報								
		乾燥注意報								
		なだれ注意報								
		大雪注意報								
		融雪注意報								
		濃霧注意報								
		霜注意報								
		雷注意報								
		大雨注意報								
	洪水注意報									
	津波注意報		○	○	○	○	○			
	高潮注意報									
	波浪注意報									
	気象警報	暴風警報		○						
		暴風雪警報		○				○		
		大雨警報		○	○	○	○	○		
		大雪警報		○	○	○	○	○		
洪水警報		○	○	○	○	○				
津波警報		○	○	○	○	○	○			
高潮警報		○	○	○	○	○				
波浪警報										
火災警報		○	○	○	○	○	○			

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市及び防災機関は、災害時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線、無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 災害時においても通信を確保できるよう、通信施設・設備の耐震化及びサブシステム化並びに代替通信施設の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 災害時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災機関等の有する専用通信施設等を利用し通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
災害時において電気通信設備がふくそうした場合は、非常・緊急通話又は電報を利用し、通信を確保する。
 - (1) 非常・緊急通話用電話の指定
 - 市及び防災機関は、非常・緊急通話を利用するため、あらかじめ、東日本電信電話(株)岩手支店に非常・緊急通話用の電話番号を申請し、承認を受ける。
 - (2) 非常・緊急通話の利用
 - 市及び防災機関は、公衆電気通信設備による通話が不能又は困難である場合は、非常・緊急通話用の電話機において通信を行う。
 - 非常・緊急通話を利用する場合は、102番をダイヤルし、非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の別、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込む。
 - (3) 非常・緊急電報の利用
 - 非常・緊急電報を利用する場合は、発信紙の余白欄に「非常」又は「緊急」と朱書き、電報サービスセンターに申し込む。
 - 電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報サービスセンターに申告の上、申し込む。

非常・緊急通話の内容及び利用できる機関

	通 話 の 内 容	機 関 等
非常 通話	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のために緊急を要する事項	(1) 水防機関相互間 (2) 消防機関相互間 (3) 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互間 (2) 災害救助機関相互間 (3) 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 防衛機関相互間 (3) 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天変、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間
緊急 通話	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（非常通話の表中8欄に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	5 水道、ガス等の市民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（非常通話の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。）相互間

2 専用通信施設の利用

- 専用無線設置者は、災害時における通信連絡に当たっては、それぞれの専用通信施設を有効に活用する。

特に、移動系無線局については、防災拠点や被災地域に重点配備する。

- 専用通信施設の設置者は、可搬型地球局、携帯型地球局等の衛星通信施設を活用するほか、災害により専用通信施設が損壊した場合においても通信を確保できるよう、通信施設のサブシステム化に努めるとともに、応急復旧に要する要員及び資機材を確保する。

専用通信施設設置機関

設備名	設置者
岩手県防災行政無線設備	岩手県
警察電話（有線・無線）設備	岩手県警察本部
国土交通省無線設備	釜石港湾事務所
	三陸国道事務所
海上保安庁無線設備	釜石海上保安部
東日本旅客鉄道（有線・無線）設備	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社
東北電力（有線・無線）設備	東北電力(株)岩手支店
漁業無線設備	岩手県（水産技術センター）、釜石無線漁業協同組合

- (3) 市内の専用無線施設の概要は、次のとおりである。

ア [資料編3-3-1 釜石市防災行政無線施設（固定・同報系）一覧表]

イ [資料編3-3-2 釜石市防災行政無線施設・移動系無線配備表]

ウ [資料編3-3-3 消防通信系統一覧]

エ [資料編3-3-4 市内防災機関無線一覧表]

3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保

- (1) 他の機関が設置する通信設備の利用又は使用

- 県、市本部長等は、災害対策基本法第57条及び第79条の規定により、次の通信設備を利用し、使用することができる。

警察通信設備、消防通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、海上保安通信設備 気象通信設備、鉄道通信設備、電力通信設備、自衛隊通信設備
--

- これらの通信設備を利用し、使用する場合には、次の事項を管理者に申し出て行うものとするが、当該機関相互においてあらかじめ、協議又は協定の締結により、円滑な利用を図る。

ア 利用し、又は使用しようとする通信施設	エ 発信者及び受信者
イ 利用し、又は使用しようとする理由	オ 利用又は使用を希望する機関
ウ 通信の内容	カ その他必要な事項

- (2) 応急復旧用通信設備の利用又は使用

孤立防止用無線電話

災害時に、通信手段が途絶した場合において、市等は、孤立防止を図るため、東日本電信電話(株)が設置した無線設備（孤立防止用無線電話）を使用することができる。

- (3) 非常通信の利用

- 市本部長及び防災機関の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できず、又は利用することが著しく困難であり、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、非常通信を利用し、通信の確保を図る。

- 非常通信は、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災機関等からの依頼に応じて発信する。また、無線局の免許人は、防災機関等以外の者からの依頼であっても、人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の場合においては、非常通信を実施する。
- 非常通信による通報内容は、「非常通信運用細則」に定めるところによる。
- 防災機関等は、非常災害時に利用できる無線局を把握するとともに、非常通信の利用について、無線局と、あらかじめ、協議を行う。
- 非常通信は、次の市内の東北地方非常通信協議会の構成員所属の無線局等に依頼する。

所 属	委 員 職 名	幹 事 職 名
釜石海上保安部	部 長	警備救難課長
釜石無線漁業協同組合	組合長理事	無 線 局 長

- 非常通信は、次の要領により、通信文を電文形式（片仮名）又は平文で記載の上、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名（職名）及び電話番号
イ 字数は 200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。
エ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

- 非常時において、他の通信手段が確保できない場合においては、次のアマチュア無線局に対して協力を求める。
なお、アマチュア無線岩手釜石クラブ赤十字奉仕団無線局は、次のとおりである。

[資料編3-3-5 アマチュア無線岩手釜石クラブ赤十字奉仕団無線局一覧表]

局名	氏 名	住 所	電 話
JA7YDS（固定局）	日本赤十字社岩手県支部	盛岡市中央通1-4-7	019-623-2718
JE7YGL（移動局）	アマチュア無線クラブ	日本赤十字社岩手県支部	

(4) 自衛隊による通信支援

- 市本部長及び防災機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）の長は、災害応急対策のため必要がある場合においては、県本部長に対して災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

(5) 放送の利用

- 県本部長及び市本部長は、緊急を要する場合で他の電気通信設備又は無線設備による通信ができないとき、又は著しく困難なときにおいては、「災害時における放送要請に関する協定書」に定める手続きに基づき、災害に関する通知・要請・気象予警報等の放送を、日本放送協会盛岡放送局、(株)アイビーシー岩手放送、(株)テレビ岩手、(株)岩手めんこいテレビ、(株)岩手朝日テレビ及び(株)エフエム岩手、他に三陸ブロードネット(株)に対して要請することができる。
- 県本部長及び市町村本部長は、次の分担により要請する。

区 分	内 容
県本部長	1 県全域又は複数の市町村の地域に及ぶ災害に関するもの 2 日本放送協会盛岡放送局に対する緊急警報放送の要請
市本部長	主として当該市町村の地域の災害に関するもの（ただし、特に緊急を要する場合は、県本部長が要請する場合もある。）

- 放送の要請は、次の事項を放送局長に文書により通知の上、行う。

ア 放送を求める理由	ウ 放送範囲	オ その他必要な事項
イ 放送内容	エ 放送希望時間	

なお、緊急を要する場合は、次の担当部局に対して、電話又は口頭により要請する。

放送局名	担当部局	電話番号	所在地
日本放送協会盛岡放送局	放送部	019-626-8826	盛岡市上田4-1-3
(株)アイビーシー岩手放送	報道部	019-623-3141	盛岡市志家町6-1
(株)テレビ岩手	報道部	019-623-3530	盛岡市内丸2-10
(株)岩手めんこいテレビ	報道部	019-656-3303	盛岡市本宮字松幅89
(株)岩手朝日テレビ	報道制作部	019-629-2525	盛岡市盛岡駅西通2-6-5
(株)エフエム岩手	放送部	019-625-5514	盛岡市内丸2-10
三陸ブロードネット(株)	報道課	0193-24-2600	釜石市大町1-2-1

- 放送局長は、県本部長から放送を要請された場合において、市町村本部長からも同時に放送を要請されたときは、次の事項を検討の上、放送の順位を決定する。
 - ア 市町村本部長から要請された放送内容が、当該災害による人命の危険その他の緊急重大な事態の発生に影響するものかどうか。
 - イ 市町村本部長から要請された放送内容が、他の市町村における緊急の災害発生のおそれに関するものかどうか。
 - ウ 県本部長から要請された放送内容を放送することにより、市町村本部長から要請された放送内容を充足できるかどうか。
 - エ 県本部長から要請された放送と市町村本部長から要請された放送とを同時に放送できるかどうか。
 - オ 放送に要する時間等

4 防災相互通信用無線の整備

- 市本部長は、大規模な災害が発生した場合において、消防、警察、海上保安部等の防災機関が協力して、災害現場で防災活動を円滑に行うことができるよう、これらの機関相互で共通運用する無線として、防災相互通信用無線の整備に努める。

5 通信運用マニュアルの作成等

- 県、市及び防災機関は、災害時における通信回線のふくそう及び混信、通信施設・設備の損壊に際しても、通信を確保できるよう、あらかじめ、通信運用マニュアルを作成するなど、効果的な通信手段の確保・運用、通信施設等の応急復旧に必要な資機材及び要員の確保等に努める。

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 災害時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災機関と密接に連携を図る。
- 3 災害により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	収集、伝達する災害情報の内容	初期情報報告様式	被害額等報告様式
市本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況	1	-
	2 避難勧告・指示の実施状況	1-1	-
	3 人的被害及び住家被害の状況	2、	2、
		2-1、	2-1、
		2-2	2-2
	4 市有財産の被害状況	3	3
	5 県立以外の社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況	4	4
		6 国立、県立以外の医療施設、上水道施設、衛生施設の被害状況	B、 C、 5、 5-1
	7 消防施設の被害状況	6	6
	8 自然公園施設、観光施設の被害状況	D	7
	9 商工関係の被害状況	E	8
	10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況	9	9
	11 県管理以外の水産関係の被害状況	F	10
	12 県管理以外の漁港施設の被害状況	F	11
	13 県管理以外の農業施設の被害状況	F	12
	14 県管理以外の農作物等の被害状況	F	13、
			13-1
	15 県管理以外の家畜等の被害状況	F	14
	16 県管理以外の農地農業用施設の被害状況	F	15
	17 林業施設、林産物、市有林及び私有林の被害状況	F	16
	18 市管理の河川、道路・橋りょう、海岸及び都市施設等の被害状況	G-1	17
		19 市管理の公営住宅に係る被害状況	G-1
20 市立学校に係る児童、生徒及び教職員の被害状況	H	19	
21 市立学校の被害状況	H	20	
22 市指定文化財の被害状況	H	21	
消防長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況		
	2 人的被害及び住家被害の状況		
	3 消防施設の被害状況		

県本部長	1 災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 避難勧告・指示の実施状況 3 人的被害及び住家被害の状況 4 庁舎等の被害状況 5 社会福祉施設、社会教育施設、文化施設及び体育施設の被害状況 6 医療衛生施設の被害状況 7 消防施設の被害状況 8 自然公園施設、観光施設の被害状況 9 商工関係の被害状況 10 高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係の被害状況 11 水産関係の被害状況 12 漁港施設等の被害状況 13 農業施設の被害状況 14 農作物等の被害状況 15 家畜等の被害状況 16 農地農業用施設の被害状況 17 林業施設、林産物、森林の被害状況 18 河川、道路、港湾、海岸、都市施設等土木施設の被害状況 19 公営住宅等の被害状況 20 児童、生徒及び教職員の被害状況 21 学校の被害状況 22 文化財の被害状況 23 船舶の被害状況 24 通信事故・通信規制状況 25 電力関係施設の被害状況 26 工業用水道の被害状況 27 鉄道関係の被害状況
釜石海上保安部	1 海上における災害発生の概要及び災害応急対策の実施状況 2 人的被害の状況
三陸国道事務所	国管理の道路、橋梁、海岸、砂防及び地すべり防止施設等の被害状況
釜石港湾事務所	国管理の港湾施設等の被害状況
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害の発生に際し必要と認められた場合における施設等の被害状況
東日本電信電話(株)岩手支店	所管する電気通信関係施設の被害状況
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	所管する鉄道関係施設の被災状況
三陸鉄道(株)	
東北電力(株)釜石営業所	所管する電力関係施設の被災状況
釜石瓦斯(株)	ガス関係施設の被災状況

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運営班	1 各部災害情報、被害状況の取りまとめ
	広報班	1 記録写真等の撮影

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

(1) 市本部

- 市本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市町村本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。

- 市本部の災害情報の収集、報告担当は別表1のとおりである。
- 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、消防本部及び釜石警察署と緊密に連絡を行う。
- 市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、釜石地方支部長又は防災機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援機関	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市本部長は、被害状況を、釜石地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 市本部長は、直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知した場合は、第一報については、県本部の他に、直接消防庁にも、原則として覚知後30分以内に報告する。
- 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的な状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法を明らかにしておく。
 - エ 孤立地域の発生に備え、あらかじめ、想定区域のカルテ化を行うとともに、被災現地消防団員から直接被害状況を収集できる体制を構築するなど、災害時の確実な被害情報把握に努める。

(2) 防災機関

- 防災機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。
また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

- 災害情報の収集に当たっては、災害の規模の把握及び災害応急対策の実施において重要な被害情報を優先的に収集する。
- 災害発生の当初においては、住民の生命身体に対する被害状況及び住民が当面の生活を維持することに直接関係する住居、医療衛生施設、交通施設、通信施設等の被害状況を重点的に収集する。
- 災害の規模、状況が判明したときは、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を調査し、収集する。

3 災害情報の報告要領

(1) 報告を要する災害及び基準

- 報告を要する災害は、おおむね、次の基準に合致するものをいう。
 - ア 当市の管轄地域内において、人的被害又は物的被害が生じたもの
 - イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - ウ 県又は市が災害対策本部を設置したもの
 - エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大するおそれのあるもの又は市における災害は軽微であっても全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助（激甚法、災害復旧国庫負担法等による国庫補助の適用がなされること。）を要するもの
 - カ 災害の状況及びこれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

- (2) 災害による被害の判定基準は、[資料編3-4-1 災害による被害の判定基準]のとおりである。

(3) 災害情報の種類

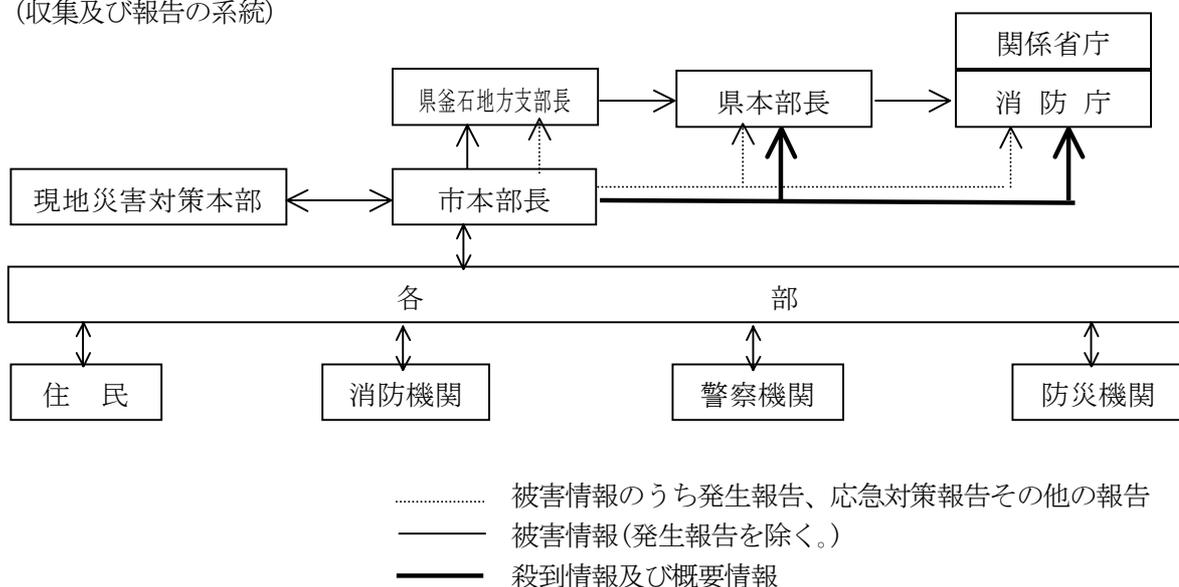
- 災害情報は、次の種類別に報告する。

種 類	内 容	報告様式	伝 達 手 段
初期情報報告	被害発生直後にその概要を報告するとともに、被害応急対策の内容とその進捗状況について、逐次、報告するもの	様式1～1-1	原則として、インターネットや県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）を使用したシステム、電子メール等によるものとし、防災行政情報通信ネットワーク衛星系等によるFAXはバックアップ用として利用するものとする。
	災害の規模やその状況が判明するまでの間(災害発生初期)に、種類別に報告するもの	様式A～J及び様式、2-1、3、4、5、5-1、6、9、22、23、24	
被害額等報告	被害額等が判明した時に、種類別に報告するもの	様式2～25	
その他の報告	前記の報告以外で、必要な事項について報告するもの	任意様式	

(4) 報告の系統

各部及び防災機関から報告を受けた災害情報は、次の系統により伝達する。

(収集及び報告の系統)



4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

- 市本部長は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する非常・緊急通話用電話を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

- 災害情報の報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。
 - ア 市本部と県釜石地方支部及び県本部との場合
防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信
 - イ 市本部と他の防災機関との場合
インターネット、指定電話、電報、非常通信
 - ウ 市本部と国との場合
インターネット、指定電話、電報、非常通信
 - エ 防災機関相互の場合
専用電話、指定電話、インターネット

別表1 被害調査等の担当一覧表

初期情報報告様式	被害額等報告様式	報告種別	報告区分	被害調査・情報収集・報告担当	
				部	班
1		発生報告・応急対策報告		本部運営部	運営班
1-1		避難勧告・指示の実施状況			
2, 2-1, 2-2	2, 2-1, 2-2	人的及び住家被害報告	人的被害 住家被害	保健福祉部 総務部	避難所運営対策班 家屋調査班
3	3	庁舎等被害報告	市有財産	〃	財政輸送対策
4	4	社会福祉施設・社会教育施設・文化施設・体育施設被害報告	社会福祉施設	保健福祉部	避難所運営対策班
			社会教育施設	文教対策部	生涯学習スポーツ班
			文化施設		
			体育施設		
B, C, 5, 5-1	5, 5-1	医療衛生施設被害報告	医療施設	保健福祉部	救護衛生班
			水道施設	水道部	給水班
			衛生施設	市民生活部	市民生活・交通班、環境班
6	6	消防施設被害報告		本部運営部	運営班
D	7	観光施設被害報告	自然公園	産業部	観光対策班
			観光施設		
E	8	商工関係被害報告		〃	産業対策班
9	9	高圧ガス、火薬類施設及び鉱山関係被害報告		〃	〃
F	10	水産関係被害報告		〃	水産班
F	11	漁港施設等被害報告	市管理のみ	〃	〃
F	12	農業施設被害報告		〃	農林班
F	13、13-1	農作物等被害報告		〃	〃
				〃	〃
F	14	家畜関係被害報告		〃	〃
F	15	農地農業用施設被害報告		〃	〃
F	16	林業関係被害報告		〃	〃
G-1	17	土木施設等被害報告	河川・道路・橋梁	建設部	建設課
			公園	〃	都市計画班
			下水道	〃	下水道班
G-1	18	公営住宅等被害報告	市営住宅	〃	都市計画班
H	19	児童・生徒及び教員等被害報告	市立学校	文教対策部	総務学事班
H	20	学校被害報告	市立学校	〃	〃
H	21	文化財被害報告		〃	生涯学習スポーツ班

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 災害時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災関係機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災関係機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。
- 5 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
市 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項 3 避難準備情報の発令（提供）、避難勧告、指示 4 避難所の開設状況 5 救護所の開設状況 6 道路及び交通情報 7 各災害応急対策の実施状況 8 災害応急復旧の見通し 9 人心安定のために必要な事項 10 安否情報 11 相談窓口及び臨時災害相談所の開設状況
消 防 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における広報 2 広報資料の収集、作成及び整理
県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生状況 2 気象予警報等及び災害発生時の注意事項 3 市町村長等が実施した避難勧告・指示、避難準備情報の発令 4 医療所・救護所の開設状況 5 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 6 各災害応急対策の実施状況 7 災害応急復旧の見通し 8 犯罪の予防及び人心安定のために必要な事項 9 安否情報 10 相談窓口の開設状況
釜石海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報等及び災害発生時の注意事項 2 事故発生海域における船舶航行の安全に係る指示
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の配給 2 義援金の募集
東日本電信電話(株) 岩手支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の途絶の状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者に協力をお願いする事項
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況

	3 利用者への代替輸送等の情報
東北電力(株) 釜石営業所	1 電力関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への電力供給等の情報
岩手県交通(株)	1 バス路線の復旧状況 2 利用者等への情報提供
三陸鉄道(株)	1 鉄道施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者への代替輸送等の情報
釜石瓦斯(株)	1 ガス関係施設の被災状況 2 災害応急復旧の状況 3 利用者へのガス供給等の情報
放送事業者 新聞社	1 気象予警報等の伝達 2 災害の発生状況及び被害状況 3 各災害応急対策の実施状況

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	1 報道発表情報の取りまとめ 2 市防災行政無線の管理運営 3 釜石大槌地区行政事務組合消防本部との連絡調整
総務部	総 務 班	1 市防災行政無線による広報の実施
	広 報 班	1 広報資料の収集、作成及び整理 2 報道発表、報道協力要請等の報道機関への対応
市民生活部	市民生活・交通班	1 被災者の生活相談、苦情の受付窓口の設置 2 相談、苦情内容に応じた担当部課への仕分け

第3 実施要領

1 広報活動

(1) 広報資料の収集

- 市本部長は、広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げる写真等を作成し、又は収集する。
 - ア 市本部総務部広報班員、現地災害対策本部調査班が撮影した災害写真、災害ビデオ等
 - イ 防災機関及び住民等が撮影した写真、ビデオ等
 - ウ 災害応急対策活動の状況を取材した写真、ビデオ等
- 広報資料の収集に当たっては、災害発生の原因、経過推移を知ることのできる資料の収集に努める。
- 市本部長及び防災機関は、県本部長に災害に係る広報資料を提供する。

(2) 市民に対する広報

ア 広報の優先順位

- 災害広報は、発災後の時間経過、被害の拡大の状況等を考慮しながら、次の事項について、優先的に広報活動を行う。

① 災害の発生状況	⑦ 毛布等の生活関連物資の配給
② 災害発生時の注意事項	⑧ 安否情報
③ 避難準備情報、避難勧告、指示	⑨ ライフラインの応急復旧の見通し
④ 道路及び交通情報	⑩ 生活相談の受付
⑤ 医療機関の被災情報及び活動状況	⑪ 各災害応急対策の実施状況
⑥ 給食、給水の実施	

イ 広報の方法

- 災害広報の実施者は、各種の広報手段を駆使して行うものとし、おおむね、次の方法により実施する。

同報系防災行政無線、有線放送、CATV、広報車、ヘリコプター等の航空機、インターネット、広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等

(3) 報道機関への発表

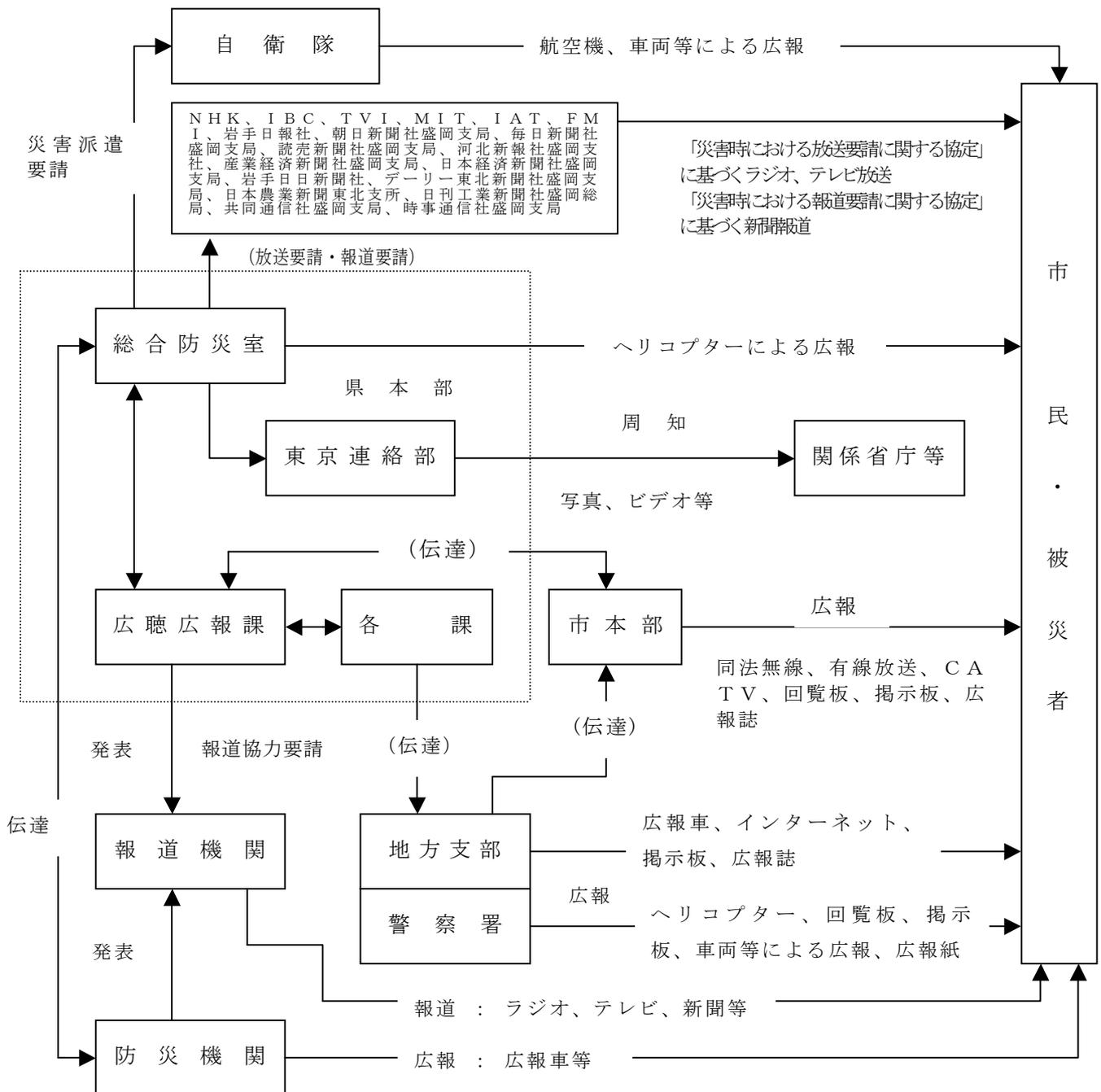
- 災害情報の報道機関への発表は、災害状況及び災害応急活動の実施状況等報告により収集されたもののうち、市本部長が必要と認める情報について、行う。
- 発表は、原則として、市本部総務部広報班長が記者クラブに対して行う。
- 市本部長は、報道機関に発表した情報について、必要に応じて防災機関に提供する。
- 防災機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として、市本部運営部長と協議のうえ行う。
ただし、緊急を要する場合には、発表後速やかに、その内容を市本部運営部長に報告する。

(4) 国、県等に対する周知

- 国、県等に対する周知は、災害の態様、応急対策の実施方針及び実施状況を内容とし、被害の実態に対する認識及び理解を深めることを主体とする。
- 周知においては、写真、ビデオ等を活用するほか、市本部職員を派遣してその実情を説明する等、徹底を図る。

(5) 災害広報実施系統

災害広報の実施系統は、次のとおりとする。



2 広聴活動

- 市本部長は、被災者の精神的不安を解消するため、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、その早期解決に努める。
- 市本部長は、庁舎内に相談窓口を、避難所に臨時災害相談所を設置するとともに、巡回による移動相談を実施する。
- 県本部長は、市本部長が行う広聴活動を支援するとともに、県本部環境生活企画室及び県釜石地方支部総務班に相談窓口を設置し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取し、関係課及び班と連絡しながら、早期解決に努める。

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市本部長等は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市及び防災機関等は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 市管理道路に係る交通規制及び応急復旧 2 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
県 本 部 長	1 県内の道路に係る交通規制 2 県管理道路に係る応急復旧 3 災害応急対策の実施に係る要員及び物資の緊急輸送
海 上 保 安 部	1 保有する船艇及び航空機による緊急輸送 2 海上における船舶等の交通規制
三 陸 国 道 事 務 所	国道45号、283号仙人峠道路に係る交通規制及び応急復旧
東 日 本 旅 客 鉄 道 (株) 盛 岡 支 社	鉄道車両による緊急輸送
三 陸 鉄 道 (株)	
日 本 通 運 (株) 釜 石 支 店	トラック、バス等の車両による緊急輸送
岩 手 県 交 通 (株)	

〔市本部の担当〕

部	班	担 当
建 設 部	建 設 班	市内交通応急対策、復旧全般
市民生活部	市民生活・交通班	1 市管理に係る交通規制及び釜石警察署等関係機関との連絡調整 2 市内各道路の交通及び安全の確保全般
総 務 部	財政輸送対策班	1 物資の緊急輸送計画全般 2 市有車両等の集中管理及び配車 3 市有車両等に係る燃料の確保 4 緊急通行車両確認証明書と標章の交付手続き

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
 - 道路管理者及び交通規制実施者（以下、本節中「道路管理者等」という。）は、あらかじめ、災害時における情報連絡システムを定める。
 - 道路管理者等は、交通混雑及び被害状況を的確に把握し、相互に連絡を取るとともに、県本部長に報告する。

2 防災拠点等の指定

- 市本部長は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、交通の確保の重要拠点として、災害応急活動の中核となる防災拠点、緊急物資等の輸送、集積等の中核となる防災拠点、輸送拠点を定める。
- 市本部長が指定する防災拠点等は、次のとおりとする。
 - ア 防災拠点
釜石地区合同庁舎、釜石警察署、県立釜石病院、釜石市役所、消防本部（消防署）
 - イ 輸送拠点
 - ① 陸上輸送拠点 岩手県オイルターミナル
 - ② 海上輸送拠点 釜石港、両石漁港、唐丹漁港

3 緊急輸送道路の指定

- 県本部長及び市本部長は、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 緊急輸送道路は、次に該当する道路の中から指定する。
 - ア 県内の都市を結ぶ幹線道路
 - イ 防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路
 - ウ 上記道路の代替道路
- 市本部長等が指定する緊急輸送道路は、次のとおりとする。
 - ア 大渡只越町1号線（市庁舎～大渡）
 - イ 中妻駒木線（大渡～五の橋）
 - ウ 中妻町新町線、小佐野町1号線、野田14・29号線（中妻～松倉）
 - エ 嬉石大平町線（嬉石～女坂～大平）
 - オ 坪内鍋倉線、唐丹29号線、唐丹27号線、唐丹22号線（甲子～唐丹）

4 応急復旧

(1) 復旧順位

- 道路管理者は、災害の態様と緊急度に応じて、相互に連携を図りながら復旧作業を行う。

(2) 復旧資材等の確保

- 市本部長は、あらかじめ、市内における復旧資材、機械等の状況を把握し、(社)岩手県建設業協会釜石支部等と応援協定を締結するなど、災害時における応急復旧に対処する供給体制を整備する。
- 市内主要事業所所有の重機は、次のとおりである。

[資料編3-6-1市内主要事業所所有重機一覧表]

(3) 復旧方法

- 道路上の瓦礫等の障害物を除去する。
- 段差、亀裂、陥没等を応急復旧する。
- 落橋した場合には、被災状況に応じて、組立式の仮橋あるいはH形鋼、覆工板等により応急復旧する。

5 交通規制

(1) 実施区分

- 交通規制の実施者は、一般交通の安全と災害応急対策に必要な緊急輸送等を確保するため、相互に連絡をとりながら、次の区分により、交通規制を実施する。

ア 第1次交通規制

災害が発生した直後における緊急の措置として、被災地を結ぶ緊急輸送道路において、緊急自動車及び緊急通行車両であるとの確認を受けた車両（以下、本節中「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第2次交通規制

道路状況に応じて、第1次交通規制を解除し、路線別、車種、用途別及び時間別に車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 第3次交通規制

道路状況に応じて、車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の内容

- 交通規制を行った区域、区間の路線上の車両については、直ちに同路線以外の道路へ誘導退去させるとともに、その通行を抑制する。
- 交通規制を行った区域、区間に入ろうとする車両については、その流入を阻止する。
- 交通規制を行った区域、区間の路線上に駐車している車両その他の物件について、災害応急対策に著しい支障があると認める場合においては、当該車両その他の物件の所有者等に対して移動等の措置を命ずる。なお、措置を命じられた者が当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、警察官、自衛官又は消防吏員が自らその措置を行う（自衛官又は消防吏員にあつては警察官がその場にはいない場合に限る。）。
- 交通規制の実施により、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合においては、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。

(3) 交通規制の周知

- 交通規制の実施者は、交通規制を実施した場合は、原則として、規制標識を設置する。
標識を設置することが困難、又は不可能な場合においては、通行を禁止し、又は制限したことを明示するとともに、必要に応じて、遮断等の措置を講ずる。また、警察官等が現地において指導に当たる。
- 規制標識には、次の事項を表示する。

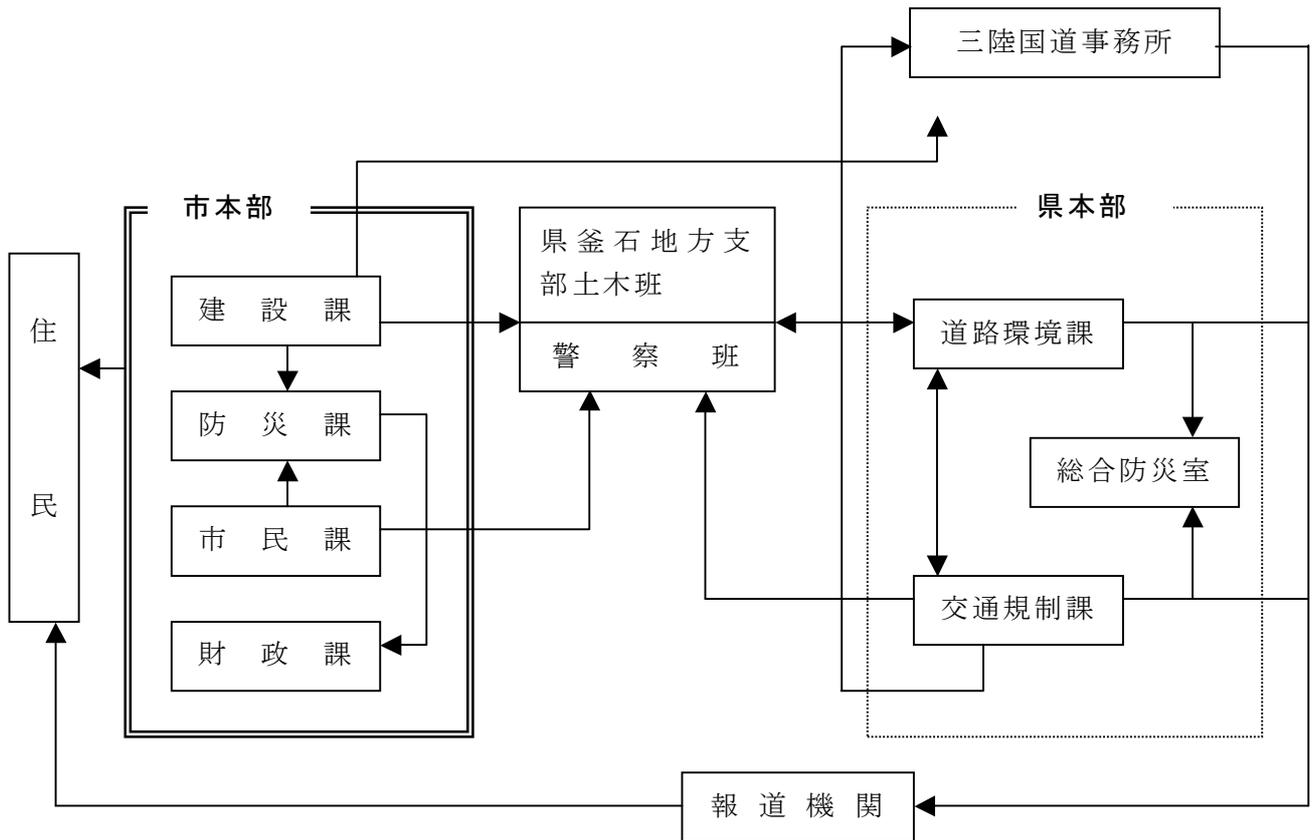
ア 禁止制限の対象	ウ 規制する機関
イ 規制する区域、区間	

- 交通規制の実施者は、一般交通に支障が生じないように、災害の態様及び道路の状況に応じて、適当な迂回路を選定し、必要な地点に案内板を設置する。
- 交通規制の実施者は、規制地周辺において、車両広報により、規制状況や迂回路等の周知徹底を図るとともに、報道機関に連絡をとり、交通規制に係る放送を依頼する。

(4) 報告の系統

- 交通規制の実施者は、規制を行った場合、次の系統により、防災機関に速やかに連絡を行う。

〔交通規制連絡系統図〕



(5) 緊急通行車両確認証明書の申請

- 緊急輸送のため車両を使用する者は、県本部長（総合防災室）又は県公安委員会（交通規制課又は警察署）に次の事項を明らかにして、緊急通行車両確認の申し出をする。

ア 番号標に標示されている番号	エ 輸送日時
イ 輸送人員又は品名	オ 輸送経路（出発地、経由地、目的地）
ウ 使用者の住所及び氏名	

- 届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、次の事項を明らかにすることにより、確認のための審査を省略する。

ア 当該車両を使用して行う業務を証明する書類
イ 届出済証

- 市本部において、緊急輸送のため、事前に登録を受けている車両は、次のとおりである。

[資料編3-6-2 緊急通行車両一覧表]

第4 緊急輸送

1 緊急輸送の対象

- 県、市及び防災機関は、災害応急対策を実施するために必要な要員、物資等を輸送するため、各々が保有する車両・船舶等を動員するとともに、運送事業者等が保有する車両・船舶等を調達して、緊急輸送体制を確保する。
- 災害時における緊急輸送の対象となる要員、物資等の範囲は、次のとおりである。
 - ア 応急復旧対策に従事する者
 - イ 医療、通信、調達等で応急復旧対策に必要とされる者
 - ウ 食料、飲料水その他生活必需品

- エ 医療品、衛生資材等
- オ 応急復旧対策用資機材
- カ その他必要な要員、物資及び機材

2 陸上輸送

(1) 車両の確保

- 市及び防災機関は、あらかじめ、災害時における輸送車両の運用及び調達方法を定める。
- 市及び防災機関は、その保有し、又は調達する輸送車両に不足が生じる場合は、他の機関に調達又はあつせんを要請する。

(2) 市本部における自動車輸送

ア 公用車の集中管理

- 1号非常配備体制後は、原則として、総務部財政輸送対策班において、公用車を集中管理する。
- 各課長は、公用車を使用する場合は、総務部財政輸送対策班に申し込む。
なお、貨物輸送を行う場合は、次の事項を明示して、申し込む。

ア 輸送貨物の所在地	エ 輸送日時	キ その他参考事項
イ 輸送貨物の内容、数量	オ 荷送人	
ウ 輸送先	カ 荷受人	

- 市の所有する輸送車両は、次のとおりである。

[資料編3-6-3市の所有する輸送車両一覧表]

イ 運送事業者の保有する自動車の調達

- 市本部長は、運送事業者が保有する自動車による輸送が必要と認められる場合は、市内運送事業者に連絡し、その確保を図る。
ただし、必要数が確保できない場合は、県釜石地方支部長、又は防災機関に連絡し、その確保を図る。
- 市本部長等は、公用車の集中管理又は民間等の自動車の調達等について、この計画に定めるもののほか、必要な事項についてあらかじめ調査し、その実施体制の整備を図る。

3 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、海上輸送を実施する。
 - ア 陸上輸送が途絶したとき。
 - イ 陸上輸送のみでは、必要な物資等の輸送が十分でないとき。
 - ウ 船舶以外の輸送方法がないとき。

(2) 船舶の確保

- 市本部長は、船舶による緊急輸送が必要と認めた場合は、東北運輸局岩手運輸支局長に対し、船舶のあつせんを要請する。
- あつせんの要請は、次の事項を明示して、東北運輸局岩手運輸支局長、あるいは県本部長（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 経費支弁の方法
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 市本部長は、船舶を確保するため、必要に応じて、市内各漁業協同組合の長に対して、漁船のあつせんを要請する。
- 船舶の所属現有数は、次のとおりである。

[資料編3-6-4 船艇の所属現有数]

(3) 巡視船艇の出動又は派遣

- 市本部長は、緊急輸送を必要とする場合において、船舶を確保するいとまがないときは、釜石海上保安部長に対して、巡視船艇の出動又は派遣を要請する。
- 出動等の要請は、次の事項を明示して、釜石海上保安部、あるいは県本部（総務部総合防災室）を通じて行う。

ア 申請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク その他参考事項
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	

4 航空輸送

(1) 航空輸送の実施

- 次に掲げる事態が発生した場合は、航空輸送を実施する。
 - ア 人命、身体の保護上緊急を要するとき。
 - イ その他、輸送又は移送に緊急を要するとき。

(2) 航空機の確保

- 市本部長及び防災機関の長は、航空機による緊急輸送が必要と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、航空機のあっせんを要請する。

ア 要請理由	エ 輸送先	キ 荷受人
イ 輸送貨物の所在地	オ 輸送日時	ク 着陸希望場所及びその状況
ウ 輸送貨物の内容、数量	カ 荷送人	ケ その他参考事項

- 自衛隊機を希望する場合における手続は、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 市内におけるヘリポートの現状は次のとおりである。

[資料編3-6-5 ヘリポートの現状]

(4) ヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。

[資料編3-6-6 ヘリコプター発着可能地点]

(5) 車両、船舶燃料等の調達

- 使用燃料は、取扱業者との協定によるものとする。
- 給油の際は、災害用給油券を発行するものとする。
- 市内における石油プロパン販売業者は次のとおりである。

[資料編3-6-7 石油プロパン販売業者一覧表]

災 害 用 給 油 券 No.	
1 作業別	
2 使用車両の責任者名	
3 油の種類	
4 給油量	
年 月 日	
発行者 釜石市長	(印)

第7節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 高潮、津波及び洪水等による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
消 防 長	潮位変化の計測及び監視
県 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
産 業 部	農 林 班	所管する水門等の閉鎖及び警戒
	水 産 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 潮位変化の計測及び監視
建 設 部	建 設 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 堤防、水門等の応急復旧 3 浸水対策用資機材の調達
本部運営部	運営班	潮位変化の計測及び監視

第3 実施要領

- 洪水、高潮及び津波による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減をするための水防活動は、水防法第25条の規定に基づく「釜石市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。
 - 1 監視、警戒活動
 - 津波予報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。
 - 潮位の変化については、海面監視システムや関係機関の施設等を活用し、遠隔地対応により計測及び監視にあたる。
 - 防災行政無線等により住民に情報を伝達し、警戒を呼びかける。
 - 2 海岸堤防施設の管理
 - 津波、高潮等による災害を防ぐため設置された海岸等の水門及び門扉及び管理区分は、資料編2-12-4のとおりである。

[資料編2-12-4 水門・門扉一覧表]

3 水門等の操作

- 水門、ひ門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合は、直ちに門扉操作できる体制を整え、閉鎖する。

釜石市海岸堤防水門等管理要領は、資料編 2-12-5 のとおりである。

[資料編 2-12-5 釜石市海岸堤防水門等管理要領]

- 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県釜石地方支部土木班長等に応援を要請する。
- 県釜石地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等の協力を得て、復旧に努める。

4 浸水対策用資機材の確保

- 市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- 市本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県釜石地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

5 浸水防止応急復旧活動

(1) 河川、海岸

- 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

(2) 農業施設

- 各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第8節 消防活動計画

第1 基本方針

- 1 大規模火災発生時においては、消防機関は、防災機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 長	1 消防長又は市本部長の命令、要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 3 消防活動の指導、連絡
県 本 部 長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達 3 大規模火災に係る他の都道府県消防機関に対する緊急消防援助隊の派遣要請

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	消防活動の連絡調整

第3 実施要領

1 市本部長の措置

- 市本部長は、同時多発火災による被害を軽減するため、次により、大規模火災防ぎょ計画を定める。
 - ア 重要対象物の指定

火災が同時多発した場合は、優先的に防ぎよする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設等を重要対象物として指定する。
 - イ 延焼阻止線の設定

火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形建物、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼阻止線を設定する。
 - ウ 消防活動計画図の作成

消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。
- 市本部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員・団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。

また、災害が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ず

る。

- 市本部長は、単独の消防機関のみによる消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続により、自衛隊の災害派遣要請を行う。

[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]

- 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保する。

[資料編 3-6-5 ヘリポートの現状]

[資料編 3-6-6 ヘリコプター発着可能地点]

2 消防長の措置

(1) 応急活動体制の確立

- 消防長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防長は、市本部長から出動準備要請を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成状況、装備状況等）
- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防長に報告する。
- 消防長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な災害が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めたときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ的確に防止する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 火災が著しく多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 水災等の他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。
- 火災防ぎょ活動に当たっては、活動を円滑ならしめるため、消防隊を別表1のと通りの編成にする。
- 消防隊の出動区分を次のとおりとし、別表2に基づき出動するものとする。
 - ア 第1出動 平常時の火災覚知により直ちに行動するものとする。
 - イ 第2出動 火災警報発令時（警報発令に準ずる場合も含む。）及び密集危険区域または特殊建築物等警防計画策定消防対象物の火災を覚知したとき行動するものをいう。

- ウ 第3出動 火災の拡大が予想される場合に出動するものをいう。
- 林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災及びその他火災の出動については、前記に準ずるものとする。
- 暴風時その他異常時における出動については、特別な場合を除き、本計画による第3出動とみなして行動する。
- 消防職員及び団員の招集は、次による。
 - ア 招集の方法
 - (ア) 消防職員 釜石市防災行政無線による出動放送、電話指令又はサイレンその他の方法により火災発生の事実を知った時は招集を待つ事なく直ちに行動するものとする。
 - (イ) 消防団員 釜石市防災行政無線による出動放送、電話指令、サイレン又は口頭その他の方法により火災発生の事実を知った時又は分団長（部長）の招集があったとき行動するものとする。
 - イ 招集の場所
 - (ア) 消防職員 特に指示された者以外の職員は、直ちに災害現場に出動し、当務員の業務の補助に従事するものとする。
 - (イ) 消防団員 所属消防屯所に直ちに参集し、部長（部長代理又は班長）の指示により災害現場に出動するものとする。
- 火災発生時における防ぎよ行動要領は、次による。
 - ア 特別中隊（消防署隊）は、火災通報受領とともに直ちに所要の消防隊を出動させその状況を本部に報告する。
 - イ 火災の状況報告を受けた本部は、その状況が各消防隊の出動を要する場合は、関係消防隊に出動指令する。
 - ウ 第2出動並びに第3出動の指令は、釜石市防災行政無線、消防無線及び消防署備え付けサイレンを吹鳴して行うものとする。この場合、出動を要しない消防隊は待機体制に入り本部の指示又は所轄分団長の状況判断により行動するものとする。
 - エ 出動の各消防隊は、現場の状況を判断し、消防警戒区域の早期設定に努めるものとする。
 - オ 出動の各消防隊は、現場到着時の状況により必要な場合は臨機の措置を講ずるとともに、この旨本部に報告を行うものとする。
 - カ 出動消防隊の指揮者は、防ぎよ行動を開始した場合及び終了した場合は、本部にその旨報告する。なお、指示を受けて帰隊した場合には、次期火災に備えるものとする。
- 本部は、火災の状況を的確に判断し、消防隊の適切な指揮統制を図るため必要に応じ現場本部を設置するものとする。
- 現場本部に対する報告事項はおおむね次のとおりとする。
 - ア 所属名及び指揮者の階級、氏名
 - イ 出動人員
 - ウ 防ぎよの状況（水利部署、ホース延長口数、本数、筒先位置（進入部署）、筒先位置付近の消防隊の進入状況、その他必要事項）
 - エ 人身事故、機械の事故の有無
 - オ その他必要事項
- (3) 救急・救助活動
 - 消防長は、あらかじめ、医療機関、釜石医師会、日本赤十字社、釜石警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について、協議を行い、このための活動計画を定める。
 - 消防長は、大規模災害時における家屋の倒壊、障害物の落下、崖崩れ、自動車等車両の衝突等の発生に対処するため、必要に応じて、人員、資機材を活用し、救急・救助活動を行い、

人命の安全確保に努める。

○ 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。

ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。

イ 負傷者が多数発生した場合は、重症者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。

ウ 大規模災害により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

○ 消防長は、あらかじめ、避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎよ等に係る活動計画を定める。

○ 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。

○ 避難準備情報の発令、避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。

○ 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。

○ 災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

○ 消防長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

○ 消防職員・団員は、火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 緊急消防援助隊

○ 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために編成された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、次のとおりである。(消防組織法第 45 条に基づく登録部隊)

部 隊 名		構成消防本部名等	装 備 等
指揮隊		盛岡、一関 (2 隊)	指揮車
消火部隊	消 火 隊	盛岡 (3)、花巻 (1)、北上 (1)、奥州金ケ崎 (1)、一関 (3)、大船渡 (1)、陸前高田 (1)、遠野 (1)、釜石大槌 (1)、宮古 (3)、久慈 (1)、二戸 (1) (18 隊)	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ車
	化学消火隊	花巻、北上、奥州金ケ崎、釜石大槌、久慈、二戸 (6 隊)	化学消防ポンプ車
救助部隊		盛岡、北上、奥州金ケ崎、一関、宮古 (5 隊)	救助工作車、高度救助用資機材
救急部隊		盛岡 (3)、花巻 (1)、北上 (1)、奥州金ケ崎 (1)、釜石大槌 (1)、一関 (2)、大船渡 (1)、遠野 (1)、宮古 (2)、久慈 (1)、二戸 (1) (15 隊)	災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材

後方支援部隊	盛岡(2)、花巻(1)、北上(1)、奥州金ケ崎(1)、一関(1)、宮古(1)、久慈(1) (8 隊)	支援車、上記の部隊が 72 時間対応できるように必要な物資等
特殊災害部隊 (毒劇)	盛岡、北上 (2 隊) (救助部隊と重複登録)	劇毒物、C 災害、B 災害対応資機材
特殊装備部隊	盛岡 (屈折はしご車)、奥州金ケ崎 (はしご車) (2 隊)	
航空部隊	岩手県防災航空隊 (1 隊)	防災ヘリコプター

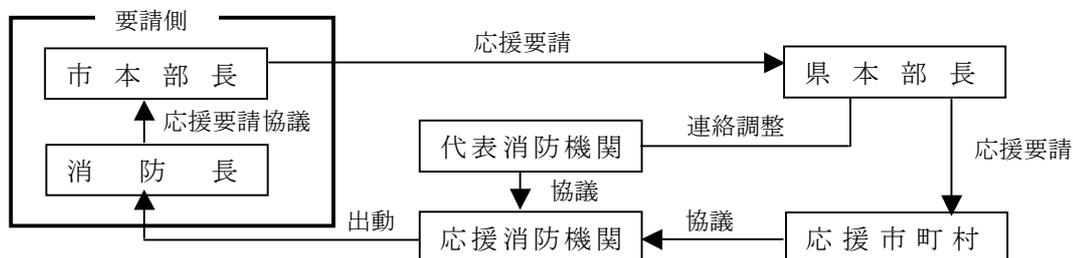
- 緊急消防援助隊は、消防組織法第 44 条、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊要綱の規定に基づき出動する。
- 緊急消防援助隊は、被災地において、被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長の指揮命令に従い、活動する。

4 県本部長の措置

(1) 岩手県消防広域応援基本計画に基づく応援要請

- 県本部長は、岩手県消防広域応援基本計画に定めるところにより、次の場合においては、代表消防機関と連絡調整の上、他の市町村長等に対して消防隊の応援要請を行う。
 - ア 林野火災が拡大し、市の消防力をもってしても、災害の防ぎよが困難と認められ、被害が拡大するおそれがあると判断した場合
 - イ 市本部長から消防隊の応援要請があった場合
- 被災地において、応援消防隊は、市本部長又は消防長の指揮命令に従い、活動する。

(岩手県消防広域応援基本計画に基づく消防隊の出動)



(2) 災害活動に対する援助

- 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

第 4 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報を報告すべき火災及び災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災について報告すること。

- ア 死者 3 人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(ア) 火災

- イ 建物火災
 - ・ 特定防火対象物で死者の発生した火災

- ・ 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
 - ・ 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火対象物で「適マーク」対象外）の部分からの出火を含む。）
 - ・ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
 - ・ 建物焼損延面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
 - ・ 損害額 1 億円以上と推定される火災
- ロ 林野火災
- ・ 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
 - ・ 空中消火を要請したもの
 - ・ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- ハ 交通機関の火災
- ・ 船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの
 - ・ 航空機火災
 - ・ 大型タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
 - ・ トンネル内車両火災
 - ・ 列車火災
- ニ その他
- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの。
- （例示）
- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- (イ) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- （例示）
- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - ・ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - ・ 特定事業所内の火災（危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故以外のもの）
- (ウ) 危険物等に係る事故
- 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
- ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - ・ 負傷者が 5 名以上発生したもの
 - ・ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - ・ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - ・ 海上、河川への危険物等流出事故
 - ・ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災、危険物等の漏えい事故
- (エ) 原子力災害等
- ・ 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - ・ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - ・ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力

事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの

- ・ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

(オ) その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的に影響度が高いと認められ場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ・ 死者が5人以上の救急事故
- ・ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ・ 要救助者が5人以上の救助事故
- ・ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- ・ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- ・ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・ 県又は市が災害対策本部を設置したもの
- ・ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

(地震)

- ・ 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

(津波)

- ・ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(風水害)

- ・ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(雪害)

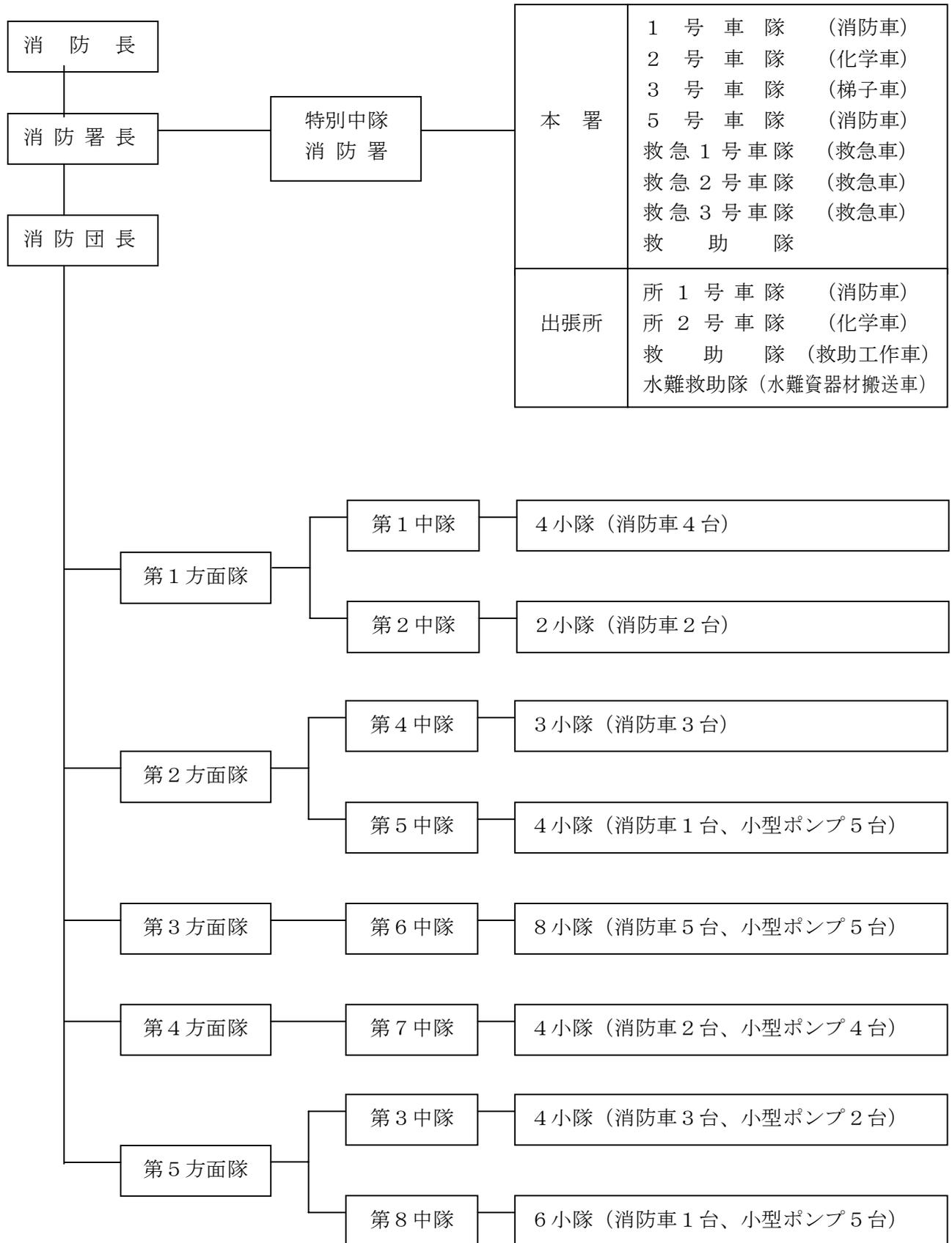
- ・ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ・ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

別表 1

消 防 隊 の 編 成



別表2

消防隊出動区域一覧表（その1）

	車両等の種別						出動区分			
	指令車等	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	高圧ポンプ	その他	第1出動	第2出動	第3出動	特命出動
消防本部	④						全市			
本署	1号車		○				全市			大船渡市
	2号車		他				尾崎白浜、佐須、大石、箱崎白浜、仮宿、橋野町を除く全市、危険物、特殊災害	全市		○
	3号車					梯	主要道・中高層・特殊災害			
	5号車		○				全市			○
	救1号車	○					全市			
	救2号車	○					全市			
	救3号車	○					全市			
	作業車			○			全市			○
その他				○	②		全市			○
出張所	所1号車		○				尾崎白浜、佐須、鶉住居町、片岸町、栗橋地区、唐丹地域を除く全市			遠野市
	所2号車		他							○
	救助工作車					○				
	水難資器材搬送車			○			全市			
	その他				○	②		全市		
計	7	5	2	2	4	2				

消 防 隊 出 動 区 域 一 覧 表 (そ の 2)

	所属人員	管轄区域	ポンプ車等					特殊器材		出動区分				
			指令車等	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	高圧ポンプ	背負式散水	唐 鍬	第1出動	第2出動	第3出動	特殊出動	
消防団本部	12		○ 2台				○ 2台			全 市				
第1分団	分団本部	8								第1分団・管轄区域	2, 3, 4, 6, 8 分団区域	他の区域		
	第1部	18		○				1			2, 3, 4, 6 分団区域			
	第2部	18	新浜町 ～		○				6					
	第3部	18	駒木町		○				7				2, 3, 4, 8 分団区域	大槌町
	第4部	18	鈴子町		○				11					大槌町
第2分団	分団本部	8								第2分団・管轄区域	1, 3, 4, 5 分団区域	他の区域		
	第1部	21	千鳥町 五の橋 ～		○				11					
	第2部	18	七の橋		○				5					
第3分団	分団本部	8								第3分団・管轄区域 (小型は地元管轄区域のみ)	1, 2, 8 分団区域	他の区域		
	第1部	18	松原町		○				10				12	
	第2部	18			○								9	
	第3部	18	～		○	○			3		20		1, 8 分団区域	
	第4部	23	尾崎白 浜 (佐須)			○	○				12		7	3, 8 分団区域
						○								

	所属人員	管轄区域	ポンプ車等					特殊資器材		出動区分				
			指令車等	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	高圧ポンプ	背負式散水	唐鍬	第1出動	第2出動	第3出動	特殊出動	
第4分団	分団本部	8	七の橋							第4分団・管轄区域	1, 2, 5分団区域	他の区域	遠野市	
	第1部	19			○				7					
	第2部	18	～		○				7					
	第3部	18	下の橋		○				7			2, 5分団区域	遠野市	
第5分団	分団本部	8	下の橋					○	6	第5分団・管轄区域	1, 2, 4分団区域	他の区域	遠野市	
	第1部	16			○				1					10
	第2部	17	～		○	○			2		7		2, 4分団区域	
	第3部	15			○	○			1		9			
	第4部	17	大橋		○	○			1		8			
	第5部	16			○	○			1		7		4分団区域	遠野市
	第6部	16			○	○			1		7			
第6分団	分団本部	20	両石町			○		○	55	第6分団・管轄区域	1, 7分団区域	他の区域	大槌町	
	第1部	21			○				5					11
	第2部	20			○				5		20			
	第3部	22	鶉住居箱崎町		○				1		6			
						○								
	第4部	18	～		○				1		13		7分団区域	大槌町
	第5部	19				○	○		1		9			
	第6部	21				○	○		1		16			
	第7部	20	片岸町(室浜)			○	○		1		7		—	—
第8部	18			○				7		7分団区域	他			

	所属人員	管轄区域	ポンプ車等					特殊資器材		出動区分				
			指令車等	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	高圧ポンプ	背負式散水	唐鋏	第1出動	第2出動	第3出動	特殊出動	
第7分団	分団本部	8	栗林町			○		○	20		第7分団・管轄区域	6分団区域	他の区域	
	第1部	32			○		○		2	13				大槌町
	第2部	32	～		○		○		3	23				
	第3部	18	橋野町			○	○		27	10				
	第4部	15				○	○		1	10				
第8分団	分団本部	8	唐丹町					○	33		第8分団・管轄区域	1,3分団区域	他の区域	大船渡市
	第1部	20			○				2	8				
	第2部	20				○	○		2	14				
	第3部	20				○	○			15				
	第4部	18				○	○		1	16				
	第5部	19				○	○		1	8				
	第6部	19				○	○		2	6				
計	37ヶ部			2	21	18	22	6	202	362				

※ 所属人員については、条例定数（800名）をいう。

※ 特殊資器材のうち、背負式散水、唐鋏は、本数をいう。

第9節 水防活動計画

第1 基本方針

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒、防ぎよし、被害の軽減を図る。
- 2 水防区域の監視、警戒活動、ダム、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に水防活動を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。
- 3 水防活動上、必要な施設、設備の整備を計画的に推進する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
水防管理団体 (市本部長)	区域内の河川等における水防活動の実施
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	災害派遣要請に基づく水防活動
消防本部	水防管理団体に対する指導

[市本部の担当]

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	消防本部との連絡調整
産業部	農林班	水防管理団体に対する指導
	水産班	
建設部	建設班	

第3 実施要領

- 1 洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するための水防活動は、水防法第7条第1項の規定に基づく「釜石市水防計画」に定めるところにより実施する。
- 2 水防計画に定めのない地域における豪雨による被害については、次の事項を重点として応急対策を実施する。
 - (1) 小河川の永久橋に浮流物が滞留して上流地域がダム化して浸水地域が生じ、下流地域に流失、土砂流入等の被害発生の危険がある住家に対する避難誘導、閉塞等防止の措置を講ずること。
 - (2) がけ崩れ等の事態により住宅被害の発生するおそれのある地域における住民に対する避難、誘導等の警戒体制を十分にすること。

第10節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 市及び防災機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

実施機関	応援の内容
市本部長	1 他の市町村の地域で発生した災害に係る応援 2 当市地域で発生した災害に係る防災機関の行う災害応急対策の応援
消防本部	応援協定に基づく他市町村等及び関係機関への応援要請
県本部長	1 他の都道府県の地域で発生した災害に係る応援 2 県内市町村の地域で発生した災害に係る応援 3 県内市町村の地域で発生した災害に係る防災機関の行う災害応急対策の応援
釜石海上保安部	釜石海上保安部の保有する船艇及び航空機の派遣
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	1 災害救助法適用時における救助の実施に係る協力 2 義援物資及び義援金品の受付及び募集
東日本旅客鉄道(株) 盛岡支社	救援物資及び被災者の輸送協力
日本通運(株)釜石支店	
岩手県交通(株)	
三陸鉄道(株)	

[市本部の担当]

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	1 他市町村等及び関係機関への応援要請 2 自衛隊の災害派遣要請 3 消防本部との連絡調整
総務部	総務班	他の市町村に対する職員の派遣、派遣のあっせん及び応援
	財政輸送対策班	1 支援物資等の輸送に係る輸送業者に対する応援要請 2 輸送用燃料の確保及び給油要請
市民生活部	市民生活・交通班	1 米穀、副食物等及び応急食料の調達に係るあっせん要請 2 衣料、寝具その他生活必需品の調達に係るあっせん要請
保健福祉部	救護衛生班	1 医師会等医療班の派遣要請 2 医薬品、医療用資機材の調達、あっせん要請
	避難所運営対策班	1 日本赤十字社等に対する派遣要請 2 義援物資及び義援金の受け付け及び配分 3 ボランティア等に対する派遣要請
建設部	建設課	道路、河川、橋梁、等の応急修理に係る資材の調達、あっせん要請
水道部	給水班	給水施設の応急修理に係る資材の調達、あっせん要請

第3 実施要領

1 市町村の相互協力

(1) 全市町村による相互応援

- 県内に地震・津波等による大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、相互に応援協力する。

[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]

- 被災市町村は、次の応援調整市町村を通じて、応援要請を行う。

地域名	構成市町村	応援調整市町村	
		正	副
二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	盛岡市	久慈市
久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町	二戸市	盛岡市
盛岡	盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢町、紫波町、矢巾町	北上市	宮古市
宮古	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、西和賀町	一関市	釜石市
胆江	奥州市、金ヶ崎町	花巻市	大船渡市
釜石	遠野市、釜石市、大槌町	遠野市	奥州市
両磐	一関市、平泉町、藤沢町	奥州市	陸前高田市
気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町	一関市	奥州市

- 応援の種類は、おおむね、次のとおりとする。
 - ア 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
 - イ 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
 - エ 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
 - オ 災害応急活動に必要な職員等の派遣
 - カ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
 - キ その他、特に要請のあった事項
- 被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話、ファクシミリ等により要請し、後日文書を提出する。

ア 被害の種類及び状況
イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
ウ 応援を希望する職種別人員
エ 応援場所及び応援場所への経路
オ 応援の期間
カ その他参考事項

- 「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」によるもののほか、災害時における相互応援体制を整備するため、近隣市町村等と、相互応援協定を締結する。

(2) 応援協定

- 市が県内市町村等と締結した応援協定は、資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況のとおりである。

[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]

(3) 県に対する応援要請

- 市本部長は、大規模災害時において、近隣市町村の応援のみでは、十分に被災者の救援等の応急対策が実施できない場合は、県釜石地方支部長を通じて、県本部長に応援を求める。
- 応援要請は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する資機材、物資、車両等の種類、数量等
- ウ 応援を希望する職種別人員
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

2 防災機関の相互協力

(1) 防災機関の応援要請

- 防災機関の長は、市若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとする場合は、次の事項を明らかにして、市本部長に対して、口頭又は電話により要請し、後日文書を提出する。

- ア 被害の種類及び状況
- イ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求める場合のみ）
- ウ 応援を希望する人員、物資等の種類、数量等
- エ 応援場所及び応援場所への経路
- オ 応援の期間
- カ その他参考事項

(2) 防災機関相互間の協力

- 各防災機関は、他の防災機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。
- 各防災機関は、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

3 団体等との協力

- 県、市及び防災機関は、その所管事務に係る団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

4 消防活動に係る相互協力

- 大規模災害時における消防隊の派遣による相互応援については、第3章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。

5 経費の負担方法

- 国、都道府県又は県内外の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費については、災害対策基本法施行令第18条に定めるところによる。

6 義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資

ア 義援物資の受付

- 市本部長は、それぞれに送付された義援物資を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。
- 受付に当たっては、受付担当窓口及び物資の集積場所をあらかじめ明示するとともに、受入れを希望する物資、希望しない物資を把握の上、その内容を県、報道機関等を通じて公表する。

イ 配分及び輸送

- 県本部で受け付けた義援物資の市に対する配分は、県本部において決定し、市の指定する場所に輸送し、引き渡す。

- 日本赤十字社岩手県支部で受け付けた義援物資の市に対する配分については、県本部との協議により決定し、市の指定する場所に県本部の協力を得て輸送、市に引き渡す。
- 市本部長は、県本部及び日本赤十字社岩手県支部から送付された義援物資について、被災者に配分する。

(2) 義援金

ア 義援金の受付

- 市本部長、県本部長及び日本赤十字社岩手県支部長は、それぞれに送付された義援金を受け付け、被災者に配分するまでの間、適切に保管する。

イ 配 分

- 受け付けた義援金の配分については、義援金収集体等を構成員として組織する義援金配分委員会等において協議し、決定する。

(3) 海外からの支援の受入れ

- 市本部長は、県本部長等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、その受入れ体制を整備する。

第11節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 基本方針

市本部長は、自衛隊の災害派遣を行う必要が生じた場合には、県本部長に対し要請依頼するとともに、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
県本部長	県下全域の災害に係る自衛隊災害派遣要請
釜石海上保安部	県域の海難救助に係る自衛隊災害派遣要請
陸上自衛隊岩手駐屯部隊	県知事等の要請に基づく災害派遣

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	1 県等に対する自衛隊の災害派遣要請 2 災害派遣部隊との連絡調整

第3 実施要領

1 災害派遣の基準

- 災害派遣の基準は、次のとおりである。

区分	災害派遣の基準
要請派遣	災害に際して、県本部長等が人命又は財産の保護のため必要があると認め、災害派遣要請を行った場合
予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、県本部長等が災害派遣要請を行った場合
自主派遣	大規模災害が発生し、人命救助等の必要性から、特に緊急を要し、県本部長等の災害派遣要請を待っていては、時機を失すると認められる場合

2 災害派遣命令者

- 県本部長等から災害派遣の要請を受け、また、自ら災害派遣を行うことができる者（自衛隊法第83条に示す指定部隊等の長）は、次のとおりである。

区分	指定部隊等の長	連絡先	
		昼間	夜間（休日を含む。）
陸上自衛隊	第9師団長	第3部長 青森 (017)781-0161 内線 260	師団当直長 青森 (017)781-0161 内線 301、302
	岩手駐屯地司令	第9特科連隊第3科 滝沢 (019)688-4311 内線 235、363	駐屯地当直司令 滝沢 (019)688-4311 内線 202、302
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	運用課長 三沢 (0176)53-4121 内線 2352～2355	SOC当直幕僚 三沢 (0176)53-4121 内線 2204、3900

	航空支援集団 司令官	防衛部長、運用 2 科長 府中 (042)362-2971 内線 2280 (防衛部長) 2530 (運用 2 科長)	支援集団当直室 府中 (042)362-2971 内線 2531
		秋田救難隊長 秋田 (018)886-3220 内線 200	秋田救難隊当直室 秋田 (018)886-3320 内線 203、225

3 災害派遣時に実施する救援活動

- 自衛隊が災害派遣時に実施する作業等は、災害の態様、他の救難機関の活動状況、派遣要請の内容等によるが、通常、次のとおりである。

項目	内容	市計画の 該当章節
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集活動を行い、被害状況を把握する。	第 3 章第 4 節
避難への援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難 を援助する。	第 3 章第 14 節
遭難者等の捜索 救助活動	行方不明者、傷者等が発生した場合は、他救援活動に優 先して、捜索救助を行う。	第 3 章第 14 節 第 22 節
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積 込み等の水防活動を行う。	第 3 章第 9 節
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具 (空中消火が必要な場合は、航空機)により、消防機関 に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機 関が提供するものを使用する。	第 3 章第 8 節
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、 それらの警戒又は除去に当たる。	第 3 章第 21 節
応急医療・救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤 等は、通常関係機関が提供するものを使用する。	第 3 章第 15 節 第 20 節
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認 められるものについて行う。	第 3 章第 6 節
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	第 3 章第 17 節 第 18 節
救援物資の無償 貸付又は譲渡	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に 関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、 被災者に対し、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。	第 3 章第 16 節
危険物の保安 及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の 保安措置及び除去を実施する。	第 3 章第 28 節
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置をとる。	第 3 章第 3 節

4 災害派遣の要請手続

(1) 災害派遣の要請

- 市本部長は、災害発生時において、その救援及び応急復旧が、当該組織だけでは明らかに能力が不足し、若しくは時機を失すると判断した場合、又は自衛隊の人員装備、機材によらなければ困難と思われる場合は、次の事項を明らかにして、県本部長に口頭又は電話で災害派遣要請を依頼し、後日、文書を提出する。

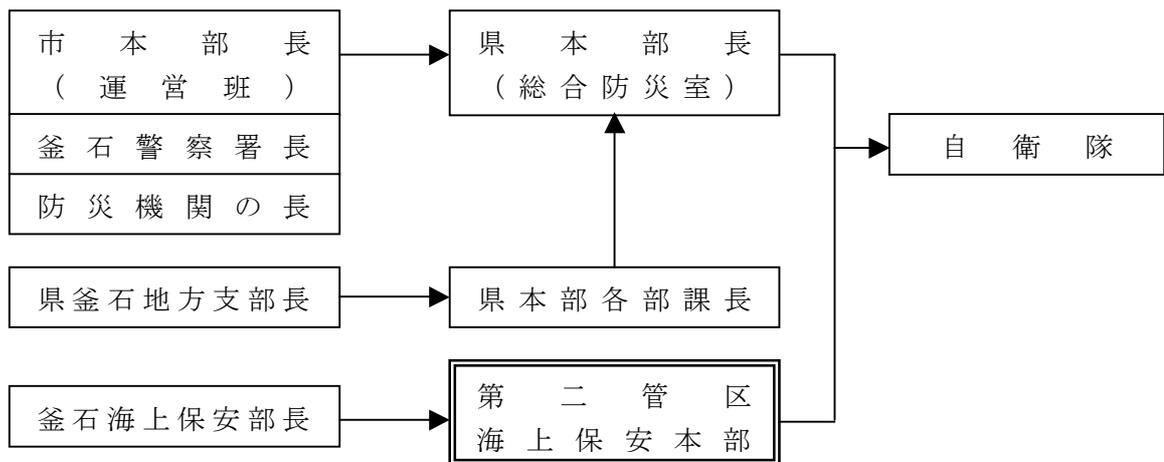
ア 災害の状況及び派遣を要する事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となる事項（派遣を希望する部隊の種類、車両、船舶、航空機の概数等）

- 市本部長は、災害派遣要請の申出後において、前記に掲げる事項に変更を生じた場合は、前記の申出の手續に準じて、県に変更の手續を申し出る。
- 市本部長は、通信の途絶等により県本部長に対して自衛隊の災害派遣要請ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定部隊等の長に通知することができる。
- 市本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに県本部長にその旨を通知しなければならない。

(2) 撤収の要請

- 市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したと判断した場合には、撤収日時を記載した文書により、県本部長に、撤収要請を依頼する。

[要請系統]



注) 市本部長等は、人命の救助等特に緊急を要する場合で、時間的余裕がないときは、直接指定部隊等の長に、状況を通報することができる。

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣部隊との連絡調整

- 市本部長及び防災機関の長は、次の点に留意し、災害派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員は、本部運営部運営班防災係長とする。
 - イ 陸上自衛隊岩手駐屯地司令と協議の上、連絡班室を本部運営部運営班内に設置する。
 - ウ 応援を求める活動内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ、準備する。
 - エ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、現地連絡所を設け、部隊指揮官と次の事項について、連絡調整を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報の収集及び交換 ② 災害派遣の要否についての検討及び派遣を要請する場合の部隊の規模、期間、地区等についての調整 ③ 市等の保有する資機材等の準備状況 ④ 自衛隊の能力、作業状況 ⑤ 他の災害復旧機関等との競合防止 ⑥ 関係市町村相互間における作業の優先順位 ⑦ 宿泊及び経費分担要領 ⑧ 撤収の時期及び方法 |
|--|

○ 市本部長は、ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合においては、次により準備を行う。

ア 事前の準備

- ① 自衛隊の利用するヘリポートは第3章第6節「交通確保・輸送計画」により定める。
- ② ヘリポートとして使用する土地の所有者及び管理者との調整を行う。
- ③ ヘリポートの位置の確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- ④ 夜間等の災害派遣に対応できるよう、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度（岩手県災害対策用地図）によりヘリポート位置を明らかにする。
- ⑤ 自衛隊があらかじめ行う、各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- ② ヘリポート内の風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ、撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水、積雪時においては除雪又はてん圧を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

(2) 受入れ施設等

ア 宿泊所

場 所	収容人員	備 考
釜石市民交流センター	500	
釜石市立釜石小学校	500	
岩手県立釜石商工高等学校	300	ヘリポート予定地

イ 車両、機材等の保管場所

場 所	校庭面積	備 考
釜石市立釜石小学校	5,437 m ²	
岩手県立釜石商工高等学校	11,227 m ²	ヘリポート予定地

6 自衛隊の自主派遣

- 指定部隊等の長（陸上自衛隊岩手駐屯地司令等。以下同じ。）は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、市本部長等の派遣要請を待ついとまがない場合においては、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。
- この場合において、指定部隊等の長は、できるだけ早急に市本部長等に連絡し、緊密な連携

のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に市本部長等から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- 指定部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、次のとおりである。
 - (1) 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
 - (2) 市本部長等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があるとき
 - (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合において、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき
 - (4) その他上記に準じて特に緊急を要し、市本部長等からの要請を待ついとまがないと認められるとき

7 災害派遣に伴う経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として次の基準により、派遣を受けた市及び防災機関が負担する。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借り上げ料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため、通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 有料道路の通行料
- 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議の上、決定する。

第12節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付・登録、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受入体制の整備 2 ボランティア活動に対するニーズの把握 3 ボランティア活動に関する情報の提供 4 ボランティア活動に対する支援 5 ボランティア活動に係る日本赤十字社岩手県支部の釜石地区（以下、本節中「日赤地区等」という。）並びに釜石市社会福祉協議会（以下、本節中「市社協」という。）との連絡調整 6 自主防災組織など関係団体等との連絡調整
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
釜石市 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る市との連絡調整 2 ボランティアの受付・登録、情報提供及び連絡調整
その他のボランティア 団体（職域、職能等）等	ボランティア活動に係る日赤地区等、市社協との連絡調整

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
保健福祉部	避難所運営対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア活動に係る連絡調整 2 ボランティアの活動状況の把握 3 ボランティアの受付及び配置
文教対策部	生涯学習スポーツ班	社会教育関係団体への協力要請

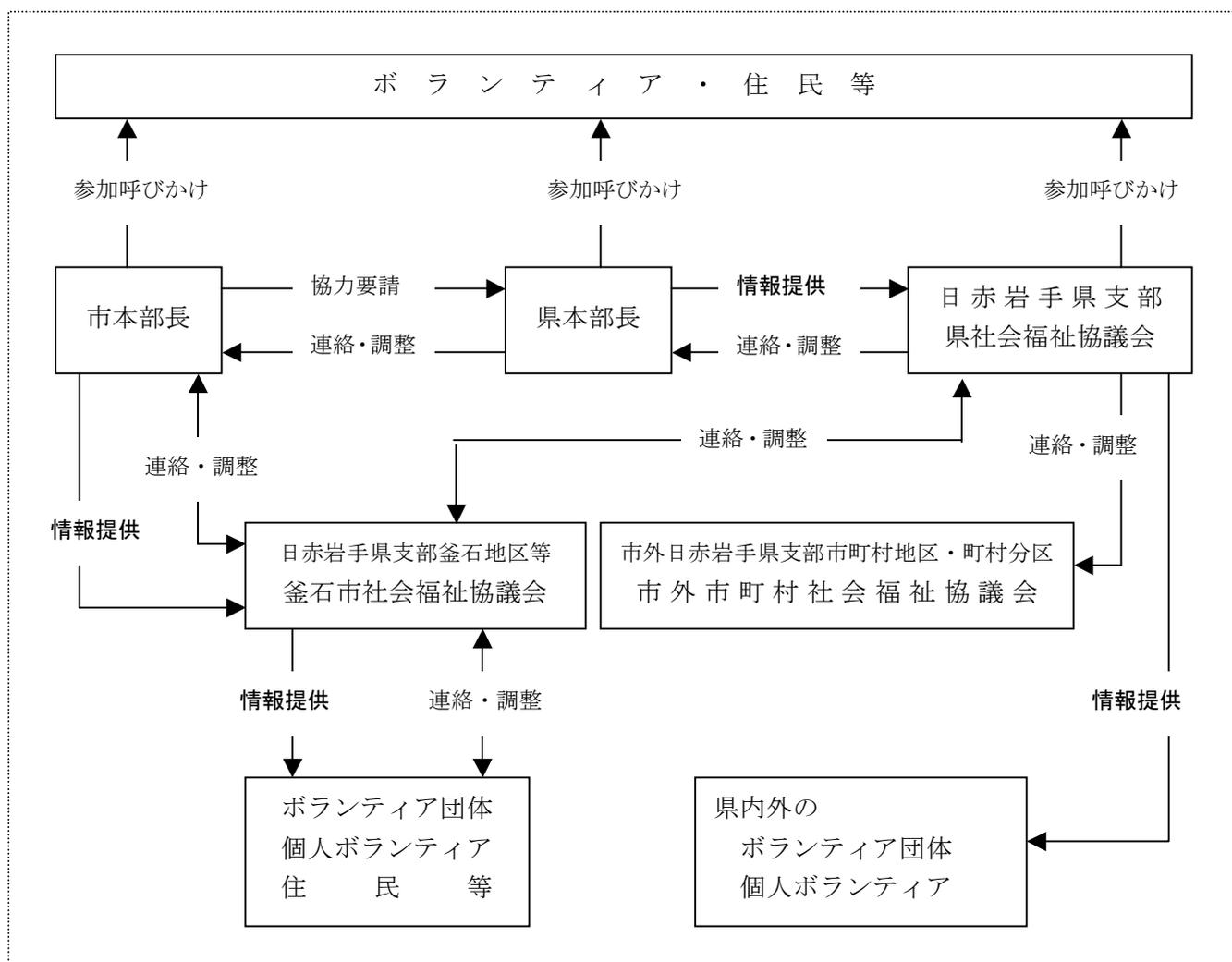
第3 実施要領

1 ボランティアに対する協力要請

- 市本部長は、被災地において、ボランティアニーズの把握に努める。
- 市本部長は、災害時において、ボランティアの協力が必要と認めた場合は、日赤地区等や、市社協と連携して、ボランティアに対して協力を要請する。
- 市本部長は、当市地域のボランティアのほか、さらに多くのボランティアを必要とする場合は、県本部長に対して次の情報の提供を行うとともに、当該情報を地域住民に提供し、広く参加を呼びかける。

ア ボランティアの活動内容及び人数等	オ その他必要な事項
イ ボランティアの集合日時及び場所	
ウ ボランティアの活動拠点	
エ ボランティア活動に必要な装備、資機材の準備状況	

ボランティア活動に係る連絡調整図



2 ボランティアの受け入れ

- 日赤地区等及び市社協は、災害時においてボランティアの受付を行い、次の事項についてオリエンテーションを行う。

ア ボランティア活動の内容	オ 被害状況、危険箇所等に関する情報
イ ボランティア活動の期間及び活動区域	カ 交通機関、医療機関、通信網等に関する情報
ウ ボランティア活動のリーダー等の氏名	キ その他必要な事項
エ ボランティア活動の拠点及び宿泊施設（場所）	

3 ボランティアの活動内容

- ボランティアに期待される活動内容は、次のとおりである。

・炊き出し	・清 掃	・後片付け	・安否確認、調査活動
・入浴サービス	・募金活動	・介 助	・避難所の運営
・給食サービス	・理容サービス	・話し相手	・引っ越し
・物資仕分け	・洗濯サービス	・シート張り	・負傷者の移送
・物資搬送	・移送サービス		
・その他、応急危険度判定、医療、無線等の専門的知識、技術を活かした活動			

第13節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、震災等による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）の適用を県本部長に要請する。
- 2 市本部長は、法に基づく救助については、県の補助機関として活動に当たるが、救助を迅速に行う必要がある場合は、県本部長の委任を受けて実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 避難所の供与 2 炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 災害にかかった者の救出 5 災害にかかった住宅の応急修理 6 学用品の給与 7 埋葬 8 遺体の捜索及び処理 9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
県 本 部 長	1 応急仮設住宅の供与 2 医療及び助産 3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
保健福祉部	避難所運営対策班	災害救助法適用に係る県に対する要請及び適用事務

第3 実施要領

1 法適用の基準

- 法による救助は、同一原因による災害によって市の被害が次の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。
 - ア 市内における全壊、全焼、流出等により住宅が滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、次のいずれかに該当する場合

法 適 用 基 準		小災害内規運用基準 (滅失世帯数)
釜石市の滅失世帯数	県内 1,500 世帯滅失の場合 釜石市の滅失世帯数	
60世帯以上	30世帯以上	30世帯以上60世帯未満
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は隔絶地域など救護が困難な事情がある場合で、住家が滅失した場合 ・ 多数の者の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合 		

注) 被害世帯数の算定は、次のとおりとする。

- ① 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1被害世帯とする。
 - ② 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態となった世帯は、3世帯をもって1被害世帯とする。
 - ③ 全壊及び半壊の判定に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）によるものとする。
- イ 災害が隔絶した地域において発生する等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情があり、かつ被害世帯が多数である場合

災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

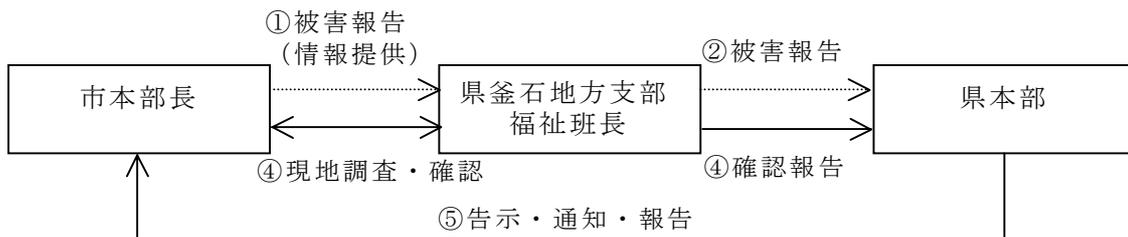
ウ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令で定める基準に該当する場合

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

2 法適用の手続

- 市本部長は、災害による被害が、法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれが生じた場合においては、直ちにその旨を県釜石地方支部福祉班長を通じて、県本部長に報告する。
- 法の適用基準となる被害世帯数については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定める被害判定基準によるものとし、被害状況を取りまとめの上、「人的及び住家被害報告」により、県本部長に報告する。
- 市本部長は、地震による被害規模が大きく、被害状況を早急に取りまとめることが困難な場合においては、被害の概要を報告するものとする。

災害救助法適用の手続



3 救助の実施

法の適用による救助の具体的な実施方法は、応急対策計画の各節で定めるところによる。

救助の種類	応急対策計画の該当節
避難所の設置	第3章第14節「避難・救出計画」
応急仮設住宅の給与	第3章第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
炊出しその他による食品の給与	第3章第17節「食料供給計画」
飲料水の供給	第3章第18節「給水計画」
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	第3章第16節「生活必需品供給計画」
医療・助産	第3章第15節「医療・保健計画」
災害にかかった者の救出	第3章第14節「避難・救出計画」
災害にかかった住宅の応急修理	第3章第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」
学用品の供与	第3章第24節「文教対策計画」
埋葬・遺体の搜索・遺体の処理	第3章第22節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」
障害物の除去	第3章第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」
輸送費及び人件費	第3章第23節「応急対策要員確保計画」

第4 救助の種類、程度、期間等

法による救助の種類、程度、期間等は、次のとおりである。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																									
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり300円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日間	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のため賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、高熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,326,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,326,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与機関 最高2年以内																																									
炊き出し その他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日間	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日間以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日間以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増す毎 に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全流出</td> <td>夏</td> <td>17,300</td> <td>22,300</td> <td>32,800</td> <td>39,300</td> <td>49,800</td> <td>7,300</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,600</td> <td>37,000</td> <td>51,600</td> <td>60,500</td> <td>75,900</td> <td>10,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600</td> <td>7,600</td> <td>11,400</td> <td>13,800</td> <td>17,500</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100</td> <td>12,000</td> <td>16,900</td> <td>20,000</td> <td>25,400</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎 に加算	全壊 全流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400	半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎 に加算																																						
全壊 全流出	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																						
	冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																						
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日間以内	患者等の輸送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日間以内に分娩したものであって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日間以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地区における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 510,000円以内	災害発生から1ヶ月以内	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機材、器具又は資材等を購入するための費用に充てるためのものであって、生業の見込みの確実な具体的計画があり、償還能力のある者	1 生業費1件当たり 30,000円 2 就職支度費1件当たり 15,000円	災害発生の日から1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の供与	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、修学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円以内 中学校生徒 1人当たり 4,400円以内 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円以内	災害発生の日から1月以内 (教科書) 1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日間以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日間以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体の処理（埋葬を除く。）に関する。	(戦場、消毒等) 1体当り 3,300円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物外 1体当り 5,000円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日間以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 13,700円以内	災害発生の日から10日間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者及び建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内		時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号に規定する者	当該地域における慣行料金による実支出額に100分の3を加算した額以内 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 鉄道事業者及びその従業者 軌道経営者及びその従業者 自動車運送事業及びその従業者 船舶運送業者及びその従業者 港湾運送業者及びその従業者		

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の適度、方法及び機関を定めることができる。

第14節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 災害発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難誘導を行う。
- 2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 避難勧告等

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き勧告、指示 〔水防法第29条、災害対策基本法第60条〕
消 防 本 部	避難のための立退き指示及び避難誘導
県 本 部 長	必要と認める区域の居住者に対する避難のための立退き指示 〔水防法第29条、地すべり等防止法第25条、災害対策基本法第60条、61条、警察官職務執行法第4条〕
釜石海上保安部	必要と認める地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き退き指示 〔災害対策基本法第61条〕
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	1 その場に居合わせた者、事物の管理者その他の関係者に対する避難のための警告又は避難のための措置 〔自衛隊法第94条〕 2 災害派遣要請に基づく避難の援助

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	1 消防本部との連絡調整 2 避難勧告及び指示の発表
保健福祉部	避難所運営対策班	災害時要援護者の避難支援

2 警戒区域の設定

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
消 防 本 部	警戒区域の設定に係る立入りの制限、禁止、退去の実施、住民誘導
県 本 部 長	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条、第73条〕
釜石海上保安部	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 〔災害対策基本法第63条〕
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	警戒区域の設定による災害応急対策従事者以外の当該区域に対する立入りの制限、禁止、退去の命令 市町村長（市町村長の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がいない場合

	〔災害対策基本法第 63 条〕
--	-----------------

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運営班	1 消防本部との連絡調整 2 警戒区域の設定

3 救 出

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	災害により生命及び身体が危険な状態にある者、又は生死が不明の者の捜索又は救出
消 防 本 部	1 生命身体が危険な状態にある者及び生死不明者の捜索、救出 2 救出班の編成
県 本 部 長	救出に係る消防機関又は自衛隊への派遣要請等
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	災害派遣要請に基づく救出

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運営班	消防本部との連絡
保健福祉部	避難所運営対策班	災害救助法の適用事務手続き

4 避難所の設置、運営

実 施 機 関	担 当 業 務
市 本 部 長	避難所の設置、運営
県 本 部 長	県有施設に係る避難所における市町村への協力

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
保健福祉部	避難所運営対策班	災害救助法の適用時における避難所の設置、運営

第 3 実施要領

1 避難勧告等の基準及び報告

種 別	発 令 基 準
自 主 避 難 (注 1)	ア 震度 4 以上の地震が発生した時点 (海岸河口地域) イ 台風が通過すると予測されるとき (急傾斜地等) ウ 大雨警報、土砂災害警戒情報が発せられたとき エ 災害発生の危険を感じると見込まれるとき
避 難 準 備 (注 2)	ア 津波注意報が発せられたとき イ 大雨警報、洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき ウ 災害発生の危険を感じると見込まれるとき
避 難 勧 告 (注 3)	ア 津波警報又は大津波警報が発せられたとき イ 大雨警報、洪水警報等が発せられ、災害の発生や拡大が予想されるとき
避 難 指 示 (注 4)	ウ 降雨により河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき エ 集中豪雨等により、がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険性があるとき オ 火災が拡大し、民家に延焼するおそれがあるとき カ その他危険が切迫していると認められるとき

- (注1) 自主避難 … 災害の発生が予想されるとき、自分の命は自分で守るという観点から、自らの意志で避難すること。
- (注2) 避難準備 … 災害の発生や拡大が予想されるとき、いつでも避難できる態勢を整えておくこと。
- (注3) 避難勧告 … 災害の発生や拡大が予想されるとき、避難することを勧めること。
- (注4) 避難指示 … 災害の発生や拡大が確実に予想され、著しく危険が切迫したとき、強制的に避難させること。

2 避難勧告等

(1) 避難勧告等の内容

- 実施責任者は、次の内容を明示して、避難勧告等を行う。

ア 発令者	エ 避難対象地域	キ その他必要な事項
イ 避難勧告等の日時	オ 避難先	
ウ 避難勧告等の理由	カ 避難経路	

(2) 避難勧告等の周知

ア 地域住民等への周知

- 実施責任者は、避難勧告等の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（ラジオ、テレビ）によって、直ちに、地域住民等への周知徹底を図る。
また、海水浴場、その他観光施設等の不特定多数の者が集まる場所にあってもあらかじめ、伝達体制を整備し、直ちに、来訪者に周知徹底を図る。
- 避難勧告等の周知に当たっては、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の住居を個別に巡回するなど、災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施する。
- 観光客等の地域外からの来訪者に対する避難勧告等の周知に当たっては、あらかじめ、案内板や避難標識等により表示し、避難対策の徹底に努める。
- 緊急を要する場合のほかは、あらかじめ、警告を発し、住民等に避難のための準備をさせる。
- 避難勧告等に使用する信号の種類及び内容は、次のとおりとする。

災害の種類	種類及び内容						備考	
	警 鐘		サイレン					
火 災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	近火信号をもって避難信号とする
水 災	(連点) ○-○-○-○-○		3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	水防法に基づく避難信号
津 波	津波注意	(3点と2点の斑打) ○-○-○ ○-○	10秒	2秒	10秒	2秒	10秒	予報警報標識規定に基づく、津波注意、津波、大津波
	津 波	(2点) ○-○ ○-○	5秒	6秒	5秒	6秒	5秒	予報標識をもって避難信号とする
	大津波	(連点) ○-○-○-○-○	3秒	2秒	3秒	2秒	3秒	

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、避難勧告等を行った場合は、法令に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 避難勧告等を行った者	④ 避難対象地域
② 避難勧告等の理由	⑤ 避難先
③ 避難勧告等の発令時刻	⑥ 避難者数

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
市 長	知 事	災害対策基本法第 60 条第 3 項
知 事	公 示	災害対策基本法第 60 条第 6 項
知 事 又 は そ の 指 示 を 受 け た 職 員	当該区域を管轄する 警察署長	地すべり等防止法第 25 条
水 防 管 理 者 、 知 事 又 は そ の 指 示 を 受 け た 職 員		水防法第 29 条
警 察 官 、 海 上 保 安 官	市 長	災害対策基本法第 61 条第 2 項
警 察 官	公安委員会	警察官職務執行法第 4 条第 2 項
自 衛 官	大臣の指定する者	自衛隊法第 94 条第 1 項

(3) 避難の方法

- 避難は、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は、混乱を伴う危険発生のおそれがないと認められる場合その他特別の事由がある場合に限る。
- 避難は、できるだけ町内会、自主防災組織等を中心に、一定の地域、事業所単位ごとに集団で行う。

(4) 避難の誘導

- 市本部長は、あらかじめ、災害時要援護者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して、避難計画を別に定める。
- 実施責任者は、消防団、町内会、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、災害時要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等）の避難を優先する。
- 次の場合において、当該避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。
 - ア 幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難
 - イ 在宅の高齢者、障がい者等の避難
- 避難への援助のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 3 章第 11 章「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(5) 避難者の確認等

- 市職員、消防団員等は、避難場所等及び避難対象地域を巡回し、避難者の確認を行うとともに、避難が遅れた者の救出を行う。
 - ア 避難場所（避難所）
 - ① 避難した住民等の確認（避難者名簿の作成等）
 - ② 特に、自力避難が困難な高齢者、障がい者等の安否の確認

イ 避難対象地域

- ① 避難が遅れた者又は要救出者の有無の確認
- ② 避難が遅れた者等の避難誘導、救出

(6) 緊急避難場所等の指定

- 各災害による緊急避難場所は、つぎのとおりである。

[資料編 3-14-1 火災・地震災害の避難場所]

[資料編 3-14-2 風水害等の避難場所]

[資料編 3-14-3 津波災害の避難場所]

(7) 避難道路及び緊急避難場所の選定等

ア 避難道路

- 避難道路は、津波浸水、家屋等の倒壊、土砂崩壊、河川の溢水その他危険発生のおそれのある箇所を避け、地区ごとに指定する。
- 避難道路には、誘導標識、誘導灯等を設置するとともに、避難の障害となるおそれのある施設、物件等を除去し、安全性を確保する。

イ 緊急避難場所

- 津波に対する緊急避難場所は、海に通じる溝、堰、沢等を渡らない場所を、おおむね、津波災害危険区域ごとに選定する。

(8) 避難に関する広報活動

- 市本部長は、次の事項について、あらゆる機会を通じて常に住民等に対し周知徹底を図る。

ア 避難勧告等の伝達方法	ウ 避難道路、緊急避難場所
イ 避難の方法	エ 避難所

(9) 学校、病院、社会福祉施設等の避難計画

- 学校、病院、社会福祉施設、事業所など多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に行うため、具体的な避難計画を策定する。
- 管理者は、消防本部、釜石警察署等と密接な連携をとり、災害に対処する体制を常に確立し、居住者、勤務者に周知させるとともに、出入者の避難のための行動を円滑、迅速に行わせるように措置する。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

- 実施責任者は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、警戒区域を設定する。

ア 発令者	エ 警戒区域設定の地域
イ 警戒区域設定の日時	オ その他必要な事項
ウ 警戒区域設定の理由	

- 実施責任者は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- 市本部においては、緊急を要する場合、消防長において避難のための立ち退きを指示することができるものとし、実施した場合、すみやかに市本部長へ報告する。

(2) 警戒区域設定の周知

ア 地域住民への周知

- 実施責任者は、警戒区域設定の内容を、直接の広報（防災行政無線、広報自動車等）又は広報媒体（テレビ、ラジオ）により、地域住民等への周知徹底を図るとともに、ロープ等によりこれを明示する。

イ 関係機関相互の連絡

- 実施責任者は、警戒区域を設定した場合、法に基づく報告又は通知を行うほか、その旨を相互に連絡する。

[報告又は通知事項]

① 警戒区域設定を行った者	③ 警戒区域設定の発令時刻
② 警戒区域設定の理由	④ 警戒区域設定の地域

[法令に基づく報告又は通知義務]

報告又は通知義務者	報告又は通知先	根 拠 法 令
県 知 事	市 長	災害対策基本法施行令第 30 条第 3 項
警察官、海上保安官		災害対策基本法第 63 条第 2 項
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官		災害対策基本法第 63 条第 3 項

4 救 出

(1) 救出班の編成

- 市本部長は、災害発生直後において、緊急に救出救助を行う必要がある場合は、当該地区の消防団、町内会、自主防災組織、地域の住民等により、救出救護体制を整え、救出活動を実施する。
- 市本部長は、多数の救出を要する者があると認める場合は、その搜索、救出及び収容にあたるため、消防職員・団員を主体とする「救出班」を編成し、救出活動を実施する。
- 市本部長は、災害の規模、状況等から当市だけでは救出活動が困難であると認めた場合は、県本部長に対して応援を要請する。

(2) 救出の実施

- 搜索及び救出は、救出を必要とする者又は生死不明な者がいると認められる地域を重点的に行う。
- 搜索の実施に当たっては、民生委員、地域の住民、旅行者又は滞在者等の協力を得て、居住者や同行者の把握を行う。
- 市本部長は、必要なジャッキ、つるはし、ファイバースコープなど救出用資機材及び工事中用重機等を確保できない場合は、県釜石地方支部土木班、(社)岩手県建設業協会釜石支部等の協力を得て、調達する。
- 市本部長は、孤立化した地域における救助・救出、物資補給等のために、ヘリコプターの出動が必要と認めた場合は、県本部長に出動を要請する。
- 搜索のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 3 章第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

(3) 救出したときの措置

- 救出班は、負傷者等を救出した場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関（救護所を含む。）に収容する。
- 救出班は、遺体を発見した場合は、第 3 章第 22 節「行方不明者等の搜索及び遺体の処理・埋葬計画」に定めるところにより、適切に措置する。

(4) 災害救助法を適用した場合の救出

災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は第 3 章第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

5 避難所の設置、運営

(1) 避難所の設置

- 拠点避難所及び避難者収容施設は次のとおりである。

[資料編 3-14-4 拠点避難所]

[資料編 3-14-5 避難者収容施設]

- 市は、災害から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成する。
- 市本部長は、避難所を設置した場合は、食料、水、毛布、医薬品、仮設トイレ、テレビ等、避難生活に必要な物資等を調達する。
- 市本部長は、避難所の設置に当たっては、在宅の高齢者及び障がい者、乳幼児、妊婦等に配慮した施設の確保に努める。
- 市本部長は、本市が設置する避難所だけでは対応できない場合においては、次の方法により避難所を確保し、多様な避難場所の確保に努める。
 - ア 隣接市町村長と協議し、当該地域内にある建物又は土地を、委託し、又は借上げて避難所を設置する。
 - イ 県本部長と協議し、県有施設を避難所とする。
 - ウ 市長は、近隣市町村からの要請においては、その受入れ体制を整備するとともに、当該避難所の運営に協力する。
 また、市本部長は、職員の内から管理者を定め、当該避難所の運営に当たる。
- 市本部長は、避難所を開設した場合、次の事項を住民等に周知するとともに、釜石地方支部福祉班を通じ県本部に報告する。
 - ア 開設日時及び場所
 - イ 開設箇所数及び各避難所の避難者数
 - ウ 開設期間の見込み
- 避難所収容の対象となる者は、次に掲げる者とする。

区 分	対 象 者
災害により、現に被害を受けた者	ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 イ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者など、現実的に災害を受けた者
災害により、現に被害を受けおそれのある者	ア 避難勧告等をした場合の避難者 イ 避難勧告等はないが、緊急に避難することが必要である者

(2) 避難所の運営

- 市本部長は、あらかじめ定める避難計画に従い、避難所の円滑な運営に努める。
- 市本部長は、避難所の管理者等と連携を図り、安否情報及び食料、生活必需品等の配給等に関する情報を提供する。
- 市本部長は、避難者数、ボランティア数、物資の種類及び数量等について偏ることのないよう、調整を行う。
- 市本部長は、避難所における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。

- ア 避難者、住民組織、支援ボランティア等の連携による、被災者の自治組織の育成
 - イ 生活相談、メンタルケア、健康相談、各種情報の提供体制の整備
 - ウ ホームヘルパー等による介護の実施
 - エ 保健衛生の確保
 - オ 避難所のパトロールの実施等による安全の確保
 - カ 可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮
 - キ 応急仮設住宅や公営住宅のあっせんに努めるほか、必要に応じ、民間アパート、旅館、ホテル等の活用
- 市本部長は、学校を避難場所として使用する場合には、応急教育の支障とならないよう学校長及び避難者の自治組織等と協議を行い、必要な調整を行う。
- (3) 災害救助法を適用した場合の避難所設置
- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は第 3 章第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第15節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 上下水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、災害時における地域医療の拠点となる病院を確保する。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びメンタルケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法が適用されないとき又は災害救助法が適用されるまでの間の医療、助産及び保健 2 救護所の設置 3 医療機関に係る医療班の編成、派遣 4 医療機関に対する応援要請
消 防 本 部	医療活動への協力
県 本 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法を適用して行う医療、助産及び保健 2 後方医療施設の確保 3 県立釜石病院に係る医療救護班（災害派遣医療チーム（以下「DMAT」と言う。）を含む。）の編成、派遣 4 医療機関に対する応援要請
(独法) 国立病院機構釜石病院	医療班の編成及び派遣
(社) 釜石医師会	医師会会員病院・診療所に係る医療班の編成及び派遣
釜石歯科医師会	歯科医師会会員診療所に係る医療班の編成及び派遣
釜石薬剤師会	調剤行為及び服薬指導・医薬品等の管理

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
保健福祉部	救護衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国立病院機構、県立病院、医師会等の被害調査及び医療班の派遣要請・調整 2 救護所の設置 3 保健活動班の編成 4 保健指導全般 5 医薬品、医療資機材の調達及びあっせん
市民生活部	環 境 班	被災した愛玩動物の救護対策
総 務 部	財 政 輸 送 対 策 班	傷病者輸送への協力

本部運営部	運 営 班	1 他市町村への応援要請 2 県本部に対する医療班の派遣要請 3 自衛隊の災害派遣要請 4 消防本部との連絡調整
-------	-------	---

第3 初動医療体制

1 医療班の編成

- 市本部長は、災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、各医療機関と密接な連携を図る。
- 市本部長は、前項について、県立病院、釜石医師会、釜石歯科医師会等に依頼し「医療班」を編成し、被災地に派遣する。

[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]

- 医療班1箇班の編成基準は、概ね次のとおりとする。

種 別	人 数	備 考
医師・歯科医師	1～3 名	運転者含む
看護師・歯科衛生士	3 名	
職 員	1 名	

2 現場医療救護所及び救護所の設置

- 市本部長は、被害の状況及び規模に応じて、次の場所に救護所を設置する。

ア 緊急避難場所	イ 避難所	ウ 災害現場	エ 医療施設
----------	-------	--------	--------

3 医療班の活動

- 「医療班」は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 傷病者に対する応急措置
 - イ 後方医療施設への傷病者の搬送の要否及び搬送順位の決定
 - ウ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 死亡の確認
 - カ 遺体の検案及びその後の処置
- 医療活動の実施に当たっては、消防本部との連携を図る。
- 医療班は、救護所において医療活動を実施するとともに、必要に応じ、被災地域、避難所等を巡回して医療活動を行う。
- 県釜石地方支部保健環境班長は、市本部長、釜石医師会ほか関係団体と密接な連携を図りながら、被災地における医療活動の状況把握に努めるとともに、派遣された医療班、医療ボランティア団体等の医療活動についての調整を行う。

4 医薬品及び医療資機材の調達

- 市本部長及び県本部長は、地域内の医療施設が被災した場合に備え、医療班が使用する医薬品、衛生材料及び医療資機材（以下、本節中「医薬品等」という。）について、相互に供給を行う体制を整備する。
- 医薬品等は、従事する医療機関の手持品をもって繰替使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの実施責任者が調達する。
- 市本部長は、医薬品を釜石薬剤師会を通じて調達する。

- 市本部長は、必要な医薬品等を調達できない場合は、県釜石地方支部保健環境班を通じて、県本部長に調達又はあっせんを要請するものとし、災害の規模により大量の医薬品等を早急に必要とするときは、直接、県本部長に対し、調達又はあっせんを要請する。

第4 傷病者の搬送体制

1 傷病者の搬送の手続

- 救護所の責任者は、医療又は助産を行った後、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。
- 傷病者の搬送は、医療班が保有する自動車により搬送するものとし、これが不可能な場合においては、総務部財政輸送対策班、県本部長又はその他の関係機関に対して、搬送車両の手配・配車を要請する。
- 傷病者搬送の要請を受けた関係機関は、あらかじめ定められた搬送先病院の順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認の上、搬送する。
- 市本部長は、必要に応じて、県本部長に対してヘリコプターによる傷病者の搬送を要請する。

2 傷病者の搬送体制の整備

- 市本部長は、あらかじめ医療機関の規模、位置、診療科目等から搬送先病院の順位を定める。

基幹災害拠点病院	盛岡赤十字病院	岩手医科大学附属病院
地域災害拠点病院	岩手県立釜石病院	

- 市本部長は、あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペース等を考慮し、ヘリコプターによる搬送が可能な医療機関との連絡体制を整備する。
- 市本部長は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関に搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空病床数など、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報の把握に努める。
- 市内の医療施設は、次のとおりである。

[資料編 3-15-1 医療施設一覧表]

第5 保健活動の実施

- 市本部長及び県本部長は、被災者の災害による精神的、身体的なダメージを緩和し、健康維持を図るため、次の区分により、「保健活動班」を編成し、保健活動を行う。
- 編成基準は次のとおりとする。

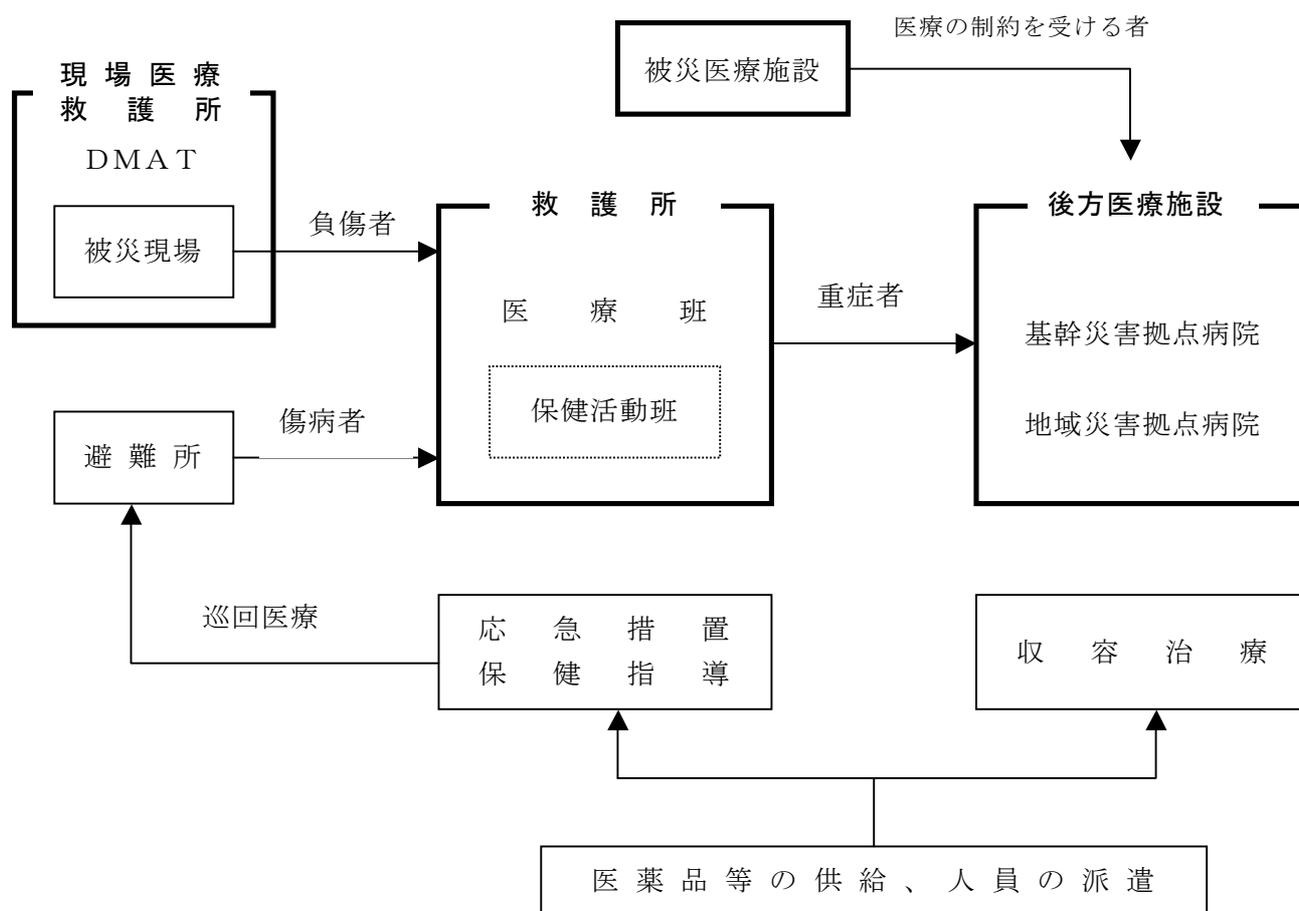
保健師	1名以上	栄養士	1名
-----	------	-----	----

- 保健活動班は、医療班と合同で保健活動を行うものとし、原則として、救護所と同一の場所に保健相談室を設置して行う。また、必要に応じて被災地域及び避難所を巡回して保健活動を行う。
- 保健活動班は、おおむね、次の業務を行う。
 - ア 被災者に対する健康相談、健康調査、保健指導、メンタルケア
 - イ 避難所に収容されている被災者に対する健康教育、健康相談、健康調査
 - ウ 被災者に対する保健サービスについての連絡調整

第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

災害時における医療・保健活動の流れ

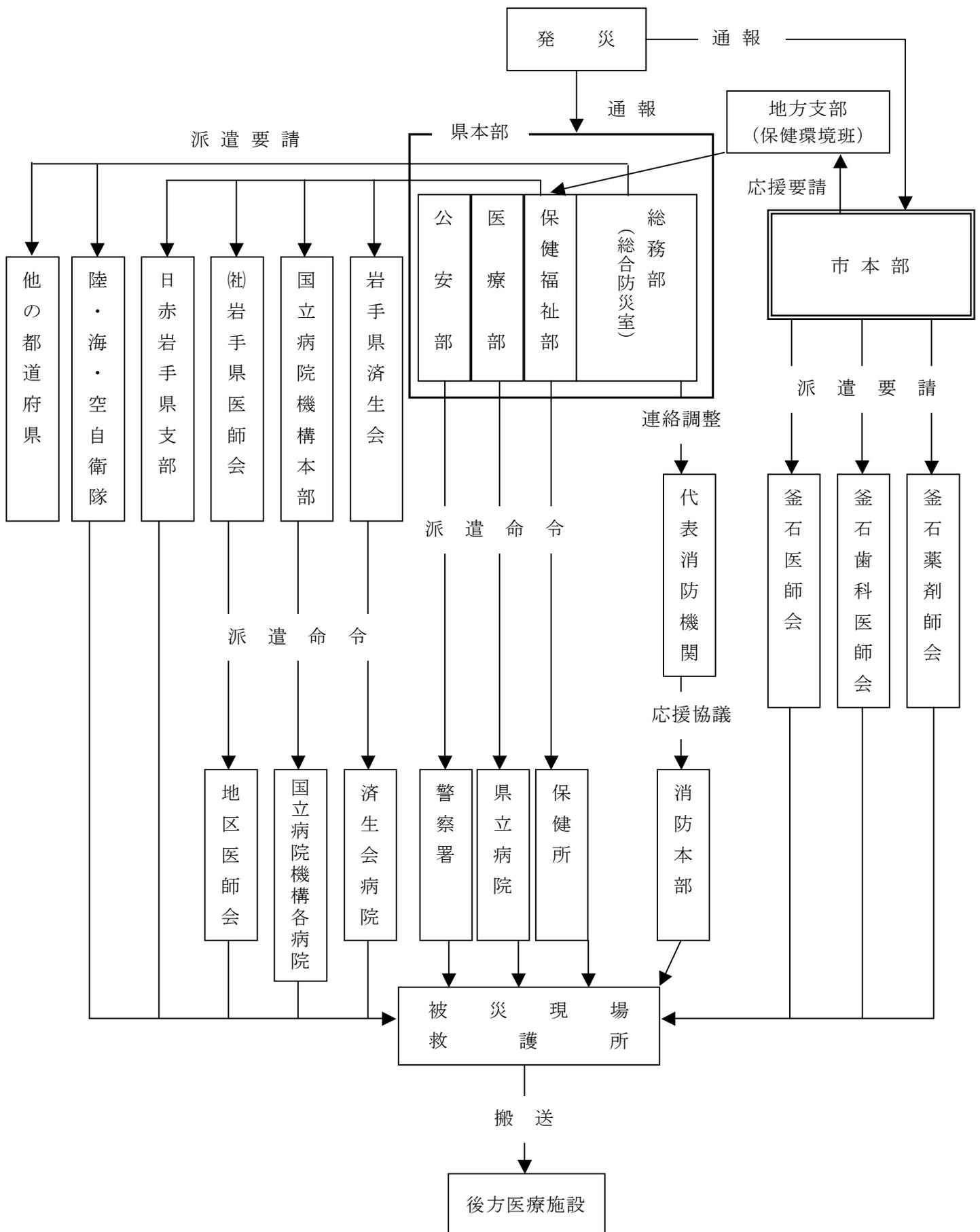


注) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

第7 愛玩動物の救護対策

- 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。
 - ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護收容するとともに、所有者の発見に努める。
 - イ 負傷動物を発見したときは、保護收容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。
 - ウ 飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。
 - エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

医療・保健活動の情報連絡系統図



第16節 生活必需品供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災者に対する物資の調達及び支給
県本部長	市町村に対する物資の調達及びあっせん
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

[市本部の担当]

部	班	担当業務
保健福祉部	避難所運営対策班	1 生活必需物資の調達及び配給全般 2 身体障がい者に係る日常生活用具、補装具等の調達及びあっせん
総務部	財政輸送対策班	生活必需物資の輸送

第3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
 - 物資の支給は、原則として、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた者
 - イ 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
 - ウ 被服、寝具その他の生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- 2 支給物資の種類
 - 支給物資は、おおむね、次のとおりとする。

なお、被災状況や物資調達の状況等に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服 等
肌着	シャツ、パンツ等の下着類
寝具	タオルケット、毛布、布団 等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘 等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具 等
食器	はし、茶わん、皿 等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート 等
光熱材料	マッチ、ローソク、木炭、灯油、プロパンガス 等

- 高齢者、障がい者、乳幼児等については、介護用品、育児用品等の態様に応じた物質の調達に十分配慮する。

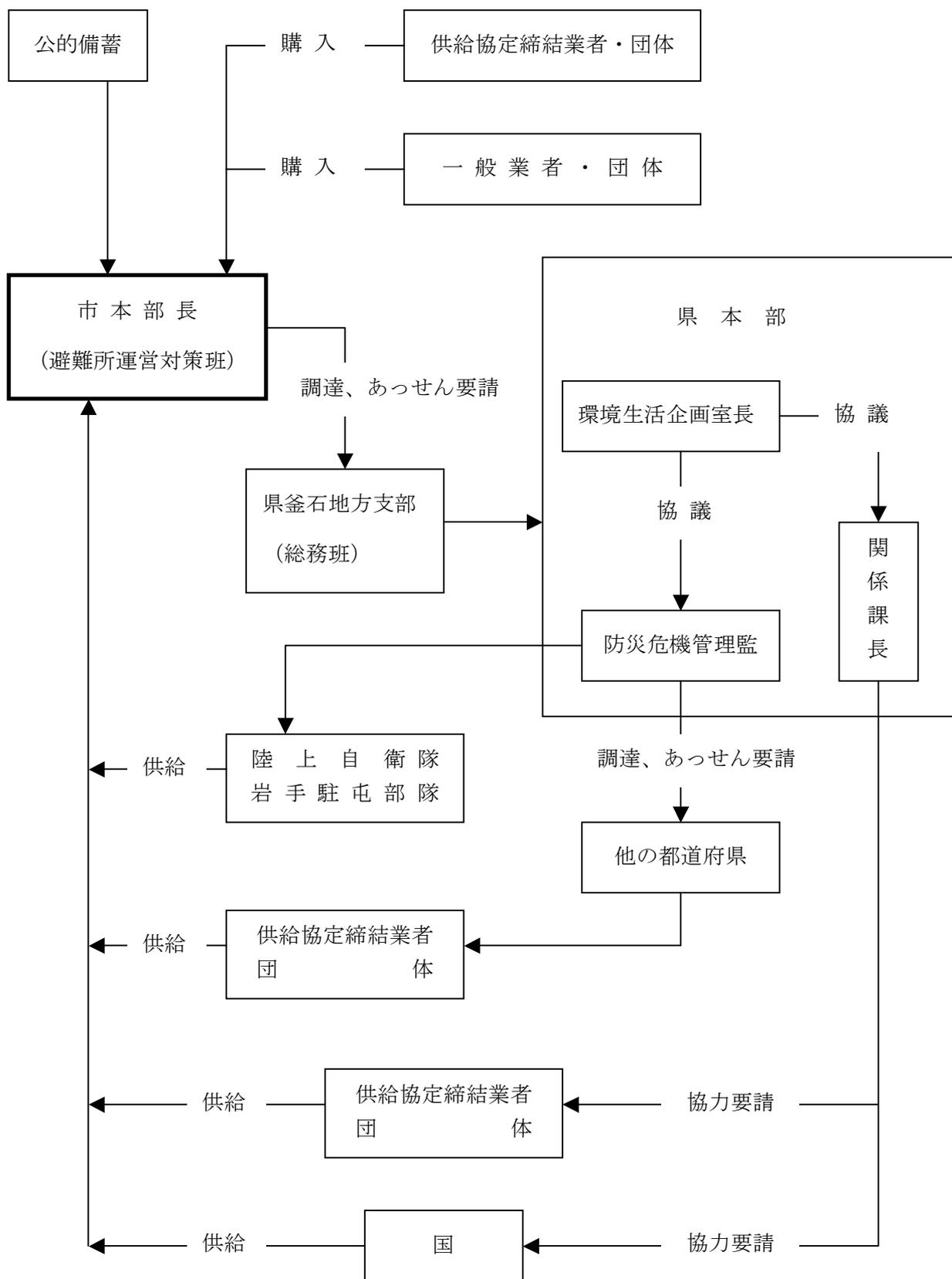
3 物資の確保

- 市本部長は、被災者に対する物資の支給が必要と認めた場合は、別記様式 1「世帯構成員別被害状況」及び別記様式 2「物資購入（配分）計画表」を作成する。
- 市本部長は、「物資購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄物資を供出し、必要とする物資を確保する。
- 市内における生活必需品の調達先は、次のとおりである。

〔資料編 3-16-1 衣料・その他生活必需品調達先一覧表〕

- 市本部長は、必要な物資を調達できない場合は、「世帯構成員別被害状況」に基づく必要数量を明示し、県釜石地方支部総務班長を通じて、県本部長に対し、物資の調達又はあつせんを要請する。
- 県本部長は、国、都道府県等からの救援物資の受入れを担当するとともに、これを保管し、市本部長からの求めに応じ、配分する。
- 県本部長及び市本部長は、物資の調達可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

物資の調達・供給系統図



4 物資の輸送及び保管

- 市本部長は、あらかじめ、公共施設、広場、公園等の中から、物資の地域内輸送拠点及び集積地を選定する。
- 他の都道府県に調達又はあっせんを要請した物資については、県本部長が輸送拠点施設に集積し、仕分けの上、市本部長に引き渡す。
- 県本部長があっせんした物資の輸送は、市本部長が行う。
- 市本部においては、物資の輸送は、総務部財政輸送対策班が市の所有する車両等において行う。
- 災害の規模又は態様により市本部長が行うことが困難である場合は、次により、県本部長が、物資の輸送を行う。
 - ア 県本部の担当課長は、市本部又は輸送拠点施設に物資を輸送し、市本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期す。
 - エ 物資の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
- 市本部長は、物資の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関の警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。

5 物資の支給等

- 原則として、物資は支給することとし、市本部長が指定したものに限り、貸与する。
- 物資の支給は、受給者の便益及び物資の適正な配分に留意し、被災地の行政区単位に配分所を設け、行政連絡員、婦人会、青年会員等の協力により被災者に配布する。
 - ただし、被災状況又は被災者の態様等から、必要と認めるときは、個々の世帯又は避難所を巡回して支給する。

6 住民等への協力要請

- 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の団体及びボランティア組織に対して、物資の支給等について協力を求める。

7 物資の需給調整

- 市本部長は、必要な物資の品目、数量を地域別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ、支給すべき物資及びその基準数量を定めるとともに、物資の需要に関する情報収集に努める。

8 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式 1

世帯構成員別被害状況
年 月 日 時 現在 釜石市

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小学生	中学生
	全壊(焼)												
流出													
半壊(焼)													
床上浸水													

別記様式 2

物資購入(配分)計画表
釜石市全壊流出世帯分 釜石市

世帯区分 品目	単 価	1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備 考
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額													
毛布																		
布団																		
肌衣 (上下)																		
計																		

- (注) 1 本票は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯に分けて作成すること。
2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

第17節 食料供給計画

第1 基本方針

- 1 災害時において、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、食料の調達を図る。
- 2 災害時における食料の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	炊出しの実施及び食料の調達及び給与
県本部長	食料の調達及びあっせん
日本赤十字社 岩手県支部釜石地区	災害救助法の適用時における物資の調達及び支給に関する協力

[市本部の担当]

部	班	担当業務
市民生活部	市民生活・交通班	1 食料の調達及びあっせん
		2 食料の需給に係る連絡調整
		3 炊出しによる供給
総務部	財政輸送対策班	食料の輸送

第3 実施要領

- 1 食料の供与対象者
 - 食料の供与は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 避難所に收容された者及び避難場所に避難した者で食料の持ち合わせのない者
 - イ 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
 - ウ 住家の被害が床下浸水であっても、炊事道具の流失等により、水や燃料が得られなくなり、炊事ができない者
 - エ 旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来訪者、列車の旅客等で、食料の持参又は調達のできない者（東日本旅客鉄道株式会社等において、必要な食料の給与を行う場合を除く。）
 - オ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせのない者
 - カ 在宅、社会福祉施設等の高齢者、障がい者等で、食料の供給を必要とする者
 - キ 被災現場において防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者
- 2 供給食料の種類等
 - 供給食料及び供給数量は、おおむね、次のとおりとする。
 - なお、市本部長は、被災状況及び食料調達の状況に応じて、品目及び数量を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給することができる。

[供給食料の種類]

区 分	供 給 食 料
主 食 料	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば 乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副 食 物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等 (※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。)
調 味 料	味噌、醤油、塩、砂糖等
そ の 他	被災地近在で容易に入手され、一時の代用食品として供給できるもの

[1人当たりの供給数量]

区 分	供 給 基 準 数 量	
米 穀	被 災 者	1食当たり 精米換算 200グラム以内
	応急供給受配者	1日当たり 精米 400グラム以内
	災害救助従事者	1食当たり、精米換算 300グラム以内

3 食料の確保

- 市本部長は、あらかじめ被災者に対する炊出しその他の食料の供給に係る調達計画を定める。
- 市本部長は、被災者に対する食料供給が必要と認めた場合は、「世帯構成員別被害状況」（生活必需品供給計画）を基準として、別記様式1「食料購入（配分）計画表」を作成する。
- 市本部長は「食料購入（配分）計画表」に基づき、関係業者から購入するとともに、備蓄食料を供出し、必要とする食料を確保する。

[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]

- 市本部長は、必要な食料の確保又は炊出しができない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部農林班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
食料及び給食原材料等の調達 又はあっせん要請	品目、数量、送付期日、場所、その他参考事項
炊き出要員等の応援要請	人員、器具、数量、期間、場所、その他参考事項

- 米穀については、次の方法により、確保する。
 - ア 市本部長は、米穀販売業者から購入し、確保するものとする。
 なお、これにより難しい場合は、県本部に供給、あっせんを求め、県本部及び東北農政局岩手農政事務所長と協議により、売却指示を受けた米穀販売業者から米穀を購入確保する。
 - イ 市本部長は、通信の途絶等により県との連絡がとれず、市自ら供給を行う場合は、東北農政局岩手農政事務所長と協議の上、「災害救助用米穀等に関する協定書」及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、米穀を確保する。
 - ウ 調達した米穀が玄米である場合においては、卸売販売業者等に委託し精米にして供給する。
- 米穀以外の食料及び食料供給のために必要な原材料等は、市本部において確保する。
 ただし、災害規模の状況により確保できない場合は、県本部長に対し、あっせんを求める。
- 市本部長は、食料の確保可能数量等を常時把握するとともに、あらかじめ、災害時における供給協定の締結等、関係業者・団体等の協力を得られる体制を整備する。
 - ア 市内における米穀類の調達先は、次のとおりである。

[資料編 3-17-1 米穀類の調達先一覧表]

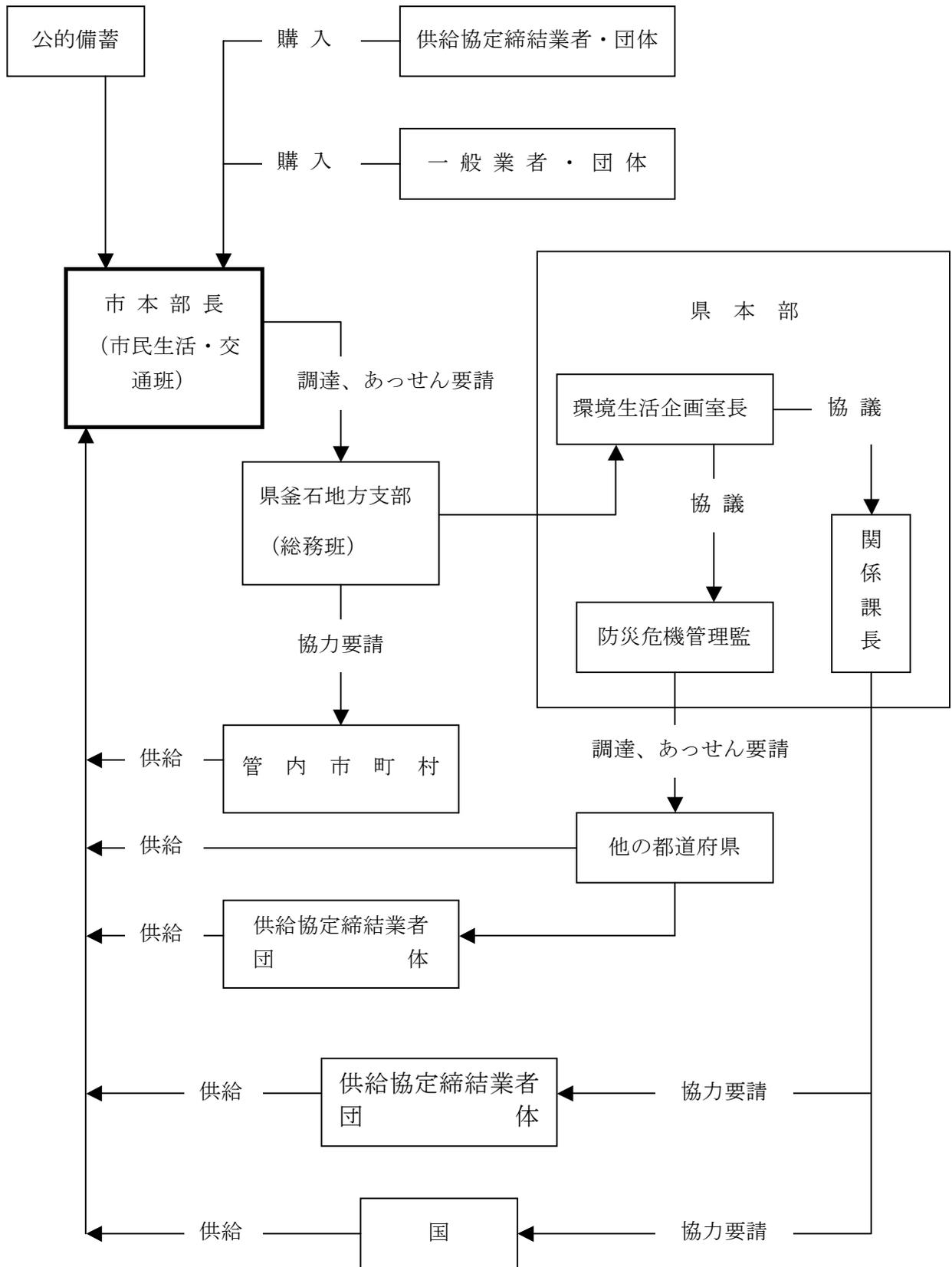
4 食料の輸送及び保管

- 市本部長は、あらかじめ、公共施設、広場、公園等の中から食料の地域内輸送拠点及び集積

所を選定する。

- 県本部長に調達又はあっせんを要請した食料については、市本部長が輸送拠点施設に集積し、仕分けの上、保管する。
 - 県本部長があっせんした食料の輸送は、市本部長が行う。
 - 市本部においては、食料の輸送は、総務部財政輸送対策班が市の所有する車両等において行う。
 - 災害の規模又は態様により市本部長が行うことが困難である場合は、次により、県本部長が、食料の輸送を行う。
 - ア 県本部の担当課長は、市本部長の指定する地域内輸送拠点に食料を輸送し、市本部長に引き渡す。
 - イ 輸送は、原則として、自動車輸送とするが、緊急を要する場合は、航空機輸送とする。
 - ウ 輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の安全を期す。
 - エ 食料の引渡しは、「災害救助用物資引渡書」により行い、授受を明確にする。
 - 市本部長は、食料等の保管に当たっては、保管期間、場所、数量等に応じて、警備員を配置し、又は警察機関、消防機関に対して警備を要請、指示するなど、事故防止の措置をとる。
- 5 食料の供給等
- 市本部長は、食料を供給するときは、各供給場所ごとに、それぞれ責任者を定め、供給する。
 - 市本部長は、あらかじめ、食料供給の順位、範囲、炊出し方法等を定める。
 - 市本部長は、各避難所等における食料の需給数量を的確に把握し、個々の世帯、避難所等を巡回して、食料を供給する。

食料の調達・供給系統図



- 炊出しによる供給は、既設の給食施設又は仮設の供給施設を使用し、自ら行い、又は委託して行う。

なお、仕出し業者に委託する場合には、基準数量等を明示する。

ア 市内における緊急炊出可能業者は、次のとおりである。

[資料編 3-17-2 緊急炊出業者一覧表]

- 炊出しのため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。
- 防災機関の長は、所管の応急対策業務従事者に対し、食料の供給ができないときは、市本部長に対し、食料の供給について応援を求める。
- 市本部長は、防災機関の長から所管の応急対策業務従事者の食料供給応援の要請を受けた場合は、その求めに応ずる。
- 応急用配給を実施するため、米穀を供給した場合は、災害応急用米穀供給台帳を作成し、記載する。
- 市内における炊出施設の状況は、次のとおりである。

[資料編 3-17-3 炊出施設の状況]

6 食料の需給調整

- 市本部長は、必要な食料の品目、数量を地区別、避難所別に迅速に把握できるよう、あらかじめ支給する食料及びその基準数量を定めるとともに、食料の需要に関する情報収集に努める。
- 市本部長は、各関係業者・団体及び県からの食料の供給量を取りまとめの上、需給バランスの均衡を図り、必要とされる食料が間断なく支給されるよう努める。

7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

別記様式 1

食 料 購 入 (配 分) 計 画 表

釜石市全壊流失世帯分

釜 石 市

品 目	世 帯 区 分 単 価	1 人 世 帯 (基準額) 円				2 人 世 帯 (基準額) 円				3 人 世 帯 (基準額) 円				計				備 考
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	
米 穀																		
弁 当																		
パ ン																		
計																		

- (注) 1 本票は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯に分けて作成すること。
2 「品目」欄は、主食、副食物等の順に記入すること。

第 18 節 給水計画

第 1 基本方針

災害時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	1 飲料水の供給 2 県本部長の指示に基づく生活の用に供される水の供給
県本部長	市本部長が行う給水に対する協力、指示

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
水道部	給水班	1 給水班の編成 2 災害の際の全般的給水 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による給水 4 応急給水用資機材の調達

第 3 実施要領

1 給水

(1) 水源の確保

- 市本部長は、災害時において、応急給水が円滑に実施できるよう、水道施設の復旧に努めるとともに、自然水、プール、防火水槽等を利用した水源の確保に努める。

(2) 給水班の編成

- 市本部長は、水道事業所職員を主体として、給水班を編成し、次の業務を行う。

ア 給水業務	イ 飲料水の水質検査	ウ 汚染水の使用禁止・停止・制限
--------	------------	------------------

(3) 応援の要請

- 市本部長は、自らの活動のみによっては、被災者に対する飲料水の確保若しくは供給ができないと認めた場合又は被災地域やその隣接地域に伝染病が発生し、若しくはその疑いのある者が出た場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 給水対象地域	ウ 職種別応援要員数	オ その他参考事項
イ 給水対象人数	エ 給水期間	

- 給水のため、自衛隊の災害派遣を要請する場合の手続は、第 3 章第 11 節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

2 応急給水用資機材の調達

(1) 調達方法

- 市本部長は、あらかじめ、地域内の水道関係業者、団体と応援協定を締結するなど、災害時における応急給水用資機材の確保を図る。
- 市内における水道業者は次のとおりである。

[資料編 3-18-1 水道事業者一覧表]

- 市本部長は、業者等から調達した器具、機材を受領するときは、品名、数量等を確認の上受領し、保管する。

(2) 応援の要請

- 市本部長は、応急給水用資機材を調達することが困難又は不十分であると認める場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健所班長又は生活福祉班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 応急給水用資機材の種別、数量	ウ 運搬先
イ 使用期限	エ その他参考事項

3 給水の方法

(1) 水の消毒及び給水器具の衛生的処理

- 水道水（被災水道施設を除く。）以外の水を供給する場合は、浄水基地を設けてろ過し、かつ、塩素剤により遊離残留塩素濃度が 0.2 mg/l 以上になるよう消毒する。
- 水を搬送して給水するときは、運搬途中において消毒残留効果を測定し、給水時における遊離残留塩素濃度を 0.2 mg/l 以上に確保する。
- 給水用器具は、すべて衛生的処理を完全に行い使用する。

(2) 給水車等が運行可能な地域の給水

- 給水車（給水車に代用できる撒水車、消防車等を含む。）、ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送器具に取水して、被災状況に応じ、地域ごとに給水場所を指定して給水する。

(3) 給水車等の運行不可能な地域における給水

- 浄水基地を設置し、当該浄水基地から直接給水を受けることができる者に対しては、バケツ、ポリエチレン容器等の容器に給水する。
- 浄水基地から直接給水を受けることのできない者に対しては、浄水した飲料水をポリエチレン容器等に収納し、船艇又は軽車両等で搬送し、指定給水場所に給水基地を設けて給水する。

(4) 医療施設等への優先的給水

- 医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。
- 浄水基地及び給水基地の設置は、応急的な水源、被災しない水道施設の位置に配慮しながら、医療施設等への優先的給水が容易に行える場所とする。

4 水道施設被害汚染対策

(1) 市本部長は、災害による給水施設の破損、汚染に備えるため、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

- ア 必要な技術要員を待機させ、必要な資材の整備を図る。
- イ 緊急修理用資材及び消毒剤を確保し、出動体制を整える。
- ウ 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(2) 市本部長は、水道施設が被災し、又は水道水が汚染する等の被害を受けた場合は、次の措置を講じる。

- ア 施設の損壊、漏水等に係る応急復旧を行う。
- イ 水道水が汚染し、飲料水又は生活の用に供される水として使用することが、被災者の健康維持上有害と認めるときは、直ちにその使用禁止の措置をとる。

ただし、生活の用に供される水については、その使用範囲を制限することにより目的を達することができる認めるときは、使用範囲の制限を行う。

- ウ 飲料水の供給ができなくなったときは、直ちに、必要な応急措置を講じる。

(3) 市本部長は、応急措置だけでは、飲料水の供給ができないと認めた場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

ア 水道被害の状況 (施設の破損、水道水の汚染状況)	エ 人員、資材、種類、数量
イ 給水対象地域	オ 応援を要する期間
ウ 給水対象世帯・人員	カ その他参考事項

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

- 災害救助法等を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第19節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 災害により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
県 本 部 長	応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あっせん

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
建 設 部	都市計画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急仮設住宅に係る設計、施工、監理 3 被災宅地の危険度判定 4 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る資材の確保 5 公営住宅等の入居あっせん 6 被災建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

1 応急仮設住宅の供与

(1) 供与対象者

- 応急仮設住宅の供与は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
 - イ 仮住居がなく、又は借家等の借上げができない世帯
 - ウ 自らの資力では住宅を確保することができないと認められる者

(2) 供与対象者の調査、報告

- 市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に次の事項を調査し、県本部長に報告する。
 - ア 被害状況
 - イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
 - ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
 - エ その他住宅の応急対策上の必要事項

(3) 建設場所の選定

- 応急仮設住宅の建設候補地は、つぎのとおりである。
 - ア 市内各都市公園
 - イ 市営グラウンド
 - ウ 学校用地
- 応急仮設住宅の建設場所は、公有地を優先して選定することとし、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。
- 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定する。
- 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討の上、選定する。

- 公共下水道供用地域を優先的に選定する。

(4) 資材の調達

- 市内の製材所保有石数は、次のとおりである。

[資料編3-19-1市内製材所保有石数調]

- 市内の各種建築資材取扱業者は、次のとおりである。

[資料編3-19-2市内建設資材取扱先一覧表]

(5) 応急仮設住宅の建設

- 設置戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、県釜石地方支部福祉班長は、止むを得ない事情により3割を超えて設置する必要があると認めるときは、県本部長に基準以上の建設を申請する。

(6) 応急仮設住宅の入居

- 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任して選定することができる。
- 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。
- 県本部長は、市本部長の協力を得て、応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて、市本部長に委任することができる。

(7) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

2 住宅の応急修理

(1) 供与対象者

- 住宅の応急修理は、次に掲げる者に対して行う。
 - ア 住家が半壊、半焼又は一部流失したため、当面の日常生活を営むことのできない世帯
 - イ 自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 供与対象者の調査、選考

- 市本部長は、住宅の被害確定の日から5日以内に、応急修理の供与対象者について調査選考する。

(3) 応急修理の基準

- 修理戸数は、災害救助法適用市町村単位の被害世帯数の3割以内とする。ただし、市本部長は、被害の規模及び状況により、これを超えて応急修理を必要とするときは、県本部長に基準以上の修理を申請する。

(4) 修理の範囲

- 修理の範囲は、居所、炊事場、便所等当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(5) 修理期間

- 修理期間は、災害発生の日から1ヵ月以内とする。
- 市本部長は、1ヵ月以内に修理することができないと認める場合は、県本部長に対して期間延長の申請をし、県本部長が厚生労働大臣の同意を得たときは期間を延長する。

(6) 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

3 公営住宅等への入居のあっせん

- (1) 県本部長及び市本部長は、公営住宅への入居資格を持つ者に対し、公営住宅等のあっせんを行うとともに、自らが管理する公営住宅への入居について速やかに手続を行う。

また、公営住宅等への入居に係る特例を定めた「被災市街地復興特別措置法」が適用される場合には、他の都道府県等の公営住宅等も含めて入居のあっせんを行う。

- (2) 県本部長及び市本部長は、高齢者、障がい者等の入居を優先する。

- (3) 県本部長及び市本部長は、県営住宅、市営住宅等の入居状況を把握し、相互に情報提供を行う。

4 被災者に対する住宅情報の提供

- 市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等の周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。

5 被災建築物の応急危険度判定

- 市本部長は、地震により被災した建築物による二次的災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 市本部長の措置

- 市本部長は、全国被災建築物応急危険度判定協議会作成「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)に基づき、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

イ 実施本部は、次の業務にあたる。

- ① 被災状況の把握
- ② 判定実施計画の策定
- ③ 県本部長への支援要請
- ④ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- ⑤ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- ⑥ 住民への広報
- ⑦ その他判定資機材の配布

(2) 被災建築物応急危険度判定士の業務

- 被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

6 被災宅地の危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

- 市本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、県本部長に被災宅地の危険度判定の実施を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士の業務

- 被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。

イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

(3) 市本部長の措置

- 市本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

ア 市本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務にあたる。

イ 実施本部は、以下の業務にあたる。

- ① 宅地に係る被害情報の収集
- ② 判定実施計画の作成
- ③ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- ④ 判定結果の調整及び集計並びに市本部長への報告
- ⑤ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
- ⑥ その他の判定資機材の配布

第20節 防疫計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 災害により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県の協力を得て、防疫措置を実施する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	県本部長の指導、指示に基づく被災地域の防疫業務の実施
県 本 部 長	市町村本部長に対する防疫上必要な指示、指導

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
保健福祉部	救護衛生班	防疫全般（防疫資機材の調達、あっせん等含む。）

第3 実施要領

1 防疫の実施体制

(1) 防疫班

- 市本部長は、防疫業務を円滑に実施するため、所属職員による「防疫班」を編成する。1箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
衛生技術者	1 名
事務職員	1 名
作業員	3 名

備考：医師を含めた場合は、「医療班」を兼務して編成できる。

(2) 疫学調査班及び疫学調査協力班

- 県本部長は、県釜石地方支部保健環境班において「疫学調査班」を、市本部長は、「疫学調査協力班」を編成する。

「疫学調査協力班」の1箇班の編成基準は、おおむね、次のとおりとする。

区 分	人 員
看護師又は保師師	1 名
助 手	1 名

備考：「防疫班」を兼務して編成できる。

(3) 感染症予防班

- 市本部長は、県本部長の指示に基づき、災害の規模及び状況に応じ、適当な人数の感染症予防班を編成する。

2 防疫用資機材の調達

- 県本部長及び市本部長は、あらかじめ、関係業者、団体と協力協定を締結するなど、防疫用資機材の確保を図る。
- 市内における防疫薬剤の調達先は、次のとおりである。

[資料編 3-20-1 防疫薬剤調達先]

- 市本部長は、必要な防疫用資機材を調達することができない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班を通じて、県本部長にその調達又はあっせんに要請する。

ア 防疫用資機材の調達数量	ウ 調達希望日時
イ 送付先	エ その他参考事項

3 防疫情報の収集及び広報

- 市本部長は、感染症予防班、地区衛生組織、その他関係機関の協力を得て、感染症又はその疑いのある患者の発見、その他防疫に関する情報の把握に努める。
- 県釜石地方支部保健環境班長及び県本部保健衛生課総括課長は、防疫広報を実施し、又は市本部長に対して、助言、指導を行う。
- 市本部長は、第3章第5節「広報広聴計画」に定める広報媒体に加え、次の方法により防疫広報を実施する。

ア 疫学調査、健康診断、消毒の実施など被災者と接する機会を通じての広報
イ 感染症予防班を通じて被災者個々に行う広報

4 防疫措置の指示等

- 市本部長は、感染症予防上必要があると認める場合は、災害の規模及び状況に応じ、範囲、期間を定めて、県本部長の指示に基づき防疫措置を実施する。
特に、被害が激甚な地域に対しては、県本部又は地方支部保健環境班の協力を得て必要な措置を取る。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条）
イ ねずみ族、昆虫等の駆除（同上第28条）
ウ 生活の用に供される水の供給（同上第31条）
エ 臨時予防接種（予防接種法第6条）

5 実施方法

(1) 疫学調査

- 県本部長は、次の方法により疫学調査を実施する。
 - ア 下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、集団避難所、浸水地域、その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、緊急度に応じ順次実施する。
 - イ 浸水し、滞水している地域にあっては通常週1回以上、集団避難所に感染症の疑いのある患者の発生した兆候が現れた場合はできる限り頻繁に、実施する。

(2) 健康診断

- 県本部長は、疫学調査班により、必要があると認める地域の住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項の規定に基づく健康診断を実施する。

(3) 清潔方法

- 市本部長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び第3章第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」に定めるところにより、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心として、ごみ、し尿の処理等を実施するとともに、被災地及びその周辺地域の住民に清潔方法を実施させる。

(4) 消毒方法

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定に基づき、同法施行規則第21条から第27条の定めるところにより、防疫班による消毒を実施する。
 - ア 実施回数は、原則として1回以上とする。
 - イ 床上浸水地域、床下浸水地域及び必要と認める地域に対しては、被災直後に町内会等を通じて、塩化ベンザルコニウム、硝石灰等を必要に応じて配付し、床、壁の拭浄、手洗設

備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒等を行わせる。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条の規定により、県本部長が定めた地域内において、同法施行規則の規定に定めるところによりねずみ、昆虫等の駆除を実施する。

(6) 生活の用に供される水の供給

- 市本部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 31 条の規定に基づき、第 3 章第 18 節「給水計画」に定めるところにより、生活の用に供される水の供給を行う。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度の被災であっても、井戸水、水道水の衛生的処理について指導する。

(7) 臨時予防接種

- 市本部長は、臨時予防接種を実施し、これができない場合は、県本部長に、その実施を求める。

(8) 患者等に対する措置

- 市本部長は、被災地域に感染症又はその疑いのある患者が発生した場合は、次の措置をとる。

ア 防疫班により、患者輸送車、トラック、舟艇、ヘリコプター等を利用し、速やかに感染症指定病院に収容する。

イ 交通途絶のため、感染症指定病院に収容することができないときは、被災地域以外の場所の感染症指定病院に収容する。

ウ 止むを得ない理由により隔離施設に収容することができない患者等に対しては、自宅隔離し、し尿の衛生処理について厳重に指導し、治療を行う。

(9) 避難所の防疫指導等

- 避難所における防疫指導等は、次の方法により行う。

ア 1 日 1 回以上の疫学調査を行う。

イ 避難所の自治組織を通じて、防疫についての指導の徹底を図る。

ウ 避難所の給食従事者は、健康診断を終了した者をできるだけ専従とする。

エ 飲料水等については、防疫班又は県釜石地方支部保健環境班において水質検査を実施し、消毒措置の指導を行う。

(10) 市が防疫できない場合の措置

- 県本部長は、激甚な被害により、市本部長が行うべき防疫業務を実施できず、あるいは実施しても完全な防疫ができないと認めた次の事項について実施する。

ア 清潔方法及び消毒方法の施行

ウ 生活の用に供される水の供給

イ ねずみ族、昆虫駆除等の実施

エ 患者の輸送措置

第21節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

第2 実施機関（責任者）

1 廃棄物処理

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	廃棄物の処理及び清掃全般
県 本 部 長	市町村本部長の行う廃棄物の処理及び清掃に対する必要な指導、助言及びあっせん

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
市民生活部	環境班	災害時に伴う廃棄物の処理及び災害応急し尿処理

2 障害物除去

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 被災者の日常生活に直接障害となっている障害物の除去 2 緊急輸送の確保、航路の確保及び災害の拡大防止の障害となっている障害物の除去
県 本 部 長	1 市町村本部長が行う障害物の除去に対する応援、協力 2 県が管理する道路、河川、港湾等関係施設に係る障害物の除去
釜石海上保安部	1 航路障害物の除去指導、協力 2 流出した危険物等の回収指導、協力
三陸国道事務所	所管する道路、河川等関係施設に係る障害物の除去

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
産 業 部	水 産 班	1 漁港関係障害物の除去 2 障害物処理班の編成
建 設 部	建 設 班	1 道路関係障害物の除去 2 河川関係障害物の除去 3 住居関係障害物の除去 4 障害物処理班の編成

第3 実施要領

1 廃棄物処理

(1) 処理方法

- 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊等による廃棄物及び一般生活による排出物等の種類（大きさ、可燃性、腐敗性等）及び排出量を把握する。
- 市本部長は、あらかじめ、廃棄物の種類ごとに収集順位、集積場所、収集運搬方法、処理方法、最終処分地等を定める。
- 廃棄物の収集は、次の施設を優先して行う。

医療施設	社会福祉施設	避難所
------	--------	-----

- 市本部長は、関係機関と連携を図り、次により、廃棄物処理を行う。

区 分	処 理 内 容
第1次対策	ア 一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等の生活衛生上、速やかに処理を必要とするごみについて処理を行う。 イ 廃棄物処理施設等での大量処分が困難である場合においては、臨時ごみ集積所を確保の上、ごみ収集が可能になった時点から収集する。
第2次対策	臨時ごみ集積所に搬入されたごみについては、第1次対策が終了後、廃棄物処理施設等へ搬入する。
第3次対策	ア 倒壊建築物等の解体工事及びこれに伴う廃棄物の運搬は、原則として当該建築物の所有者が行う。 イ 搬入された倒壊家屋等の廃棄物については、第2次対策終了後、関係機関の協力を得て、速やかに処理を行う。 ウ これらの廃棄物のうち建設廃材等については、路盤材等に再利用するよう努める。

- 事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物について、自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者若しくは特別管理産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
- 事業者は、自己処理又は委託処理が困難なときは、市本部長に報告し、処理方法について指示を受ける。

(2) 廃棄物収集運搬用資機材の確保

- 市本部長は、あらかじめ、地域内の廃棄物処理業者と応援協定を締結するなど、ごみ収集車、大型ダンプ車、大型ブルドーザー、トラクタショベル、バックホー等の廃棄物収集運搬用資機材の確保を図る。
- 市本部長は、廃棄物処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、廃棄物処理ができない場合においては、近隣市町村の廃棄物処理施設にその処理を依頼する。
- 市本部長は、必要な廃棄物収集運搬用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に、応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
廃棄物収集運搬用資機材の調達、あつせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
廃棄物収集運搬要員のあつせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

(3) 臨時ごみ集積所の確保

- 市本部長は、廃棄物処理施設等への搬入が困難な廃棄物を一時的に集積するため、衛生環境に支障のない公有地等を利用して、臨時ごみ集積所を確保するものとし、あらかじめ、所有者、管理者等と調整する。

(4) 臨時ごみ集積所等の衛生保持

- 市本部長は、必要に応じて薬剤散布などの消毒を実施し、廃棄物の臨時ごみ集積所及び廃棄物処理施設等の清潔保持に努める。
- 消毒方法については、第3章第20節「防疫計画」に定めるところによるものとし、防疫班と連携して行う。

(5) 住民等への協力要請

- 市本部長は、必要と認めるときは、被災住民、自主防災組織等の住民団体及びボランティア組織に対して、廃棄物の運搬等について協力を求める。

2 し尿処理

(1) 処理方法

- 市本部長は、被災地域における建築物の倒壊及びライフラインの損壊により、トイレの使用が困難であり、これを放置することにより環境衛生上著しく支障を生じるおそれがある世帯数等を把握する。
- 市本部長は、あらかじめ、し尿及び浄化槽汚泥について、処理順位、収集運搬方法、処理方法、処分地等を定める。
- し尿処理は、次の施設を優先して行う。また、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、早急にし尿処理を行う。

ア 医療施設	イ 社会福祉施設	ウ 避難所
--------	----------	-------

- 市本部長は、被災地域における環境衛生の確保を図るため、関係機関との連携を図り、次により、し尿処理を行う。

区 分	し 尿 処 理 の 方 法
医 療 施 設 福 祉 施 設 避 難 所	ア 施設内のトイレが使用不可能の場合は、仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿収集を行う。
地 区	ア 住宅での生活確保と地域の衛生環境を維持するため、公園等に臨時貯留場所又は共同の仮設トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿収集を行う。
一 般 家 庭	ア 水道給水管の損壊等により水洗トイレの使用が不可能になった場合は、溜置きした風呂おけ等の水を利用する。 イ 地区内に設置された仮設トイレを利用する。 ウ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 エ バキュームカーにより、し尿収集を行う。
事 業 所	ア 仮設トイレ又は簡易トイレを設置する。 イ 便槽等に薬剤散布し、消毒を行う。 ウ バキュームカーにより、し尿収集を行う。

- 市内のし尿処理業者は、次のとおりである。

[資料編3-21-1し尿処理事業者一覧表]

(2) し尿処理用資機材の確保

- 市本部長は、あらかじめ、地域内のし尿処理業者、リース業者等と応援協定を締結するなど、仮設トイレ、簡易トイレ、バキュームカー等のし尿処理用資機材の確保を図る。
- 市本部長は、し尿処理施設が被災し、又は処理能力を上回ったこと等により、し尿処理ができない場合においては、近隣市町村のし尿処理施設にその処理を依頼する。
- 市本部長は、必要なし尿処理用資機材を調達できない場合は、次の事項を明示し、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に応援を要請する。

区 分	明 示 事 項
し尿処理用資機材の調達及びあっせん要請	資機材の種類、数量、送付先、調達希望日時、その他参考事項
し尿処理要員のあっせん要請	人員、期間、場所、その他参考事項

3 死亡獣畜等の処理

- 家畜、家さん、その他小動物の死体処理については、廃棄物処理施設で焼却又は土中に処理するものとする。

4 障害物除去

(1) 処理方法

- 市本部長及び道路、河川、港湾、漁港等の管理者（以下、本節中「道路等の管理者」という。）は、所属職員等による「障害物除去班」を編成し、所属の障害物除去用資機材を活用して障害物を除去する。
- 障害物の除去は、次の障害物を優先して除去する。
 - ア 災害応急対策の実施の障害となっている緊急輸送道路及び輸送拠点施設等にある障害物
 - イ 被災地住民の日常生活の直接の障害となっている障害物
 - ウ 放置することにより災害を拡大するおそれのある障害物
- 市本部長及び道路等の管理者は、次により障害物を処理する。
 - ア 住居関係障害物の除去
 - 市本部長は、「障害物除去対象者名簿」を作成し、障害物を除去する。
 - 災害救助法が適用された場合における障害物の除去に係る対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。
なお、災害救助法が適用されない場合においても、災害対策基本法第62条の規定に基づき、災害救助法の適用時に準じて、障害物の除去を行う。
 - イ 道路関係障害物の除去
 - 市本部長及び道路管理者は、その所管する道路上の障害物の状況をパトロール等により把握し、相互に連絡を行い、協力して障害物を除去する。
 - 市本部長及び道路管理者は、道路上の障害物の状況を、第3章第4節「情報の収集、伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。
 - 県本部長は、市本部長又は道路管理者からの報告に基づき、除去計画を定め、必要に応じて調整を行うとともに、所管する道路上の障害物を除去する。
 - ウ 河川関係障害物の除去
 - 河川管理者は、河川の機能を確保するため、関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。
 - エ 港湾関係障害物の除去
 - 港湾管理者は、港湾荷役等の障害となるものを優先して除去する。
なお、早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付し、釜石海上保安部に連絡し、告示等の周知方法をとる。
 - 釜石海上保安部長は、船舶航行の障害となるものを除去し、除去した障害物は集積所に曳航する。
 - 除去した障害物の集積場所は、原木等の木材については、最寄りの貯木場に集積し、その他の漂流障害物については、その都度定める集積所に集積する。
 - 市本部長等は、集積した漂流障害物について、陸上障害物と同様に処分する。
 - オ 漁港関係障害物の除去
 - 市本部長及び漁港管理者は、その所管する漁港の障害物の状況を把握の上、関係漁業協同組合等と連携を図り、協力して障害物を除去する。

(2) 障害物除去用資機材の確保

- 県本部長、市本部長及び道路等の管理者は、自ら保有する障害物除去用資機材について適正に配置、保管するとともに、あらかじめ、関係業者・団体と応援協定を締結するなど、障害物除去用資機材の確保を図る。

(3) 応援の要請

○ 障害物の除去ができない場合は、次の事項を明示して、応援を要請する。

ア 市本部長

近隣市町村長、あるいは、県釜石地方支部福祉班長又は土木班長を通じて県本部長に要請する。

イ 道路等の管理者

道路等の管理者相互あるいは、市本部長又は県本部長に要請する。

ア 障害物除去に必要な職種及び人員	エ 障害物除去地域、区間
イ 障害物除去用資機材の種類・数量	オ その他参考事項
ウ 応援を要する期間	

(4) 障害物の臨時集積場所の確保

○ 県本部長、市本部長及び道路等の管理者は、あらかじめ、除去した障害物を集積する場所を選定する。

○ 臨時集積場所は、おおむね、次の事項に配慮して、選定する。

ア 障害物の搬入に便利で地域住民の衛生及び日常生活に影響の少ない公有地を選定する。

イ 公有地を選定できないときは、アに準じて私有地を選定し、あらかじめ所有者との調整を行う。

○ 市本部長は、災害発生後、臨時集積場所を確保できないときは、災害対策基本法第64条第1項及び同法施行令第24条の規定により、他人の土地を、一時使用する。

(5) 除去後の障害物の処理

○ 市本部長等は、土砂・がれきについては、汚水の浸透した土砂等の消毒を行い、次の場所に埋設又は投棄する。

ア 臨時集積場所

イ 住民の日常生活又は農林水産業その他の生産活動に支障がない場所

ウ 埋立予定地

○ 市本部長等は、所有者が所有権を放棄し、又は所有者不明の竹木、家具、家財等で、リサイクル等ができないと認められるものについては、集積場所等で焼却処理を行う。

○ 加工、修理を加えることにより、使用可能な工作物又は物件を除去した場合には、次の措置を講ずる。

措置者	措置内容
市本部長	災害対策基本法第64条第2項から第6項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、保管その他の措置を講ずる。
警察官 海上保安官	災害対策基本法第64条第8項、第9項及び同施行令第25条から27条の定めるところにより、除去した工作物又は物件の設置されていた地域を管轄する警察署長等に差し出し、警察署長等は、保管その他の措置を講ずる。

5 災害救助法を適用した場合の障害物の除去

○ 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第22節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第1 基本方針

各実施機関相互の協力のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 行方不明者の捜索及び遺体の収容 2 遺体収容所の確保及び遺体の処理 3 身元不明の遺体の一時安置 4 遺体の埋葬
消 防 本 部	捜索班の編成
県 本 部 長	1 行方不明者の捜索、遺体の検視 2 災害救助法適用時における遺体の捜索、処理、埋葬の最終処理
釜石海上保安部	海上における行方不明者の捜索、遺体の検視
(社)釜石医師会 釜石歯科医師会	遺体の検視、身元確認及び処理に関する協力

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	災害時における行方不明者、遺体の捜索に係る消防本部との連絡調整
市民生活部	市民生活・交通班	埋葬及び火葬の手続き
保健福祉部	救護衛生班	1 遺体の処理 2 遺体の検案及び検視

第3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索の手配

○ 市本部長は、災害により行方不明者が発生した場合は、次の事項を明らかにして、県釜石地方支部警察署班長又は釜石海上保安部長に捜索の手配を行うとともに、手配した内容等を県釜石地方支部総務班長を通じて、県本部長に報告する。

ア 行方不明者の住所、氏名、年齢、身体的特徴、着衣、携帯品等

イ 上記の事項が明らかでないときは、行方不明者が発生した地域及び行方不明者数

(2) 捜索の実施

○ 市本部長は、多数の行方不明者が発生した場合においては、所属職員、消防団員等により捜索班を編成し、行方不明者の捜索及び遺体の収容を行う。

○ 市本部長は、必要に応じて自主防災組織等の住民組織及びボランティア団体に対して、捜索班への協力を要請する。

○ 市本部長は、必要に応じて、県釜石地方支部警察署班長及び釜石海上保安部長に対して、巡視船、航空機等による広域的な捜索の実施を要請する。

○ 捜索班員及び警察官は、行方不明者又は遺体を発見した場合は、次の措置をとる。

ア 発見時において生存している場合は、医療班と協力して、直ちに応急医療を行い、医療機関に搬送する。

イ 遺体を発見し、その状態について、犯罪に関する疑いがある場合においては、速やかに

警察官又は海上保安官に通報するとともに、遺体及び遺体の発見場所を保存する。

ウ 遺体を発見し、又は住民から発見の通報を受けたときは、警察官、海上保安官又は遺体処理班に通知し、その後の処理について連絡する。

(3) 検視の実施

- 警察官及び海上保安官は、遺体を発見し、又は住民から遺体発見の通報を受けた場合は、原則として現地において検視を行うものとし、あらかじめ、検視に要する資機材を整備する。
- 警察官及び海上保安官は、多数の遺体が収容され、現地での検視が困難である場合は、市本部長に通知の上、遺体収容所に搬送し、検視を行う。

2 遺体の収容

- 遺体の収容は、捜索班等が行う。ただし、家族等が収容しようとするときは、次の措置が終わった後に収容させる。

ア 異常遺体に関する検視	イ 医師の検案	ウ 遺体請書の徴収
--------------	---------	-----------

- 市本部長は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、遺体収容所を設置する。
- 遺体収容所を設置するときは、次の事項に留意の上、施設の管理者の合意を得て、可能な限り施設の確保を図る。
 - ア 病院、診療所、寺院、教会、その他遺体の状態を公衆の面前にさらさない場所を選定する。
 - イ 遺体の洗浄、縫合等の遺体の処理作業に便利なところを選定する。
 - ウ 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行える場所を選定する。
- 市内地域における遺体収容所はつぎのとおりである。

地 区	場 所	備 考
釜 石	石応禅寺、宝樹寺、仙寿院	その他必要に応じて、小・中学校、病院等の医療施設に収容する。
甲 子	正福寺、日高寺	
鵜 住 居	常楽寺、本行寺	
栗 橋	林宗寺	
唐 丹	盛巖寺	

3 遺体の処理

- 市本部長は、災害によって多数の死者が発生した場合においては、医師、看護師等により遺体処理班を編成し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置をとる。
- 遺体処理用資機材は、従事する医療機関関係者（医療機関）の手持品をもって繰替使用するものとし、手持品がなく、又は不足したときは、市本部等において調達する。
- 市本部長は、遺体処理用資機材の調達ができない場合は、県釜石地方支部保健環境班長を通じて県本部長に調達又はあっせんを要請する。

4 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索、処理及び埋葬

- 災害救助法が適用された場合における対象、費用の限度額、期間等は、第3章第13節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第 23 節 応急対策要員確保計画

第 1 基本方針

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
県 本 部 長	1 要員の確保 2 防災関係機関相互の要員の調整
各 防 災 機 関	要員の確保

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
総 務 部	総 務 班	1 災害対策基本法第 65 条第 1 項に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保 2 災害現地における防災関係機関相互の要員の調整
建 設 部	建 設 班	要員の確保及びあっせん
保健福祉部	救護衛生班	災害救助法に基づく従事命令又は協力命令による要員の確保

第 3 実施要領

1 要員の確保

- 災害応急対策の要員の確保は、次の場合に行う。
 - ア 市職員、他の機関からの応援職員、自主防災組織等の住民組織及びボランティア等によっても要員に不足を生じるとき
 - イ 他の機関からの応援職員等による支援を待つ余裕がないとき
- 当市地域における要員の確保可能数は、次のとおりである。

[資料編 3-23-1 応急対策要員確保可能業者一覧表]

2 確保の方法

- 防災機関は、次の事項を明示して、釜石公共職業安定所長に要員の確保を申し込む。

ア 目的	ウ 必要技能及びその人員	オ 就労場所
イ 作業内容	エ 期間	カ その他参考事項

- 市本部各部においても、上記事項を明示して、建設部建設班に要員の確保を申し込む。
- 要員に対する賃金は、法令その他特別の定めがある場合を除き、就労地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

3 要員の従事命令等

(1) 従事命令の執行者及び種類

- 従事命令及び協力命令は、災害対策基本法等に基づき、要員が確保ができない場合において、災害応急対策を実施するために、特に必要であると認めるときに行う。

執行者	対象作業	命令区分	根拠法令
県本部長	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業 以外の作業)	従事命令	災害対策基本法第71条
		協力命令	
	災害応急対策作業 (災害救助法適用作業)	従事命令	災害救助法第24条
		協力命令	災害救助法第25条
市本部長	災害応急対策作業 全 般	従事命令	災害対策基本法第65条第1項
警察官			災害対策基本法第65条第2項 警察官職務執行法第4条
海上保安官			災害対策基本法第65条第2項
消防職員又は 消防団員	消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項
救急隊員		協力命令	消防法第35条の7
水防管理者	水 防 作 業	従事命令	水防法第24条
水防団長又は 消防機関の長			

(2) 命令の対象

作業区分	対 象 者
災害応急対策作業 (災害救助法及び災害対策 基本法による県本部長の 従事命令)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 自動車運送業者及びその従業者 8 船舶運送業者及びその従事者 9 港湾運送業者及びその従事者
災害救助作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策作業 (災害対策基本法による 市町村長、警察官又は 海上保安官の従事命令)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
消 防 作 業	火災の現場付近にある者
水 防 作 業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者、災害により生じた事故の現場付近にある者
災害応急対策作業 (警察官職務執行法によ る警察官の従事命令)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(3) 公用令書の交付

交 付 者	命令区分	交 付 事 由	根 拠 法 令
市 本 部 長 県 本 部 長 指 定 (地 方) 行 政 機 関 の 長	従事命令	ア 命令を発するとき。 イ 発した命令を変更す るとき。 ウ 発した命令を取消す とき。	災害対策基本法第 81 条 災害救助法第 24 条第 4 項におい て準用する同法第 23 条の 2 第 2 項

(4) 損害補償

- 従事命令又は協力命令（災害対策基本法によるものを除く。）による従事者が、その作業により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は障害の状態となった場合においては、法令の定めるところにより損害を賠償する。

(5) その他

- 公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市本部長等に届け出る。
 - ア 負傷又は疾病による場合は、医師の診断書
 - イ 負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額、期間等については、第 3 章第 13 節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第24節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 災害により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市本部長	市立学校における応急教育の実施
県本部長	県立学校における応急教育の実施

[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
文教対策部	総務学事班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校及び幼稚園施設の応急対策の実施 2 教育災害対策予算の確保 3 学校及び幼稚園教職員の非常配置 4 被災児童・生徒に対する学用品等の給与及び応急教育の実施
	生涯学習スポーツ班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の応急対策の実施 2 文化施設及び文化財に対する応急対策の実施 3 体育施設の応急対策の実施

第3 実施要領

1 学校教育施設の確保

(1) 応急教育予定場所の設定

- 学校が被害を受けた場合においては、その状況に応じて、次により応急教育の場所を確保する。

被害の状況	応急教育予定場所
校舎等の被害が軽微な場合	当該施設の応急処置を行い使用する。
被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別教室、屋内体育施設等を使用する。 2 一斉に授業ができない場合は、二部授業を行い、又は地域の公共施設を使用して、分散授業を実施する。
校舎等が被災により全面的に使用困難な場合	公民館等の公共施設を利用する。
特定地域内の教育施設の確保が困難な場合	住民が避難した先の最寄りの学校、り災しない公民館等の公共施設を利用する。

(2) 他の施設を使用する場合の手続

- 学校が被災し、授業を行うことが困難又は不可能であり、隣接学校、その他公共施設を利用して授業を行う場合は、次の手続きにより当該施設管理者の協力を得る。

被害の状況	応急教育予定場所
市内の施設を利用する場合 釜石教育事務所班管内の他施設を利用する場合	当該施設管理者と協議を行う。 市本部長は、釜石教育事務所班長に対して、施設のあっせんを要請する。
他の教育事務所班管内の施設を利用する場合	市本部長は、釜石教育事務所班長を通じて県本部長に対し、施設のあっせんを要請する。

2 教職員の確保

(1) 災害により、教職員に欠員が生じた場合において、学校内で調整できないときは、次により教職員を確保する。

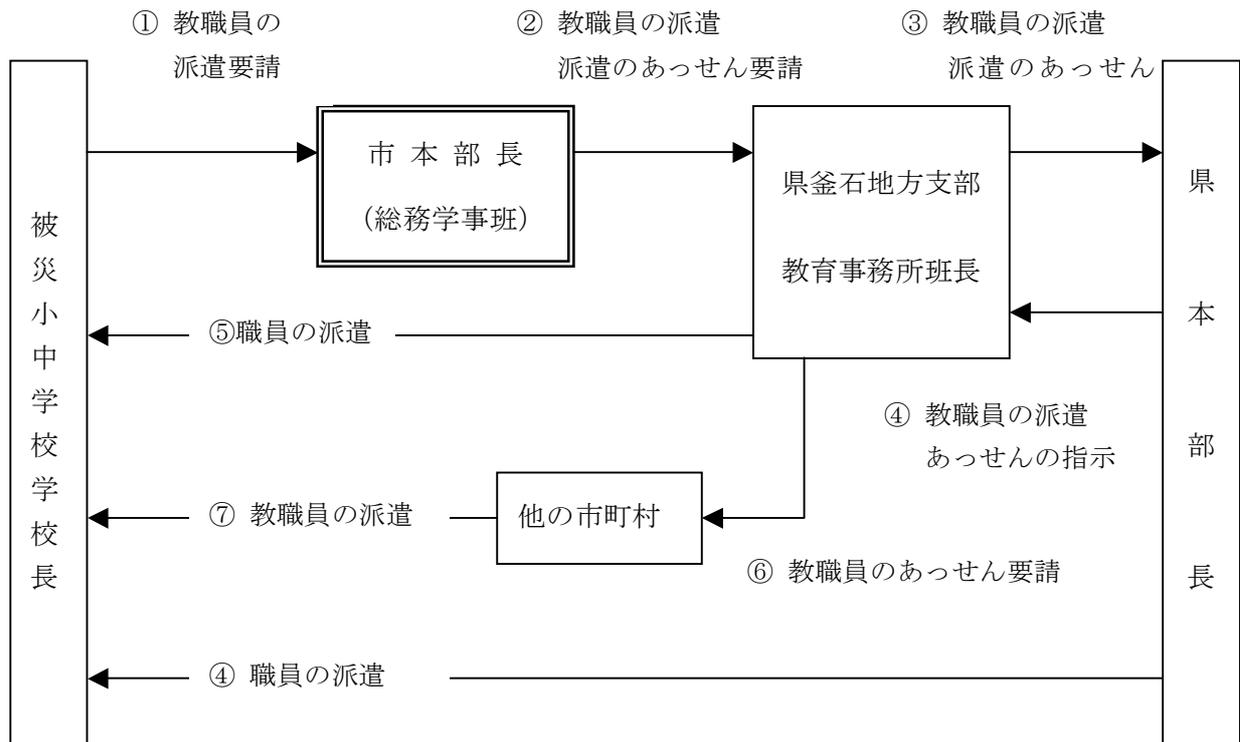
ア 欠員が少数な場合は、とりあえず学校内において操作し、授業に支障のないようにする。

イ 学校内で解決できないときは、学校長は、市本部長に教職員の派遣を要請する。

ウ 市本部長は、釜石教育事務所班長を通じて、県本部長に教職員の派遣又は派遣のあっせんを要請する。

エ 市本部長は、上記によっても教職員を確保できない場合においては、県本部長と協議の上、教職員を臨時に採用して、必要な教職員の確保を図る。

被災小中学校に対する教職員の派遣及びあっせんの流れ



(2) 要請の手続

教職員の派遣要請は、次の事項を明示して行う。

ア 派遣を求める学校名	エ 派遣要請予定期間
イ 授業予定場所	オ その他必要な事項
ウ 教科別（中学校・高校）派遣要請人員	

3 応急教育の留意事項

- (1) 災害に伴う被害の程度によって授業が不可能なときは休校とする。ただし、正規の授業は困難であっても速やかに応急授業の実施に努める。

応急教育の実施は、次の事項に留意して行う。

- ア 児童、生徒の精神の安定と保健・安全に努める。
- イ 教科書、学用品等の損失状況を把握し、児童、生徒の学習に支障のないよう配慮する。
- ウ 教育の場が公民館等学校施設以外のときは、教育方法に留意する。
- エ 災害に伴う交通機関の状況又は他の施設利用による通学関係等を考慮する。
- オ 学校が避難所に利用される場合は、収容者に対して学校経営の支障とならないよう指導する。
- カ 授業が不可能となる事態が予想されるときは、家庭学習の方法を講じる。
- キ 授業が長期にわたり行うことができないときは、学校と児童、生徒との連絡網の整備を図り、指示伝達事項の徹底を図る。

4 学用品等の給与

- (1) 市本部長は、被災児童、生徒に対して、学用品等を給与する。
- (2) 市本部長は、学用品等の給与が困難である場合、県釜石地方支部教育事務所班長を通じて、県本部長に対して、学用品等の調達又はあっせんを要請する。
なお、調達又はあっせんされた学用品等の輸送は、業者と市本部間の通常の方法による。
- (3) 学用品の給与については、別記様式1及び様式2により調査を実施する。
- (4) 教科書及び文房具の調達及び配給は市文教対策部が行う。
- (5) 市文教対策部長は、市本部長から学用品支給基準（1人当たり）の通知を受けたときは各児童、生徒別に別記様式3により割当する。
- (6) 市文教対策部長は、受領書と引換えに学用品を一括学校に交付し、学校長は各児童、生徒別に支給する。

ア 災害救助法が適用された場合

- 災害救助法を適用した場合における対象、費用の限度額及び期間等は、第3章第13節「災害救助法適用計画」に定めるところによる。

イ 災害救助法が適用されない場合

- 市文教対策部において、学用品等の調達又はあっせんをする。

5 授業料等の減免、育英資金の貸与

- (1) 市本部長は必要に応じて、被災した児童、生徒に対する学校納付金等の減免を行う。
- (2) 被災生徒が授業料の減免、育英資金及び奨学金の措置申請を行う場合の手続は、平常時の取扱いに準ずるが、申請に当たっては、り災証明書を添付する。

6 学校給食の応急対策

(1) 給食の実施

市本部長は次の事項に留意して、応急給食を実施する。

- ア 給食施設、原材料等が被害を受け、平常の給食ができない場合においても、パン、ミルク等の給食を実施するように努める。
- イ 市本部長は、原材料又はパン、ミルク等の補給が困難な場合は、県本部長に連絡し、その指示を受け、物資の調達を図り実施する。
- ウ 学校が避難所として使用され、給食施設が避難者用炊出し施設に利用されている場合においては、学校給食と被災者炊出しとの調整を図る。

(2) 被害物資対策

- 市本部長は、災害により被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部長から指示があるまでの間、これらを保管する。

7 学校保健安全対策

- 市本部長は、次の事項に留意して、災害時における児童、生徒の保健及び安全の確保を図る。
 - ア 欠席児童、生徒の家庭訪問等を行うことにより、事故、疾病の状況を把握する。
 - イ 学校内において、特に感染症又は中毒が発生した場合においては、校医又は県釜石地方支部保健環境班長に連絡し、その判断に基づき給食の停止、休校等の処置をとるとともに、この旨を県本部長に報告する。
 - ウ 通学道路等の被害状況に応じ、登下校の安全の確保に努める。
 - エ 各学校で実施している避難訓練及び交通安全教室等の指導事項を遵守するよう指導し、事故の未然防止に努める。

8 その他文教関係の対策

(1) 社会教育施設、文化施設及び体育施設の対策

- 市本部長は、社会教育施設、文化施設及び体育施設について、被害状況の把握に努めるとともに必要な対策を講ずる。

(2) 文化財の対策

- 市本部長は、文化財保護審議会委員の意見等を参考として、その価値を可能な限り維持するよう、所有者及び管理団体等に対して、次の事項を指示し、指導する。
 - ア 文化財の避難
 - イ 文化財の補修、修理
 - ウ 二次災害からの保護措置の実施

9 被災児童、生徒の受入れ

- 市本部長は、被災地の市町村又は都道府県の長から要請があった場合は、可能な限り、被災児童、生徒の受入れを行う。

(様式1)

学用品割当台帳

り災区分							
番号	学年	児童生徒名	親権者氏名	割当物資名			

(注) り災区分は全失（全壊、全焼、流失）と半失（半壊、半焼、床上浸水）の区分をして作成する。

(様式2)

児童、生徒被害調査表

学年	組	児童生徒氏名	世帯主氏名	児童、生徒の死傷程度				児童、生徒の家の被害種別				流出			備考	
				死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	流出	半壊	床上浸水	教科書	学用品	被服		

(様式3)

学用品等購入（配給）計画表

学年組	児童、生徒名	教科書（学用品）名				備考

第25節 農畜産物応急対策計画

第1 基本方針

- 1 被災地域における病害虫の発生及びまん延を予防し、農作物の被害の防止を図る。
- 2 家畜の被害を最小限に食い止めることができるよう、適切な処置及び指導を行う。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 被災地域における病害虫防除実施 2 家畜、家きん、草地、飼料畑及び畜産施設に係る被害に対する応急措置
県 本 部 長	1 病害虫防除に関する必要な指示指導 2 家畜伝染病緊急予防措置、防疫措置その他の応急措置 3 家畜診療 4 飼料及び集乳搬送体制の確保 5 市が行う畜産応急対策措置に対する指導 6 市からの畜産応援要請に応じた対策措置

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
産 業 部	農 林 班	1 病害虫防除の実施 2 畜産対策全般

第3 実施要領

1 防除対策

(1) 防除の実施

- 市本部長は、次の事項を定め、防除措置を講ずる。

ア 防除時期
イ 防除資機材（航空機、防除器具、農薬、その他）の種類及び数量
ウ 防除体制（人員、車両等の動員、配置）

- 市本部長は、必要に応じ、地方支部農林班長を通じて県本部長に応援を要請するとともに、防除に関する必要な指示、指導を受けながら、防疫上必要な措置を講ずる。
- 市本部長は、業務を円滑に実施するために、次の班を編成する。

班 名	担 当 業 務
調 査 班	巡回調査を行い、病害虫の種類、発生区域、発生状況、まん延状況、防除状況等の把握に努める。
指 導 班	防除組合等の活動促進、防除技術等、防除全般について積極的に指導、普及を行い、病害虫の発生による被害防止に努める。

(2) 防除資機材の調達

- 市本部長は、必要な資機材、人員、車両等の確保、調達を行う。
- 市本部長は、防除資機材の調達が困難な場合は、次の事項を明示し、地方支部農林班長を通じて、県本部長にその調達又はあっせんを要請する。

ア 資機材の種類別数量	ウ 調達希望日時（期間）
イ 送付先	エ その他参考事項

2 畜産対策

(1) 畜産対策への協力

- 市は、家畜診療班及び家畜防疫班の編成など、地方支部農林班が行う畜産対策の実施に協力する。

(2) 家畜の診療

- 災害時における家畜の診療は、市本部長が実施するが、それが困難な場合は、地方支部農林班長に応援を要請する。

(3) 家畜の防疫

- 災害時における家畜の防疫は、家畜伝染病予防法及び家畜防疫対策要綱（平成 11 年 4 月 12 日付け「11 畜 A 第 467 号農林水産省畜産局長通達」）の関係規定により実施する。

(4) 家畜の避難

- 水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときの家畜の避難は、次の方法により行う。
 - ア 市本部長は、避難場所等の指導に関し、地方支部農林班長と連絡を密にする。
 - イ 市本部長は、地方支部農林班長から連絡を受け、又は家畜を避難させる必要を認めたとときは、家畜飼育者等に家畜を避難させるよう指導する。

(5) 飼料等の確保

- 避難家畜に対する飼料、藁等が現地において調達できないときは、次の方法により確保する。
 - ア 市本部長は、地方支部農林班長に確保のためのあっせんを要請する。
 - イ 飼料等の確保の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要請する飼料の種類及び数量② 納品又は引継ぎの場所及び時期③ その他の必要事項 |
|---|

(6) 青刈飼料等の対策

- 市本部長は、風水害により飼料作物、牧草等が被害を受けた場合は、次の応急措置を実施する。
 - ア 全滅又は回復の見込みがない場合は、速やかに再播措置について指導する。
 - イ 一部の被害で回復の見込みのあるものは、即効性の液肥を使用し、成育の促進をするよう指導する。
 - ウ 災害発生時において、飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができない場合は、地方支部農林班長を通じて、県本部長に確保のためのあっせんを要請する。

(7) 牛乳の集乳対策

- 市本部長は、酪農家が生産した牛乳が、災害に伴う交通途絶等により、集乳運搬ができない場合は、地方支部農林班長に対し、集乳運搬について協力を要請する。

第 26 節 公共土木施設応急対策計画

第 1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

公共土木施設に係る被害状況の把握、応急措置及び応急復旧の実施機関（責任者）は、次のとおりとする。

1 道路施設

実施機関	担当区分
三陸国道事務所	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管の道路施設（国道 45 号及び 283 号）
県	一般国道のうち、国土交通省東北地方整備局関係事務所所管以外の道路施設及び県道の道路施設
市	市道の道路施設

2 河川管理施設

県	二級河川の河川管理施設
市	準用河川及び普通河川の河川管理施設

3 海岸保全施設

釜石港湾事務所	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所所管の海岸保全施設
県	県管理の海岸保全施設
市	市管理の海岸保全施設

4 砂防等施設

県	砂防指定地、地すべり防止危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域
---	------------------------------

5 港湾施設、漁港施設

釜石港湾事務所	国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所所管の港湾施設
県	県管理の港湾施設又は漁港施設
市	市管理の漁港施設
釜石海上保安部	航路、泊地

〔市本部の担当〕

区分	部	班	担当業務
1 道路施設	建設部	建設班	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施
2 河川管理施設			
3 海岸保全施設	産業部	農林班	
		水産班	
	建設部	建設班	
4 砂防等施設	建設部	建設班	
5 港湾・漁港施設	産業部	水産班	

第 3 実施要領

1 共通事項

- (1) 被害状況の把握及び連絡

- 実施機関は、被害の発生状況を把握し、県本部、市本部及び防災関係機関に連絡するとともに、その後の応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

(2) 二次災害の防止対策

- 実施機関は、クラック発生箇所の調査等を行い、二次災害の防止のための応急復旧を実施する。

(3) 要員及び資機材の確保

- 実施機関は、必要な要員及び資機材を確保するため、相互に融通、調達、あっせん等の手段を講ずるとともに、あらかじめ、災害時における応援協定の締結等、関係業者、団体等の協力を得られる体制を整備する。

- 実施機関相互又は関係業者等に対する応援協力要請は、次の事項を明示して行う。

① 資機材の種類及び数量	③ 場所	⑤ 作業内容
② 職種別人員	④ 期間	⑥ その他参考事項

(4) 関係機関との連携強化

- 実施機関は、応急復旧の実施に当たっては、広域的な応援体制をとるよう努める。
- 障害物の除去等に係る応急復旧に当たっては、警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て実施する。

2 道路施設

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、調整の上、災害の態様と緊急度に応じて、緊急輸送道路を重点的に応急復旧を実施する。

(1) 豪雪・積雪時の道路の確保

ア 除雪作業の実施基準

除雪車の出動を要請する基準は次のとおりである。

積雪 10 cm以上

イ 重要除雪路線区分及び除雪コース

除雪の目的を達成するためブルドーザー、グレーダー、ショベル等の機械力を活用するとともに釜石警察署、釜石地方振興局土木部、その他関係機関の協力を得て、次により道路の除雪を行う。

地区別	場所（主要路線）
A ブロック	市営釜石ビル ～ 青葉通り
B "	青葉通り ～ 釜石駅
C "	魚市場前 ～ 市営釜石ビル
D "	松原、嬉石、平田地区
E "	中妻地区
F "	甲子、唐丹、鶴住居、栗橋地区

ウ 除雪の方法

- 除雪した雪は、原則として道路脇に推積し、後日運搬する。
- 推積した雪は、公共ふ頭海岸部及び大渡橋上流付近に投棄する。

エ 各路線の除雪配置

- 各路線の除雪配置は、(社)岩手県建設業協会釜石支部等との応援協定に基づく協議により定めるものとする。

3 港湾施設、漁港施設

(1) 船舶に対する危険通報

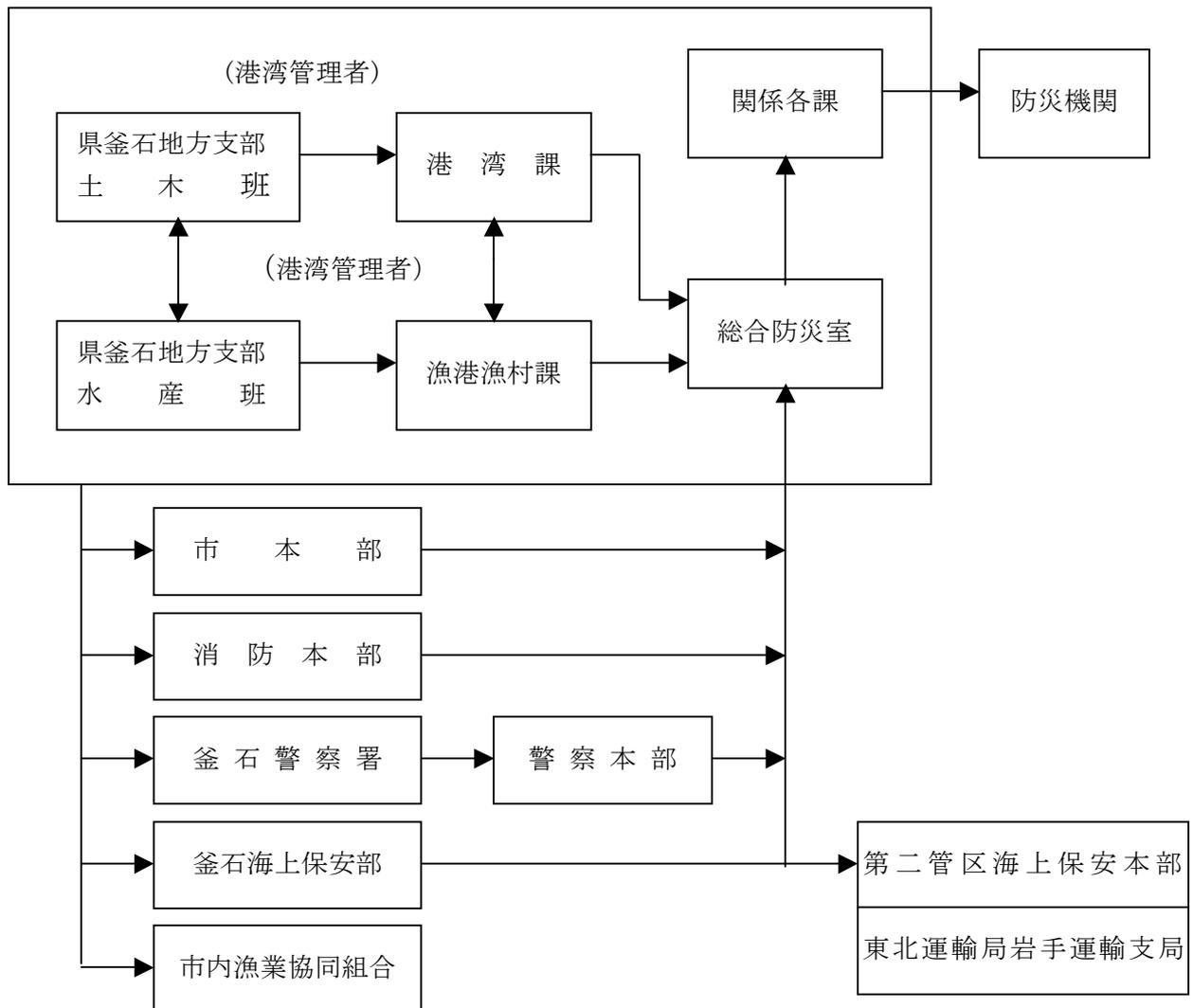
- 実施機関は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行

が危険と認められる場合は、県本部、市本部及び防災関係機関に連絡する。

(2) 防災措置の共同実施等

- 港湾管理者及び漁港管理者は養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶管理責任者に対し、釜石海上保安部長は在港船舶管理責任者に対し、防災措置に関する必要な指導を行う。
- 市本部長は、他の実施機関が行う防災措置に対し、協力を行うこととし、必要に応じて、漁業団体、港湾荷役業者、船舶所有者等の協力を求める。

港湾施設、漁港施設に係る連絡系統



(3) 養殖筏繫留者等の措置

- 養殖筏繫留者、木材集積業者及び在港船舶の管理者は、台風、高潮、津波、強風等による被害拡大を防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 海上輸送路の確保

- 実施機関は、関係機関と速やかに協議、連絡の上、災害対策用埠頭を決定し、重点的に応急復旧を実施する。
- 実施機関は、緊急物資、派遣要員等の海上からの輸送路を確保するため、航路、泊地等における沈船、漂流物等の障害物を除去する。

第 27 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフラインの確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

1 上下水道施設

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 所管する上下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した上下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
建 設 部	下 水 道 班	1 下水道施設に係る被災状況の把握 2 被災した下水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施
水 道 部	給 水 班	1 給水対策本部の設置 2 上水道施設に係る被災状況の把握 3 被災した上水道施設に係る応急措置及び応急復旧の実施

2 その他のライフライン施設

実施機関	担 当 業 務
東 北 電 力 (株)	1 所管する施設に係る被災状況の把握 2 被災した施設に係る応急措置及び応急復旧の実施 3 被災地域、需要家等に対する広報の実施
釜 石 営 業 所	
釜 石 瓦 斯 (株)	
東 日 本 電 信 電 話 (株)	3 被災地域、需要家等に対する広報の実施
岩 手 支 店	

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
総 務 部	情 報 対 策 班	各施設の被災状況の情報収集

第 3 実施要領

1 上水道施設

(1) 防災活動体制

ア 給水対策本部の設置

- 市本部長は、災害が発生した場合において、必要な対策を迅速かつ円滑に実施するため、水道部に「給水対策本部」を設置し、県本部と密接な連携を図りながら、応急対策を実施する。
- 給水対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

イ 動員体制の確立

- 市本部長は、災害時における飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動に従事する要員を確保するため、配備体制を確立するものとし、職員を指名の上、担当業務をあらかじめ指定

する。

- 指名職員は、勤務時間外において、災害が発生した場合においては、被害状況に応じて、所属事業所に自主参集の上、応急対策に従事する。

ウ 関係機関及び関係業者との協力体制の確立

- 市本部長は、あらかじめ、復旧対策に必要な要員及び資機材について、請負会社及び指定水道工事店等と応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

(2) 情報連絡活動

- 市本部長は、水道施設の被災時における情報連絡の手段、時期、内容等について、あらかじめ定める。
- 市本部長は、水道施設に被害が発生した場合は、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長に報告する。

ア 通信手段

- 一般加入電話が使用できない場合における給水対策本部内における連絡は、通信の疎信状況を勘案し、おおむね、次の通信手段を用いて行う。
 - ・ 防災行政無線

イ 通信時期、内容等

- 給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除く、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

(3) 応急対策

ア 復旧対策用資機材の整備

- 復旧対策に必要な管、弁水の材料は、平常業務との関連において、保有しておくことが適当なものについては、水道事業者が事前に確保しておく。
- 水道施設の被災により材料が不足した場合には、メーカー及び他の水道事業者等から調達するとともに、あらかじめ、応援協定を締結している関係会社等から調達する。
- 市本部長は、必要な材料を調達できない場合においては、県釜石地方支部保健環境班長を通じて、県本部長に対して応援を要請する。

イ 施設の点検

- 市本部長は、災害が発生した場合は、次により水道施設、工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
 - ① 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、各施設ごとに実施する。
 - ② 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況及び漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況の把握に努める。
 - ③ 次の管路等については、優先的に点検する。
 - ・ 主要送配水管路
 - ・ 貯水槽及びこれに至る管路
 - ・ 河川、鉄道等の横断箇所
 - ・ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所及び後方医療機関等に至る管路

ウ 応急措置

市本部長は、二次災害の発生のおそれがある場合又は被害が拡大するおそれがある場合においては、被災水道施設が復旧するまでの間、次の措置をとる。

① 取水、導水、浄水施設及び給水所

- 取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合においては、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

② 送・配水管路

- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上、非常に危険であると判断される箇所

については、断水処置をし、道路管理者等との協力を得て、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

- 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、配水調整を行う。

③ 給水装置

- 倒壊、焼失し、又は所有者が不明な家屋に係る給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

(4) 復旧対策

ア 取水・導水施設等の復旧

- 取水・導水施設の復旧を、最優先で行う。
- 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

イ 送・配水管路の復旧

- 復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧対策を実施する。
- 復旧に当たっては、災害復旧を原則とするが、復旧用資機材の調達状況、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、必要と認めた場合においては、仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路の復旧の優先順位は、次のとおりとする。

優先区分	内容
第1次指定路線	送水管及び主要配水幹線として指定された給水上重要な管路
第2次指定路線	重要配水管として指定した第1次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路

ウ 給水装置の復旧

- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。この場合において、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する変電所などを優先して実施する。
- 配水に支障を及ぼす給水装置の復旧については、申込みの有無にかかわらず実施する。

(5) 道路管理者等との連携

- 市本部長は、各施設の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

(6) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。
- 市本部長は、被災地域における住民等の苦情、相談を受け付けるため、移動相談所を開設する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動体制

- 市本部長は、関係職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急対策活動する。

(2) 応急対策

ア 災害復旧用資機材の確保

- 市本部長は、発電機、空気圧縮機、水中ポンプ、コンクリートブレーカー、土のう等の復旧機材の確保に努める。

- 下水道施設の被災により材料が不足した場合においては、メーカー及び他の下水道関係者等から調達するとともに、あらかじめ応援協定を締結している関係会社等から調達する。

イ 応急措置

- ポンプ場、処理場において、停電によりポンプの機能が停止した場合においては、非常用発電機によってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起らないよう対処する。
- 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 工事施行中の箇所については、請負業者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに必要に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

(3) 復旧対策

- 下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については、ポンプ場、処理場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、マンホール、枝線、取付管及び柵等の復旧を行う。

ア 処理場・ポンプ場

- 処理場・ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する機材等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速やかに主要施設の機能回復を図る。

イ 管渠施設

- 管渠施設に破損、流下機能の低下等の被害が発生した場合においては、既設マンホールを利用したバイパス等の設置や代替管を活用して復旧に努める。

(4) 災害広報

- 住民等に対する広報は、復旧状況を主体として、広報車、報道機関等を通じて行う。

3 その他のライフライン施設

(1) 防災活動体制

- 電力、ガス、電気通信施設等のライフライン施設の事業者（以下、本節中「ライフライン事業者」という。）は、大規模な災害が発生した場合においては、迅速かつ的確な対策を実施するため、非常災害対策本部を設置する。
- 非常災害対策本部の編成に当たっては、夜間、休日等の緊急呼出し及び交通、通信機能の途絶時においても対応できるよう、応急対策要員の指名、連絡方法、出勤方法等について検討の上、適切な活動組織とするよう留意する。

(2) 情報連絡活動

- 市本部長は、定時に、被災ライフライン事業者から、次の情報を収集する。
 - ア 施設等の被害情報及び復旧状況
 - イ 他のライフライン事業者からの応援要員及び資機材等の派遣状況
 - ウ 人身災害及びその他の災害発生状況
 - エ その他の災害に関する情報
- ライフライン事業者は、上記により収集した被害情報について、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところにより、県本部長及び防災機関に対して連絡する。

(3) ライフライン事業者に対する応援等

- 県本部長は、ライフライン事業者から応急対策要員、応急対策資材及びその輸送等のあっせん要請があった場合は、その確保、あっせんに協力するとともに、状況に応じて、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ライフライン事業者は、各設備の復旧工事に当たっては、道路管理者等の関係機関と相互に連携を図る。

第 28 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油类等危険物

1 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
危険物施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市 本 部 長	
県 本 部 長	
消 防 本 部	1 危険物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 消火薬剤の調達及びあっせん 3 死傷者等の搬出収容 4 避難措置及び警戒区域の設定 5 危険物災害に係る被害状況調査

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	消防本部との連絡調整

2 実施要領

(1) 危険物施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 危険物施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防本部等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 要員の確保

- 危険物施設責任者は、防災要員を確保できるよう、あらかじめ、所内自衛防災組織を編成するとともに、災害時の要員確保対策を講ずる。

ウ 応急措置

- 危険物施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
 - ② タンク破壊等により漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

エ 情報の提供及び広報

- 危険物施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないよう災害広報活動を行う。
- 釜石湾地域の貯油施設は、次のとおりである。

〔資料編 3-28-1 釜石湾地域各社別貯油施設〕

(2) 市本部長

- 市本部長は、危険物施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第3 火薬類

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
火薬類保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	
消防本部	1 火薬施設に係る応急対策 2 火薬類災害の防除活動に係る指導及び連絡 3 火薬施設に係る被害状況調査 4 消火薬剤の調達及びあっせん 5 死傷者の搬出収容 6 避難措置及び警戒区域の設定

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	消防本部との連絡調整
市民生活部	市民生活・交通班	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 火薬類保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 火薬類保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防本部等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 火薬類保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
 - ② 時間的余裕のある場合においては、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
 - ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。
 - ④ 火薬庫入口、窓等を完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる。
 - ⑤ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
- 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原型を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は、廃棄する。
- 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発生し、その安定度に異常を呈したときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

(2) 市本部長

- 市本部長は、火薬類保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第4 高圧ガス

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
高圧ガス保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市本部長	
県本部長	
消防本部	1 死傷者の救出収容 2 避難措置及び警戒区域の設定 3 消火薬剤の調達及びあっせん 4 高圧ガス災害に係る被害状況調査

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	消防本部との連絡調整
市民生活部	市民生活・交通班	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 高圧ガス保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害発生後、別表により直ちに、市本部、消防本部等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 高圧ガス保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
 - ② 高圧ガス保管施設が危険な状態となったときは、直ちに製造、消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。
 - ③ 充填容器等を安全な場所に移す。
 - ④ 災害の状況により周辺住民の避難を必要と認めるときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 災害による避難について、住民に周知する。
 - ・ 当該施設の従業員についても応急対策要員を除き、避難の措置を行う。
 - ⑤ 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを規定の方法により放出し、又は、その充填容器等とともに、損害が他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。
 - ⑥ 高圧ガス保管施設又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちにその旨を警察官、消防職員・団員に通報する。

ウ 当市のガス施設の状況は、つぎのとおりである。

[資料編 3-28-2 ガス施設の種別、所在地、名称、ガス供給区域一覧]

[資料編 3-28-3 ガス施設の状況一覧表]

[資料編 3-28-4 液化石油ガス基地の所在地・施設の状況等調]

(2) 市本部長

- 市本部長は、高圧ガス保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、第3章第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処する。

第5 毒物・劇物

1 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
毒物・劇物保管施設責任者	1 被災状況の把握 2 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市 本 部 長	
県 本 部 長	
消 防 本 部	1 毒物・劇物災害の防除活動に係る指導及び連絡 2 死傷者の救出収容 3 避難措置及び警戒区域の設定 4 毒物・劇物災害に係る被害状況調査

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
本部運営部	運営班	消防本部との連絡調整
市民生活部	市民生活・交通班	交通規制の実施

2 実施要領

(1) 毒物・劇物保管施設責任者

ア 被害状況の把握と連絡

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害発生後、直ちに、市本部、消防本部等に通報するとともに、被害状況、応急対策の活動状況等について、随時、連絡する。

イ 応急措置

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置をとる。
 - ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
 - ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

ウ 情報の提供及び広報

- 毒物・劇物保管施設責任者は、災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況、避難の必要性等に関する情報を提供する。

(2) 市本部長

- 市本部長は、毒物・劇物保管施設管理者及び防災関係機関と連携を図りながら、火災に際しては、第3章第8節「消防活動計画」に定めるところにより対処するとともに、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止のために必要な措置を行う。
- 市本部長は、災害の態様に応じて、警戒区域の設定、広報、避難の指示等の措置を行う。

第 29 節 海上災害応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 関係機関相互の密接な連携のもとに、流出油等（有害液体物質を含む。以下同じ。）の拡散防止と除去、人命救助、消火活動、船舶の安全航行及び沿岸住民の安全を図る。
- 2 大規模かつ広域的な災害の発生又はそのおそれがある場合は、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会を始め、隣接市町村や関係団体等への協力要請又は自衛隊の災害派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者等）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
市 本 部 長	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報
県 本 部 長	2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知
消 防 本 部	3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
釜石海上保安部	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置 4 事故原因者に対する防除措置の命令 5 海上災害防止センターに対する防除措置の指示 6 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請 7 自衛隊の災害派遣要請

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	消防本部との連絡調整
産 業 部	水 産 班	1 釜石海上保安部等との連絡調整 2 所管港湾に係る保全措置 3 在港船舶に対する災害の周知

〔釜石港流出油災害対策協議会〕

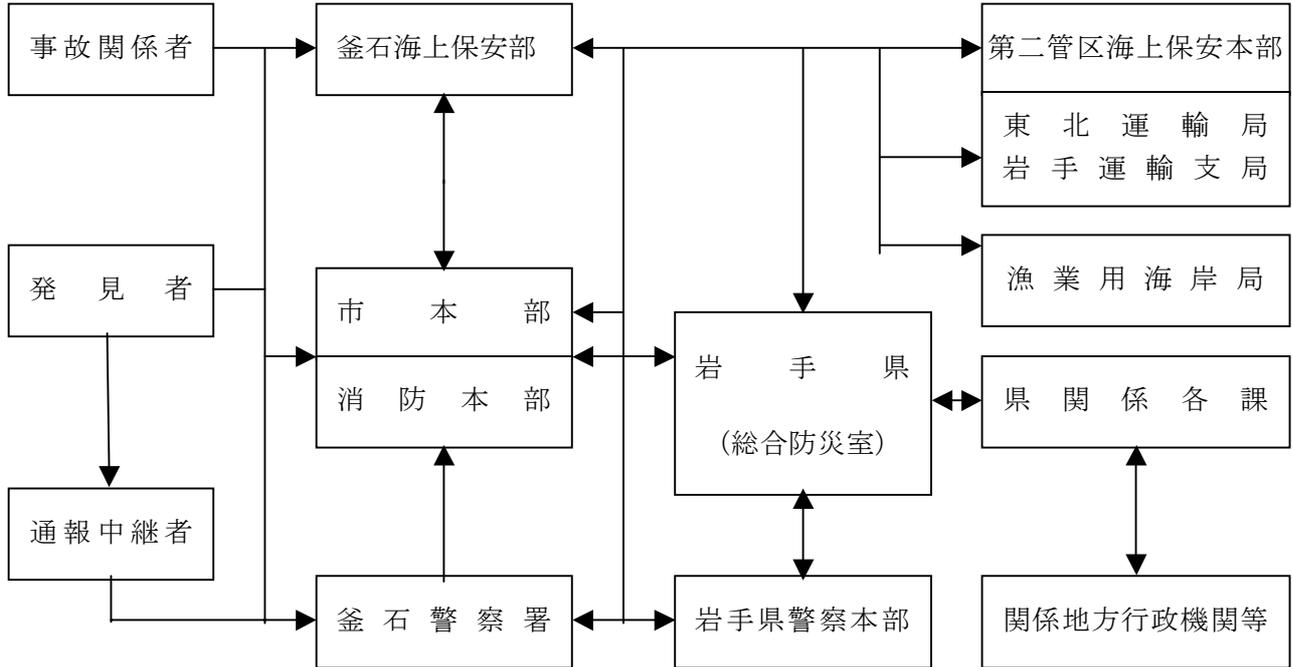
- この計画に定めるもののほか、釜石港及びその周辺海域において大量の油が流出した場合の防除活動については、釜石港流出油災害対策協議会において、協議する。

〔資料編 2-17-1 釜石港流出油災害対策協議会会則〕

第3 実施要領

1 通報連絡体制

- 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。



- 船舶に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	対象船舶
釜石海上保安部	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船舶全般
放送局	ラジオ、テレビ	
港湾管理者	拡声器	在港船舶
漁港管理者	漁業無線	港外漁船

- 沿岸住民に対する周知は、次により行う。

機関名	周知手段	周知事項
市本部	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
消防本部	広報車、防災無線等	イ 防災活動の状況
釜石警察署	パトカーの拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
釜石海上保安部	巡視船艇の拡声器	エ 避難準備等の一般注意事項
放送局	ラジオ、テレビ	オ その他必要事項

2 警戒措置

(1) 海上警戒

- 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実施機関名	措置の内容
釜石海上保安部	ア 船舶の出入港の禁止 イ 船舶の航行制限及び禁止 ウ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 エ 警戒線等の設定 オ 巡視船等の配置による現場警戒及び交通整理
その他の防災機関	釜石海上保安部が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

- 実施機関は、流出油による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実施機関名	措置の内容
市本部	1 沿岸住民に対する、火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県本部	流出油等の漂着に係る監視パトロール
釜石警察署	沿岸地域の交通制限等

3 応急措置

(1) 海上流出油等対策

- 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、流出油等災害を防止するため、相互に連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

釜石海上保安部	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関等への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止措置 オ 海上における流出油等防除指導 カ 流出油等防除作業の技術指導
県本部	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市本部	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	海上保安庁長官の指示又は事故関係者の委託に基づく海上の流出油等防除
その他の関係機関	釜石海上保安部、県、市等が実施する応急措置に対する協力

- 応急措置実施に係る作業資機材等はつぎのとおりである。

[資料編 2-17-2 流出油等に対する防災資機材の備蓄状況]

[資料編 3-29-1 作業船舶一覧表]

[資料編 3-29-2 巡視船等一覧表]

[資料編 3-29-3 タンカーバジー一覧表]

(2) 船舶の遭難、海上火災、人身事故等

- 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 捜索、人命救助、救護
イ 消火活動、延焼防止
ウ 応急資機材の調達
エ 遭難船の移動

第 30 節 林野火災応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 林野火災発生時においては、消防機関は、防災機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 消防長は林野火災による被害を軽減するため、あらかじめ、林野火災防ぎょ計画を定める。
- 3 消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 消火、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施 2 警戒区域の設定及び当該区域への立入りの制限等
消 防 長	1 消防長又は市本部長の命令、要請による消防応急活動等の実施 2 消防警戒区域等の設定及び当該区域への立入りの制限等 3 消防活動の指導、連絡
県 本 部 長	1 消防広域応援に係る連絡、調整 2 消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん 3 緊急消防援助隊の派遣要請
三陸中部森林管理署	消火薬剤及び消防資機材の調達及びあっせん

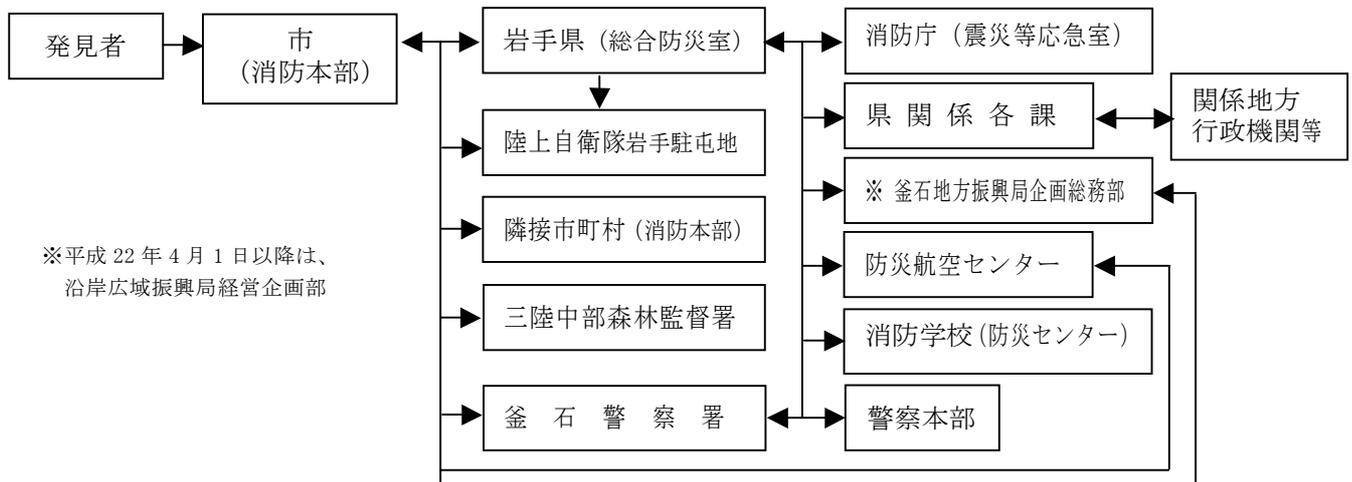
[市本部の担当]

部	班	担 当 業 務
本部運営部	運 営 班	1 消防活動の連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
産 業 部	農 林 班	1 農業施設被害情報の収集 2 農作物等被害情報の収集 3 家畜等被害情報の収集 4 国有林の施設・森林等被害情報の収集

第 3 実施要領

1 通報連絡体制

○ 防災機関における通報連絡は、次により行う。



※平成 22 年 4 月 1 日以降は、
沿岸広域振興局経営企画部

2 市本部長の措置

- 市本部長は、林野火災による被害を軽減するため、次により林野火災防ぎょ計画を定める。
 - ア 重要対象物の指定
林野火災が発生した場合は、優先的に防ぎょする施設として、避難所、医療施設、防災拠点施設、救援物資の輸送拠点施設、市民生活に直接影響を及ぼす公共施設等を重要対象物として指定する。
 - イ 延焼阻止線の設定
林野火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域から延焼拡大した火災を阻止するため、あらかじめ、その地形、空地、水利の状況及び動員部隊を考慮の上、延焼防止線を設定する。
 - ウ 消防活動計画図の作成
消防部隊の効率的、効果的運用を確保するため、危険区域、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、防災関係機関と調整の上、消防活動計画図を作成する。
- 市本部長は、林野火災が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、消防機関の長に対し、消防職員、団員の出動準備若しくは出動を命じ、又は要請する。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等を支援する。
また、林野火災が拡大し、必要があると認める場合においては、警戒区域を設定し、応急活動の従事者以外の当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 市本部長は、消防機関が行う消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、あらかじめ、相互応援協定を締結している市町村に対して応援要請を行うとともに、県本部長に対して、消防部隊の応援要請を行うほか、第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める手続きにより、自衛隊の災害派遣要請を行う。
[資料編 3-10-1 相互応援協定の締結状況]
- 市本部長は、地上からの消防応急活動等によっては対応できないと判断した場合においては、空中消火を実施するため、県本部長に対して、第3章第31節「防災ヘリコプター活動計画」に定める手続きにより防災ヘリコプターの応援要請を行うほか、広域航空消防応援又は自衛隊によるヘリコプターの応援要請を行う。
[資料編 3-31-1] 岩手県防災ヘリコプター応援協定
[資料編 3-31-2] 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱
[資料編 3-31-3] 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領
- 市本部長は、これらの要請を行った場合においては、その受入体制の整備を図る。
特に、空中消火のためのヘリコプターの派遣を要請した場合においては、ヘリポート及び補給基地を確保するとともに、空中消火に必要な消火薬剤補給のための要員を配備する。
[資料編 3-6-5 ヘリポートの現状]
[資料編 3-6-6 ヘリコプター発着可能地点]

3 消防長の措置

(1) 応急活動体制の確立

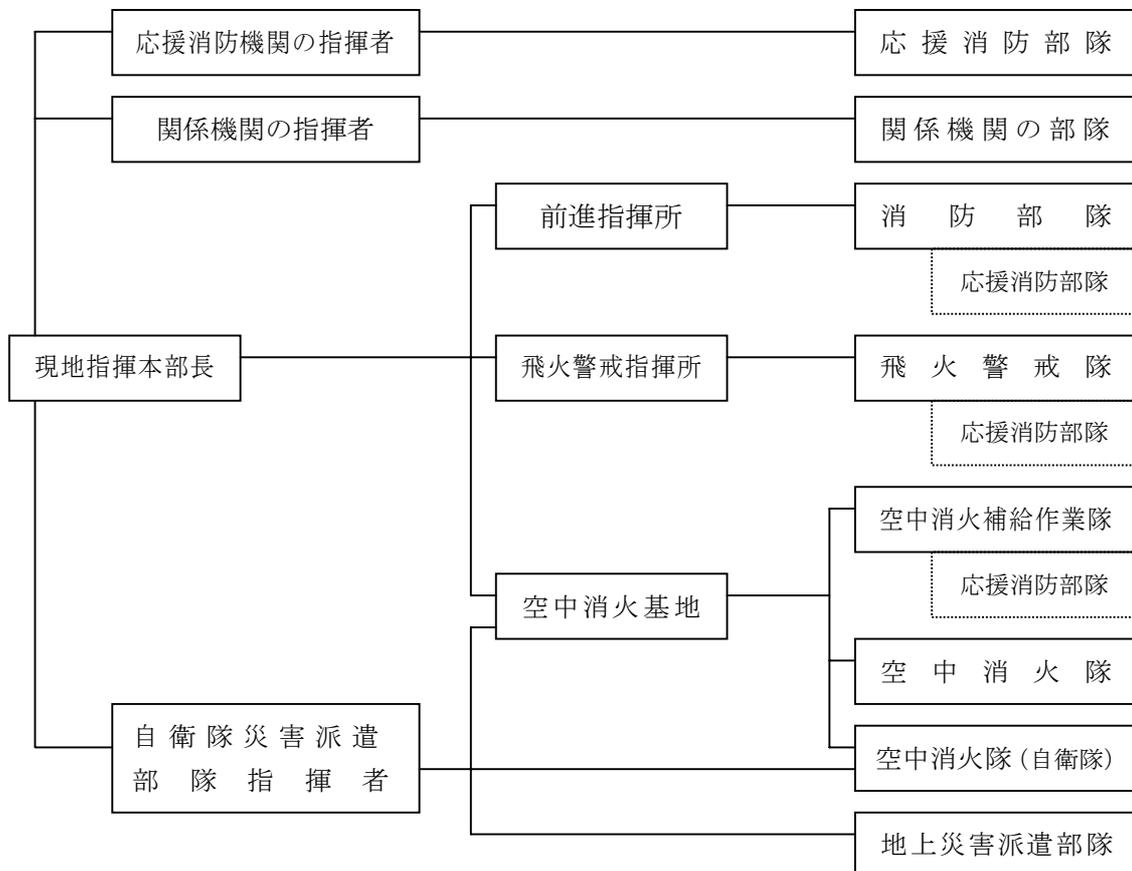
- 消防長は、あらかじめ、非常参集、部隊編成、資機材の確保・調達体制、有線電話途絶時における通信運用等を定める。
- 消防長は、市本部長から出動準備命令を受けたときは、次の措置をとる。
 - ア 消防職員・団員に対する出動準備命令
 - イ 出動準備命令時に、必要と認めた場合における待機命令
 - ウ 出動準備終了後における市本部長への報告（消防職員・団員の数、待機状況、部隊編成

状況、装備状況等)

- 消防職員・団員は、出動準備命令又は出動命令を受けたときは、直ちに命令事項に従って行動し、指揮系統を通じて、準備又は出動の状況を消防長に報告する。
- 消防長及び消防職員・団員は、地域内に大規模な林野火災が発生したことを知り、消防隊の活動を必要と認めるときは、出動命令を待つことなく所属の署所に非常参集の上、参集したことを所属長に報告し、その指揮を受ける。

(2) 火災防ぎょ活動

- 消防機関の長は、住民及び自主防災組織に対して、出火防止と初期消火の徹底を指導するとともに、消防職員・団員及び消防資機材の効率的運用を図り、延焼の拡大を迅速かつ確実に防止する。
- 林野火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるよう、現地指揮本部を設置する。
- 現地指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる位置に設置し、旗等により表示する。
- 現地指揮本部には、必要に応じ、関係機関の指揮者等による連絡会議等を設ける。
- 消防長は、現地最高指揮者として防ぎょ方針を決定し、有機的な火災防ぎょ活動を実施する。
- 林野火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合は、合同現地指揮本部を設置し、現地最高指揮者は、当該消防長が協議して決定する。
- 現地指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。
- 現地指揮本部の指揮系統は、概ね次のとおりとする。



- 火災防ぎょ活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 林野火災発生が比較的少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。
 - イ 林野火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災に対して優先的に防ぎょを行う。
 - ウ 林野火災が随所に発生し、消防隊個々による防ぎょでは効果を期待できない場合は、部隊を集中して、人命の確保と最重要地域の防ぎょにあたる。
 - エ 林野火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして、避難者の安全確保にあたる。
 - オ 大量の人命救助を要する場合は、火災状況に応じ、これを優先する。
 - カ 他の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防ぎょを優先する。

(3) 救急・救助活動

- 消防長は、あらかじめ、医療機関、釜石医師会、日本赤十字社、釜石警察等の関係機関と、救助隊の派遣、救護所の設置、医療機関への搬送等について協議を行い、このための活動計画を定める。
- 救急・救助活動に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 負傷者に対しては、可能な限り、止血その他の応急措置を行った上、安全な場所に搬送を行う。
 - イ 負傷者が多数発生した場合は、重傷者、子供、老人、病人及び障がい者を優先する。
 - ウ 大規模林野火災により、救急・救助能力を上回る場合は、その効果を重視するとともに、多くの人命の危険のある対象物を優先する。

(4) 避難対策活動

- 消防長は、あらかじめ、避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導、避難場所・避難路の防ぎょ等に係る活動計画を定める。
- 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達、避難誘導については、自主防災組織等との連携を図る。
- 避難準備情報の発令、避難勧告・指示がなされた場合においては、これを住民に伝達するとともに、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な方向に誘導する。
- 住民の安全避難を確保するため、災害危険地域からの避難を完了するまでの間、林野火災の鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。また、避難場所の管理者と連携を図りながら、避難誘導を行う。
- 災害時要援護者の避難誘導に当たっては、社会福祉施設、自主防災組織、町内会等のコミュニティ組織等と連携を図り、高齢者等の居所の把握、連絡体制の整備を図る。

(5) 情報収集・広報活動

- 消防長は、災害情報の収集・伝達を円滑に処理できるよう、あらかじめ、その活動計画を定める。

(6) 消防警戒区域等の設定

- 消防職員・団員は、林野火災の現場において、消防警戒区域等を設定し、応急活動の従事者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

4 緊急消防援助隊

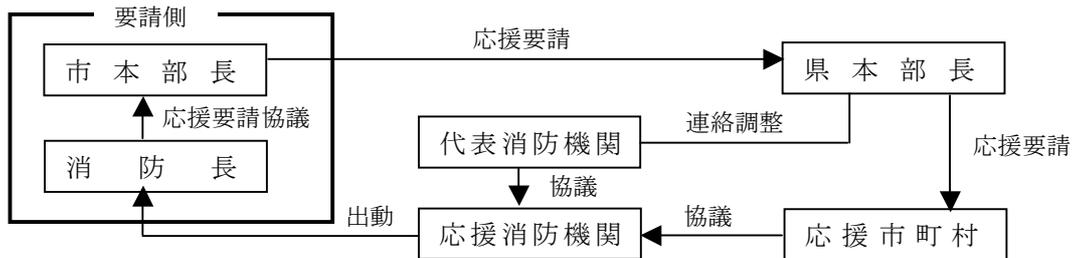
- 全国の消防機関相互による迅速な援助体制を確立するために編成された「緊急消防援助隊岩手県隊」は、第3章第8節「消防活動計画」に記載のとおりである。

5 県本部長の措置

(1) 岩手県消防広域応援基本計画に基づく応援要請

- 県本部長は、岩手県消防広域応援基本計画に定めるところにより、次の場合においては、代表消防機関と連絡調整の上、他の市町村長等に対して消防隊の応援要請を行う。
 - ア 林野火災が拡大し、市の消防力をもってしても、災害の防ぎよが困難と認められ、被害が拡大するおそれがあると判断した場合
 - イ 市本部長から消防隊の応援要請があった場合
- 被災地において、応援消防隊は、市本部長又は消防長の指揮命令に従い、活動する。

岩手県消防広域応援基本計画に基づく消防隊の出動



(2) 災害活動に対する援助

- 県本部長は、防災関係機関及び関係団体等との調整の上、市本部長の行う災害活動に係る要員並びに消火薬剤及び消防資機材等の調達又はあっせんを行う。

(3) 消防防災ヘリコプター等の応援要請

- 県本部長は、大規模林野火災時において、市本部長からの要請を受け、消防防災ヘリコプター等の応援が必要と認めた場合は、次により、本県への応援が可能なヘリコプターを保有する都道府県又は市、若しくは自衛隊に対して、速やかに、消防防災ヘリコプター等の応援を要請する。

第 31 節 防災ヘリコプター活動計画

第 1 基本方針

災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

実 施 機 関	担 当 業 務 の 内 容
県 本 部 長	防災ヘリコプターの運航
市 本 部 長 消 防 事 務 組 合 管 理 者	1 防災ヘリコプターの応援要請 2 防災ヘリコプターの活動に対する支援

第 3 実施要領

1 活動体制

- 防災ヘリコプターは、「岩手県防災ヘリコプター応援協定」、「岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、市本部長又は消防事務組合の管理者（以下「市本部長等」という。）の要請に基づき活動する。

[資料編 3-31-1] 岩手県防災ヘリコプター応援協定

[資料編 3-31-2] 岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱

[資料編 3-31-3] 岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

- 防災ヘリコプターは、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市本部長等の要請にかかわらず、自主的に出動し、情報収集等の活動を行う。

2 活動要件

- 防災ヘリコプターは、原則として、次の要件を満たす場合に、活動する。

公 共 性	災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に、重大な支障が生じるおそれがある場合であること。
非 代 替 性	防災ヘリコプターによる活動が最も有効であること。

3 活動内容

- 防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりとする。

災 害 応 急 対 策 活 動	ア 被災状況の偵察及び情報収集 イ 救援物資、人員等の搬送 ウ 災害に関する情報、警報等の伝達などの災害広報
消 火 活 動	ア 林野火災における空中消火 イ 偵察、情報収集 ウ 消防隊員、資機材等の搬送
救 助 活 動	ア 中高層建築物等の火災における救助 イ 山岳遭難、水難事故等における捜索・救助 ウ 高速自動車道等の道路上の事故における救助
救 急 活 動	ア 交通遠隔地からの傷病者の搬送 イ 傷病者の転院搬送 ウ 交通遠隔地への医師、機材等の搬送

4 応援要請

- 市本部長等は、災害発生時において、防災ヘリコプターの出動が必要と判断した場合は、次の事項を明示して、県本部長に対し、防災ヘリコプターの応援を要請し、後日、文書を提出する。

ア 災害の種類
イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
ウ 災害発生現場の気象状況
エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
オ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ 応援に要する資機材の品目及び数量
キ その他必要な事項

- 応援の要請先は、次のとおりとする。

岩手県総務部総合防災室 (岩手県防災航空センター)	電話 0198-26-5251 F A X 0198-26-5256
------------------------------	---------------------------------------

- 県本部長は、応援の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、市本部長等に回答する。

5 受入体制

- 応援を要請した市本部長等は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策
イ 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
ウ 林野火災における空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
エ その他必要な事項

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

- 市は、災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査、検討し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を速やかに作成する。
- 災害復旧計画の作成及び復旧事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 原状回復を基本としつつも、再度災害の防止の観点から、可能な限り改良復旧となるよう計画し、復興を見据えたものとする。
 - イ 被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、緊要事業を定めて、計画的な復旧を図ること。
 - ウ 事業規模・難易度等を勘案して、迅速かつ円滑な事業を推進すること。
 - エ 環境汚染の未然防止等住民の健康管理に配慮して、事業を実施すること。
 - オ 事業の実施に当たり、ライフライン事業者とも十分に連携を図ること。
- 公共施設の災害復旧事業は概ね次の計画とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 公共土木施設災害復旧事業計画<ul style="list-style-type: none">ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画ウ 砂防設備災害復旧事業計画エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画ケ 漁港関係公共土木施設災害復旧事業計画コ 下水道・公園公共土木施設災害復旧事業計画(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画(3) 都市施設災害復旧事業計画(4) 上水道施設災害復旧事業計画(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画(6) 公立学校施設災害復旧事業計画(7) 公営住宅災害復旧事業計画(8) 公立医療施設災害復旧事業計画(9) その他の災害復旧事業計画 |
|---|

第3 激甚災害の指定

- 市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定対象となる激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう、必要な措置を講じる。

- 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を県知事に報告する。
- 市は、県が実施する調査等に協力する。

第4 緊急災害査定促進

- 市は、災害が発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、早期の災害査定及び緊急査定の実施に努める。

第5 緊急融資等の確保

- 市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助金の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について、所要の措置を講じる。
- 市において、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資の途を講じて財源の確保を図る。

1 国庫負担又は補助

- 法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- (19) 下水道法
- (20) 災害廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (21) 産業廃棄物処理事業国庫補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2 地方債

- 災害復旧事業等に関連して発行が許可される地方債は、次のとおりである。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 補助災害復旧事業債 | (5) 火災復旧事業債 |
| (2) 直轄災害復旧事業債 | (6) 小災害債 |
| (3) 単独災害復旧事業債 | (7) 歳入欠かん債 |
| (4) 公営企業等災害復旧事業債 | |

3 交付税

- 被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- | |
|--|
| (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置 |
| (2) 普通交付税の繰上交付措置 |
| (3) 特別交付税による措置 |

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活確保

1 生活相談

- 市及び関係機関は、被災者、市民、報道機関、国、地方公共団体等から寄せられる様々な問い合わせ、要望等に的確・迅速に応えるため、次の措置を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
市	1 被災者のための相談所を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決が困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を図る。 3 県、防災機関と連携を密にし、相談体制を確立する。 4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人に対する相談体制を確立する。
警 察	警察本部及び警察署、交番、駐在所又は現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関及び指定地方行政機関等	支店、営業所又は現地等の必要な場所に、臨時相談所、案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

2 被災証明の交付

- 市は、被災者の各種支援措置を速やかに実施するため、災害発生後、早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。
 この場合において、被災者の利便を図るため、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

3 災害弔慰金等の支給

- 市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき、弔慰金及び見舞金を支給する。
 - (1) 釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年10月1日 条例第31号
 - (2) 釜石市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 昭和49年10月12日 規則第42号
 - (3) 釜石市小災害見舞金等交付要綱 昭和48年3月2日 告示第8号
- 県は、小災害見舞金交付内規に基づき、見舞金を交付する。

資 金 名	支 給 対 象	支 給 額	
		生計維持者	その他の者
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	500万円以内	250万円以内
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障がいがある住民	250万円以内	125万円以内

小 災 害 見 舞 金	災 見 舞 金	災害救助法が適用されない障害の発生に際し、当該災害によるり災者に見舞金を支給し、又はり災住民の救助を行った市町村	災害救助法施行細則第6条別表第2の3の(3)に掲げる季別及び世帯区分による金額に滅失世帯数を基準世帯数で除して得た数を乗じて得た金額。ただし、市町村が支給した見舞金の総額を超えない金額。
	救 助 見 舞 金		災害救助法適用災害に係る同法第23条に規定する救助の種類（第23条第3号、第4号及び第7号に規定する救助を除く。）と同一の種類救助について、同法第2条に規定する救助の例によって算出した額に被災率を乗じて得た金額。

4 被災者生活再建支援制度の活用

- 市は、災害によりその居住する住宅が全壊した世帯又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）による支援金の活用が円滑に行われるよう、同支援金に関する広報活動や相談・指導等を実施するとともに、支援法に基づく申請書類の受け付け窓口となるが、支給に関する事務については、被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託し実施する。
- 対象となる自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。
 - ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅が全壊した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅が全壊した県
 - ④ ①又は②の市町村を含む県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
 - ⑤ ①から③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）
- 支援金の支給対象

支援金の支給対象は、被災者生活再建支援法が適用された自然災害により被災した次に掲げる世帯

 - ① 住宅が全壊した世帯
 - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長時間継続している世帯
 - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- 支援金の支給

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	100	200	300
	補 修	100	100	200
	賃 借	100	50	150
大 規 模 半 壊 世 帯	建設・購入	50	200	250
	補 修	50	100	150
	賃 借	50	50	100

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合 計
全 壊 世 帯	建設・購入	75	150	225
	補 修	75	75	150
	賃 借	75	37.5	112.5
大 規 模 半 壊 世 帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補 修	37.5	75	112.5
	賃 借	37.5	37.5	75

【基礎支援金】 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

【加算支援金】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金

- 支援金の申請から支給まで
 - ① 住宅の被害の程度を確認する
 - ② 住民票を取得する
 - ③ 申請書を作成する
 - ④ 必要書類を用意する
 - ⑤ 地元の市役所又は町村役場に申請する
 - ⑥ 支給金の支給
- 支援金の申請期間

区 分	基 礎 支 援 金	加 算 支 援 金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から13ヶ月の間

5 住宅資金等の貸付

- 市は、災害により住宅・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするために必要となる資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対し、住宅資金等に関する広報活動を実施する。
- 住宅資金等の融資を希望する被災者に対して、積極的に相談・指導等を実施する。
- (1) 災害復興住宅資金 住宅金融支援機構法（平成17年7月6日法律第82号）第13条第5項

貸付対象	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設等資金 (1) 住宅資金 り災直前の建物の価額の5割以上の被害を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場	1 住宅資金の融資限度額 (1) ・耐火 ・準耐火 ・木造（耐久性） 1,460万円 (2) 木造（一般） 1,400万円 2 整地費の融資限度額 380万円	1 据置期間 3年以内（この期間償還期間を延長する。） 2 償還期間 耐火構造 35年以内 準耐火構造 35年以内 木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 3 利子 年2.0% （平成22年2月1日現在） 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い 5 保証人 確実な連帯保証人（融資を

<p>合 (3) 土地取得資金 宅地が流出して新たに宅地 を取得する場合</p>	<p>3 土地取得費の融資限度 額 970 万円</p>	<p>受けた住宅に、申込本人が居 住する場合で抵当権を設定 するときは、(財)公庫住宅融 資保証協会の保証利用可能)</p>
<p>2 購入資金 (1) 住宅資金 り災直前の建物の価額の 5 割以上の被害を受けた場合 (2)土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取 得する場合</p>	<p>1 新築家屋購入資金の融 資限度額 (1) ・耐火 ・準耐火 ・木造 (耐久性) 1,460 万円 (2) 木造 (一般) 1,400 万円 2 中古住宅購入資金の融 資限度額 (1) ・耐火 ・準耐火 ・木造 (耐久性) 1,160 万円 (2) 木造 (一般) 950 万円 3 土地取得費の融資限度 額 970 万円</p>	<p>1 据置期間 3 年以内 (この期間償還期 間を延長する。) 2 償還期間 耐火構造 35 年以内 準耐火構造 35 年以内 木造 (耐久性) 35 年以内 木造 (一般) 25 年以内 3 利子 年 2.0% (平成 22 年 2 月 1 日現在) 4 償還方法 元利均等毎月払い又は元 金均等毎月払い 5 保証人 確実な連帯保証人 (融資を 受けた住宅に、申込本人が居 住する場合で抵当権を設定 するときは、(財)公庫住宅融 資保証協会の保証利用可能)</p>
<p>3 補修等資金 (1) 補修資金 一戸当たりの補修の費用が 10 万円以上の家屋で、改築や 補修により復旧するもの(増築 工事、全部改築工事不可) (2) 移転資金 補修する家屋を引方移転(住 宅の位置の上げ下げを含む。) する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地す る場合</p>	<p>1 補修資金の融資限度額 (1) ・耐火 ・準耐火 640 万円 (2) 木造 590 万円 2 移転費の融資限度額 380 万円 3 整地費の融資限度額 380 万円 2 と 3 をあわせて融資す る場合の合計額の限度額は 380 万円</p>	<p>1 償還期間 20 年以内 2 利子 年 2.0% (平成 22 年 2 月 1 日現在) 3 償還方法 元利均等毎月払い又は元 金均等毎月払い 4 保証人 確実な連帯保証人 (融資を 受けた住宅に、申込本人が居 住する場合で抵当権を設定 するときは、(財)公庫住宅融 資保証協会の保証利用可能)</p>

(2) 生活福祉資金 生活福祉資金の貸付けについて(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号) による。

貸付対象	貸付金額	貸付条件
①資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより自立自立できると認められる世帯であって、自立自立に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯 ②一定の要件を満たす障がい者世帯 ③65 歳以上の高齢者の属する世帯	1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 6 月以内 2 償還期間 据置期間経過後 20 年以内 3 利子 保証人有り 無利子 保証人なし 年 1.5% 4 保証人 原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 官公署が発行するり災証明を添付し民生委員を通じ、市社会福祉協議会へ申し込む。

(3) 災害援護資金 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)

貸付対象	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220 万円以内 2人世帯 430 万円以内 3人世帯 620 万円以内 4人世帯 730 万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円以内	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の 1 ヶ月以上の負傷 150 万円 2 住居の全壊 250 万円 3 住居の半壊 170 万円 4 家財の 3 分の 1 以上の損害 150 万円 5 重複被害 (1)=1+2 350 万円 (2)=1+3 270 万円 (3)=1+4 250 万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350 万円	1 据置期間 3 年 (特別場合 5 年) 2 償還期間 10 年 (据置期間を含む) 3 貸付利率 年 3% (据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年 10.75%

6 住宅の再建

- 災害により居住していた住宅を喪失した者のうち、自力で住宅の再建が困難な低額所得者に対しては、公営住宅の建設、補修により住居の確保を図る。
- 被災地市は、滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当するときは、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成する。

7 職業のあっせん

- 災害により、収入の道を失い、他に就職する必要が生じた場合、市は、県や関係機関が行う職業のあっせん等の措置に協力する。

8 租税の徴収猶予及び減免等

- 市は、被災者に対する租税の徴収猶予及び減免等の措置について、市が賦課する税目に関して、地方税法及び市条例等に基づき、期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して随時、適切な措置を講じる。

第3 中小企業への融資

- 市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われ、早期の安定が図られるよう、県が行う措置に協力する。

第4 農林漁業関係者への融資

- 市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、次の措置を講ずる。
 - ア 農業協同組合及び信用農業協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被災組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせん
 - イ 被害農林漁業者又は被災組合に対する「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」による経営資金の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施
 - ウ 被害農林漁業者に対する株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、経営再建、収入減補てん資金の融資あつせん及び既往貸付期限の延長要請
 - エ 農業災害補償法に基づく、農業共済団体の災害補償実務の的確、迅速化の要請
 - オ 漁業災害補償法、漁船損害等補償法に基づく、災害補償業務の迅速、適正化の要請

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大規模な災害により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

1 計画策定組織の整備

- 学識経験者、産業界、地区住民の代表、公的団体の代表、行政等をメンバーとする、計画策定検討組織を設置する。

2 計画策定の目標

- 再度災害の防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

3 復興計画の作成

- 市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業の活用を図る。
- 計画の策定に当たっては、建築物や公共施設の耐震、不燃化等を基本的な目標とする。
- ライフラインの共同収容施設の整備については、各事業者と調整を図りながら進める。
- 防災とアメニティの観点から、既存不適格建築物の解消を図る。

第3 復興事業の実施

- 激甚災害に対する特別な財政措置は、次のとおりである。

項 目	事 業 名
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅等災害復旧事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設等災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業 イ 都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業

項 目	事 業 名
2 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（天災融資法が発動された場合適用） (5) 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (8) 森林災害復旧事業に対する補助
3 中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4 その他の特別の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

釜石市地域防災計画

釜石市地震防災対策推進計画(震災対策編)

目 次

第1章 総 則

第 1 節 目 的	201
第 2 節 計画の性格	201
第 3 節 防災機関の責務及び業務の大綱	201
第 4 節 被害想定	202

第2章 災害予防計画

第 1 節 防災知識普及計画	206
第 2 節 自主防災組織等育成計画	207
第 3 節 防災訓練計画	208
第 4 節 避難対策計画	209
第 5 節 防災施設等整備計画	211
第 6 節 都市防災計画	212
第 7 節 交通施設安全確保計画	214
第 8 節 ライフライン施設等安全確保計画	215
第 9 節 危険物施設等安全確保計画	219
第10節 津波災害予防計画	220
第11節 地盤災害予防計画	221
第12節 火災予防計画	222
第13節 震災に関する調査研究	224
第14節 ボランティア育成計画	225
第15節 企業等防災対策計画	226

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 活動体制計画	227
第 2 節 津波予報等の伝達計画	230
第 3 節 通信情報計画	238
第 4 節 情報の収集・伝達計画	239
第 5 節 広報広聴計画	241
第 6 節 交通確保・輸送計画	242
第 7 節 津波・浸水対策計画	243
第 8 節 消防活動計画	245
第 9 節 相互応援協力計画	246
第10節 自衛隊災害派遣要請計画	247
第11節 ボランティア活動計画	248
第12節 災害救助法の適用計画	249
第13節 避難・救出計画	250
第14節 医療・保健計画	251
第15節 生活必需品供給計画	252
第16節 食料供給計画	253
第17節 給水計画	254

第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	255
第19節	防疫計画	257
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	258
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	259
第22節	応急対策要員確保計画	260
第23節	文教対策計画	261
第24節	公共土木施設応急対策計画	262
第25節	ライフライン施設応急対策計画	263
第26節	危険物施設等応急対策計画	264
第27節	防災ヘリコプター活動計画	265

第4章 災害復旧計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	266
第2節	生活の安定確保計画	267
第3節	復興計画の作成	268

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	269
第2節	災害対策本部等の設置等	269
第3節	地震発生時の応急対策等	270
第4節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	271
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	275
第6節	防災訓練計画	276
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	276

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、市及び各防災機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を策定するものである。

なお、この計画は、本市における過去の地震・津波災害の発生状況、また、近年においての次の状況等を踏まえ、三陸沖を震源地とする地震（地震の規模はマグニチュード7.5以上、津波の規模は既往津波の高さの最大）及び家屋の倒壊など甚大な被害が予想される震度6弱以上の陸地を震源地とする大規模な地震にも対応できる体制の整備を図りつつ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な事項を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

- 1 阪神・淡路大震災
- 2 平成15年の三陸南地震等の大規模地震災害
- 3 平成16年の新潟県中越地震災害
- 4 地震被害想定調査（平成9年度に岩手県が実施）
- 5 宮城県沖地震の長期評価（平成12年度に国の地震調査研究推進本部が実施（平成21年度に評価を見直し）。宮城県沖地震の2040年までの発生確率は99%）
- 6 三陸沖の地震活動の長期評価（平成14年度に国の地震調査研究推進本部が実施。例：三陸沖南部海溝寄りのプレート間地震の2040年までの発生確率は80～90%）
- 7 岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査に関する報告書（平成16年度に岩手県が実施）
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に当市が指定されたこと

第 2 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「釜石市地域防災計画」の「震災対策」編として、釜石市防災会議が作成する計画である。

この計画に定めのない事項については、「釜石市地域防災計画」の定めるところによる。

第 3 節 防災機関の責務及び業務の大綱

市及び消防本部は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

その他、市域に係る地震防災に関する、各防災機関の責務及び業務の大綱については、本編第1章第5節「防災機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第4節 被害想定

岩手県では、県沿岸域について、平成15～16年に津波及び想定宮城県沖連動地震に係る被害想定調査を実施し、物的被害及び人的被害の想定をしており、その概要はつぎのとおりである。

第1 津波の被害想定

1 想定津波の設定

過去の津波被害に関する資料及び地震調査研究推進本部等の資料をもとに、本県に強い影響を及ぼすおそれのある津波として、次のとおり定めることとされた。

パラメータ		明治三陸地震津波	昭和三陸地震津波	想定宮城県沖連動地震津波		
				領域A1	領域A2	領域B
断層の 原点	北緯 (°)	40.31	40.16	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	144.40	144.50	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	0	1	26	26	14
気象庁マグニチュード (モーメントマグニチュード)		8 1/2 ^{**}	8.1	(8.0)		

※理科年表によるマグニチュードである。

2 浸水予測

浸水予測については、現況の地形、構造物、土地利用を反映した地形モデルを作成し、波源から沿岸までについては線形長波方程式、沿岸から陸上（遡上）までについては非線形長波方程式を基礎式として、津波の浸水予測計算を行っている。

3つの想定津波ごとに、津波防災施設の効果がある場合と効果がない場合について計算を行い、予測された浸水域を、浸水深、津波の影響開始時間、到達時間、最大遡上高なども併せて、市町村ごとに津波浸水予測図として整理している。

3 建物被害の想定

建物被害の想定は、都市計画図や森林基本図、家屋に関する概要調査等の資料を参考にして、木造建物と非木造建物の棟数を40m メッシュごとに推定し、過去の調査結果から得られている浸水深と建物の被害区分の関係に基づいて、木造・非木造別の建物被害を算出している。

4 人的被害の想定

人的被害の想定は、季節や避難時間などの前提条件を設定した上、過去の災害から得られている建物被害率と人的被害の関係式に、津波避難に関する普及啓発効果や時間帯による補正係数を掛け合わせて、死者数、重傷者数、中等傷者数を算出している。

5 道路被害の想定

道路被害の想定は、津波浸水域と道路を重ね合わせ、浸水する道路を抽出した。交差点から交差点までの区間を単位とし、その一部でも浸水すると判定される場合は、漂流物等により使用困難と考え、使用困難となる延長を算定している。

また、緊急輸送道路に着目し、津波で浸水するおそれのある区間を抽出している。

6 ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の施設について、管内図、計画平面図、地形図を利用して位置を調査し、拠点施設の位置と浸水域を重ね合わせ、浸水するおそれのあるライフライン拠点施設を抽出している。

第2 想定結果

釜石市域の各想定津波ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

想定津波 被害想定項目		明治三陸津波	昭和三陸津波	想定宮城県沖連動 地震津波
1 浸水予測	最大遡上高	20.6m (唐丹 小白浜・片岸)	14.4m (唐丹 小白浜・片岸)	10.2m (唐丹 小白浜・片岸)
	第1波最短到達時間	およそ30分後 (佐須)	およそ36分後 (尾崎白浜)	およそ25分後 (佐須)
2 建物被害	床上(全壊)	820～1,860 棟	200～840 棟	260～900 棟
	床上(半壊)	760～ 880 棟	110～750 棟	580～880 棟
	床上(軽微)	310～ 320 棟	140～550 棟	370～510 棟
	床下浸水	240～ 260 棟	200～270 棟	290～350 棟
3 人的被害	死者数	50～300 人	0～40 人	50～270 人
	重傷者数	30～180 人	0～30 人	20～150 人
	中等傷者数	70～430 人	0～70 人	40～360 人
4 道路被害	使用困難道路延長	20.5～24.2 km	12.9～24.1 km	15.5～18.5 km
	緊急輸送道路浸水地区数	5～6 地区	3～5 地区	4～5 地区
5 ライフライン被害 浸水するライフライン拠点数	上水道浄水場	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	上水道ポンプ場	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	下水処理場	1～4 箇所	1～2 箇所	1～3 箇所
	ガス貯蔵施設	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	変電所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	電話交換施設	1 箇所	0～1 箇所	1 箇所

- 本調査結果は釜石市域の被害傾向を把握する観点から作成したものであり、数字は四捨五入により概数で示している。
- 避難所要時間、時期、防災構造物の効果の有無などにより予測結果が異なるので、数字に幅を持って記載している。

第3 地震災害の被害想定

1 想定地震の想定

地震調査研究推進本部等の資料をもとに検討を行い、次のとおり定めることとされた。

パラメータ		想定宮城県沖連動地震		
		領域A1	領域A2	領域B
断層の原点	北緯 (°)	38.41	38.20	38.95
	東経 (°)	142.49	142.39	143.52
	深さ (km)	26	26	14
断層の長さ (km)		36	40	133
断層の幅 (km)		64	36	49
断層の走向 (°)		200	200	205
断層の傾斜 (°)		21	21	12
モーメントマグニチュード		8.0		

2 地震動の想定

地震動の想定は、岩盤（基盤）での地震動の強さを評価し、これに表層地盤の増幅特性を掛け合わせるにより行っている。

(1) 基盤における地震動の評価

過去の地震における地震動の大きさを分析して求められた、地震の規模、震源断層から基盤までの距離と地震動の大きさの関係を用いて評価している。

(2) 表層地盤の増幅の評価と地表における地震動

表層地盤の増幅の評価については、地震動評価のための微地形区分ごとに平均S波速度を設定して増幅度を算定し、既に算定されている基盤速度と掛け合わせるにより、地表最大速度を算定している。

また、計測震度については、地表最大速度より経験式から求めている。

3 液状化危険度の想定

液状化危険度の想定は、微地形分類区分と液状化評価の関係及び液状化評価と液状化可能性の関係を判定基準として用いることにより、すでに把握されている液状化の想定に必要な微地形分類とすでに算定されている液状化の想定に必要な地表最大速度から液状化危険度を評価している。

4 建物被害の想定

建物被害の想定は、住宅統計や家屋に関する概要調査報告等の公表資料をもとに、建築物の建築年や構造別分布等を推定し、それぞれの構造別、建築年代別ごとに、過去の経験から得られている地震動の大きさと被害率の関係から、被害を算定している。

また、液状化危険度の想定結果をもとに、建物の構造・階数と液状化による被害率の既往の調査結果から液状化による被害を算出している。

5 人的被害の想定

人的被害の想定は、国勢調査や住宅・土地統計調査等の資料から、各メッシュにおける設定時間帯ごとの人口を推定し、過去の地震災害から導かれた建物被害と死者数、重軽傷者数、要救出者数、避難者数の関係式を用いて、それぞれの被害を算出している。

6 道路被害の想定

道路被害の想定は、緊急輸送道路上の施設のうち、防災上の未対策と考えられる施設を対象に、震度と液状化可能性および道路橋示方書の準拠年次から被災危険度ランクを設定し、箇所ごとに示している。

7 急傾斜地崩壊の想定

急傾斜地崩壊の想定は、保全人家のある急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、地震時の崩壊要因と考えられる項目の点検結果から崩壊危険度の第一次判定を行い、さらに危険箇所の位置するメッシュで予測された震度から、各危険箇所の崩壊危険度を評価している。

8 地震火災の想定

地震火災の想定は、木造建物からの出火を対象に、季節と時間帯を設定し、建物全壊率と出火率および初期消火率の過去の経験式に基づいて出火件数を算出している。

9 ライフライン被害の想定

ライフライン被害の想定は、上水道、都市ガスを対象として、過去の地震における被災事例より導かれた、地震動の大きさに対する標準的な埋設管の被害率に、管種・管径及び液状化についての補正を行い、市町村別に被害箇所数を算出している。

第4 想定結果

釜石市域の想定宮城県沖連動地震の主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		想定宮城県沖連動地震	
地震動	市域の最大震度	5強	
建物被害	木造全壊棟数	12 棟	
	RC造大破棟数	1 棟	
	S造全壊棟数	2 棟	
人的被害		夜間	夕刻
	死者数	0 人	1 人
	重傷者数	8 人	7 人
	軽傷者数	174 人	152 人
道路被害	橋梁被災危険度 B	0 箇所	
	橋梁被災危険度 C	1 箇所	
急傾斜地崩壊	崩壊危険度 高	0 箇所	
地震火災		0 件	
ライフライン被害	被害箇所	水道	都市ガス
		22 箇所	18 箇所

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 基本方針

市及び防災機関（以下、本節中「防災機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、地域において、災害時要援護者を支援する体制の整備を図る。

また、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。

第2 防災知識の普及

1 防災知識普及計画の作成

【本編・第2章・第1節・第2・1 参照】

2 職員に対する防災教育

- 防災機関等は、職員に対し、震災時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、講習会、研修会若しくは検討会等を開催し、又は防災関係資料を配布して、防災教育の普及徹底を図る。
- 防災教育は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 震災対策関連法令
 - イ 防災対策、防災組織その他防災活動に関する事項
 - ウ 震災に関する基礎知識
 - エ 土木、建築、その他震災対策に必要な技術
 - オ 住民に対する防災知識の普及方法
 - カ 震災時における業務分担の確認

3 住民に対する防災知識の普及

- 防災関係機関等は、住民の防災に対する意識の高揚を図り、震災時において、住民一人一人が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の方法等を利用して防災知識の普及徹底を図る。
 - ア 講習会、研修会、講演会、展示会等の開催
 - イ インターネット、広報誌の活用
 - ウ 起震車等による災害の疑似体験
 - エ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
 - オ 防災関係資料の作成、配布
 - カ 防災映画、ビデオ、スライド等の制作、上映、貸出し
 - キ 自主防災活動に対する指導
- 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。
 - ア 地震及び津波に関する一般的知識
 - イ 平常時における心得
 - ウ 震災時における心得、避難誘導
 - エ 心肺蘇生法、止血法等の応急措置
 - オ 災害危険箇所に関する知識
 - カ 過去における主な災害事例
 - キ 震災対策の現状

4 児童、生徒等に対する教育

【本編・第2章・第1節・第2・4 参照】

第2 津波防災マップの作成

- 市は、「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成16年12月）に基づき津波防災マップを作成し、住民に対し、避難対象区域や避難場所等に関する周知、啓発に努める。

第2節 自主防災組織等育成計画

第1 基本方針

市は、地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成強化

【本編・第2章・第2節・第2 参照】

第3 消防団の活性化

【本編・第2章・第2節・第3 参照】

第3節 防災訓練計画

第1 基本方針

市及びその他の防災機関は、震災時における防災活動を円滑に実施するため、単独又は合同して、震災に関する各種の訓練を実施する。

第2 実施要領

1 実施方法

【本編・第2章・第3節・第2・1 参照】

2 実施に当たって留意すべき事項

【本編・第2章・第3節・第2・2 参照】

- 訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

3 各訓練項目において留意すべき事項

- 市は、震災に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。

ア 通信情報連絡訓練

震災により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。

イ 職員非常招集訓練

震災により通常の交通手段が途絶した場合を想定し、徒歩による非常参集訓練等を実施すること。

ウ 消防訓練

震災により消火栓の使用が不可能となった場合等を想定し、自然水利等その他の水利を用いた消火訓練を実施すること。

エ 避難訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

オ 津波訓練

地震により津波が発生した場合を想定し、水門等の閉鎖、海面監視、住民広報等の津波訓練を実施すること。

カ 救出・救助訓練

震災により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

キ 施設復旧訓練

震災によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

第4節 避難対策計画

第1 基本方針

- 1 市は、地震による津波、火災等から住民の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民への周知徹底を図る。
- 2 学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実にを行うため、避難計画を作成し、その周知徹底を図る。
- 3 住民は、災害時に的確な避難行動を取れるよう、平常時から災害に対する備えに努める。

第2 避難計画の作成

1 避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・1 参照】

2 学校、病院、社会福祉施設等における避難計画

【本編・第2章・第5節・第2・2 参照】

3 津波避難計画

- 市は、避難場所等として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議のうえ、「岩手県津波避難計画策定指針（平成16年5月）」及び「岩手県地震・津波シミュレーション及び被害想定調査」（平成16年12月）に基づき、次の事項を内容とした津波避難計画等を策定する。
 - (1) 津波浸水予想地域
 - (2) 避難対象地域
 - (3) 避難困難地域
 - (4) 避難場所、避難路等の指定・設定（特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定も考慮する。）
 - (5) 初動体制
 - (6) 津波情報の収集・伝達
 - (7) 避難勧告・指示の発令
 - (8) 津波防災教育・啓発
 - (9) 津波避難訓練の実施
 - (10) その他の留意点
- 市の津波避難計画等の策定後、避難対象地域の住民は、「地域ごとの津波避難計画」の策定に取り組む。
- 市は、「地域ごとの津波避難計画」の策定を支援する。

第3 避難場所等の整備等

【本編・第2章・第5節・第3 参照】

第4 避難に関する広報

【本編・第2章・第5節・第4 参照】

第5 避難訓練の実施

【本編・第2章・第5節・第5 参照】

第6 津波に対する住民等の予防措置

1 住民の予防措置

- 津波に対する正しい知識を身につける。
 - ア 津波は、大きな地震のときだけ来るとは限らない。
 - イ 地震発生から津波が来るまでの時間は、震源が海岸に近いほど短く、未だ地震が終わらないうちに襲来する場合もある。
 - ウ 津波は、引き潮で始まるとは限らない。
 - エ 津波は、繰り返し襲来する。
- 日頃から、津波に対する備えを怠らない。
 - ア 避難場所、避難道路等を確認する。
 - イ 貴重品、ラジオ、懐中電灯等非常持出品を準備する。
 - ウ いざというときの対処方法を検討する。
 - エ 防災訓練等へ、積極的に参加する。
- 次の場合は、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき
- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車等を通じて入手する。
- 市の避難の勧告又は指示に従って行動する。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

2 船舶の予防措置

- 次の場合は、直ちに港外に退避する。
 - ア 強い地震を感じたとき
 - イ 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
 - ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたとき
- 港外に退避できない小型船については、時間的余裕がある場合は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 正しい情報を、テレビ、ラジオ、無線等を通じて入手する。
- 津波は、繰り返し襲ってくるので、津波警報、注意報が解除されるまで、気をゆるめない。

第5節 防災施設等整備計画

第1 基本方針

震災時において、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、防災施設等を整備し、震災時における応急活動体制の整備を推進する。

第2 岩手県地震防災緊急事業五箇年計画の推進

第3次「岩手県地震防災緊急事業五箇年計画」（平成18年度～平成22年度）に基づき、地震防災上、緊急に実施すべき施設、設備の整備を計画的に推進する。

事業名	事業量	実施予定年度	事業主体
消防ポンプ自動車更新事業	3台	H19・H21	釜石市
小型動力付ポンプ積載車更新事業	8台	H18～22	釜石市
水利整備事業（防火水槽）	6箇所	H18～22	釜石大槌地区行政事務組合
消防ポンプ自動車更新事業	1台	H20	釜石大槌地区行政事務組合
水槽付消防ポンプ自動車	1台	H22	釜石大槌地区行政事務組合
救急業務高度化資機材緊急整備事業	3箇所	H18～21	釜石大槌地区行政事務組合
水産基盤整備事業	12箇所	H18～22	釜石市
安全・安心な学校づくり交付金事業	7校・21棟	H20～22	釜石市
備品倉庫整備事業	1箇所	H20	釜石市

第3 防災施設等の機能強化

【本編・第2章・第6節・第2 参照】

第4 公共施設等の整備

- 市は、道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等の公共土木施設について、耐震性の確保に努める。
- 市は、避難路、避難地（公園、緑地、道路などの住民の退避地を含む。）等を整備するとともに、避難所となる小中学校等の公共施設の耐震性の確保に努める。
- 防災機関は、災害応急対策上の重要施設、広域経済活動上の重要施設、多数を収容する重要施設等についての耐震性の確保に努める。

第5 通信施設の整備

1 市防災行政無線

【本編・第2章・第6節・第4・1 参照】

2 その他の通信施設

【本編・第2章・第6節・第4・2 参照】

第6 消防施設の整備

- 市は、地域の実情に即した消防車両、消防水利等、その他の消防施設、設備を整備拡充し、常時点検整備を行う。
- 市は、地震災害時の消防水利を確保するため、貯水槽、自然水利等を整備する。

第7 防災資機材等の整備

【本編・第2章・第6節・第6 参照】

第6節 都市防災計画

第1 基本方針

都市災害を防止し、震災の被害を最小限に食い止めるため、市内における建築物の耐震化、不燃化の促進、防災空間の確保、市街地の再開発等を推進することにより、都市の防災化を図る。

第2 建築物の耐震性向上の促進

1 防災上重要な建築物等の耐震性確保

市は、既存建築物の耐震性の向上を図り、都市防災を推進するため、「岩手県既存建築物耐震改修推進計画」に準じて、次に定める対策を推進する。

(1) 防災上重要な建築物の設定

○ 次の建築物を「防災上重要な建築物」として位置付け、耐震性の確保に努める。

ア 庁舎、病院、学校等被災後応急・復旧活動の拠点となる公共性の高い施設

イ 建築基準法第12条に規定する定期報告の対象となる特殊建築物

ウ 放送局、新聞社等情報伝達業務の中心となる施設

エ 建築物の形態、工法、構造壁の設置等からみて建築構造上弱いと考えられる特殊建築物

(2) 市所有施設の耐震強化

○ 防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない市所有の既存建築物については、耐震性を確保するため、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図るものとし、防災上重要な建築物に該当しない施設についても、重要度に応じて耐震性の確保に努める。

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性確保

○ 市は、防災上重要な建築物の耐震性を確保するため、民間の防災上重要な建築物のうち、昭和56年6月1日改正後の建築基準法の適用を受けていない建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の促進指導に努める。

(4) 設備・備品の安全対策

○ 防災上重要な建築物については、設備、備品の転倒、破損等による被害を防止するため、テレビ、パソコン、事務機器、書棚、医療機器等の固定・転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等の危険物管理の徹底を図る。

2 木造住宅の耐震性確保

○ 木造住宅の耐震性を確保するため、市民に対し、耐震性確保の重要性を啓発するとともに、建築物所有者が行う耐震性能の自己診断方法についての普及を図り、必要に応じた改修の実施を促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

○ 耐震性の確保について広く市民に普及啓発を行い、既存建築物については必要に応じた耐震診断を促進する。また、新規に建築される建築物についての耐震性を確保するため、関係団体に対し、設計、工法、管理についての指導を行う。

4 工作物の耐震性確保

○ 煙突、広告塔、高架水槽、鉄塔等の工作物の耐震性について、広く市民の認識を深めるとともに耐震診断の実施を促進する。

5 建築物の窓ガラス、外装タイル等の耐震性確保

○ 道路に面する3階以上の建築物の所有者に対し、窓ガラス、外装タイル等の落下防止のため、専門技術者を通じて定期的に点検するよう指導する。特に、通学路及び避難場所周辺については、市においても点検を行い、改修を要する建築物の所有者に対しては、強力的に改修指導を行

う。

6 既存コンクリートブロック塀の耐震性確保

- 道路沿いのコンクリートブロック塀の所有者に対し、建築基準法に適合したものとするよう強力に指導する。特に通学路沿い及び避難場所周辺のコンクリートブロック塀の所有者に対しては、定期点検補強を指導するとともに、市においても定期的に点検する。

7 家具等の転倒防止対策推進

- 住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため適正な防止方法について、広報誌等により市民への啓蒙、普及を図る。

8 地震保険の加入促進

- 地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つとして、市は、その制度の普及や加入促進に努める。

9 関係団体等との協力

- 市は、県及び社団法人岩手県建築士会釜石支部等建築物の設計、検査、診断、改修に係る関係団体と協力して、耐震診断促進指導、広報活動を行うとともに、講習会の実施等による耐震診断技術者の育成に努める。

10 岩手県既存建築物耐震改修促進連絡協議会との協力

- 市は、県及び関係団体で構成設置する岩手県既存建築物耐震改修促進連絡協議会と相互に連絡調整を図りながら、既存建築物の耐震改修を進める。

第3 建築物の不燃化の促進

【本編・第2章・第7節・第2 参照】

第4 防災空間の確保

【本編・第2章・第7節・第3 参照】

第5 市街地再開発事業等による都市整備

【本編・第2章・第7節・第4 参照】

第7節 交通施設安全確保計画

第1 基本方針

震災による道路施設及び港湾施設の被害を防止し、又は軽減し、交通機能を確保するため、施設の耐震性の向上や、災害対策用資機材の整備等を図る。

第2 道路施設

1 道路の整備

【本編・第2章・第8節・第2・1 参照】

2 橋梁の整備

- 震災時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路橋の整備を進める。
 - ア 「橋、高架の道路等の技術指針について」（道路橋示方書）（平成8年11月、建設省都市局長及び道路局長通達）に適合する構造の改善補強を行う必要のある橋梁を把握するため、橋梁耐震点検調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、補修等対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強を実施する。
 - ウ 新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。

3 横断歩道橋の整備

- 震災時において、横断歩道橋が落下等により交通障害物になることを防止するため、所管横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定して、横断歩道橋の整備を進める。
 - ア 本体と階段の取付部を中心とした横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。
 - イ 上記調査に基づき、補強等対策工事が必要とされた横断歩道橋について、落下防止補強工事を実施する。

4 トンネルの整備

【本編・第2章・第8節・第2・3 参照】

5 障害物除去用資機材の整備

【本編・第2章・第8節・第2・4 参照】

第3 港湾施設

- 震災時における海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、多目的に利用可能なオープンスペースの確保など、防災拠点の強化を図る。

第8節 ライフライン施設等安全確保計画

第1 基本方針

震災による電力、ガス、上下水道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上、災害対策用資機材の整備等を図るとともに、巡視点検の実施等安全対策に万全を期する。

第2 電力施設

○ 電気事業者は、震災による電力施設の被害を防止し、又は軽減するため、電力施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図るとともに、電気工作物の巡視、点検、広報活動の実施等により、電気事故の防止を図る。

1 施設の耐震性の向上

発電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○ ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。 ○ 水路工作物並びに基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として建造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計する。 ○ その他の電気工作物については、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準及び発電用火力設備に関する技術基準に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
送電設備	架空電線路	○ 電気設備の技術基準に基づき、設計する。
	地中電線路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、設計する。 ○ 洞道については、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき、設計する。 ○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
変電設備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機器については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。 ○ 建物は、建築基準法による耐震設計とする。
配電設備	架空電線路	○ 電気設備の基準に基づき、設計する。
	地中電線路	○ 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど、耐震性に配慮する。
通信設備		○ 屋内設置装置については、建造物の設置階を考慮して設計する。

2 電気工作物の予防点検等

【本編・第2章・第9節・第2・2 参照】

- 3 災害対策用資機材の確保等
【本編・第2章・第9節・第2・3 参照】
- 4 ヘリコプターの活用
【本編・第2章・第9節・第2・4 参照】

第3 ガス施設

○ ガス事業者は、災害によるガス施設の被害を防止し、又は軽減するとともに、二次災害を防止するため、施設、資機材等の整備を図るとともに、需要家に対する器具の取扱い方法等の周知徹底を図る。

1 施設等の耐震性の向上

(1) 都市ガス施設

製造施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。 ○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき、設計する。 ○ ガスホルダー及びガス導管は、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置する。 ○ ガス導管材料は、中間圧、低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料、継手、構造等を採用する。 ○ 二次災害を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化を行う。
安全器具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

(2) LPガス施設

製造施設及び貯蔵所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害を防止するため、緊急遮断弁、消火設備、保安用電力の確保等の整備を行う。
容器置場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気との距離を確保するために、消費先の容器置場に隔壁を設置する場合は、耐震性を考慮して施工するとともに、既設の隔壁等については、耐震性の評価を実施し、必要に応じ、強化等の措置を講じる。
容器	<ul style="list-style-type: none"> ○ 容器の転落、転倒を防止するため、適切な鎖掛け等を行うとともに、定期点検を実施する。
配管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配管は、可能な限り露出管化するとともに、埋設配管を設置せざるを得ない場合は、耐震性の高い配管を設置する。 ○ 既設の埋設配管については、計画的に、露出管化又は耐震性の高い配管へ切替えを行う。
安全器具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害防止に効果のあるマイコンメーターの設置を進める。

2 災害対策用資機材の確保等

○ 震災時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材については、その確保体制を整備する。

3 防災広報活動

○ 災害時における二次災害の防止等を図るため、平常時から、需要家に対し、次の事項についての周知徹底を図る。

- ア ガス栓の閉止等、地震が発生した場合においてガス器具に対してとるべき措置
- イ ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置

第4 上下水道施設

1 上水道施設

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災による上水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上、資機材の整備等を図る。

(1) 施設の耐震性の向上

- 水道事業者等は、「水道耐震化計画指針」（厚生労働省）及び「岩手県広域的水道防災構想」を踏まえ、計画的に水道施設の耐震化を図る。

貯水、取水 導水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁など耐震性を考慮した構造、材質とする。 ○ 水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水水質の安全が保持できるかを確認し、複数水源間の連絡管の敷設、地下水等予備水源の確保を図る。
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ回りの配管、構造物との取付管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化のための整備増強を図る。 ○ 被災時の停電を考慮して、必要最小限の自家発電設備の整備を図る。
送、配水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 送、配水幹線は、耐震継手、伸縮可とう管など耐震性の高い構造、工法とするほか、配水系統間の相互連絡を行う。 ○ 配水管は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等を行う。 ○ 既設管については、漏水防止作業を実施し、破損及び老朽管を発見して、敷設替え等の改良を行う。

(2) 給水体制の整備

- 市及び水道事業者等は、震災時において、被災者が必要とする最小限の飲料水（一人当たり1日3リットル以上）の供給を確保できるよう、ろ過器の配備、給水タンク車の増強、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強を図る。

2 下水道施設

- 下水道施設の管理者は、震災による下水道施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設の耐震性の向上を図る。

下水管渠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな下水管渠の敷設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図るとともに、管路の複数ルート化に努め、流下機能を確保する。 ○ マンホール蓋の点検を行い、飛散、摩擦等の危険な箇所を補修、交換を行う。 ○ 下水管渠の流下機能を確保するため、マンホール間のバイパス等の資機材の確保を図る。
ポンプ場、 終末処理場	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポンプ場、終末処理場は、非常用発電設備を整備する。 ○ 新たなポンプ場、処理場の建設は、耐震性の確保のため構造面での耐震化を図る。 ○ 既設のポンプ場、処理場は、耐震診断を行い、危険な施設の改修を行う。

第5 通信施設

1 電気通信設備

- 電気通信事業者は、災害時における通信の確保を図るため、施設、資機材の整備等を図る。
 - (1) 設備の耐震性の向上
 - 電気通信設備及びその附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

- ア 津波等のおそれのある地域の電気通信設備等については、耐水構造化を行う。
 - イ 地震又は火災に備え、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を行う。

 - 災害が発生した場合における通信の確保を図るため、次により、通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を、多ルート構成又はループ構成する。
 - イ 主要な中継交換機を、分散配置する。
 - ウ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
 - エ 重要加入者については、当該加入者との協議により、2ルート化を推進する。
 - (2) 重要通信の確保
 - 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
 - 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
 - 災害時には、設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行い、電気通信のそ通を図る。
 - (3) 災害対策用機器及び車両の配備
 - 保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材、車両等を配備する。

- ア 孤立防止用衛星通信方式（ku-1ch）
 - イ 可搬型衛星地球局
 - ウ 可搬型無線機
 - エ 移動電源車及び可搬型発電機
 - オ 応急ケーブル
 - カ 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう等）
 - (4) 災害対策用資機材の確保等
 - 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から、災害対策用資機材、器具等の確保に努める。
 - (5) 電気通信設備の点検調査
 - 電気通信設備を、常に法令に定める技術基準に適合するよう保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気通信設備の巡視点検（災害の発生のおそれがある場合は、特別の巡視）を行い、不具合の早期発見とその改修に努める。
- 2 放送施設
- 放送局は、震災時における放送の送出及び受信を確保するため、放送施設・設備の整備拡充を図るとともに、災害応急・復旧対策に必要な資機材の整備を図る。
 - (1) 設備の震災対策
 - 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化を図る。
 - 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
 - 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
 - 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
 - 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について、定期的に自主点検を実施する。
 - (2) 放送継続体制の整備
 - 震災により、放送機、中継回線、演奏所等に障害が発生し、平常時の運用が困難になった場合に備え、他の放送系統による臨機の番組変更、常置以外の必要機器の仮設等、放送を継続できる体制の整備を図る。
 - (3) 防災資機材の整備
 - 災害応急対策・復旧対策に必要な資機材の整備、備蓄を図る。

第9節 危険物施設等安全確保計画

第1 基本方針

危険物災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備、災害対策用資機材等の整備を図るとともに、保安教育、指導等による保安体制の整備強化を図る。

第2 石油類等危険物

1 保安教育の実施

- 危険物施設の所有者等は、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対し、保安管理の向上を図るため、消防本部と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

2 指導強化

- 消防本部は、県の指導助言を受け、許可及び立入検査等を実施し、災害防止に努める。
- 消防本部は、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震構造の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。
- 消防本部は、危険物施設に対し、次の事項を重点に、立入検査等を実施する。

- | |
|--|
| ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理の検査 |
| イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法の検査及び安全管理指導 |
| ウ 危険物施設の所有者等、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置指導 |
| エ 地震動及び津波等による危険物施設等への影響に対する安全措置指導 |

3 屋外貯蔵タンクからの流出油事故対策

(1) 沈下測定の実施

- 危険物施設の所有者等は、屋外貯蔵タンクの沈下測定を定期的に行い、その実態の把握に努める。

(2) 不等沈下の著しいタンクの措置

- 消防本部は、不等沈下の著しいタンクについて、法令の定めるところにより、タンクの底部の厚さ、溶接部の損傷、亀裂、腐食等の欠陥の有無の確認等保全検査を実施する。
- 消防本部は、欠陥が発見されたタンクについて、必要な修繕を行わせるとともに、タンクの基礎の修繕により不等沈下を是正させ、保安の確保に努める。

(3) 敷地外流出防止措置

- 消防本部は、危険物の流出事故が発生した場合における敷地外又は海上、河川等への流出による二次災害を防止するため、油槽基地等危険物タンクが相当数群立する危険物施設の所有者等に対し、防油堤・流出油防止堤の設置、土のう、オイルフェンス等の流出油防除資機材の整備など必要な措置を講じるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化措置

- 危険物施設の所有者等は、自衛消防隊の組織化を推進し、特に、震災時における自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 危険物施設の所有者等は、隣接する事業所との相互応援に関する協定を締結するなど、効率ある自衛消防力の確立を図る。

5 化学防災資機材の整備

- 市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

第10節 津波災害予防計画

第1 基本方針

- 1 津波災害の防止、軽減を図るため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。
- 2 災害時に適切な措置をとることができるよう、施設の維持管理体制を整備する。
- 3 津波防災対策を十分考慮に入れ、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しを行い、津波に強い街づくりを推進する。

第2 津波災害予防事業

- 津波、高潮、波浪等の災害から積極的に防護する必要がある地域として海岸法に基づき海岸保全区域に指定した区域の海岸延長は、13,394mとなっている。
[資料編 2-12-1 海岸保全区域指定延長調]
- 国、県及び市町村は、社会資本整備重点計画（平成15年10月閣議決定）に基づき、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設の整備を、計画的に実施する。
[資料編 2-12-2 津波高潮災害予防施設設置状況調]
[資料編 2-12-4 水門・門扉一覧表]

第3 海岸堤防施設の管理

- 管理者（管理を委託された者）は、施設ごとの責任者を定める等必要な計画を定め、有事に即応した適切な措置を講じられるよう、管理体制を整備する。
[資料編 2-12-5 釜石市海岸堤防水門等管理要領]

第4 海岸地域の津波防災化

- 市及び防災機関は、土地利用計画、公共施設計画、交通施設計画等の策定又は見直しに当たっては、津波防災対策を十分考慮に入れ、津波に強い街づくりを推進する。
 - 1 土地利用上の対策
 - (1) 津波防災上の土地利用
 - 津波による被害が予想される場所では、土地利用の現状、地域の将来の発展、住民生活の利便性を十分考慮し、津波による被害をできるだけ少なくできるような土地利用を誘導する。
 - 建築基準法に基づく災害危険区域について検討するとともに、小規模の集落については、住宅の高地への移転を誘導する。
 - (2) 防浪地区の設定
 - 防潮堤背後の土地利用が進んでいる地域は、地域の実態に応じ防浪地区を設定するとともに、地域内の建築物を耐浪化し、防浪ビルを並列させる等の指導をする。
 - (3) 緩衝地区の設定
 - 津波の緩衝機能が高く、土地利用が進んでいない地区を緩衝地区として設定し、土地利用が高度化している隣接地区の津波に対する安全化を図る。
 - (4) 旧堤の保全
 - 旧堤が、津波防災上有効な機能を発揮すると想定される場合は、その保全を図る。
 - 2 公共施設の耐浪性の確保
 - 庁舎、学校、病院、公民館等の公共施設は、地域の主要な機能を有しており、また、その配置が地域の形成を性格付けることから、地域内の活動、広域内の活動等を踏まえた津波に強い街づくりを誘導する施設の配置を行う。
 - 3 交通施設の配置等
 - 道路、鉄道等の交通施設は、その地域における土地利用を誘導し、また、災害時において避難路及び救援路となることから、その配置及び構造について、特に配慮して計画する。

第11節 地盤災害予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生に伴う地すべり、崖崩れ等の地盤災害を防止するため、危険地域の実態を調査するとともに、危険な個所における必要な災害防止対策を実施する。
- 2 地盤の弱体化を招く宅地造成工事の規制、えん堤施設の保全に関する適正な管理、指導を行う。

第2 崩壊危険地の災害防止対策

1 土石流対策事業

- 本市における土石流危険渓流の現況は次のとおりである。

[資料編 2-13-2 土石流危険渓流内訳表]

- 土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的施設の多い渓流について、重点的に砂防工事（えん堤工，渓流保全工等）を進める。

2 山地災害予防事業

- 本市における山地災害危険箇所の実況は次のとおりである。

[資料編 2-13-3 山地災害危険箇所]

- 公共施設、人家等に直接被害を及ぼす箇所等について、治山事業の実施を図る。

3 急傾斜地崩壊対策事業

- 本市における急傾斜地崩壊危険箇所の現況は次のとおりである。

[資料編 2-13-1 急傾斜地崩壊危険区域一覧表]

- 災害時要援護者施設や避難所がある箇所等、緊急性の高い箇所を重点的に対策工事を進めるとともに、情報の伝達、警戒態勢等の整備を進める。

第3 宅地防災対策

- 市は都市計画法の開発許可制度及び建築基準法に基づき、崖崩れ、擁壁の倒壊等の地盤災害を未然に防止するため、地盤の弱体化を招く宅地造成については、開発業者に対しての是正指導を強力に行う。
- 防災パトロールを強化して、違反宅造、危険宅地の発見に努め、これに対して是正措置を強力に指導し、宅地防災対策について万全を期する。

第12節 火災予防計画

第1 基本方針

- 1 地震発生時における同時多発的な火災の発生を防止し、又は拡大を防止するため、防火思想の普及、出火防止、初期消火の徹底等を図る。
- 2 消防施設の整備等による消防力の充実強化を図る。

第2 出火防止、初期消火体制の確立

1 火災予防の徹底

- 市及び消防本部は、出火防止等を重点とした講演会、講習会、座談会等の実施、ポスター、パンフレット等の印刷物の配付、その他火災予防週間中における車両等による広報を実施し、火災予防の徹底を図る。
- 市及び消防本部は、出火防止又は火災の延焼拡大防止を図るため、地域住民に対し、初期消火に必要な消火資機材、住宅用防災機器（火災警報器）、消防用設備等の設置及びこれら器具等の取扱い方について、指導の徹底及び普及啓発を図る。

対 象	指 導 内 容
一般家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての住民が参加できるよう全区域を対象に防災指導等を行い、火災や地震の恐ろしさ、出火防止、初期消火の重要性等についての知識の普及を図る。 ○ 火災予防週間等には、重点的に各家庭への巡回指導を実施し、出火防止に関する適切な指導啓発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火気使用設備の取扱方法 イ 消火器の設置及び取扱方法 ウ 耐震自動消火装置付石油ストーブの普及促進及び点検履行 エ 住宅用防災機器（火災警報器）の設置及び取扱方法 ○ 災害時要援護者に対しては、家庭訪問を行い、出火防止及び避難方法等について、詳細な指導を行う。
職 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等の機会をとらえ、関係者に対する防火思想の普及、高揚を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生時における応急措置要領の作成 イ 消防用設備等の維持管理及び取扱方法の徹底 ウ 避難、誘導體制の確立 エ 終業後における火気点検の励行 オ 自衛消防隊の育成

2 地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

【本編・第2章・第14節・第2・2 参照】

3 予防査察の強化

【本編・第2章・第14節・第2・3 参照】

4 防火対象物の防火体制の推進

【本編・第2章・第14節・第2・4 参照】

5 危険物等の保安確保指導

【本編・第2章・第14節・第2・5 参照】

第3 消防力の充実強化

- 市及び消防本部は、大震火災等に対処しうる消防力を確保するため、消防力の充実強化に努めるものとし、県は、これに必要な指導、援助を行う。

1 総合的な消防計画の策定

- 地震災害が発生した場合における防災活動に万全を期するため、次に掲げる事項を踏まえた総合的な消防計画を策定する。

災害警防計画	消防機関が、適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等を定める。
火災警防計画	火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等を定める。
危険区域の火災防ぎょ計画	木造建築物の密集地域、消防水利の状況等により、火災が発生すれば拡大が予想される地域について定める。
特殊建築物の防ぎょ計画	建物の構造、業態、規模から判断して、火災が発生した場合、延焼拡大し、人命救助の必要のある高層建築物、地下街等について定める。
危険物の防ぎょ計画	爆発、引火、発火、その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所等について定める。
ガス事故対策計画	ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関相互の協力のもとに、被害の軽減を図るための対策について定める。

2 消防活動体制の整備強化

- 火災発生時における初動体制を確立するため、消防署、消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

3 消防施設等の整備強化

(1) 消防特殊車両等の増強

ア 特殊車両等の増強

- 建築物の高層化、複雑化等に伴う火災の立体化、特異化に対応した人命救助及び消火活動を実施するため、はしご車、化学車等の特殊車両及び特殊装備の整備強化を図る。

イ 可搬式小型動力ポンプの増強

- 災害時の道路損壊等による交通障害下において、同時多発火災に対処できるよう、消防署所等への可搬式小型動力ポンプの増強を図る。

ウ 救助用資機材の整備

- 倒壊家屋等から人命救助を行うために必要な資機材の整備充実を図る。

(2) 消防水利の確保

- 地震による同時多発火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(3) 消防通信施設の整備

- 災害応急対策活動時における防災機関との情報連絡を円滑に実施するため、消防通信施設の整備充実を図る。

第13節 震災に関する調査研究

第1 基本方針

地震災害は、災害事象が広範かつ複雑であり、地域社会へ及ぼす被害は、連鎖的、広域的なものへと波及する特徴を有している。

したがって、震災対策を総合的、計画的に推進するに当たり、被害を最小限とする有効な具体策を樹立するための指標として、各種災害の要因、態様、被害想定及びその対策等について、科学的な調査研究を行う。

第2 調査研究

- 防災機関は、研究機関等との連携を深め、次の調査研究の推進を図る。
 - ア 被害想定に関する調査研究
 - イ 地盤に関する調査研究
 - ウ 建造物の耐震性に関する調査研究
 - エ 津波災害に関する調査研究
 - オ 大震火災に関する調査研究
 - カ 避難に関する調査研究
 - キ その他必要な調査研究

第14節 ボランティア育成計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動についての普及啓発を図る。
- 2 ボランティアのリーダー、コーディネーター等の養成に努める。
- 3 ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第2章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティア・リーダー等の養成
【本編・第2章・第18節・第3・1 参照】
- 2 ボランティアの登録
【本編・第2章・第18節・第3・2 参照】
- 3 ボランティアの受入体制の整備
【本編・第2章・第18節・第3・3 参照】
- 4 関係団体等の協力
【本編・第2章・第18節・第3・4 参照】

第15節 企業等防災対策計画

第1 基本方針

- 1 企業等は、災害時の企業等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自ら防災体制の整備や防災訓練に努めるなど防災力向上を図る。
- 2 市及び関係機関は、企業等の防災力向上の促進に努める。

第2 事業継続計画の策定

【本編・第2章・第19節・第2 参照】

第3 企業等の防災活動の推進

【本編・第2章・第19節・第3 参照】

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

第1 基本方針

- 1 市及び防災機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部各班間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者、団体との協力体制の強化を図る。

第2 市の活動体制

当市地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、釜石市災害警戒本部（以下、本節中「災害警戒本部」という。）又は釜石市災害対策本部（以下、本節中「災害対策本部」という。）を設置する。

1 災害警戒本部の設置

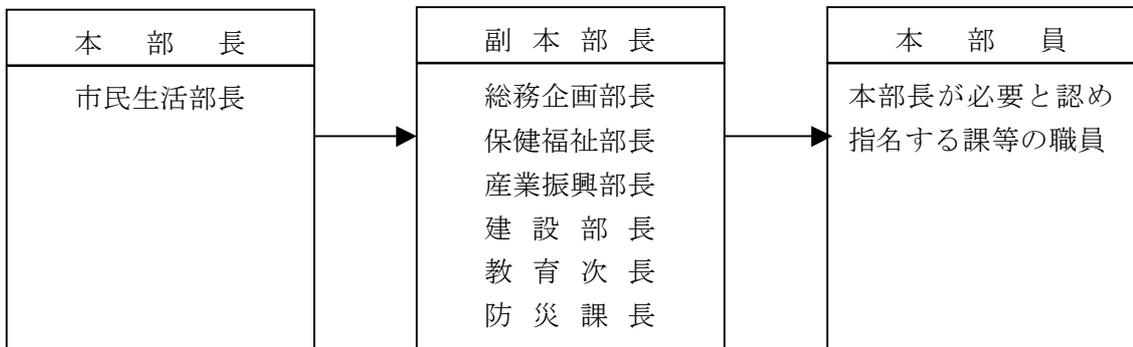
- 災害警戒本部は、釜石市災害警戒本部設置要領に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。
[資料編 3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領]

(1) 設置基準

- ア 津波注意報が発表された場合
- イ 市内に震度4の地震が発生した場合

(2) 組織

- 災害警戒本部の組織は、次のとおりである。



(3) 分掌事務

- 災害警戒本部の分掌事務は、次のとおりである。
 - ア 地震、津波に関する気象予警報等の受領及び住民への伝達並びに関係機関との連絡調整
 - イ 震度及び潮位等に関する状況及び被害発生状況の把握
 - ウ 応急措置の実施
 - エ その他の情報の把握

(4) 関係各課の防災活動

○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。

部	課	担 当 内 容
市民生活部	防 災 課	1 人的被害及び建物被害情報の収集 2 地震、津波に関する気象予警報等の収集 3 潮位情報の収集 4 災害情報の収集 5 本部長が特に命ずる事項の調査
産業振興部	水産農林課	1 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 2 農業施設被害情報の収集
	水産農林課	1 潮位変化情報の収集 2 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 3 港湾漁業施設被害情報の収集
建設部	建設課	1 津波注意報発令時等の所管水門等の閉鎖及び確認 2 所管施設被害情報の収集

(5) 廃止基準等

○ 災害警戒本部は、津波注意報が解除された場合等において、市民生活部長が、災害発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

○ 市本部長は、災害による被害が相当規模を超えると見込まれる場合は、災害警戒本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の設置

○ 災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき設置し、災害応急対策を迅速、的確に実施する。

○ 災害対策本部は、県の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。

(1) 設置基準

区 分	設 置 基 準
警 戒 配 備	津波注意報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合
1 号 非 常 配 備	(1) 津波警報（津波）が発表された場合 (2) 震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合
2 号 非 常 配 備	(1) 大災害が発生した場合において、本部のすべての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合 (2) 津波警報（大津波）が発表された場合 (3) 震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 組 織

【本編・第3章・第1節・第2・2・(2) 参照】

(3) 分掌事務

【本編・第3章・第1節・第2・2・(3) 参照】

(4) 廃止基準

【本編・第3章・第1節・第2・2・(4) 参照】

3 緊急初動特別班

【本編・第3章・第1節・第2・3 参照】

第3 職員の動員配備体制

【本編・第3章・第1節・第3 参照】

第4 防災機関の活動体制

【本編・第3章・第1節・第4 参照】

第2節 津波予警報等の伝達計画

第1 基本方針

- 1 津波予報・注意報・警報、地震及び津波に関する情報（以下、本節中「津波予警報等」という。）並びに地震及び津波に関する異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する。
- 2 通信設備が被災した場合においても、気象予警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	活動の内容
市 本 部 長	津波予警報等の周知
消 防 本 部	1 津波予警報等の周知 2 火災警報の発表
県 本 部 長	津波予警報等の市等に対する伝達
釜 石 海 上 保 安 部	津波予警報等の船舶への周知
東日本電信電話(株)岩手支店	津波予警報等の市町村に対する伝達
三陸ブロードネット(株)	津波予警報等の放送

〔市本部の担当〕

部	班	担当内容
本部運営部	運 営 班	1 津波予警報等の周知及び伝達 2 消防本部との連絡調整

第3 実施要領

1 津波予警報等の種類及び伝達

(1) 津波予警報等の種類

ア 情報の種類

種 類	内 容
地震に関する情報	震度速報 ※ 震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名を速報する。
	震源に関する情報 震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を発表する。
	震源・震度に関する情報 震度3以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上の地域、市町村名を発表する。
	各地の震度に関する情報 震度1以上を観測したときに、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測地点名を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 津波の到達時刻と予想される津波の高さ、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 主な地点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、経度・緯度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。

津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況（各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向、振幅、最大の高さとその出現時刻）を発表する。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く。）を含めて発表する。

注) ※ 震度速報は、盛岡地方気象台からの伝達は行わない。

イ 津波警報・注意報・予報の種類と内容

(ア) 種類

- a 津波警報：津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- b 津波注意報：津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。

(イ) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波 予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上
	津波 予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注) ※1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

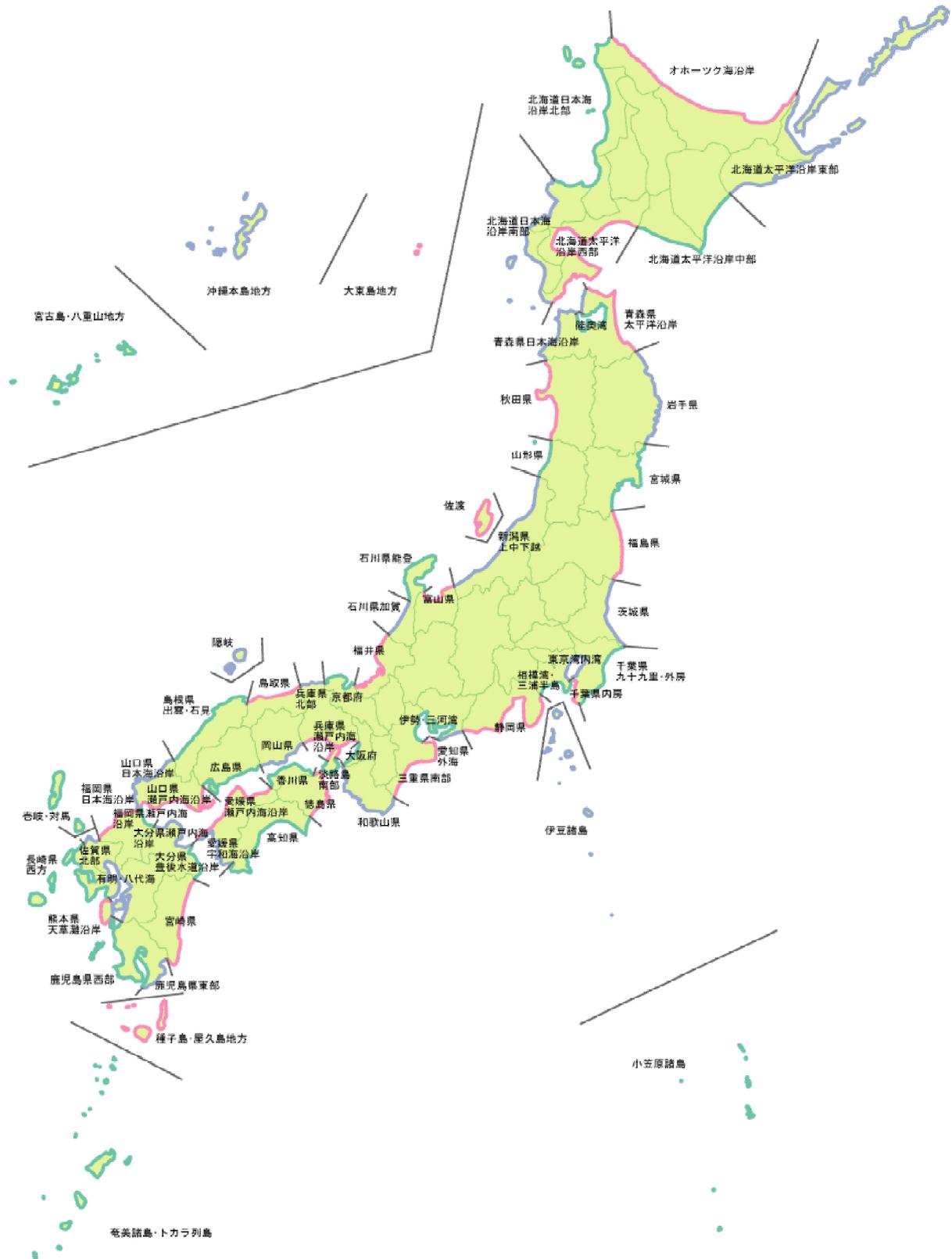
ウ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波予警報等に用いる海域名

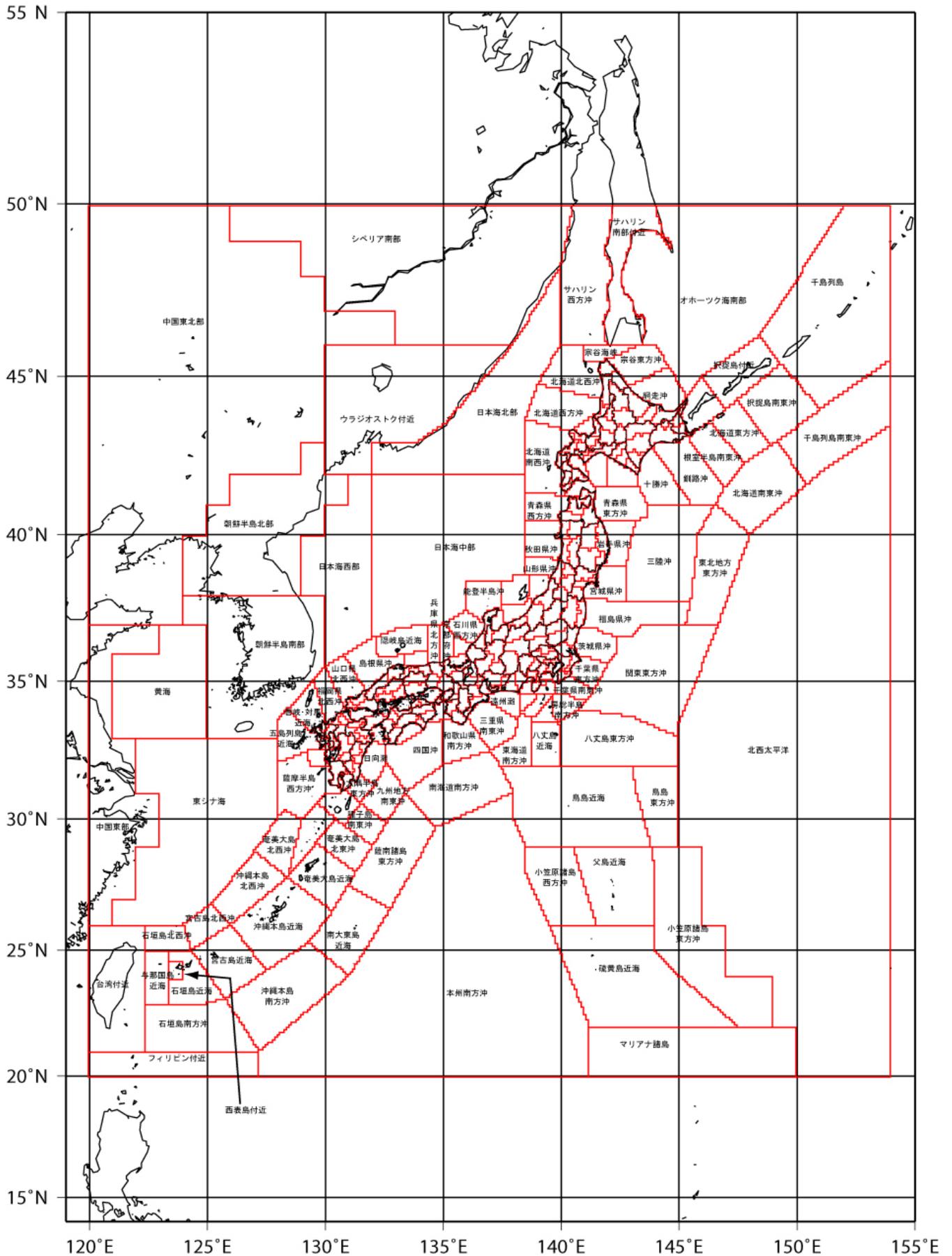
ア 津波予報区

- 津波注意報・警報は、震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600km以遠にある地震による津波については、津波予報全国中枢（気象庁本庁）が、おおむね600km以内にある地震による津波については、津波予報全国中枢もしくは津波予報地方中枢（東北地方は、仙台管区气象台）が担当し、発表する。



イ 情報に用いる海域名

○ 地震情報に用いる海域名は、次の海域名によって発表する。



(3) 伝達系統

- 津波予警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

津波予警報等の区分	発表機関	伝達系統
津波についての予報・注意報・警報	気象庁、 仙台管区気象台	津波予報・注意報・警報伝達系統図（別図1）のとおり。
地震及び津波に関する情報	気象庁、 仙台管区気象台、 盛岡地方気象台	地震及び津波に関する情報伝達系統図（別図2）のとおり。

(4) 伝達機関等の責務

- 津波予警報等の発表機関及び伝達機関は、津波予警報等の発表、伝達、周知等が迅速かつ正確に行われるよう、伝達体制の整備を図るとともに、所管する防災事務に基づき、津波予警報等の伝達先その他必要な要領を定める。
- 津波予警報等の受領及び伝達に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外における体制の整備に留意する。
- 津波予警報等の伝達機関は、災害による通信設備が損壊した場合においても、津波予警報等の受信、伝達等ができるよう、通信手段の複数化に努める。

(5) 市の措置

- 市長は、津波予警報等を受領した場合は、直ちに、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。
- 市長は、あらかじめ、通知をすべき機関及び通知方法を定めておく。
- 津波予警報等の受領後においては、ラジオ、テレビ等の報道内容に注意するとともに、県釜石地方支部及び関係機関との連絡を密にするなど、的確な地震・津波情報の把握に努める。
- 市長は、同報系防災行政無線の整備等により、住民、団体等に対する津波予警報等の伝達手段の確保に努める。
- 津波予警報等の広報は、おおむね、次の方法による。

ア 同報系防災行政無線	エ 電話	キ 自主防災組織等の広報活動
イ 有線放送	オ 広報車	
ウ C A T V	カ サイレン及び警鐘	

(6) 県の措置

- 津波予警報等の通知を受けた場合は、次により、直ちに通知を行う。

内 容	担当機関	通 知 先
1 津波予警報 2 地震及び津波に関する情報	総合防災室	(1) 市町村長及び消防本部消防長 (2) 広域振興局副局長及び地方振興局長及び広域振興局総合支局長 (3) 所管事務の執行上、気象予警報等を必要とする課長
津波予警報	警察本部 地域課 警備課	(1) 沿岸市町村長 (2) 沿岸警察署長

(7) 防災機関の措置

- ア 東日本電信電話(株)岩手支店
津波予警報を受領した場合は、一般通信に優先して電話回線により、市に伝達する。

イ 釜石海上保安部

津波予警報を受領した場合は、航行中及び入港中の船舶に対して周知を図る。

ウ 放送事業者

ラジオ放送においては番組を利用し、また、緊急の場合は番組を中断し、テレビ・ケーブル放送においては字幕・スーパー等により放送する。

エ その他の防災機関

それぞれの所管事務に応じて、関係団体等に通知する。

2 異常現象発生時の通報

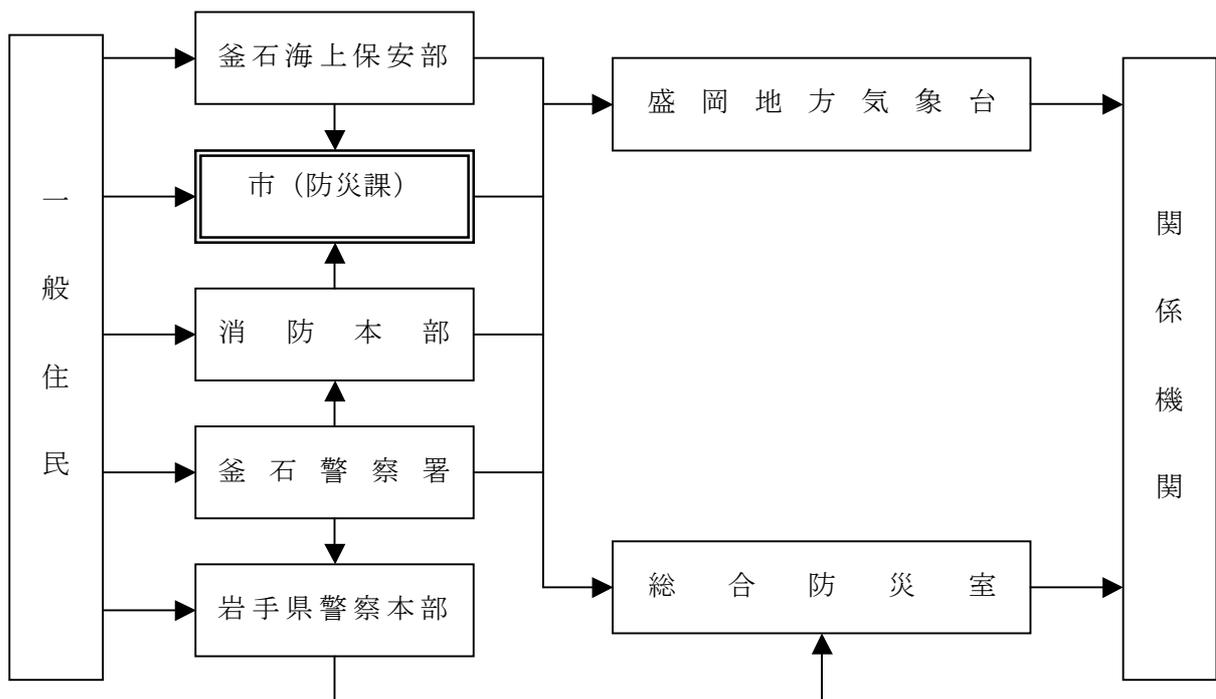
(1) 異常現象発見者の通報義務

- 地震及び津波に関する異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。
- 異常現象の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報するとともに(2)に定める担当機関の長に通報するよう努める。

(2) 市長の通報先

- 通報を受けた市長は、盛岡地方気象台及び県総合防災室に通報する。

[異常現象の通報、伝達経路]

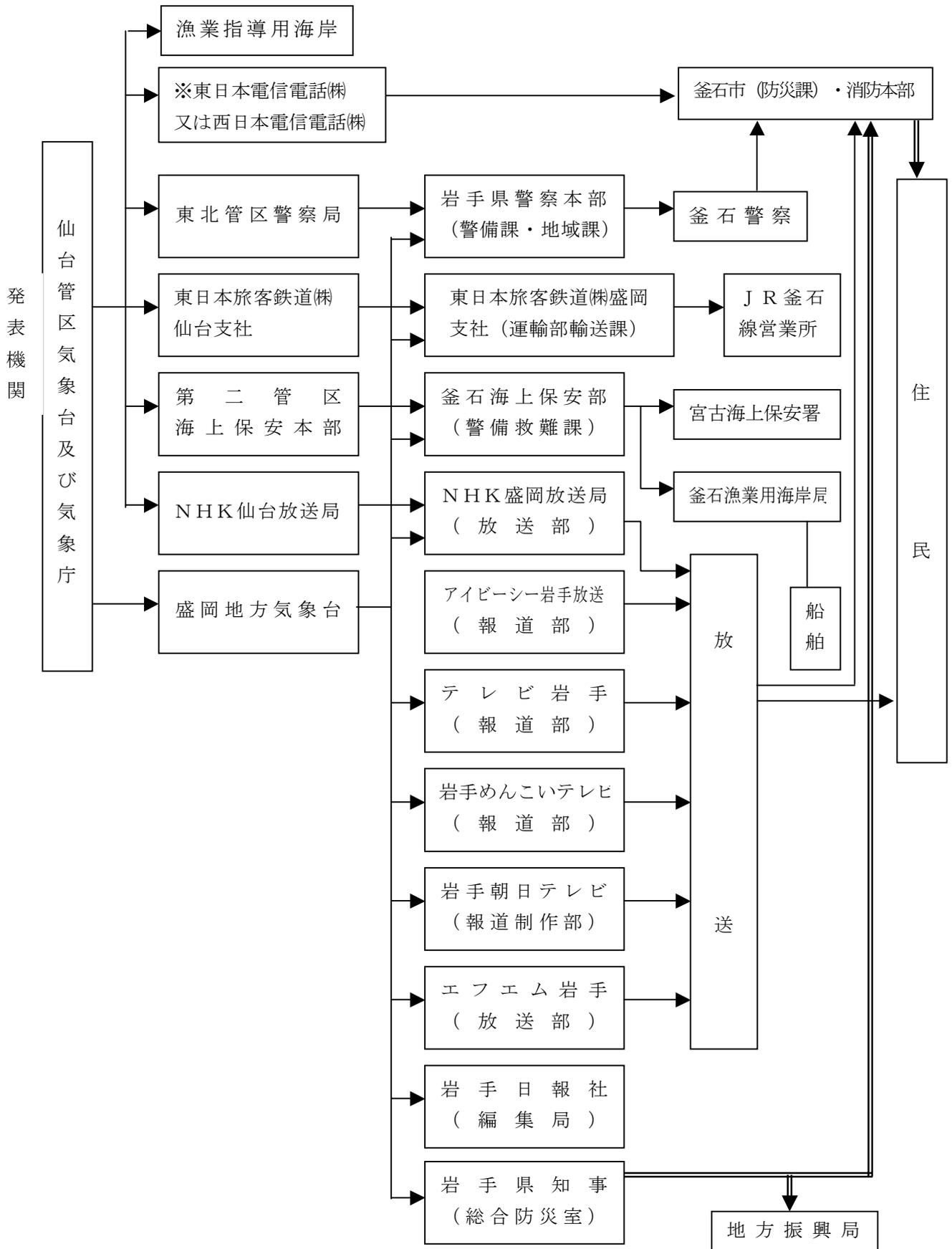


(3) 異常現象の種類

- 通報を要する異常現象は、おおむね、次のとおりである。

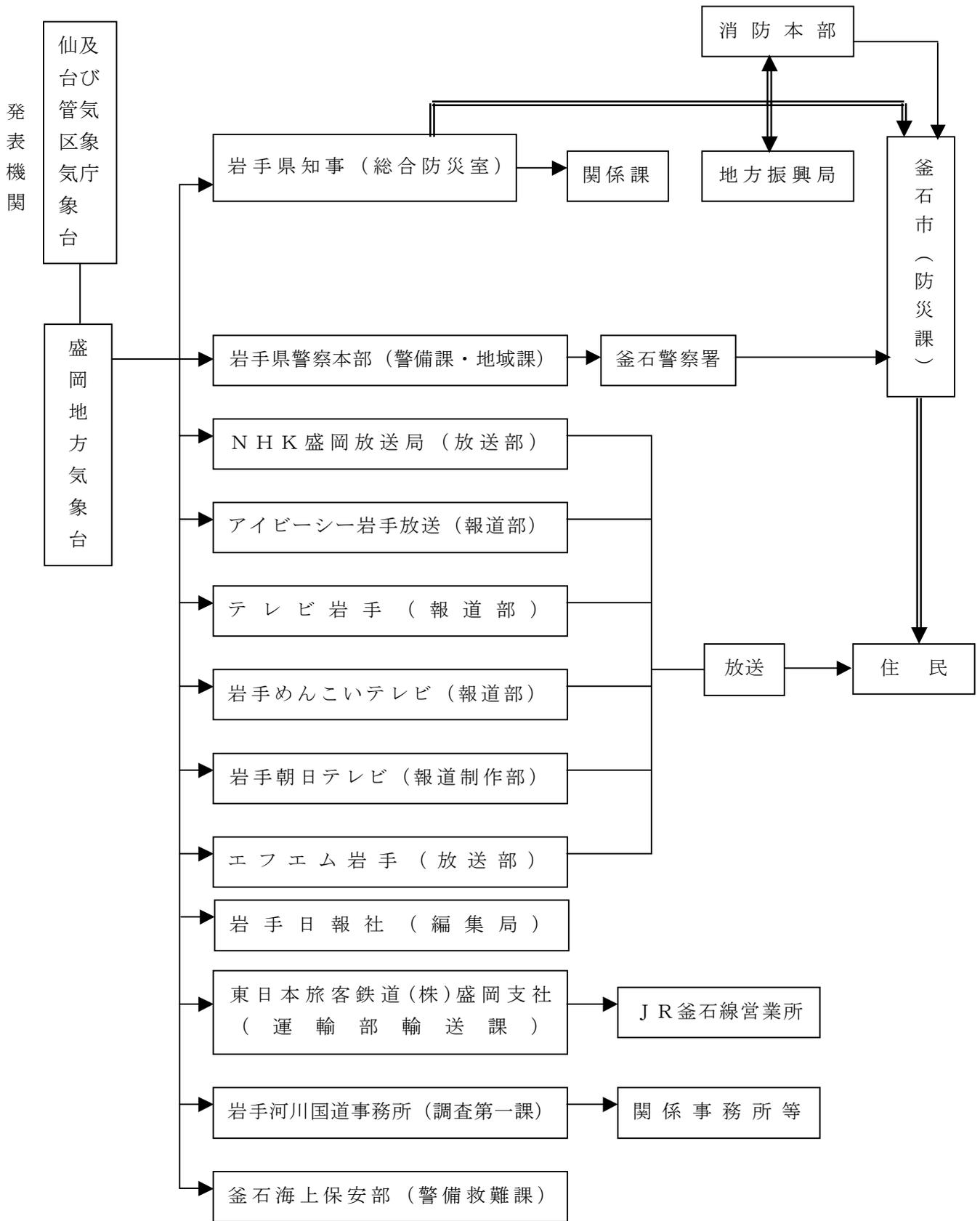
区分	異常現象の内容
地震に関する事項	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	潮位の異常な変動
その他に関する事項	通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

別図1 津波予報・注意報・警報伝達系統図



- (注) 1 ※ は、警報発表及び警報解除のみ
 2 〰〰〰 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政

別図2 地震及び津波に関する情報伝達系統図



(注) 1 線は、総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 2 「各地の震度に関する情報」は盛岡地方気象台から発表される。

第3節 通信情報計画

第1 基本方針

- 1 県、市及び防災機関は、震災時における通信を確保するため、専用通信施設の整備に努めるとともに、有線、無線を通じた通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る。
- 2 震災時においても通信を確保できるよう、通信施設・設備の耐震化及びサブシステム化並びに代替通信施設の確保に努める。
また、通信施設等が損壊した場合において、迅速に応急復旧ができるよう資機材及び要員の確保に努める。
- 3 震災時における通信は、原則として専用通信施設により行うものとするが、災害により使用できない場合又は緊急を要する場合においては、他の防災機関等の有する専用通信施設等を利用して通信の確保を図るものとし、東北地方非常通信協議会等を通じて防災機関相互の連携を強化する。

第2 実施要領

- 1 電気通信設備の利用
【本編・第3章・第3節・第2・1 参照】
- 2 専用通信施設の利用
【本編・第3章・第3節・第2・2 参照】
- 3 電気通信設備が利用できない場合の通信の確保
【本編・第3章・第3節・第2・3 参照】
- 4 防災相互通信用無線の整備
【本編・第3章・第3節・第2・4 参照】
- 5 通信運用マニュアルの作成等
【本編・第3章・第3節・第2・5 参照】

第4節 情報の収集・伝達計画

第1 基本方針

- 1 震災時における災害応急対策を円滑かつ的確に実施するため、災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 災害情報の収集、伝達に当たっては、防災機関と密接に連携を図る。
- 3 地震により、通信施設等が被災した場合においても、災害情報を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化を図る。
- 4 災害応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第4節・第2 参照】

第3 実施要領

1 災害情報の収集及び報告

(1) 市本部

- 市本部長は、各災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領、連絡方法等を定める。
- 市本部長は、災害情報の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせる。
- 市本部長は、災害情報の収集に当たっては、消防本部及び釜石警察署と緊密に連絡を行う。
- 市本部長は、災害の規模及び状況により、当該市本部における情報の収集及び被害調査が不可能又は困難と認めた場合は、次の事項を明示して、県本部長、釜石地方支部長又は防災機関の長に対して、応援要請を行う。

ア 職種及び人数	ウ 応援機関	オ 携行すべき資機材等
イ 活動地域	エ 応援業務の内容	カ その他参考事項

- 市本部長は、被害状況を、釜石地方支部長に報告するが、緊急を要する場合には、県本部長に直接、報告する。
- 市本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。
- 市本部長（消防機関の長を含む。）は、火災が同時多発し、あるいは、多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに、消防庁及び県本部長に報告する。
- 市本部長は、市内で震度5強以上を記録した場合は、第一報を県本部及び消防庁に対して原則として、覚知後30分以内で可能な限り迅速に報告する。
- 市本部長は、災害情報の収集、報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ア 災害が当初の段階であり、被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況、個別の災害情報などの概括情報を報告する。
 - イ 収集した情報は、地域別、対策別、組織別及び確認・未確認別に整理の上、管理する。
 - ウ 市が行う災害応急対策に必要な災害情報のうち、自ら、収集できない情報について、その情報源及び収集方法等を明らかにしておく。

(2) 防災機関

- 防災機関は、その所管する災害情報の収集、報告に係る責任者を定める。

また、災害が発生した場合には、関係機関に対して、迅速かつ正確に報告、又は通報する。

2 災害情報収集の優先順位

【本編・第3章・第4節・第3・2 参照】

3 災害情報の報告要領

【本編・第3章・第4節・第3・3 参照】

4 災害情報通信の確保

(1) 災害情報通信のための電話の指定

- 市及び防災機関は、災害時における情報連絡システムを明らかにするとともに、そのふくそを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定める。

(2) 災害情報通信に使用する通信施設

- 災害情報の収集、報告又は通報を行う場合に使用する通信施設については、次のいずれかによる。

ア 市本部と県釜石地方支部及び県本部との場合

防災行政情報通信ネットワーク衛星系、県情報通信基盤（いわて情報ハイウェイ）、指定電話、消防無線（一部有線電話使用）、電報、非常通信

イ 市本部と他の防災機関との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

ウ 市本部と国との場合

インターネット、指定電話、電報、非常通信

エ 防災機関相互の場合

専用電話、指定電話、インターネット

(3) 伝達手段の確保

- 災害情報の収集伝達は、自ら有する有線、無線通信施設を利用し、最も迅速かつ的確な手段をもって行う。
- 有線、無線通信施設が地震により損壊した場合には、第3節「通信情報計画」の定める他の通信手段により、災害情報の収集伝達を行う。
- すべての通信が不通の場合においては、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして、災害情報の収集伝達に努める。

第5節 広報広聴計画

第1 基本方針

- 1 震災時における人心の安定を図るとともに、災害救助に対する協力及び復興への意欲を喚起し、災害応急対策を推進するために、広報広聴活動を実施する。
- 2 防災機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との密接な連携協力のもとに行うものとし、情報の混乱や誤報、遅延等の防止に努める。
- 3 報道機関は、各防災機関からの災害広報の要請に対して、積極的に協力するものとし、防災機関においても、報道機関に対して、資料の提供及び災害報道のための取材活動について積極的に協力する。
- 4 広報活動に当たっては、あらかじめ、被災者の必要とする情報を選定のうえ、その優先順位を定める。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。
- 5 広聴活動に当たっては、被災者の相談、要望等を広く聴取する。その際、特に災害時要援護者への配慮をする。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第5節・第2 参照】

第3 実施要領

1 広報活動

【本編・第3章・第5節・第3・1 参照】

2 広聴活動

【本編・第3章・第5節・第3・2 参照】

第6節 交通確保・輸送計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、各道路管理者及び関係機関は相互に協力して、適切な交通規制及び円滑な応急復旧作業を行い、交通の確保を図る。
- 2 県本部長及び市本部長は、災害応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ、緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には、優先的に交通の確保を図る。
- 3 県、市及び防災機関等は、災害応急対策の実施に係る要員及び物資等を迅速に輸送するため、あらかじめ、その保有する車両等の動員計画を定めるとともに、運送関係事業者等の保有する車両等を調達し、緊急輸送体制を確保する。
- 4 緊急輸送の実施に当たっては、陸上輸送、海上輸送及び航空輸送の有機的な連携を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第6節・第2 参照】

第3 交通確保

- 1 情報連絡体制の確立
【本編・第3章・第6節・第3・1 参照】
- 2 防災拠点等の指定
【本編・第3章・第6節・第3・2 参照】
- 3 緊急輸送道路の指定
【本編・第3章・第6節・第3・3 参照】
- 4 応急復旧
【本編・第3章・第6節・第3・4 参照】
- 5 交通規制
【本編・第3章・第6節・第3・5 参照】

第4 緊急輸送

- 1 緊急輸送の対象
【本編・第3章・第6節・第4・1 参照】
- 2 陸上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・2 参照】
- 3 海上輸送
【本編・第3章・第6節・第4・3 参照】
- 4 航空輸送
【本編・第3章・第6節・第4・4 参照】

第7節 津波・浸水対策計画

第1 基本方針

- 1 津波及び洪水等による水災を警戒、防御し、被害の軽減を図る。
- 2 浸水危険区域の監視、警戒活動、水門等の操作及び応急水防措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、重点的に津波・浸水対策を実施すべき地域を調査検討するとともに、事前配備体制の充実を図る。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担 当 業 務
市 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 津波注意報及び津波警報発令時における水門等の閉鎖 3 浸水対策用資機材の緊急調達 4 所管する堤防、水門等の応急復旧
消 防 長	潮位変化の計測及び監視
県 本 部 長	1 所管する河川等の監視及び警戒 2 市町村に対する浸水対策用資機材の調達、あっせん 3 所管する堤防、水門等の応急復旧

〔市本部の担当〕

部	班	担 当 業 務
産業部	農 林 班	所管する水門等の閉鎖及び警戒
	水 産 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 潮位変化の計測及び監視
建 設 部	建 設 班	1 所管する水門等の閉鎖及び警戒 2 堤防、水門等の応急復旧 3 浸水対策用資機材の調達
本部運営部	運 営 班	潮位変化の計測及び監視

第3 実施要領

- 洪水及び津波による災害を警戒、防ぎよし、これによる被害の軽減をするための水防活動は、水防法第32条の規定に基づく「釜石市水防計画」に準拠して、次の事項を実施する。
 - 1 監視、警戒活動
 - 津波予報等が発表された場合及び震度4以上の地震が発生し、津波が襲来するおそれがあると判断した場合は、直ちに、河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたる。
 - 潮位の変化については、海面監視システムや関係機関の施設等を活用し、遠隔地対応により計測及び監視にあたる。
 - 2 水門等の操作
 - 水門、ひ門等（以下本節中「水門等」という。）の管理者（操作責任者を含む。）は、津波注意報及び津波警報が発表された場合は、直ちに門扉操作できる体制を整え、閉鎖する。
 - 管理者は、地震により水門等に被害が発生し、沈下、変形等により開閉操作が円滑に行われない場合においては、県釜石地方支部土木班長等に応援を要請する。
 - 県釜石地方支部土木班長等は、あらかじめ、専門業者等への緊急連絡体制を整備し、業者等

の協力を得て、復旧に努める。

3 浸水対策用資機材の確保

- 市本部長は、浸水対策用倉庫及び浸水対策用資機材の整備に努めるとともに、関係団体・業者と応援協定を締結するなど、確保を図る。
- 市本部長は、自らの力をもっては浸水対策用資機材に不足を生ずるような場合においては、県釜石地方支部土木班長等を通じて、県本部長に応援を要請する。

5 浸水防止応急復旧活動

ア 河川、海岸

- 各管理者は、地震により、堤防が広範囲にわたって崩壊した場合は、河川区域等において活用可能な土地を利用し、緊急用土砂の確保に努める。
- 各管理者は、地震により、水門等が損壊した場合は、直ちに仮締切り等の応急措置がとれるよう、専門業者等への緊急連絡体制を整備するものとし、業者等の協力を得て、早期復旧を図るとともに、必要に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 農業施設

- 各管理者は、堤防、水門等の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害を防止するため防災機関に対して応援要請を行うとともに、迅速な応急復旧対策及び排水ポンプによる応急排水を実施する。

第 8 節 消防活動計画

第 1 基本方針

- 1 地震による大規模火災発生時においては、消防機関は、防災機関と連携を図り、火災防ぎょ活動等を行う。
- 2 市は、同時多発火災による被害を軽減するため、あらかじめ、大規模火災防ぎょ計画を定める。
- 3 震災時の消防活動においては、断水による消火栓の使用不能、道路の損壊による通行不能及び電話の断線や輻輳による 119 番通報の機能麻痺等の消防活動の阻害要因を考慮する。
- 3 市は、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合においては、「消防相互応援に関する協定」及び「岩手県消防広域応援基本計画」に定めるところにより消防相互応援を行う。
- 4 本計画に定めのないものについては、「消防計画」に定めるところによる。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 8 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 市本部長の措置
【本編・第 3 章・第 8 節・第 3・1 参照】
- 2 消防長の措置
【本編・第 3 章・第 8 節・第 3・2 参照】
- 3 緊急消防援助隊
【本編・第 3 章・第 8 節・第 3・3 参照】

第 4 火災・災害等即報要領

【本編・第 3 章・第 8 節・第 4 参照】

第9節 相互応援協力計画

第1 基本方針

- 1 市は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援協力を行う。
- 2 市及び防災機関は、その所管事務に係る団体等と応援協定を締結するなど、災害時において、協力を得られる体制の整備に努める。

第2 実施機関

【本編・第3章・第10節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 市町村の相互協力
【本編・第3章・第10節・第3・1 参照】
- 2 防災機関の相互協力
【本編・第3章・第10節・第3・2 参照】
- 3 団体等との協力
【本編・第3章・第10節・第3・3 参照】
- 4 消防活動に係る相互協力
【本編・第3章・第10節・第3・4 参照】
- 5 経費の負担方法
【本編・第3章・第10節・第3・5 参照】
- 6 義援物資、義援金の受入れ
【本編・第3章・第10節・第3・6 参照】

第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 基本方針

市本部長は、自衛隊の災害派遣を行う必要が生じた場合には、県本部長に対し要請依頼するとともに、自衛隊の受入体制を整備し、災害派遣の活動に係る連絡調整に当たる。

また、緊急時に円滑な派遣活動が実施されるよう、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携強化を図るものとする。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 11 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 災害派遣の基準

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・1 参照】

2 災害派遣命令者

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・2 参照】

3 災害派遣時に実施する救援活動

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・3 参照】

4 災害派遣の要請手続

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・4 参照】

5 災害派遣部隊の受入れ

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・5 参照】

6 災害派遣に伴う経費の負担

【本編・第 3 章・第 11 節・第 3・6 参照】

第11節 ボランティア活動計画

第1 基本方針

- 1 ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。
- 2 被災地におけるボランティア活動に対するニーズ把握に努める。
- 3 ボランティアの受付・登録、ボランティア活動の調整、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第12節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 ボランティアに対する協力要請
【本編・第3章・第12節・第3・1 参照】
- 2 ボランティアの受け入れ
【本編・第3章・第12節・第3・2 参照】
- 3 ボランティアの活動内容
【本編・第3章・第12節・第3・3 参照】

第12節 災害救助法の適用計画

第1 基本方針

- 1 市本部長は、震災による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法（以下、本節中「法」という。）を適用を県本部長に要請する。
- 2 法に基づく救助を迅速に行う必要がある場合、市本部長は、県本部長からの一部職権の委任により実施する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第13節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 法適用の基準
【本編・第3章・第13節・第3・1 参照】
- 2 法適用の手続
【本編・第3章・第13節・第3・2 参照】
- 3 救助の実施
【本編・第3章・第13節・第3・3 参照】

第4 救助の種類、程度、期間等

【本編・第3章・第13節・第4 参照】

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

- 1 震災発生時において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を伝達するとともに、避難誘導を行う。
- 2 救出救助体制を整備し、倒壊家屋の下敷きになった者等の早急な救出活動を行う。
- 3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。

第2 実施機関（責任者）

- 1 避難勧告等
【本編・第3章・第14節・第2・1 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第2・2 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第2・3 参照】
- 4 避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第2・4 参照】

第3 実施要領

- 1 避難勧告等
【本編・第3章・第14節・第3・2 参照】
- 2 警戒区域の設定
【本編・第3章・第14節・第3・3 参照】
- 3 救出
【本編・第3章・第14節・第3・4 参照】
- 4 避難所の設置、運営
【本編・第3章・第14節・第3・5 参照】

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

- 1 救急・救助の初動体制を確立し、関係医療機関及び防災機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 2 上下水道、電気、ガス等ライフラインの機能停止、医療施設自体の被災による機能低下等に対応するため、震災時における地域医療の拠点となる災害拠点病院を確保する。
- 3 効果的な医療活動を行うため、迅速・正確な情報の伝達及び傷病者の搬送体制の確立を図る。
- 4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びメンタルケアを実施する。
- 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第15節・第2 参照】

第3 初動医療体制

- 1 医療班の編成
【本編・第3章・第15節・第3・1 参照】
- 2 救護所の設置
【本編・第3章・第15節・第3・2 参照】
- 3 医療班の活動
【本編・第3章・第15節・第3・3 参照】
- 4 医薬品及び医療資機材の調達
【本編・第3章・第15節・第3・4 参照】

第4 傷病者の搬送体制

- 1 傷病者の搬送の手続
【本編・第3章・第15節・第4・1 参照】
- 2 傷病者の搬送体制の整備
【本編・第3章・第15節・第4・2 参照】

第5 保健活動の実施

【本編・第3章・第15節・第5 参照】

第6 災害救助法を適用した場合の医療、助産

【本編・第3章・第15節・第6 参照】

第7 愛玩動物の救護対策

【本編・第3章・第15節・第7 参照】

第 15 節 生活必需品供給計画

第 1 基本方針

- 1 震災時において、被災者に対する被服、寝具その他の生活必需品（以下、本節中「物資」という。）を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、物資の調達を図る。
- 2 災害時における物資の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 16 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 物資の支給対象者
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・1 参照】
- 2 支給物資の種類
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・2 参照】
- 3 物資の確保
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・3 参照】
- 4 物資の輸送及び保管
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・4 参照】
- 5 物資の支給等
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・5 参照】
- 6 物資の需給調整
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・7 参照】
- 7 災害救助法を適用した場合の物資の供与又は貸与
【本編・第 3 章・第 16 節・第 3・8 参照】

第16節 食料供給計画

第1 基本方針

- 1 震災時において、被災者等に対する食料を迅速かつ円滑に供給できるよう、関係業者・団体等の協力が得られる体制の整備等により、食料の調達を図る。
- 2 災害時における食料の需要と供給のバランスを確保するため、情報及び調達・配分窓口の一元化を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第17節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 食料の供与対象者
【本編・第3章・第17節・第3・1 参照】
- 2 供給食料の種類等
【本編・第3章・第17節・第3・2 参照】
- 3 食料の確保
【本編・第3章・第17節・第3・3 参照】
- 4 食料の輸送及び保管
【本編・第3章・第17節・第3・4 参照】
- 5 食料の供給等
【本編・第3章・第17節・第3・5 参照】
- 6 食料の需給調整
【本編・第3章・第17節・第3・6 参照】
- 7 災害救助法を適用した場合の炊出しその他の食品の供与
【本編・第3章・第17節・第3・7 参照】

第17節 給水計画

第1 基本方針

震災時において、被災者に対する給水を迅速かつ円滑に実施できるよう、水道施設の復旧及び応急給水施設の確保を図るとともに、関係業者・団体等の協力が得られる体制を整備する。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第18節・第2 参照】

第3 実施要領

1 給水

【本編・第3章・第18節・第3・1 参照】

2 応急給水用資機材の調達

【本編・第3章・第18節・第3・2 参照】

3 給水の方法

【本編・第3章・第18節・第3・3 参照】

4 水道施設被害汚染対策

【本編・第3章・第18節・第3・4 参照】

5 災害救助法等を適用した場合の飲料水の供給

【本編・第3章・第18節・第3・5 参照】

第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画

第1 基本方針

- 1 震災により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を供与する。
- 2 震災により住家が被災し、自らの資力では応急修理を行うことができない者の日常生活に欠くことのできない住宅部分について、最小限度必要な応急修理を行う。
- 3 災害により住宅が滅失し、住宅に困窮した者に対して公営住宅等のあっせんを行う。
- 4 被災建築物による二次災害を防止するため、建築物の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

第2 実施機関（責任者）

実施機関	担当業務
市本部長	被災住宅の応急修理及び公営住宅等の入居あっせん
県本部長	1 応急仮設住宅の供与及び公営住宅等の入居あっせん 2 応急危険度判定士による建築物応急危険度判定の実施 3 応急危険度判定士の登録及び連絡調整

〔市本部の担当〕

部	班	担当業務
建設部	都市計画班	1 災害救助法による応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る事務総括 2 応急仮設住宅に係る設計、施工、監理 3 被災宅地の危険度判定 4 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る資材の確保 5 公営住宅等の入居あっせん 6 被災建築物の応急危険度判定

第3 実施要領

- 1 応急仮設住宅の供与
【本編・第3章・第19節・第3・1 参照】
- 2 住宅の応急修理
【本編・第3章・第19節・第3・2 参照】
- 3 公営住宅等への入居のあっせん
【本編・第3章・第19節・第3・3 参照】
- 4 被災者に対する住宅情報の提供
 - 市本部長は、応急仮設住宅への入居手続、被災住宅の応急修理に係る申請手続、技術指導及び各融資制度の相談、提供可能な公営住宅情報等及び地震により被災した建築物の応急危険度判定制度の周知等を図るため、相談窓口を設置するとともに、各種広報活動を通じて、被災者への周知を図る。
- 5 建築物の応急危険度判定
 - 市本部長は、被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、事前に登録した応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。
 - (1) 応急危険度判定士の招集
 - 市本部長は、必要と認めた場合、事前に登録している応急危険度判定士に対して建築物の応急危険度判定を県本部長を通じ、要請する。

- 市本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じ他の都道府県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定士の業務

- 応急危険度判定士は、建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。
 - ア 主として目視等により被災建築物を調査する。
 - イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。
 - ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表示方法
危 険	赤紙を貼る
要 注 意	黄紙を貼る
調 査 済	緑紙を貼る

(3) 市本部長の措置

- 市本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。
 - ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある建築物の選定
 - イ 地図の提供
 - ウ その他応急危険度判定活動に要する資器材の提供

(4) 応急危険判定士の登録

- 市本部長は、応急危険度判定を行う建築技術者を養成するため、市内に住所を有する建築技術者を対象に講習会を受講させる。
- 講習会の受講者を対象として、災害時における建築物危険度判定活動への参加の意思を有する者を応急危険度判定士として認定し、県に登録する。
- 県本部長は、応急危険度判定士登録に係る台帳を作成し、保管し、登録に係る事務は、岩手県県土整備部建築住宅課が行う。

6 被災宅地の危険度判定

【本編・第3章・第19節・第3・6 参照】

第 19 節 防疫計画

第 1 基本方針

- 1 被災地域における感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置を実施する。
- 2 震災により、被害が発生し、生活環境の悪化、罹病者の病原菌に対する抵抗力の低下等が生じた場合は、県の協力を得て、防疫措置を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 20 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

- 1 防疫の実施体制
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・1 参照】
- 2 防疫用資機材の調達
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・2 参照】
- 3 防疫情報の収集及び広報
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・3 参照】
- 4 防疫措置の指示等
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・4 参照】
- 5 実施方法
【本編・第 3 章・第 20 節・第 3・5 参照】

第20節 廃棄物処理・障害物除去計画

第1 基本方針

- 1 震災によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。
- 2 ごみ処理施設、し尿処理施設等が損壊した場合における処理について、他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者団体等との連携を図る。
- 3 被災住民の日常生活に直接障害となっている障害物及び道路、河川、港湾等の利用の障害となっている障害物を、迅速かつ円滑に除去し、被災者の保護、交通の確保等を図る。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第21節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 廃棄物処理
【本編・第3章・第21節・第3・1 参照】
- 2 し尿処理
【本編・第3章・第21節・第3・2 参照】
- 3 死亡獣畜等の処理
【本編・第3章・第21節・第3・3 参照】
- 4 障害物除去
【本編・第3章・第21節・第3・4 参照】
- 5 災害救助法を適用した場合の障害物の除去
【本編・第3章・第21節・第3・5 参照】

第 21 節 行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画

第 1 基本方針

各実施機関相互の協力のもとに、災害による行方不明者の捜索及び遺体の処理・埋葬を迅速かつ円滑に行う。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 22 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 行方不明者及び遺体の捜索

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・1 参照】

2 遺体の収容

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・2 参照】

3 遺体の処理

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の遺体の捜索、処理及び埋葬

【本編・第 3 章・第 22 節・第 3・4 参照】

第 22 節 応急対策要員確保計画

第 1 基本方針

震災時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な応急対策要員（以下、本節中「要員」という。）の確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 23 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 要員の確保

【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・1 参照】

2 確保の方法

【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・2 参照】

3 要員の従事命令等

【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・3 参照】

4 災害救助法を適用した場合の要員の確保

【本編・第 3 章・第 23 節・第 3・4 参照】

第23節 文教対策計画

第1 基本方針

- 1 震災により通常の学校教育を実施することが困難となった場合においても、教育施設及び教職員を確保の上、応急教育を実施する。
- 2 災害により教科書、学用品等（以下、本節中「学用品等」という。）を喪失又は棄損した児童、生徒に対して、就学上の支障をきたさないよう、学用品等の給与を行う。

第2 実施機関（責任者）

【本編・第3章・第24節・第2 参照】

第3 実施要領

- 1 学校教育施設の確保
【本編・第3章・第24節・第3・1 参照】
- 2 教職員の確保
【本編・第3章・第24節・第3・2 参照】
- 3 応急教育の留意事項
【本編・第3章・第24節・第3・3 参照】
- 4 学用品等の給与
【本編・第3章・第24節・第3・4 参照】
- 5 授業料等の減免、育英資金の貸与
【本編・第3章・第24節・第3・5 参照】
- 6 学校給食の応急対策
【本編・第3章・第24節・第3・6 参照】
- 7 学校保健安全対策
【本編・第3章・第24節・第3・7 参照】
- 8 その他文教関係の対策
【本編・第3章・第24節・第3・8 参照】
- 9 被災児童、生徒の受入れ
【本編・第3章・第24節・第3・9 参照】

第 24 節 公共土木施設応急対策計画

第 1 基本方針

公共の福祉と円滑な応急対策の実施を確保するため、被災した道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、砂防等施設、港湾施設、漁港施設等について、速やかに応急措置及び応急復旧を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

- 1 道路施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・1 参照】
- 2 河川管理施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・2 参照】
- 3 海岸保全施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・3 参照】
- 4 砂防等施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・4 参照】
- 5 港湾施設、漁港施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 2・5 参照】

第 3 実施要領

- 1 共通事項
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・1 参照】
- 2 道路施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・2 参照】
- 3 港湾施設、漁港施設
【本編・第 3 章・第 26 節・第 3・3 参照】

第 25 節 ライフライン施設応急対策計画

第 1 基本方針

電力、ガス、上下水道、電気通信施設等のライフライン施設の事業者又は管理者は、災害時における活動体制を確立するとともに、相互に連携を図りながら、応急対策を実施し、ライフラインの確保を図る。

第 2 実施機関（責任者）

1 上下水道施設

【本編・第 3 章・第 27 節・第 2・1 参照】

2 その他のライフライン施設

【本編・第 3 章・第 27 節・第 2・2 参照】

第 3 実施要領

1 上水道施設

【本編・第 3 章・第 27 節・第 3・1 参照】

2 下水道施設

【本編・第 3 章・第 27 節・第 3・2 参照】

3 その他のライフライン施設

【本編・第 3 章・第 27 節・第 3・3 参照】

第 26 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 基本方針

- 1 火災及びその他の災害発生時における危険物による被害の発生防止又は拡大防止を図るため、危険物施設等について、速やかに応急措置を実施する。
- 2 自衛隊の所有する資機材等により、危険物の保安措置及び除去が可能である場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第 2 石油類等危険物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 28 節・第 2・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 28 節・第 2・2 参照】

第 3 火薬類

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 28 節・第 3・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 28 節・第 3・2 参照】

第 4 高圧ガス

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 28 節・第 4・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 28 節・第 4・2 参照】

第 5 毒物・劇物

- 1 実施機関（責任者）
【本編・第 3 章・第 28 節・第 5・1 参照】
- 2 実施要領
【本編・第 3 章・第 28 節・第 5・2 参照】

第 27 節 防災ヘリコプター活動計画

第 1 基本方針

震災時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。

第 2 実施機関（責任者）

【本編・第 3 章・第 31 節・第 2 参照】

第 3 実施要領

1 活動体制

【本編・第 3 章・第 31 節・第 3・1 参照】

2 活動要件

【本編・第 3 章・第 31 節・第 3・2 参照】

3 活動内容

【本編・第 3 章・第 31 節・第 3・3 参照】

4 応援要請

【本編・第 3 章・第 31 節・第 3・4 参照】

5 受入体制

【本編・第 3 章・第 31 節・第 3・5 参照】

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等の災害復旧計画

第1 基本方針

被災した施設の管理者は、施設の原形復旧に加え、再度の被害発生防止を考慮に入れ、必要な施設の新設、改良復旧、耐火、不燃堅牢化について配慮した計画を樹立し、早期に復旧を図る。

第2 災害復旧事業計画

【本編・第4章・第1節・第2 参照】

第3 激甚災害の指定

【本編・第4章・第1節・第3 参照】

第4 緊急災害査定促進

【本編・第4章・第1節・第4 参照】

第5 緊急融資等の確保

【本編・第4章・第1節・第5 参照】

第2節 生活の安定確保計画

第1 基本方針

災害により被害を受けた市民が、被災から速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。

第2 被災者の生活保護

【本編・第4章・第2節・第2 参照】

第3 中小企業への融資

【本編・第4章・第2節・第3 参照】

第4 農林漁業関係者への融資

【本編・第4章・第2節・第4 参照】

第3節 復興計画の作成

第1 基本方針

市は、大震災により甚大な被害を受けた地域について、復興計画を作成するとともに、推進体制を整備し、連携を図りながら、計画的な復興を図る。

第2 復興方針・計画の作成

【本編・第4章・第3節・第2 参照】

第3 復興事業の実施

【本編・第4章・第3節・第3 参照】

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

法第3条の規定に基づき指定された推進地域は、釜石市（以下「市」という。）の区域とする。（平成18年4月3日内閣府告示第58号）

第3 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市、釜石大槌地区行政事務組合消防本部、指定地方行政機関及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第5節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1 災害対策本部等の設置

市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、釜石市災害警戒本部又は釜石市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、釜石市災害対策本部条例及び釜石市災害対策本部規程に定めるところによるものとし、その活動体制計画については、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

第3 災害応急対策要員の参集

通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するとともに、各配備体制の対象となる職員は、県内に震度5強以上の地震が発生し、又は津波警報若しくは大津波警報が発表された場合においては、地震発生後の情報等の収集に積極的に努めるとともに、配備指令を待たずに、直ちに所属公所等に参集することとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

ア 市及び防災機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めることとする。

(2) 避難のための勧告及び指示

第3章第13節「避難・救出計画」に定めるところによる。

(3) 避難方法・避難誘導等

第3章第13節「避難・救出計画」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検、巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

その活動については、第3章第1節「活動体制計画」、同章第7節「津波・浸水対策計画」に定めるところによる。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

4 救助・救急・消火・医療活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第8節「消防活動計画」、同章第14節「医療・保健計画」に定めるところによる。

5 物資調達

物資調達については、第3章第15節「生活必需品供給計画」、同章第16節「食料供給計画」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

(1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

6 輸送活動

市及び防災機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、

地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

市及び関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、第3章第14節「医療・保健計画」、同章第19節「防疫計画」に定めるところによる。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保は、第2章第5節「防災施設等整備計画」、第3章第9節「相互応援協力計画」の定めるところによる。

2 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告する。

その活動については、第3章第9節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災機関は、地震が発生した場合において、釜石市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 市が相互応援協定を締結している機関への応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、第3章第9節「相互応援協力計画」に定めるところによる。

2 自衛隊の派遣応援要請

第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3 広域的な災害対応体制の整備

地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接した県からの応援を求めることは困難であるため、東北の地域を越えた地方自治体との広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1 津波からの防護のための施設の整備等

1 整備方針

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進することとし、その整備方針及び計画は第2章第10節「津波災害予防計画」に定めるところによる。

- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、河川・海岸水門管理要領等により、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行うこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、河川・海岸水門管理要領等により、水門及び閘門を閉鎖するものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第2章第5節「防災施設等整備計画」、同第10節「津波災害予防計画」に定めるところによる。
- (5) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第2章第4節「避難対策計画」、同第5節「防災施設等整備計画」に定めるところによる。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、第3章第13節「避難・救出計画」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮すること
- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置
- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3 避難対策等

- 1 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下、「対象地区」という。）は、別表のとおりとするが、津波による災害の拡大が予想されるときは、対象地区を拡大するものとする。
なお、高齢者、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者への支援や保護に配慮するものとする。
また、市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。
- 2 市は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとし、弱い地震であっても大きな津波を発生させる「津波地震」についても知識の徹底を図るものとする。
- 4 市は、1から3に掲げる措置のほか、第3章第13節「避難・救出計画」に定めるところにより避難対策を行うものとし、第2章第1節「防災知識普及計画」により津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第4 消防機関等の活動

市は、第3章第7節「津波・浸水対策計画」、同第8節「消防活動計画」に基づき、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応急部隊の進出・活動拠点の確保
- (6) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (7) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備、等

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第2章第8節「ライフライン施設等安全確保計画」、第3章第5節「広報広聴計画」、同章第25節「ライフライン施設応急対策計画」に定めるところとし、次の事項にも配慮する。

1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

(1) 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定公共機関東北電力株式会社釜石営業所が行う措置

3 ガス

(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(2) 指定地方公共機関釜石瓦斯株式会社が行う措置

4 通信

(1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

(2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社岩手支店が行う措置

5 放送

(1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。

(2) 放送事業者は、県、市、防災機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。

(3) 指定公共機関日本放送協会盛岡放送局が行う措置

- (4) 指定地方公共機関株式会社アイビーシー岩手放送、株式会社テレビ岩手、株式会社岩手めんこいテレビ、株式会社岩手朝日テレビ、株式会社エフエム岩手、株式会社三陸ブロードネットが行う措置

第6 交通対策

1 道路

- (1) 市、岩手県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

道路管理者は、情報板等により津波に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、除雪、防雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」に定めるところによる。

2 海上

- (1) 釜石海上保安部及び港湾管理者並びに漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

その活動については、第3章第6節「交通確保・輸送計画」、同章第24節「公共土木施設応急対策計画」に定めるところによる。

- (2) 港湾で海上運送業務を営むものは、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

3 鉄道

- (1) 鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと想定される区間がある場合、津波により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。
- (2) 鉄道事業者は、列車の乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画等を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

第7 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入力するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

(ア) 当該学校等が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

(イ) 当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

エ 施設が海岸近くにある場合、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長くゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置を講じるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」に定めるところによる。

なお、市が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設の耐震化対策を推進する。

(1) 建築物、構造物等の耐震化

(2) 避難地の整備

(3) 避難路の整備

(4) 津波対策施設

(5) 消防用施設の整備等

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、又は漁港の整備

- (7) 通信施設の整備
- (8) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
- (9) その他の事業

市、その他防災機関は、第5章第3節第1、第4節第2に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

通信施設の整備計画は次のとおりである。

- ア 市防災行政無線
- イ その他の防災機関等の無線

石油コンビナート等特別防災区域に係る県、市及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

- ア 市の事業
- イ 特定事業所の事業

第2 整備方針

- (1) 市は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 市は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第6節 防災訓練計画

地震の影響が広域にわたることに配慮し、市及び防災機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、その内容は、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

なお、訓練の実施時期について、避難行動に支障を来すと考えられる冬期等の実施について考慮する。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによる。

別表（第4節・第3・1関係）

地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区

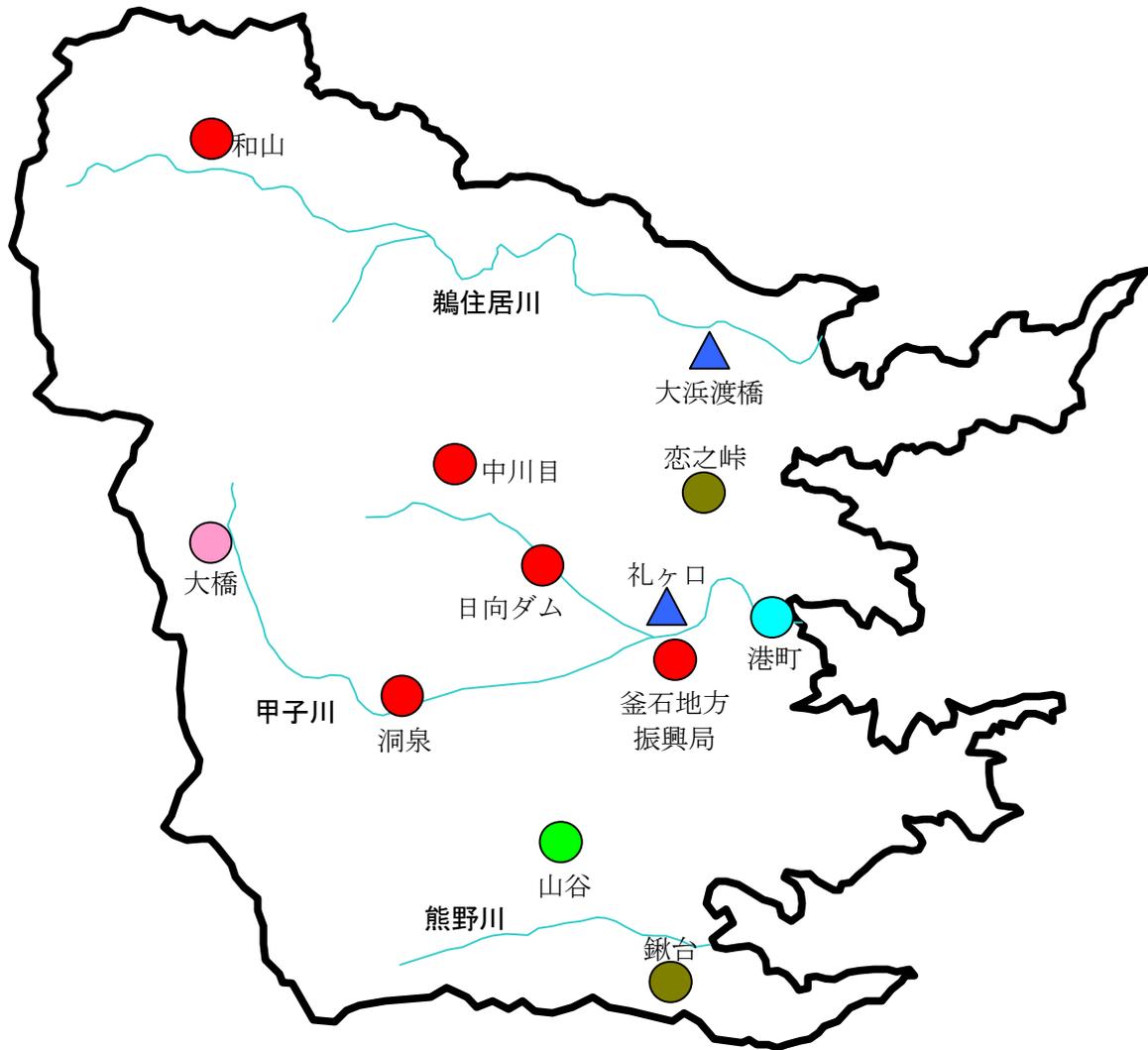
地区名	細区分
片岸町	全域
鵜住居町	第11地割、第12地割、第14地割、第15地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割
箱崎町	第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第7地割、第8地割、第9地割、第10地割、第13地割
両石町	全域
新浜町	全域
東前町	全域
魚河岸	全域
浜町	全域
只越町	全域
天神町	全域
大只越町	全域
大町	全域
大渡町	全域
駒木町	全域
千鳥町	1丁目
鈴子町	全域
港町	全域
松原町	全域
嬉石町	全域
大平町	3丁目、4丁目
大字平田	第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割
唐丹町	字大曾根、字本郷、字花露辺、字小白浜、字川目、字片岸、字下荒川、字荒川、字上荒川、字向、字大石、字屋形

釜石市水防計画

(釜石市地域防災計画 風水害対策編)



雨量、水位観測箇所図



- : 県雨量観測箇所
- : 市雨量観測箇所
- : 国土交通省雨量観測箇所 (道路)
- : 気象庁アメダス
- ▲ : 水位観測箇所

目 次

第1章 総 則	281
第1節 計画の目的	281
第2節 計画の性格	281
第3節 水防の責任	281
第4節 水防管理団体、水防管理者	281
第2章 水防組織	282
第1節 市の水防組織	282
第2節 釜石市水防本部	282
第3節 釜石市消防団の任務	282
第4節 県の水防組織	282
第5節 県水防本部並びに釜石地方振興局水防隊への連絡	283
第6節 執務時間外における連絡	283
第3章 堤防及び水防重要箇所等の巡視	284
第1節 堤防巡視	284
第2節 重要水防箇所	284
第3節 土砂災害危険箇所	284
第4節 要水防区域	284
第5節 日向ダムからの操作・放流連絡	285
第4章 ひ門、管門並びに閘門の操作	285
第1節 ひ門、管門並びに閘門の操作	285
第2節 ひ門、管門	285
第3節 閘門	286
第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用	287
第1節 資器材の整備	287
第2節 資器材及び土地の使用、収用	288
第6章 雨量、水位の通報並びに警戒水位	288
第1節 岩手県所管の観測通報	288
第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡	289
第3節 雨量の通報要領	291
第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡	291
第5節 水位の通報要領	291
第6節 関係機関との連絡	291

第7章 通信連絡	292
第1節 通信連絡	292
第2節 緊急連絡	292
第3節 伝令	292
第4節 水防信号	292
第8章 水防上必要な気象予警報及び情報等の連絡	293
第1節 水防上必要な気象予警報及び情報の連絡	293
第2節 水防上必要な気象予警報等の広報	293
第9章 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防開始	293
第1節 堤防異常の報告	293
第2節 警戒、出動及び水防開始	293
第10章 決壊の通報、避難立退及び救助	294
第1節 決壊の通報	294
第2節 避難及び立退	294
第3節 救助	295
第11章 自衛隊派遣要請	295
第12章 公用負担	295
第1節 公用負担命令権限証	295
第2節 公用負担命令証	296
第13章 その他	296
第1節 優先通行標識	296
第2節 身分証票	297
第3節 水防活動実施報告	297
第4節 水防功労者推薦	298
第5節 公務災害補償	299
第6節 水防訓練計画	299
第7節 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ	299

釜石市地域防災計画 風水害対策編 (釜石市水防計画)

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岩手県知事から指定を受けた指定水防管理団体である釜石市が、洪水または、高潮等に際し、水災を警戒し、防ぎよし及びこれらの災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、法第7条第1項の規定に基づいて作成されている「岩手県水防計画」に応じて策定するものである。
- 2 市域にかかる防災に関する事項は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて作成されている「釜石市地域防災計画」に定めるところであるが、前節の計画の目的に対応するため、その固有な事項についてこの計画を「釜石市水防計画」として策定するものである。
- 3 この計画に関して必要な事項については、「岩手県水防計画」及び「岩手県主要河川重要水防箇所図」並びに「釜石市地域防災計画」の定めるところによる。

第3節 水防の責任

釜石市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

第4節 水防管理団体、水防管理者

この計画において、法第2条の規定に基づき水防管理団体、水防管理者の定義は次のとおりとする。

- (1) 「水防管理団体」とは、前節の水防の責任を有する釜石市をいう。
- (2) 「水防管理者」とは、水防管理団体の長である釜石市長をいう。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

水防管理者は、法第10条第3項並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水及び高潮等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、または市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想されるとき、その危険が解消されるまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、釜石市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第2節 釜石市水防本部

釜石市水防本部（以下「水防本部」という。）は、市民生活部防災課（釜石市役所 電話 22-2111 内線 109、118）に置き、その組織は「釜石市災害警戒本部」によるものとする。

なお、関係各課の防災活動においては、所管の情報収集のほか必要な応急対策の実施にあたるものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第1節 活動体制計画】

【釜石市地域防災計画資料編 3-1-1 釜石市災害警戒本部設置要領】

第3節 釜石市消防団の任務

釜石市消防団（以下「消防団」という。）は、法第5条第3項の規定により水防管理者の所轄のもとに行動するものとし、各分団長は、その地区河川海岸の「水防担当区域」を巡視警戒し、常にその状況を把握するとともに、水防事務を迅速に処理し得るよう情報、水量、その他必要と認められる水防に関する一切の事項を適時消防団長及び水防本部に報告し、必要な指示を受け、水防工法の実施、避難立退の指示・誘導、救助等の水防活動に従事するものとする。

ただし、各分団長は事態が急を要し、本部の指示を受けるいとまがないときは、時機を失せず、必要な措置をとるものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第8節 消防活動計画 別表1、2】

第4節 県の水防組織

1 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903（河川海岸担当）

2 釜石地方振興局水防隊

釜石地方振興局土木部 電話 25-2708（河川港湾課 河川砂防チーム、港湾チーム）

第5節 県水防本部並びに釜石地方振興局水防隊への連絡

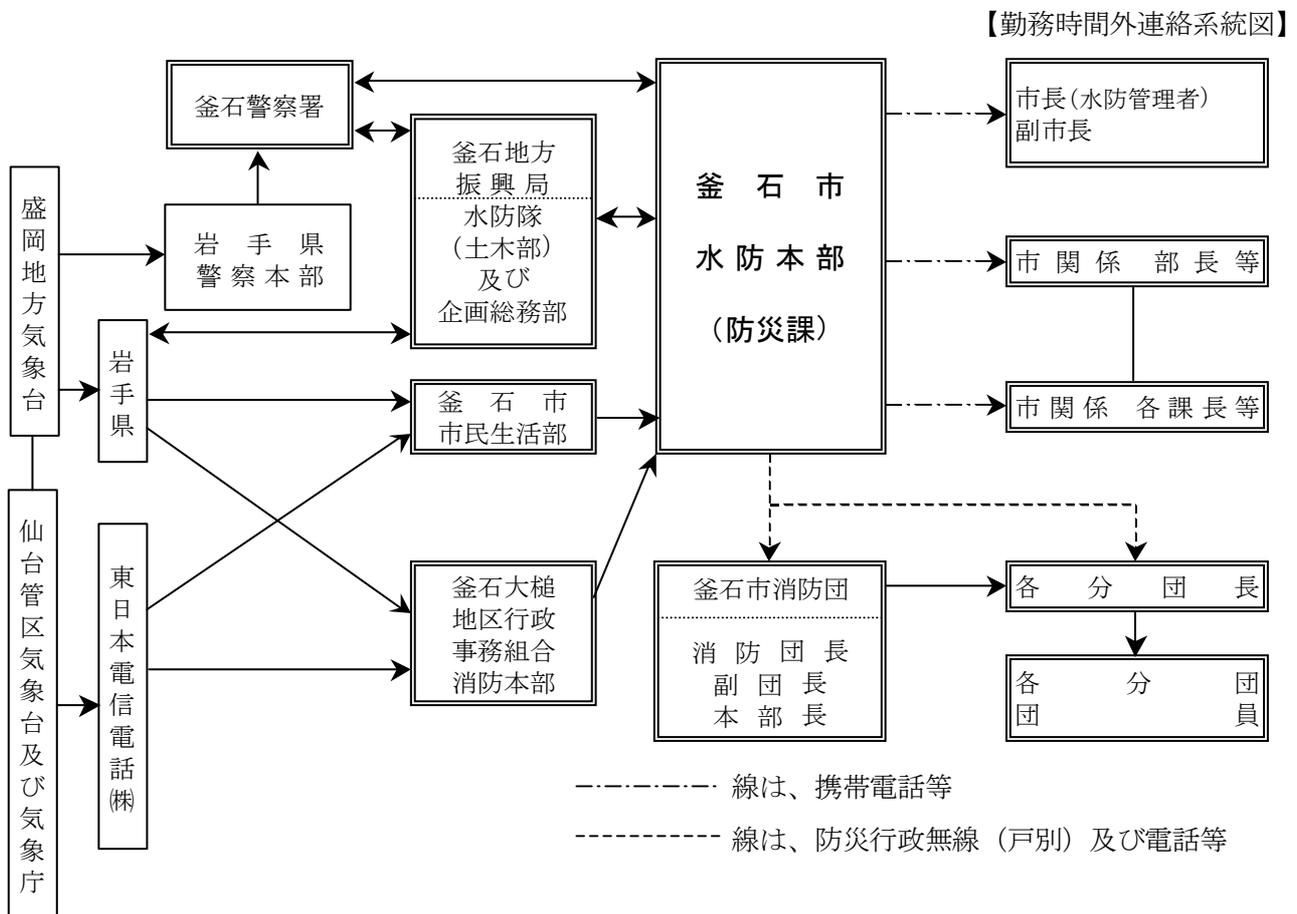
県水防本部への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、釜石地方振興局水防隊に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認められるとき、または破堤のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第2章第6節但し書きにより、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

釜石警察署	電話	22-0110
NHK盛岡放送局	電話	019-626-8826
(株)IBC岩手放送	電話	019-623-3141
(株)テレビ岩手	電話	019-623-3530
(株)岩手めんこいテレビ	電話	019-656-3303
(株)岩手朝日テレビ	電話	019-629-2525
(株)エフエム岩手	電話	019-625-5511

第6節 執務時間外における連絡

勤務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達について、水防本部は速やかに「勤務時間外連絡系統図」により水防関係者へ連絡するものとする。



関係公署等電話番号一覧

公 署 名	電話番号	備 考
釜石地方振興局水防隊（土木部）	25-2708	河川港湾課（河川砂防チーム、港湾チーム）
釜石地方振興局企画総務部	25-2717	総務課
岩手県水防本部（県土整備部河川課）	019-629-5903	河川海岸担当
釜石警察署	22-0110	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部釜石消防署	22-2525	
釜石市役所	22-2111	
釜石市水防本部（市民生活部防災課）	22-2111	内線 109, 118

第3章 堤防及び重要水防箇所等の巡視

第1節 堤防巡視

水防管理者は、第8章による気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の兆しがある場合、または市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、消防団長に警戒出動を命じ、各分団長は第2章第3節により、巡視警戒して、決壊、地すべり、亀裂、構造物物理設箇所を査察し、異常の箇所がある場合は、直ちに水防本部にその程度を急報するものとする。

水防管理者は、水防上危険と認められる箇所があれば直ちに河川及び海岸管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

第2節 重要水防箇所

市内河川海岸のうち、特に危険と認められる「重要水防箇所」の河川区域について、巡視警戒を厳重にする水防態勢をとるものとする。

【重要水防箇所評定基準 別表3-2-1】

【主要河川重要水防箇所一覧表 別表3-2-2】

【重要水防箇所 別図3-2-3】

第3節 土砂災害危険箇所

市内「土石流危険渓流」または「急傾斜地崩壊危険区域」のうち、特に危険と認められる箇所について、巡視警戒を厳重にするものとする。

【釜石市地域防災計画資料編 2-13-1 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表】

【釜石市地域防災計画資料編 2-13-2 土石流危険渓流内訳表】

【釜石市地域防災計画資料編 2-13-3 山地災害危険箇所】

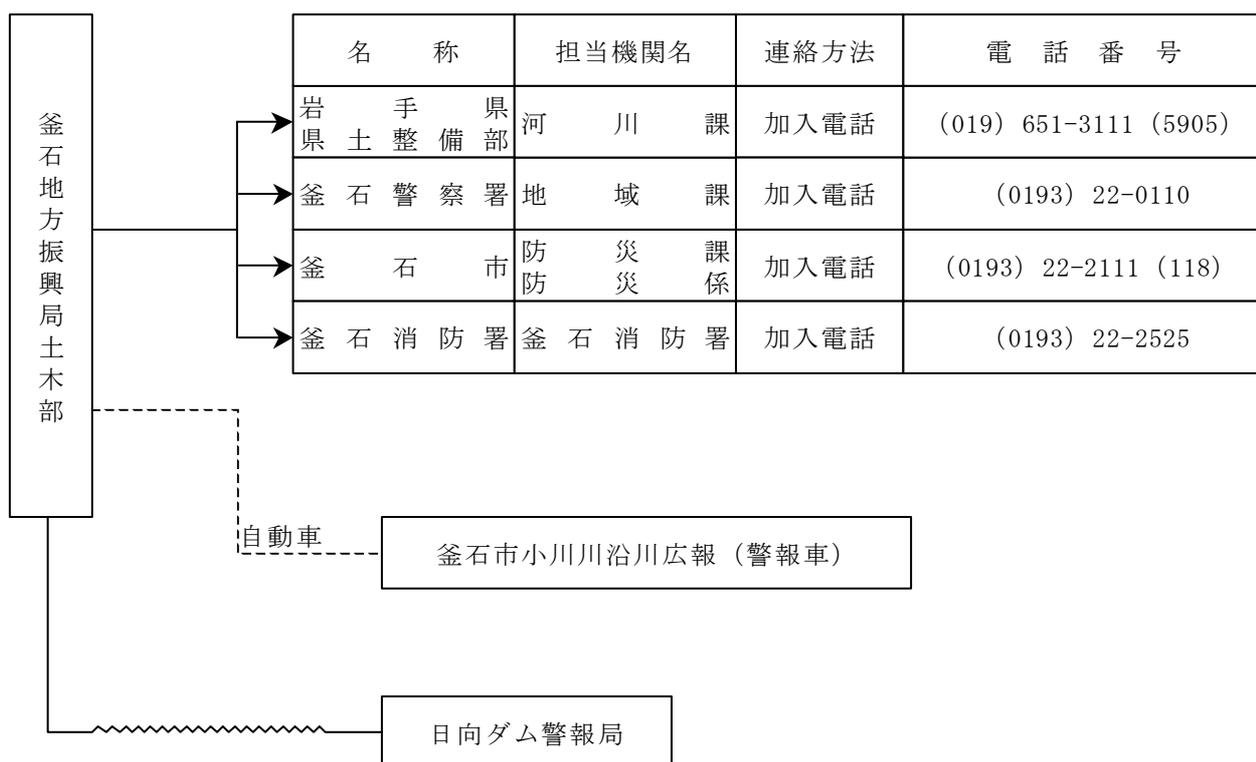
第4節 要水防区域

重要水防箇所以外の河川海岸区域を「要水防区域」とする。

第5節 日向ダムからの操作・放流連絡

日向ダムの操作、または放流する場合について、操作規則及び放流通報要領に定めるところにより、日向ダム管理事務所から事前にその旨が関係機関に通報され、貯水池の状況その他必要な事項等は随時連絡通知される。

【堰提門扉連絡系統図（日向ダム）】



第4章 ひ門、管門並びに閘門の操作

第1節 ひ門、管門並びに閘門の操作

ひ門、管門並びに閘門を管轄する消防団の各分団により操作するものとする。

【釜石市地域防災計画資料編 2-11-1 樋管・水門箇所一覧表】

第2節 ひ門、管門

各分団長は、ひ門、管門箇所の小川、下水溝の増減水の状況により、消防団長及び水防本部の指示に従い処置を講ずるとともに、開閉の都度水防本部へ速報するものとする。

ただし、急を要する場合は分団長において臨機の処置を講ずるものとする。

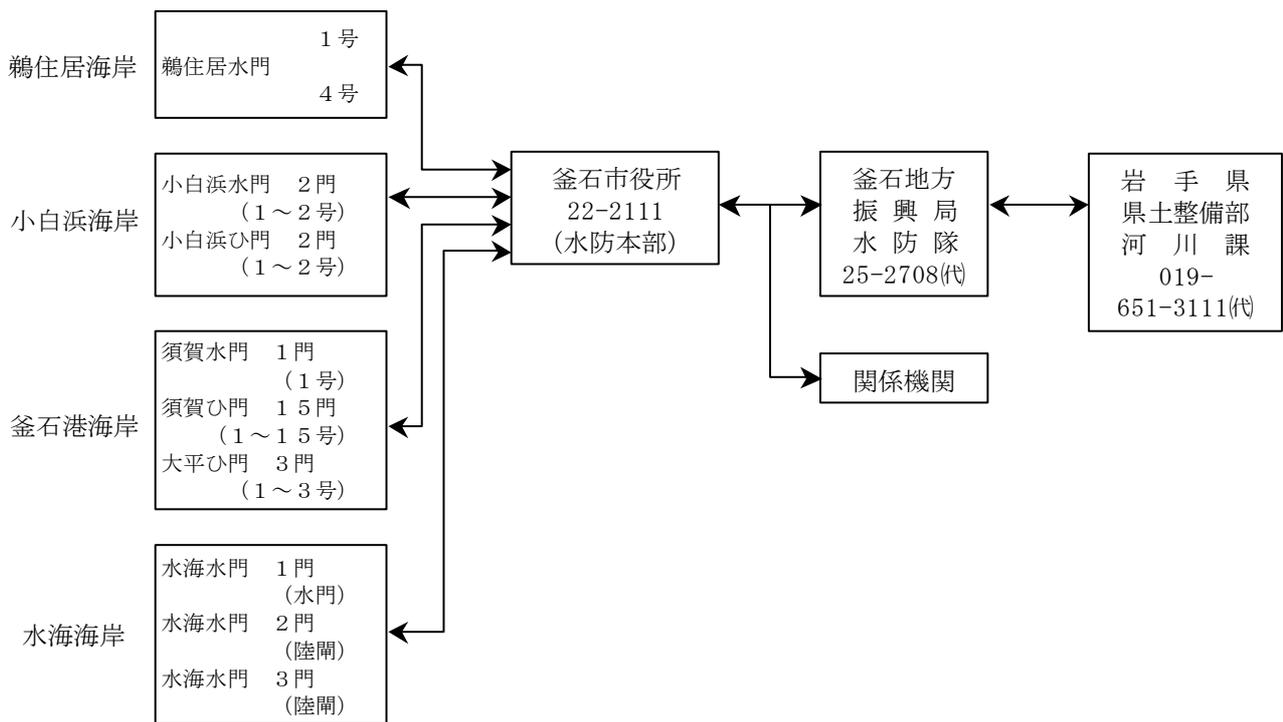
水防本部においては、釜石地方振興局水防隊に速報するものとする。

第3節 閘門

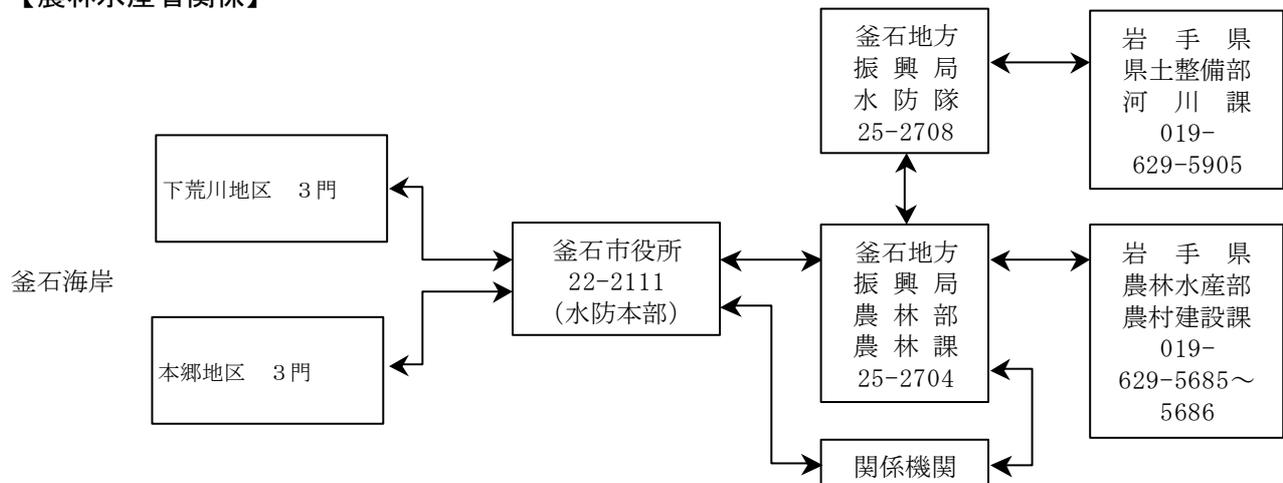
- 1 洪水時または高潮時等における閘門の開閉は、予め釜石地方振興局水防隊と協議を行い、開閉の都度、同水防隊へ速報するものとする。
- 2 高潮の際における門扉、水門等の操作は、各海岸水門の管理担当分団によるものとし、操作についての連絡は、「操作連絡系統図」のとおりとする。

【操作連絡系統図】

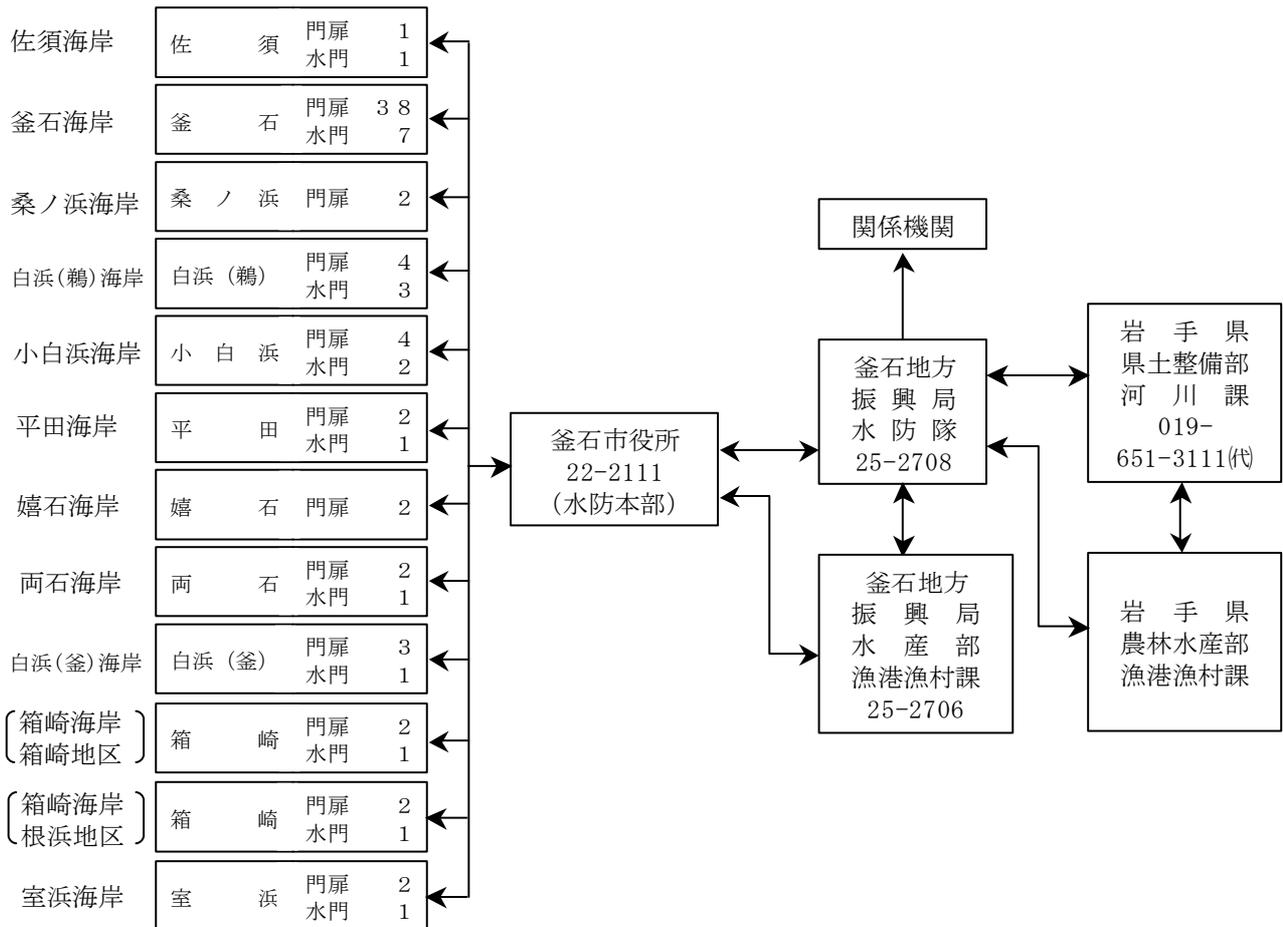
【国土交通省関係】



【農林水産省関係】



【水産庁関係】



第5章 水防用設備資材、器具及び土地の使用、収用

第1節 資器材の整備

水防作業に必要な資材、器具を水防倉庫に備蓄し、随時整備するものとする。

【市有水防用備蓄器具、資材一覧】

倉庫設置場所		資 材 ・ 器 具												
釜石市大町 3丁目8-3 (床面積 33㎡)	器 具	スコップ	つるはし	とうが	おの	のこぎり	かま	掛矢	とびぐち	リヤカー	ナタ	ハンマー	ペンチ	その他
		20	7		2		1	4	11		1	2		
	資 材	枕木	空俵	縄	ビニールシート	むしろ	竹	鉄線	もっこ	土のう	かます	その他		
備 考	昭和49年度設置													

【県有水防倉庫及び資器材一覧】

河川名	管理者	水防倉庫所在地	建設年度	床面積 (㎡)	器 材	資 材
鵜住居川	釜石地方 振興局 土木部長	釜石市鵜住居町 日の神	昭和 46年	115	スコップ 48 掛矢 7 ハンマー 3 つるはし 14 とうが 12 おの 1 一輪車 4	土のう 6,595 蛇カゴ 15 鉄線 20kg5束 木杭 253 角杭 45 ビニールシート 95 ロープ 3巻 オイルフェンス 10m×9 20m×5 オイルマット 1,400枚

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防倉庫に備えておく資材、器具等に不足を生じ、水防のため、なお緊急に必要とする場合は、法第21条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、もしくは収用し、車両その他の運搬具もしくは器具を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

第6章 雨量、水位の通報並びに警戒水位

第1節 岩手県所管の観測通報

はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、岩手県は水防管理団体へ水位情報をFAX等により通報し、送達を確認する。その他、県土整備部河川課ホームページ（岩手県河川情報ホームページ）上に毎時雨量、水位データが掲載される。ただし、回線が途絶した場合、また状況により釜石地方振興局土木部及び日向ダム管理事務所から、以下の通報要領により水防管理者及び関係機関へ観測値が通報連絡される。

第2節 雨量の観測箇所並びに通報連絡

雨量の観測箇所は盛岡地方気象台、釜石地方振興局土木部及び釜石市、釜石大槌地区行政事務組合消防本部釜石消防署管轄の観測所とし、各観測施設の管理者は、気象注意報等の通知を受けたとき、または大雨の恐れがある場合には、次の雨量通報要領により、「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

【雨量、水位の観測箇所】

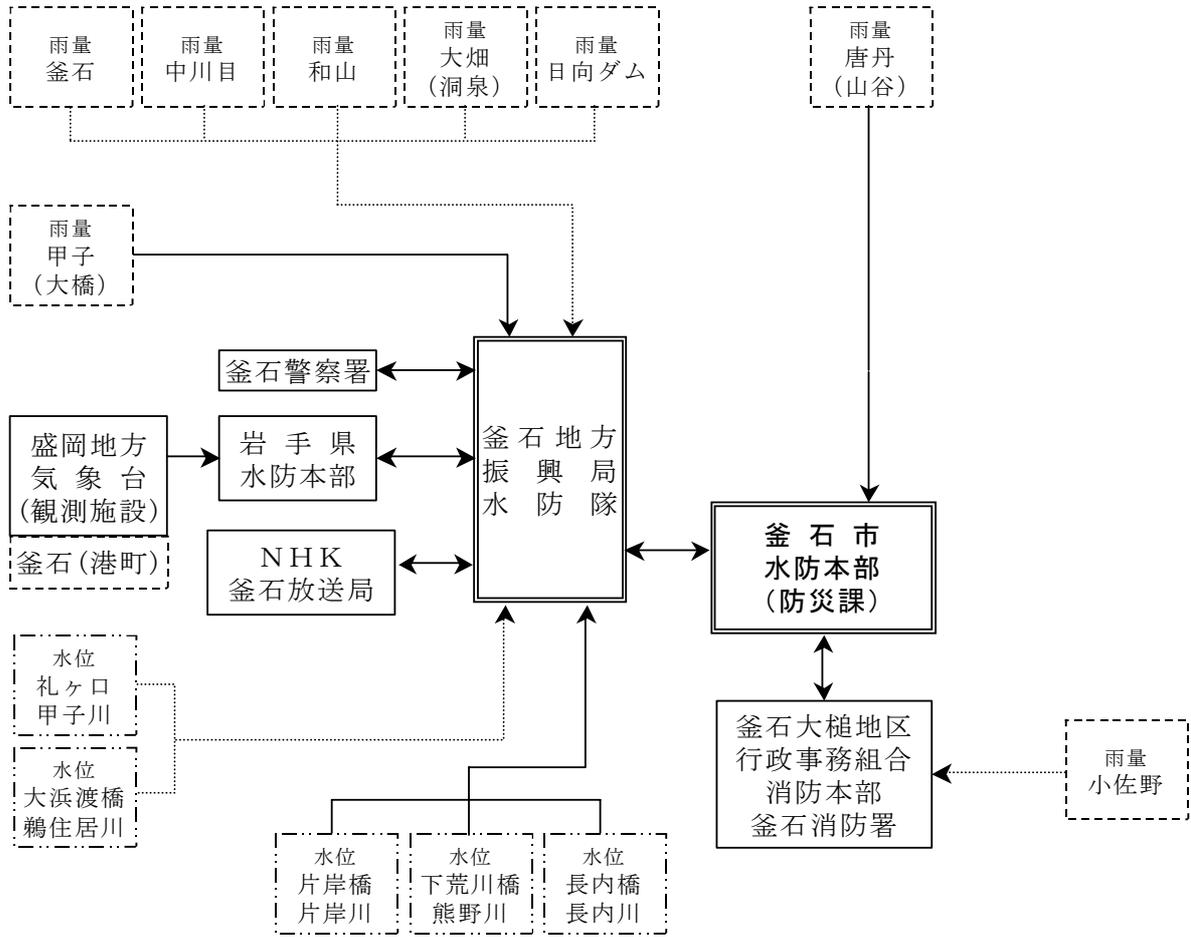
(1) 雨量観測箇所（気象観測施設）

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高	既往最大 日雨量	起因 年月日	観測方式
気象庁	釜石	港町西公園	港町 2-51-28	5	327mm	S54. 10. 19	アメダス
岩手県 〔釜石地方振興局 土木部〕	釜石	釜石地方振興局	新町 6-50	20	331mm	H14. 7. 11	テレメータ
	大畑(洞泉)	県合同宿舎	甲子町 8-1-9	80	304mm	H14. 7. 11	テレメータ
	中川目	中川目	松倉国有林内9林班8林班	700	245mm	H14. 7. 11	テレメータ
	和山	栗橋牧野農協	橋野町 15-31	740	141mm	H14. 7. 11	テレメータ
	甲子	釜石鉱山(株)	甲子町 1-80	280	321.5mm	S56. 8. 23	自記
	日向ダム 管理事務所	日向ダム	甲子町 16-2-82	170	249mm	H14. 7. 10	テレメータ
釜石市	山谷	山谷集会所	唐丹町字山谷	110	—	—	テレメータ
釜石大槌地区行政事務組合消防本部	釜石消防署	釜石消防署小佐野出張所	小佐野町	36.9	208.5mm	H14. 7. 11	テレメータ

(2) 水位観測箇所（水位観測施設）

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	避難 判断 水位 〔特別警 戒水位〕 (m)	はん濫 注意 水位 〔警戒 水位〕 (m)	水防団 待機 水位 〔通報 水位〕 (m)	堤防 天端高 (m)	既往 最大 水位(m)	起因 年月日	観測方式
岩手県 〔釜石地方振興局 土木部〕	甲子川	礼ヶ口	礼ヶ口橋	2.9	2.7	2.2	5.200	3.60	H14. 7. 11	テレメータ
	鵜住居川	大浜渡橋	大浜渡橋	3.7	3.3	2.6	7.170	4.20	H14. 7. 11	テレメータ
	長内川	長内橋	長内橋		1.2	0.7	7.440	2.00	S54. 10. 19	普通
	熊野川	下荒川橋	下荒川橋		2.0	1.0	9.000	1.60	H14. 7. 11	普通
	片岸川	片岸橋	片岸橋		2.0	1.0	3.560	2.33	S23. 9. 16	普通

【雨量、水位観測所及び関係機関の連絡系統図】



凡 例

雨量観測所	水位観測所	テレメータ	電話等有線
雨量 釜石	水位 礼ヶ口 甲子川	-----	—————

観測施設設置機関等 関係公署電話番号一覧

公 署 名	電話番号	備 考
釜石地方振興局水防隊 (土木部)	25-2714	河川港湾課 (河川砂防チーム、港湾チーム)
岩手県水防本部 (県土整備部河川課)	019-629-5903	河川海岸担当
釜石警察署	22-0110	
釜石大槌地区行政事務組合消防本部釜石消防署	22-2525	
釜石市役所	22-2111	
釜石市水防本部 (市民生活部防災課)	22-2111	内線 109, 118

第3節 雨量の通報要領

- 1 前24時間雨量が50mmに達したときに通報を開始する。
- 2 通報は原則として3時間毎とする。
- 3 1時間雨量が10mm以上の場合は毎時通報とする。
- 4 前3時間雨量が5mm以下になったときは通報を中止して差し支えない。

ただし、水防本部は、降雨強度が著しく大きい場合等状況により随時観測通報を要請するものとする。

第4節 水位の観測箇所並びに通報連絡

水位の観測箇所は、礼ヶ口橋量水標、大浜渡橋量水標、片岸橋量水標、下荒川橋量水標、長内橋量水標とし、釜石地方振興局土木部は、気象注意報等の通知を受けたとき、または出水の恐れがある場合には水位の変動を観測し、通報水位に達した場合には、次の水位通報要領により、第2節の「連絡系統図」に基づいて、水防管理者及び関係機関へ連絡するものとする。

第5節 水位の通報要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）は、第2節(2)のとおりとする。
- 2 水位が通報水位に達したときに通報を開始する。
- 3 通報は原則として1時間毎とする。
- 4 水防団待機水位（通報水位）に下がるまで通報を続ける。

ただし、水防本部は、はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、または水位変動が著しい場合等状況により、随時観測通報を要請するものとし、水防団待機水位（通報水位）に下がらない場合で、降雨がなく今後はん濫注意水位（警戒水位）に達しないと判断される場合は通報を中止して差し支えない。

第6節 関係機関との連絡

水防本部においては、第5節の通報により随時雨量、水位の状況を把握するとともに、必要に応じて関係機関との情報連絡及び交換を行うものとする。

第7章 通 信 連 絡

第1節 通信連絡

関係機関相互の通信連絡は、主として電話により行うこととするが、困難なときは、非常扱通話により行うこととする。

その他あらゆる通信施設を最高度に活用し、通信連絡に万全を期するものとする。

【非常扱通話の取扱要領、利用機関及び電話番号一覧 別表7-1-1】

【釜石市地域防災計画 第3章第3節 通信情報計画】

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。

第3節 伝 令

近距離及び電話不通時等の連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置場所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車輛その他の施設を配置するものとする。

第4節 水防信号

法第13条の規定による水防信号は、岩手県水防計画第6章第5節のとおりである。

【水防信号（昭和36年6月6日 岩手県告示第437号）】

信 号 種 別	打 鐘 信 号	余韻防止サイレン信号
警 戒 信 号	1点と4点の連打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 ————— 長 声 一 声
出 勤 信 号	3点 3点 3点 ○○○ ○○○ ○○○ 連 打	3秒 10秒 3秒 10秒 — ——— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
避 難 信 号	乱 打 ○○○○○○○○○○○○○○○○	3秒 3秒 3秒 3秒 — ——— ———— 連続 2秒 2秒 2秒
解 除 信 号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

第8章 水防上必要な気象予警報及び情報等の連絡

第1節 水防上必要な気象予警報及び情報の連絡

盛岡地方気象台から発表される気象予警報等は、岩手県知事から「防災情報提供ネットワークシステム」を通じて、水防管理団体である釜石市並びに釜石大槌地区行政事務組合消防本部へ連絡される。また、警報に関する事項は、東日本電信電話株式会社から水防管理団体である釜石市並びに釜石大槌地区行政事務組合消防本部に連絡される。

その他に水防本部及び消防団は、テレビ・ラジオ放送、インターネット等あらゆる手段を講じて気象情報、水防に関する情報を把握するものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第2節 気象予警報等の伝達計画】

第2節 水防上必要な気象予警報等の広報

前節による警報事項、気象予警報等の連絡があったとき及び第2章第1節の水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたとき、または上流の状況により出水の恐れがあるときは、水防管理者は消防団及び釜石地方振興局水防隊、釜石警察署等の水防機関と連絡を行うとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民及び関係機関に周知するものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第2節 気象予警報等の伝達計画 別図1】

第9章 堤防異常の報告、警戒、出動及び水防開始

第1節 堤防異常の報告

次の場合は、水防管理者は直ちに釜石地方振興局水防隊に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき（その状況と措置の概況を含む。）。
- 2 消防団が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第2節 警戒、出動及び水防開始

水防管理者は、第2章第1節に適合するとき、第6章第3節及び第5節、第8章第1節についての連絡等を受けたとき、または大雨の恐れがあり、出水が予想される等非常の場合、迅速に水防活動を実施するため、警戒態勢、消防団の出動、活動の段階等を「釜石市水防動員計画」に定める。

【釜石市水防動員計画 別表9-2-1】

- 1 水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合は、即時活動開始できるよう消防団長に出動待機を命ずるものとし、分団長においては警戒、活動準備にあたるものとする。
- 2 水防開始の命令を受けた分団長は、最も迅速な方法をもって各団員を所定の配置につかせ、直ち

に第2章第3節により水防活動を実施するものとする。

- 3 各分団の水防担当区域においては、水防本部からの情報によるか、またはその地域の状況を判断して、分団長において出動及び水防活動を実施するものとする。
- 4 分団長は、前項の状況、活動の概要を消防団長に報告し、後に文書をもって水防本部に報告するものとする。
- 5 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなつたと判断されるときは、水防管理者は消防団長に全域または一部の任務を解除することができる。

第10章 決壊の通報、避難立退及び救助

第1節 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合またはこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第18条の規定により直ちにその旨を氾濫が予想される地域の住民に広報するとともに、釜石警察署及び釜石地方振興局水防隊に通報する。

第2節 避難及び立退

分団長は、堤防巡視中急激に増水し、または著しい事態の悪化の恐れがあり、危険が切迫しているときは、直ちに水防管理者及び消防団長に報告し、水防管理者の命令により必要と認める地域の住民に対し、避難及び立退を指示（報告のいとまがないときは分団長において）することができるものとする。この場合、避難の指示または勧告等の発令については、「釜石市地域防災計画」に定める基準に基づき行うものとする。

水防管理者は、その地域の住民に対し避難及び立退を指示する場合には、釜石警察署長にその旨を通知する。

分団長は、避難及び立退を指示したときは、「釜石市地域防災計画」に定める「指定避難場所等」に避難誘導するものとする。

立退指示方法は、サイレン、警鐘、自動車、電話、放送、防災行政無線または駆足連呼等、迅速かつ確実に地域住民に周知するものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第14節 避難・救出計画】

【釜石市地域防災計画資料編 3-14-4 避難者収容施設】

第3節 救 助

堤防その他の施設が決壊し、または急激な増水による氾濫のため、人命に危険が切迫したときは、消防団長は直ちに人命救助を命じ、または分団長は事態に急を要するときは、命令を待たずして直ちに人命救助にあたるものとする。

第 11 章 自衛隊派遣要請

- 1 水防管理者は、洪水または高潮等に際しその被害が甚大であると予想され、水防管理団体のみでは災害を防止することができず、人命または財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡するいとまがなく、真に事情の止むを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を經由できない事由を附して、派遣を要請することができるものとする。
ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事に報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、「釜石市地域防災計画」に定めるとおり実施するものとする。

【釜石市地域防災計画 第3章第11節 自衛隊災害派遣要請計画】

第 12 章 公 用 負 担

第 1 節 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使するものは、水防管理者または消防機関の長でその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

【公用負担命令権限証】

第 号
公用負担命令権限証
〇〇〇〇〇
上記の者に、区域における水防法 第 2 8 条第 1 項の権限行使を委託し たことを証明する。
年 月 日
釜石市長 〇〇〇〇 印

第2節 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者またはこれらに準ずべき者に提出しなければならない。

【公用負担命令票】

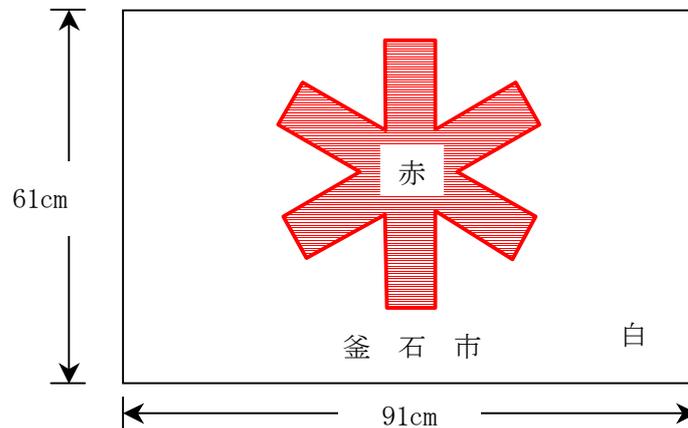
第 号
公用負担命令証
目的物 種類
負担の 使用 収用 処分
内容
年 月 日
釜石市長 ○○○○ 印
事務取扱者 ○○○○ 印
様

第13章 そ の 他

第1節 優先通行標識

法第18条における標識は、以下のとおりである。

【優先通行標識】



第2節 身分証票

法第49条第2項における身分証票は、以下のとおりである。

【身分証票】

表	第 号	裏
	水防職員証	注 意
	所属機関名	1 本証は水防法第49条第2項による証票である。
	職氏名	2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。
	現住所	3 記載事項に変更があったときは、直ぐ訂正を受けること。
	年 月 日 生	
	年 月 日 交付	
	所属機関の長	
	氏名 ○○○○ 印	

第3節 水防活動実施報告

水防活動を実施したときは、水防管理者は所定の期日までに「水防活動実施報告書」を取りまとめ、釜石地方振興局土木部長を経由して知事に報告するものとする。

【水防活動実施報告書】

釜石市水防活動実施報告書

様式(2)

区 分	水防活動		活 動 費						出 水 状 況		
	団体数	活動延人員	使用資材費			機械等借料	食糧費	出 動 手 当 等	その他	計	警戒水位○○m 最高洪水位○○m ○○ 量水標 () 月 日 時 降雨量 ○○mm 河川名 ○○川筋
			主要資材	その他資材	小計						
前月まで	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
月分	()		()	()		()					
小計	()		()	()		()					
累 計											水防作業の概要 ○○工法 ○○箇所○○m

1 作成要領 様式(1) 様式(2)共通

- (1) 「前回まで」の欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- (2) 「団体数」欄は、当該月内に水防活動を行った水防管理団体の実数を記入し、上段()書には、主要資材費の使用額が25万円以上となった団体数を記入すること。
- (3) 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石の使用額を記入し、上段()書には、主要資材の使用額が25万円を超えた団体にかかる使用額の合計を記入すること。
- (4) 「その他資材」欄は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()書には、土、砂、砂利の使用額を記入すること。
- (5) 「機械等借料」欄は、水防活動のために貸借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には、水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を記入すること。
- (6) 2～5にかかる()書は全て内書とすること。

2 報告期限等

- (1) 水防管理団体は、水防活動を行った場合、様式(2)により報告書を2部作成し、一四半期終了後10日以内に所管地方振興局土木部又は土木事務所へ提出すること。
- (2) 所管地方振興局土木部及び土木事務所は、様式(1)の総括表を作成し、様式(2)とともに一四半期終了後15日以内に河川課へ提出すること。
- (3) 水防活動に際しては、備蓄資材の受渡簿、購入資材については、購入証拠書類及び水防活動を行った場合の写真等の整備をしておくこと。

第4節 水防功労者推薦

水防活動において、特に功労のあった個人または団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては釜石地方振興局土木部長が、知事に推薦することができる。

【水防功労者推薦様式】

水 防 功 労 者 推 せ ん

1 個人

消防団員又はその他のものであつて次の各号に該当するもの。

- ア 出水の危険又は水防実施にあたり、適切な措置および挺身敢闘して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。
- イ 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたつて支障があるに至つた者。

2 団体

よく一致団結し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた消防団その他の団体。

3 個人功績調査

項 目	記 載 事 項
所属団体名又は 官 署 名	
職業、住所、氏名	
生 年 月 日 死 亡 年 月 日	
功 績 事 項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。従つて長文となつても差支えない。もし具体性を欠くときには選択困難となるので、その点特に留意すること。
略 歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、状況等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰	
遺 族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等につき記載する。

4 団体功勞調書

項 目	記 載 事 項
団体所在地	
団体名	
団体の代表者の 役職、氏名、住所	
功勞事実	個人功勞調書と同様の要領で記載する。
団体略歴	上に同じ。

第5節 公務災害補償

消防団員及び水防に従事した者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、市町村消防団員等公務災害補償条例（岩手縣市町村総合事務組合共同処理事務）に定めるところにより補償するものとする。

第6節 水防訓練計画

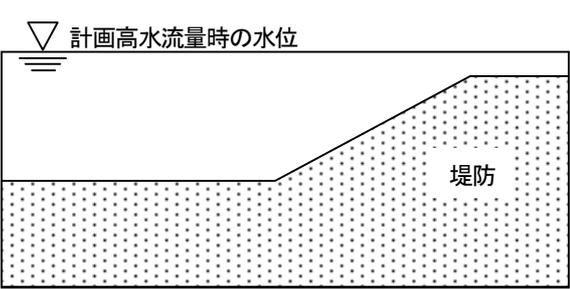
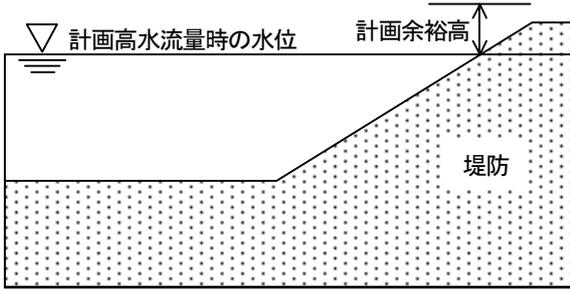
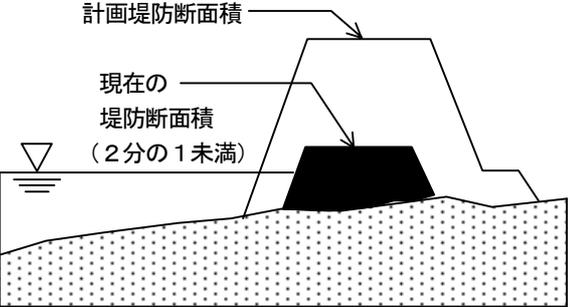
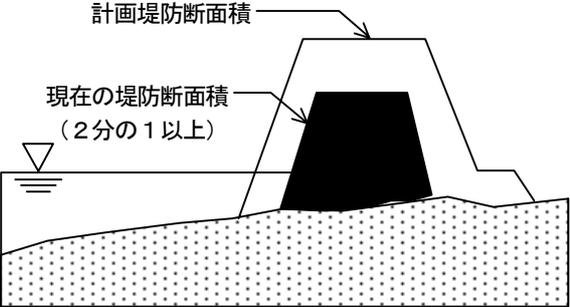
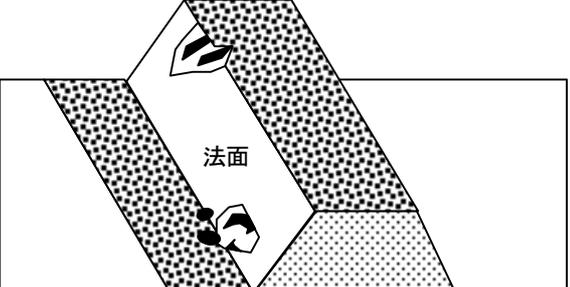
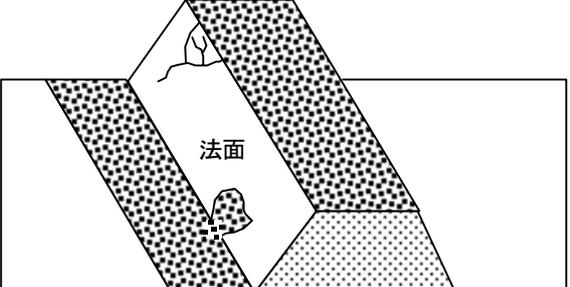
水防訓練は、必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか、堤防破損・溢水、決壊、流出、高潮等を想定し計画的に実施するものとする。

第7節 洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ

水防管理者は、法第14条に規定する岩手県が指定する河川の浸水想定区域の公表をもとに、法第15条第4項に規定する洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを作成し、市民に周知するものとする。

別 表

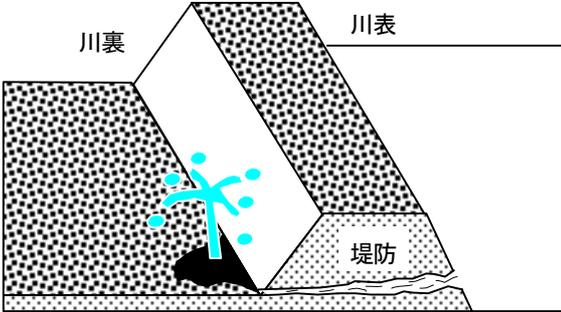
重要水防箇所評定基準

堤防高	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>計画高水流量に達する洪水がおきたとき、川の水が計画の堤防を越えるところ。</p> 	<p>計画高水流量に達する洪水がおきたとき、川の水が計画の堤防を越えないけれども、その時の水位と堤防の高さの差が堤防の計画余裕高にたりないところ。</p> 
堤防断面	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）の2分の1未満の箇所。</p> 	<p>現在の堤防断面積（または天端幅）が、計画の堤防断面積（または計画の天端幅）より小さいものの、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。</p> 
法崩れ・法すべり	A 水防上、最も重要な区間	B 水防上重要な区間
	<p>法崩れまたは法すべりが起こり、堤防が欠けているのに、修復していない箇所。</p> 	<p>●法崩れまたは法すべりが起こったことがあり、一時的に修復している箇所。 ●法崩れまたは法すべりしたことはないが、今後法崩れまたはすべりの発生するおそれのある箇所。</p> 

漏水

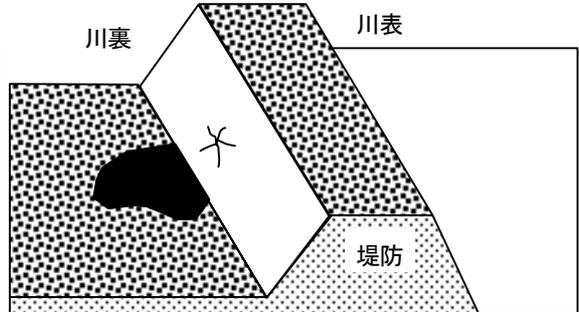
A 水防上、最も重要な区間

洪水時に川の水が、堤防にしみこんで、川裏から吹き出したことがあり、まだ対策していない箇所。



B 水防上重要な区間

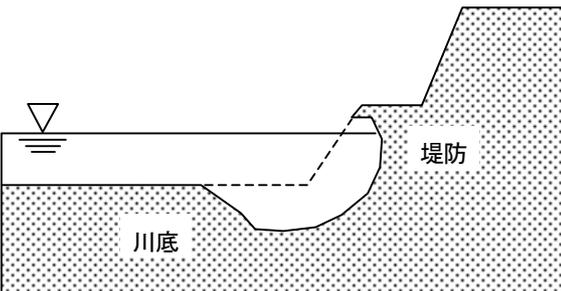
- 以前、漏水したことがあり、一時的に対策した箇所。
- 今まで漏水したことはないが、今後、漏水が発生するおそれがある箇所。



水衝・洗掘

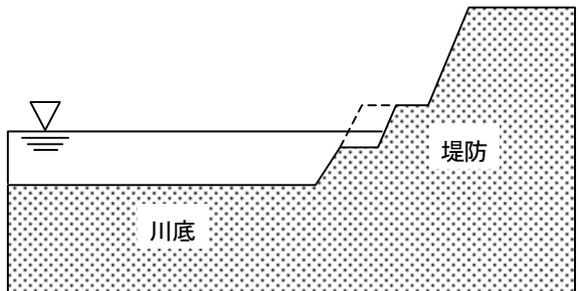
A 水防上、最も重要な区間

水衝部にある川岸や、川底が川の流れてによって、深く削られている箇所。



B 水防上重要な区間

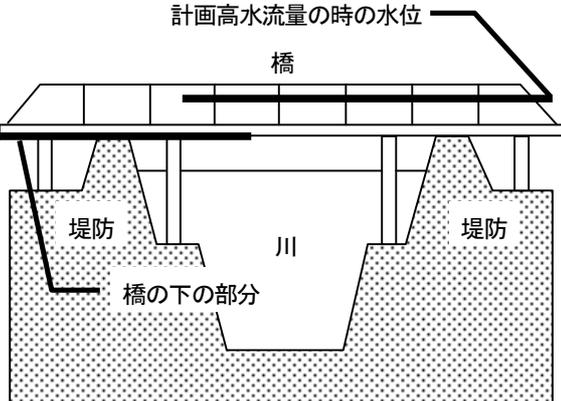
水衝部にある川岸や、川底が川の流れてによって削られている箇所。



工作物

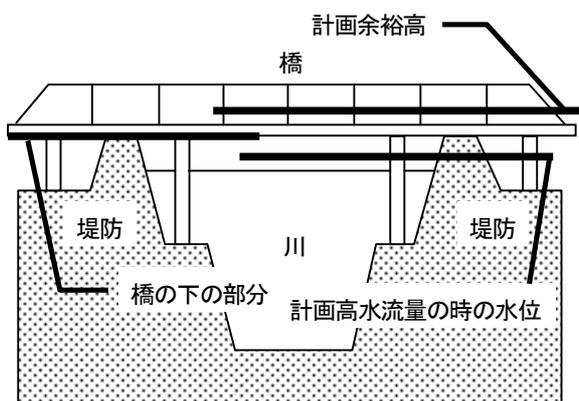
A 水防上、最も重要な区間

橋など川を横ぎる工作物の下部分が、計画高水流量の時の水位以下となる箇所。



B 水防上重要な区間

橋やその他の河川横断工作物の下部分と、計画高水流量の時の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。



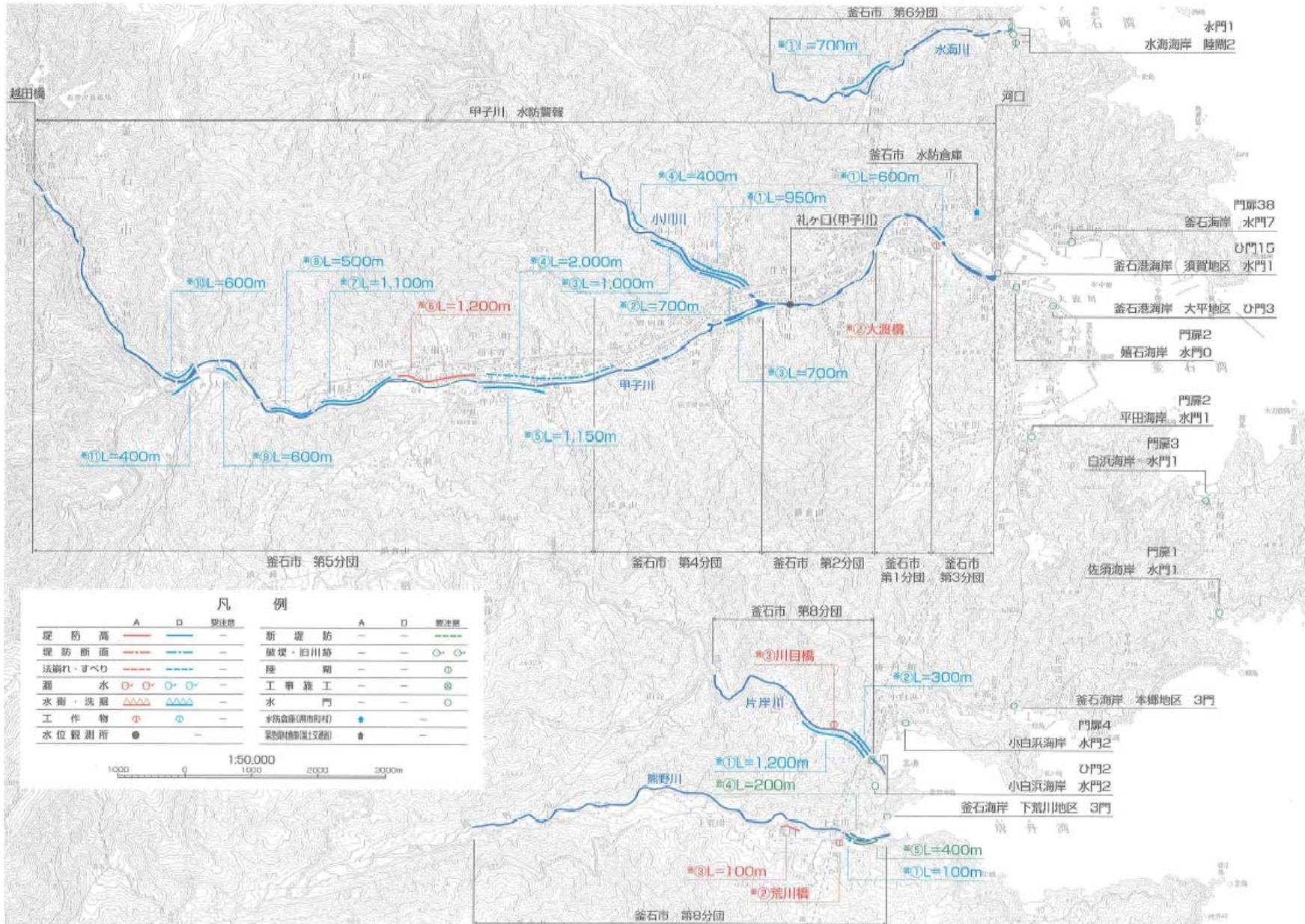
別表3-2-2

重要水防箇所一覧表

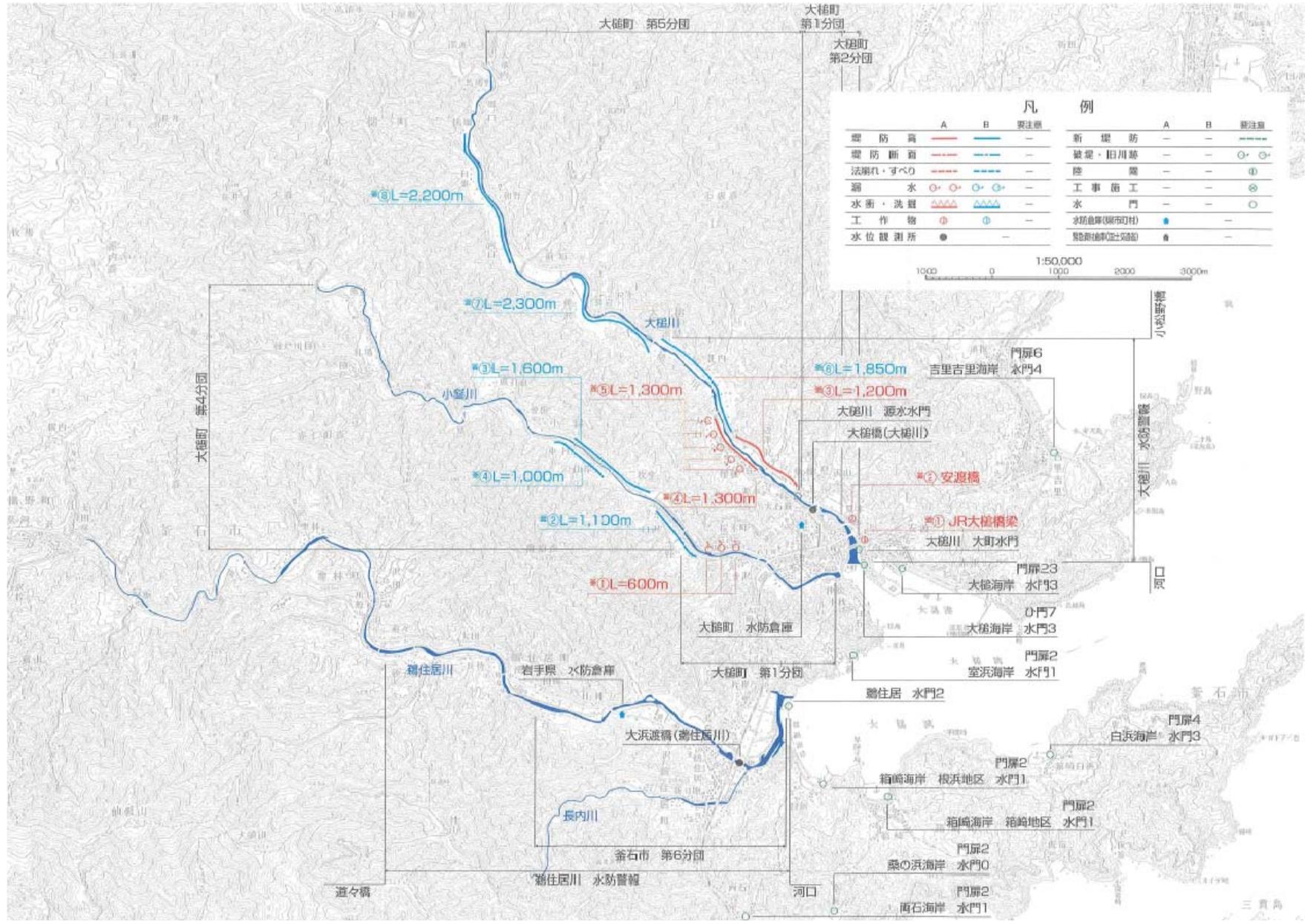
河川名	管理	地区名	左右岸	評価種別	図面番号	重要度A区間			重要度B区間			要注意区間		対策水防工法	
						堤防A(m)	(他の評価と重複)	工作物A(箇所)	堤防B(m)	(他の評価と重複)	工作物B(箇所)	新堤防・旧河川(m)	工事施行・破堤跡・陸閘(箇所)		
水海川	県	女遊部	左	堤防高	釜1				700						積土のう工
水海川	計					0	(0)	0	700	(0)	0	0	0		
甲子川	県	大渡町	左	堤防高	釜1				600						積土のう工
甲子川	県	大渡橋		工作物	釜2			1							
甲子川	県	礼ヶ口～定内	右	堤防高	釜3				700						積土のう工
甲子川	県	野田橋～坪内橋	左	堤防断面	釜4				2,000						積土のう工
甲子川	県	松倉～坪内	右	堤防高	釜5				1,150						積土のう工
甲子川	県	坪内橋～関沢	左	堤防高 無堤	釜6	1,200									
甲子川	県	関沢	左	堤防高	釜7				1,100						積土のう工
甲子川	県	洞泉	左	堤防高	釜8				500						積土のう工
甲子川	県	砂子渡	右	堤防高	釜9				600						積土のう工
甲子川	県	大松	左	堤防高	釜10				600						積土のう工
甲子川	県	枯松沢	右	堤防高	釜11				400						積土のう工
甲子川	計					1,200	(0)	1	7,650	(0)	0	0	0		
小川川	県	七の橋～小川町	左	堤防高	釜1				950						積土のう工
小川川	県	七の橋～桜木町	右	堤防高	釜2				700						積土のう工

小川川	県	桜木町～中小川	右	堤防高	釜 3				1,000					積土のう工
小川川	県	上小川	左	堤防高	釜 4				400					積土のう工
小川川	計					0	(0)	0	3,050	(0)	0	0	0	
片岸川	県	唐丹片岸	右	堤防高	釜 1				1,200					積土のう工
片岸川	県	唐丹片岸	左	堤防高	釜 2				300					積土のう工
片岸川	県	川目橋		工作物 橋梁	釜 3			1						
片岸川	計					0	(0)	1	1,500	(0)	0	0	0	
熊野川	県	下荒川	右	堤防高	釜 1				100					積土のう工
熊野川	県	荒川橋		工作物	釜 2			1						
熊野川	県	荒川	右	堤防高 無堤	釜 3	100								
熊野川	計					100	(0)	1	100	(0)	0	0	0	

別表3-2-3 主要河川重要水防箇所図（水海川・甲子川・小川川・片岸川・熊野川）



別表3-2-3 主要河川重要水防箇所図（鶴住居川）



別表 7-1-1

非常扱通話の取扱要領、利用機関及び電話番号一覧

(1) 非常扱通話の取扱要領

水防法第 27 条の規定に基づき、洪水または高潮に際し水の警戒及び防ぎよのための連絡装置を内容とするもので警報発令以後は、水防の必要があると認められるとき以降、事態の解消するまで関係機関相互間の発受するものに限り非常扱通話として取扱う。

- 1 通話の申し込みは、102 番をダイヤルし「非常扱通話」と告げる。
- 2 非常扱通話の接続にあたり、相手の電話が通話中のときは、交換取扱者が、その通話中の通話に割り込み当電話を切断して接続することがあります。
- 3 通話のふくそう状況に応じ、通話時間が制限されることもあります。

〈参 考〉

電気通信事業法（昭和 59 年 12 月・法律第 86 号）第 8 条

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 4 月・郵政省政令第 25 号）第 5 章 第 55 号～第 56 号

電話サービス契約約款（平成 11 年 7 月・東企営第 99-1 号）

第 9 章

第 2 節 第 62 条

第 63 条

第 3 節 第 64 条～第 66 条

(2) 非常扱通話利用機関及び電話番号一覧

機 関 名		電 話 番 号		災 害 時 優 先 番 号
名 称	住 所	市外局番	電話番号	登 録 電 話 番 号
岩手県	盛岡市内丸 10-1	019	651-3111(代)	651-3160～3174
陸上自衛隊岩手駐屯地部隊	岩手郡滝沢村滝沢後 268-433	019	688-4311(代)	688-4313
盛岡地方気象台	盛岡市山王町 7-60	019	622-7868(技術) 622-7870(防災)	623-3757
NTT 東日本岩手支店	盛岡市中央通 1-2-2	019	625-4960(代)	651-4200
岩手県警察本部	盛岡市内丸 8-10	019	653-0110(代)	653-5153～5161
仙台管区気象台	仙台市五輪 1-3-15	022	297-8103(代)	
NHK 盛岡放送局	盛岡市上田 4-1-3	019	626-8826(代)	622-1093

岩手放送株式会社	盛岡市志家町 6-1	019	623-3127(代)	651-7702
株式会社テレビ岩手	盛岡市内丸 2-10	019	624-1166(代)	623-3530
株式会社エフエム岩手	盛岡市盛岡駅前通 8-17	019	625-5511(代)	625-5515
株式会社岩手めんこいテレビ	盛岡市本宮字松幅 89	019	656-3300(代)	659-2700
岩手朝日テレビ株式会社	盛岡市盛岡駅西通 2-6-5	019	629-2525	629-2525
東北電力KK岩手支店	盛岡市紺屋町 1-25	019	653-2115(代)	654-7311
釜石地方振興局土木部	釜石市新町 6-50	0193	25-2708(代)	25-2714
釜石市役所	釜石市只越町 3-9-13	0193	22-2111(代)	22-2127
釜石大槌地区行政事務組合 釜石消防署	釜石市大渡町 1-6-12	0193	22-2525(代)	22-2525

釜石市水防動員計画

動員の種別

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 居住者等の水防義務による動員

動員の時機及び方法

1 警戒動員

各河川において水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、または高潮等の恐れがある場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を出動させ警戒にあたるものとする。

なお、各分団長は水防活動に備え、予め情報連絡係及び哨警班並びに資機材整備係及び避難誘導係を編成しておくものとする。

2 第1次動員

各河川においてはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水の恐れがある場合、または高潮等に特に警戒の措置が必要と認められる場合、水災が予想される各河川及び海岸の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ、警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡係及び哨警班を任務につかせ、資機材整備係及び避難誘導係に準備及び待機させるものとする。

消防団本部は、本部分団員を招集し、水防用資機材の点検整備を実施するものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命令を待つことなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

3 第2次動員

第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、釜石市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

4 居住者等の水防義務による動員

法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢18歳以上の者の出動を要請するものとする。